

戸別所得補償モデル対策関係資料

平成 22 年 5 月

衆議院調査局

農林水産調査室

はじめに

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にあります。こうした中、政府は、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、戸別所得補償制度を平成 23 年度から本格実施することとしております。

平成 22 年度においては、戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、戸別所得補償モデル対策を実施することとし、平成 22 年 4 月 1 日にスタートしたところです。

本資料集は、こうした状況を踏まえ、戸別所得補償モデル対策に係る基礎的な資料を収集したものです（担当調査員：梶原武、内藤義人、碓井扶美子）。

収録した資料は、制度検討の経緯（当室作成）、モデル対策のパンフレット、実施要綱、予算関係資料、食料・農業・農村基本計画（抜粋）、民主党農政関係資料、水田・畑作経営所得安定対策関係資料等です。

戸別所得補償モデル対策をめぐっては、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の評価・検証、需給調整の実効性（米の需給・米価に与える影響）、担い手・集落営農組織の育成へのインセンティブ、水田利活用自給力向上事業における全国統一単価設定が地域の主体的な取組に与える影響と激変緩和措置の妥当性、米戸別所得補償モデル事業の単価水準の妥当性、財源捻出のための農業農村整備事業費の大幅削減が農業・農村に与える影響などが論点として考えられます。

平成 23 年度に戸別所得補償制度を本格実施するためには、戸別所得補償モデル対策の実施中に並行して制度設計をする必要があります。赤松農林水産大臣は 4 月 2 日の記者会見において、平成 22 年秋の臨時国会に実施法案を提出する考えを示したところです。

今後、モデル対策の実施状況と本格実施の制度設計の状況を十分注視していく必要がありますが、その際、本資料を御活用いただければ幸いです。

平成 22 年 5 月

衆議院調査局農林水産調査室長
専門員 板垣芳男

目 次

第 1	戸別所得補償制度の検討経緯等 戸別所得補償制度の検討経緯等	1
第 2	戸別所得補償モデル対策の概要 パンフレット 戸別所得補償モデル対策に関する主要 Q & A (平成 22 年 2 月 23 日) 戸別所得補償制度モデル対策に関する実務者担当者向け Q & A (未定稿：平成 22 年 3 月 3 日第 3 版) 戸別所得補償モデル対策の開始に当たって 赤松農林水産大臣談話 (平成 22 年 4 月 1 日) 戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口	9 57 61 125 127
第 3	戸別所得補償モデル対策実施要綱等 戸別所得補償モデル対策実施要綱 戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱 抜粋	143 209
第 4	戸別所得補償モデル対策予算関連資料 農業の立て直しと食と地域の再生に向けて 赤松農林水産大臣談話 (平成 21 年 12 月 22 日) 戸別所得補償制度に関するモデル対策 P R 版 モデル対策に関する論点について (平成 21 年 12 月)	221 223 235
第 5	食料・農業・農村基本計画 食料・農業・農村基本計画 (平成 22 年 3 月 30 日閣議決定) 抜粋	243
第 6	民主党農政関係資料 民主党農林漁業再生プラン (骨子) (2004 年 5 月 26 日) 抜粋 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本 法案 (山田正彦君外 4 名提出、第 164 回国会参法第 11 号) 抜粋 農業者戸別所得補償法案 (平野達男君外 4 名提出、第 168 回国会参法第 6 号)	261 266 271

民主党農林水産政策大綱「農山漁村6次産業化ビジョン」～農林漁業・ 農山漁村の再生に向けて～（2008年12月14日）抜粋……………	275
農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案（筒井信隆君 外6名提出、第171回国会衆法第2号）抜粋……………	293
民主党政策集 INDEX 2009 抜粋……………	301
民主党の政権政策 Manifesto 2009 抜粋……………	306

第7 水田・畑作経営所得安定対策関係資料

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律・	309
水田・畑作経営所得安定対策の概要（雪だるまパンフ）ver.2.1……	315

資料は平成22年4月30日現在のものを掲載した。

第 1 戸別所得補償制度の検討経緯等

戸別所得補償制度の検討経緯等

: 前政権関連の動き

年月日	事 項
2003 (平成 15) 年	
5.28	政府提出「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」の対案として、民主党及び社民党共同で「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(鮫島宗明君外 2 名提出、衆法第 22 号)」を衆議院に提出(主要食糧の生産者に対する所得確保のための交付金の導入を盛り込む。) 衆議院農林水産委員会に付託、提出者筒井信隆君から趣旨説明を聴取。
6. 4	「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」(衆法) 衆議院農林水産委員会で否決。
6. 5	「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」(衆法) 衆議院本会議で否決。
2004 (平成 16) 年	
5.26	民主党農林漁業再生プラン公表。 (直接支払の導入による食料自給率向上を盛り込む。)
2005 (平成 17) 年	
10.27	農林水産省、「経営所得安定対策大綱」を決定。(これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換する「品目横断的経営安定対策」等の骨子を明らかにする。)
10.28	「経営所得安定対策大綱策定に関するコメント」(山田正彦ネクスト農林水産大臣(以下「山田NC大臣」という。)) 発表。
2006 (平成 18) 年	
2.24	政府、品目横断的経営安定対策を具体化する「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(以下「担い手経営安定新法」という。) 等 3 法案を閣議決定、衆議院に提出。
3.16	民主党、「食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外 4 名提出、衆法第 11 号)」(以下「農政改革基本法案」という。) を衆議院に提出。(同法案において、食料自給率目標を 10 年後に 50%、将来においては 60% とすることを明記するとともに、米、小麦、大豆、菜種等を計画的に生産する販売農家に対して単年度当たり 1 兆円規模の直接支払を導入することを盛り込む。)
3.17	「担い手経営安定新法」及び「農政改革基本法案」、衆議院本会議で趣旨説明、質疑、農林水産委員会に付託。(3.23 提案理由説明聴取、4.5、4.12 質疑、4.19 地方公聴会、4.20、4.26 質疑、5.11 公聴会、質疑、5.16 質疑、

年月日	事 項
<p>5.17</p> <p>5.18</p> <p>6.14</p> <p>6.21</p> <p>9.11</p> <p>12.18</p>	<p>5.17 質疑、採決)</p> <p>「担い手経営安定新法」等政府提出3法案、衆議院農林水産委員会で可決。 「農政改革基本法案」、同委員会で否決。</p> <p>「担い手経営安定新法」等政府提出3法案、衆議院本会議で可決 「農政改革基本法案」、同本会議で否決。 『担い手経営安定対策法案』(政府案)衆議院可決および『農林漁業再生法案』(民主党案)否決に関して(談話)。(山田NC大臣)発表。</p> <p>参議院本会議、「担い手経営安定新法」等3法案を可決、成立。 『担い手経営安定対策法案』参議院可決に関して(コメント(山田NC大臣)発表。</p> <p>「担い手経営安定新法」等3法を公布。(H19.4.1施行)</p> <p>小沢一郎民主党代表(以下「小沢代表」という。),「私の基本理念」及び「私の基本政策」を公表。(「私の基本政策」の中で「個別(戸別)所得補償制度の創設」を掲げる。)</p> <p>民主党、「政権政策の基本構想」(政策マグナカルタ)発表。(「戸別所得補償制度の創設」を掲げる。)</p>
<p>2007(平成19)年</p> <p>1.17</p> <p>7.9</p> <p>7.29</p> <p>8.7</p> <p>9.12</p> <p>9.13</p> <p>9.20</p> <p>9.21</p>	<p>2007(平成19)年</p> <p>1.17 「民主党政策 INDEX2007『生活維新』実現 - 政治とは生活である」を公表。 (「戸別所得補償制度の創設」を掲げる。)</p> <p>7.9 「民主党の政権公約マニフェスト」を公表。(3つの約束の3番目に「農業の元気で、地域を再生。農業の「戸別所得補償制度」を創設します。」とした。)</p> <p>7.29 (第21回参議院議員通常選挙)</p> <p>8.7 小沢代表は、定例記者会見で「農業の『戸別所得補償制度』の創設に向けて、秋の臨時国会で法案を提出する用意があるか」との質問に関し、「基本法的なものは、農業政策についても、あるいはその他のことについても、われわれが大事な約束として訴えてきたことは、是非国会に提案したい」と回答。</p> <p>9.12 民主党「次の内閣」(以下「民主党NC」という。) マニフェストで示した政策を可能な限り法案化することを確認。</p> <p>9.13 民主党農林水産部門会議 農業の戸別所得補償制度の創設に向け、今臨時国会への法律案提出を目指す方針を確認。</p> <p>9.20 民主党農林水産部門会議 農業者戸別所得補償法案(仮称)の骨格について協議。</p> <p>9.21 民主党NC 新潟県上越市で農業政策公聴会を開催(聴衆300人)。10月半ばに戸別所得補償法案の提出を目指していくことを表明するとともに、農業者と意見交換</p>

年月日	事 項
	を実施。
9.27	民主党農林水産部門会議
	農業者戸別所得補償法案（仮称）の骨格について協議。
10. 4	民主党農林水産部門会議
	農業者戸別所得補償法案要綱（案）について協議、了承。
10.10	民主党N C 閣議
	農業者戸別所得補償法案の内容を了承。
10.11	民主党農林水産部門会議
	農業者戸別所得補償法案について報告。
10.18	民主党農林水産部門会議
	筒井信隆ネクスト農林水産大臣（以下「筒井N C 大臣」という。）より、民主党の農林漁業政策全体をアピールし、政府・与党との対立軸を明らかにするため、「農林漁業・農山漁村再生基本法案（仮称）」を、2008（平成 20）年通常国会に提出したい旨説明、作業チームの設置等を了承。
	民主党、「農業者戸別所得補償法案（平野達男君外 4 名提出、参法第 6 号）」を参議院に提出。（同法案は、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対する標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした交付金の交付、中山間地域等直接支払制度の恒久化、担い手経営安定新法の廃止、等を内容とする。）
11. 9	参議院本会議、「農業者戸別所得補償法案」を可決、衆議院に送付。
12. 5	「農業者戸別所得補償法案」、衆議院農林水産委員会に付託、発議者平野達男君から趣旨説明を聴取。（12.12、12.19 質疑、次国会に継続審査）
12.21	農林水産省農政改革三対策緊急検討本部、「農政改革三対策の着実な推進について」を決定。（品目横断的経営安定対策について、制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即し、市町村特認制度の創設、名称の変更（水田・畑作経営所得安定対策）などの制度見直しを実施。）
2008（平成 20）年	
2.28	民主党農林水産部門・厚生労働部門・内閣部門・人権消費者調査会合同会議
	「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム～（未定稿）」について、筒井N C 大臣から報告。併せて、「食の安全・安心関連法案」を先行的に提出する旨報告。
3.13	民主党農林水産部門会議
	「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム～（未定稿）」について協議。
4. 2	「農業者戸別所得補償法案」、衆議院農林水産委員会で趣旨説明省略。（4.8 参考人質疑、質疑、5.8 質疑、採決）
4. 3	民主党農林水産部門会議
	「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム（未定稿）」の

年月日	事 項
	うち、食の安全に係る部分について説明、議論。
4.10	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>佐々木隆博農業・農村班主査より「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム（未定稿）」のうち、農業・農村政策（農地政策改革等）について説明、議論。</p>
4.17	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>筒井NC大臣より、「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム（未定稿）」のうち、森林・水産政策等について説明、議論。</p> <p>民主党、「食の安全・安心対策関連3法案」を衆議院に提出。</p>
5.8	「農業者戸別所得補償法案」、衆議院農林水産委員会で否決。
5.9	「農業者戸別所得補償法案」、衆議院本会議で否決。
5.15	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>畜産酪農対策小委員会仲野博子座長及び石川知裕事務局長から「畜産・酪農に関する今後の基本政策」について説明、議論。</p>
5.22	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>金子勝慶應義塾大学教授より「地域切り捨て」と題する講演を聴取した後、質疑応答。</p>
5.29	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>「農林漁業・農山漁村再生ビジョン～6次産業化プログラム（案）」について、筒井NC大臣より説明を聴取し、質疑応答の後、これを中間報告として民主党NCに上程することについて了承。</p>
6.11	<p>民主党NC</p> <p>「民主党農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン～」について、筒井NC大臣より報告。</p>
6.19	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>筒井NC大臣より「農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン～」の法案化について、閉会中に作業を進め、次期臨時国会に法案を提出したい旨の発言。</p>
9.16	<p>民主党農林水産部門会議</p> <p>筒井NC大臣より「農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン～」について、法制化の作業に入っていること、前回示したものを字句修正し、分かり易い内容とすべく修正したこと、本日のNCにおいて了解願うことについて報告があり、部門会議として了承。</p> <p>民主党NC</p> <p>「肥料・飼料、燃油等価格高騰に対する緊急対策」、「民主党農林水産政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン～農林漁業・農山漁村の再生に向けて～」について、筒井NC大臣より報告を聴取、NCとして方向性を了承。</p>

年月日	事 項
11.13	<p>民主党農林水産部門会議 衆議院法制局より、「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案骨子」の説明を聴取、質疑応答。</p>
11.19	<p>民主党N C 「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」について、筒井信N C大臣が中間報告、法案の概要を確認し法文化作業に着手することを了承。</p>
12. 4	<p>民主党農林水産部門会議 11月13日の部門会議における指摘事項を踏まえ、修正した法案骨子について、衆議院法制局より説明を聴取、質疑応答。</p>
12.17	<p>民主党N C 細野豪志ネクスト農林水産副大臣が「民主党農林水産政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン」及び「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」について説明。</p>
12.24	<p>民主党N C 筒井信隆N C大臣が「民主党農林水産政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン」及び「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」について説明。財源論を含め協議を重ね、最終調整を直嶋正行政調会長と筒井N C大臣に一任。</p>
2009（平成21）年	
1. 7	<p>民主党N C 一任案件となっていた「民主党農林水産政策大綱 農山漁村6次産業化ビジョン」及び「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」について、政策及び法案の内容を了承。</p>
1. 8	<p>民主党農林水産部門会議 筒井N C大臣より、7日の民主党N Cの報告、「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」を第171回国会に提出する考えを表明。</p>
1.20	<p>民主党、「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案（筒井信隆君外6名提出、衆法第2号）」を衆議院に提出。（4.30 提案理由説明聴取、6.11 質疑）</p>
7.21	<p>「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」、衆議院解散に伴い審査未了、廃案。</p>
7.27	<p>民主党、「民主党政権政策 Manifesto」「民主党政策集 INDEX2009」を公表。（「農山漁村を6次産業化し、活性化する」等を政策目的とし、具体策として、戸別所得補償制度の導入等を掲げた。）</p>
8.30	<p>（第45回衆議院議員総選挙）</p>

年月日	事 項
9.16	鳩山内閣発足（農林水産大臣：赤松広隆）
10. 1	農林水産省、戸別所得補償制度の具体化に向けた検討を行うため、政務三役会議の下に、具体的な制度設計の検討を行う「戸別所得補償制度推進本部」（本部長：農林水産大臣）を設置、第1回推進本部を開催。
10. 6	農林水産政策会議（第1回）（農林水産副大臣主催による会議） 戸別所得補償制度推進本部（第1回）資料を、与党議員に対し配布、説明、議論。
10.15	平成22年度予算概算要求、「戸別所得補償制度に関するモデル対策」5,618億円を計上。（うち、米戸別所得補償モデル事業3,371億円、水田利活用自給力向上事業2,167億円）
11. 9	戸別所得補償制度推進本部（第2回） 現段階における制度運営実務の検討方向、地方窓口の設置等 農林水産政策会議（第5回） 戸別所得補償制度推進本部（第2回）資料を配布、説明、議論。
11.19	民主党（農林水産委員会質問研究会）農林水産省に対し、「農林水産質問研究会の意見を踏まえた政府への提言 - 永続的な戸別所得補償制度とするために - 」を提出。
11.27	戸別所得補償制度推進本部（第3回） 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更、平成22年産米の都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）21年産米の買入れ、現段階における制度運営実務の検討方向、戸別所得補償制度に関する意見募集の結果 農林水産政策会議（第6回） 戸別所得補償制度推進本部（第3回）資料を配布、説明、議論。
12.22	農林水産政策会議（第9回） 戸別所得補償モデル対策関係資料集を配布、説明、議論。 戸別所得補償制度推進本部（第4回） 大臣談話、懸案事項、説明会スケジュール、PR版、論点 農林水産政策会議（第10回） 戸別所得補償制度推進本部（第4回）資料を配布、説明、議論。
12.25	平成22年度予算閣議決定、「戸別所得補償に関するモデル対策」5,618億円を計上。（うち、水田利活用自給力向上事業2,167億円、米戸別所得補償モデル事業3,371億円）
2010（平成22）年	
1.12～1.20	農林水産省、戸別所得補償モデル対策に関するブロック説明会を全国8か所で開催。
1.15	農林水産政策会議（第12回）

年月日	事 項
1.15～3.25	戸別所得補償モデル対策関係資料集等を配布、説明、議論。 農林水産省、戸別所得補償モデル対策に関する都道府県説明会を開催。
2. 3	農林水産政策会議（第 15 回） 長清農林水産政策研究所所長より「『2019 年における世界の食料需給の見通し』について」と題する講演を聴取した後、質疑応答。
2. 4	農林水産政策会議（第 16 回） モデル対策のパンフレット等を配布、激変緩和措置についての現場への説明の状況、飼料米の取組状況等について説明。
2.10	農林水産政策会議（第 18 回） 金子勝慶應義塾大学教授より「『農業・農村の再生を国家戦略に位置付ける』～日本版グリーンニューディール構想と 6 次産業化戦略～」と題する講演を聴取した後、質疑応答。
2.17	農林水産政策会議（第 20 回） 鈴木宣弘東京大学大学院農学生命科学研究科教授（食料・農業・農村政策審議会企画部会部会長）より「国家戦略としての食料」と題する講演を聴取した後、質疑応答。
3.18	農林水産政策会議（第 30 回） モデル対策のパンフレット等を配布、説明。
3.30	農林水産政策会議（第 33 回） モデル対策のパンフレット、骨子等を配布、説明、議論。 新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定。
4. 1	戸別所得補償モデル対策の開始。 （加入申請受付は平成 22 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日まで） 戸別所得補償制度推進本部（第 5 回） 大臣談話、地方窓口、説明会開催状況、広報チームの設置、パンフレット、実施要綱 農林水産政策会議（第 34 回） 戸別所得補償推進本部（第 5 回）資料を配布、説明、議論。

注：民主党ホームページ、農林水産省ホームページ等を基に衆議院調査局農林水産調査室作成。
肩書きは全て当時のもの。

第2 戸別所得補償モデル対策の概要

戸別所得補償 モデル対策の 概要

「食」と「地域」の再生に向けて



農林水産省

戸別所得補償モデル対策 を開始しました!



戸別所得補償モデル対策が4月1日から開始されました。この対策は、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、農政の大転換の歴史的な第一歩となります。

戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていく環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

国民の皆様におかれましては、是非、このモデル対策のスタートを期に、農業・農村が大きな価値を持っているとの想いを共有し、本対策の重要性についてご理解いただきますようお願いいたします。

農業者の皆様におかれましては、新しい農政が開始される意義を十分自覚していただき、意欲を持ってこの対策に参加し、更なる経営発展に取り組んでいただきたいと思います。これまでの農政に不安を感じておられる方もいらっしゃるかと存じますが、この対策を底支えにして、希望と誇りを持って農業経営に取り組んでいただきたいと思います。一人でも多くの農業者の方々が喜びを持って参加していただけることを、期待しております。

都道府県、市町村の農政担当の皆様、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会をはじめとする関係団体の皆様におかれましても、対策の円滑な実施に向け、地域協議会における加入促進や確認作業等の事業の推進について、これまで以上の御協力をお願いいたします。

農林水産省といたしましては、職員一同一丸となってこの対策の円滑な推進に取り組んでまいります。これまでも、農政局に統一的な窓口を設置し、全国で8千回を超える説明会を行ってきておりますが、更に丁寧な説明に努めてまいります。不明な点があれば、是非、最寄の農政局・農政事務所にお問い合わせください。

このモデル対策を皮切りに、戸別所得補償制度の本格実施、農業・農村の6次産業化、食の安全・安心の確保に取り組み、新しい農政の確立に向けた施策を積極果敢に展開してまいります。これらにより、消費者と国民が豊かな食と環境の恩恵を受け、また、農業者・食品産業事業者の皆様が誇りと希望を持って事業に従事できる社会、すなわち、国民全体で農業・農村を支える社会を創造するため、あらゆる努力を傾けてまいります。

平成22年4月

農林水産大臣

赤松広隆



- わが国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。
- 食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくことが**戸別所得補償制度の目的**です。
- **平成22年度**は、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、「**戸別所得補償モデル対策**」が実施されます。
- このモデル対策は、次の**2つの事業がセット**で実施されます。
 - ① 自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す「**水田利活用自給力向上事業**」
 - ② 水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする「**米戸別所得補償モデル事業**」
- 本資料は、農業者の皆様や、地域の農業関係者の方々の説明会・研修会などでの参考資料等として、また新しい農政に関心を持っておられるすべての国民の皆様に、戸別所得補償モデル対策のねらいとポイントを紹介するものです。

I	戸別所得補償制度を導入する背景	4
II	戸別所得補償モデル対策のねらい	7
III	水田利活用自給力向上事業（自給率向上事業）	10
IV	米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）	16
V	戸別所得補償モデル対策による経営改善	21
VI	対策に関連する事項	23
VII	新規需要米・加工用米の横流れ防止措置	24
VIII	対策の加入申請・交付手続き	26

I 戸別所得補償制度を導入する背景

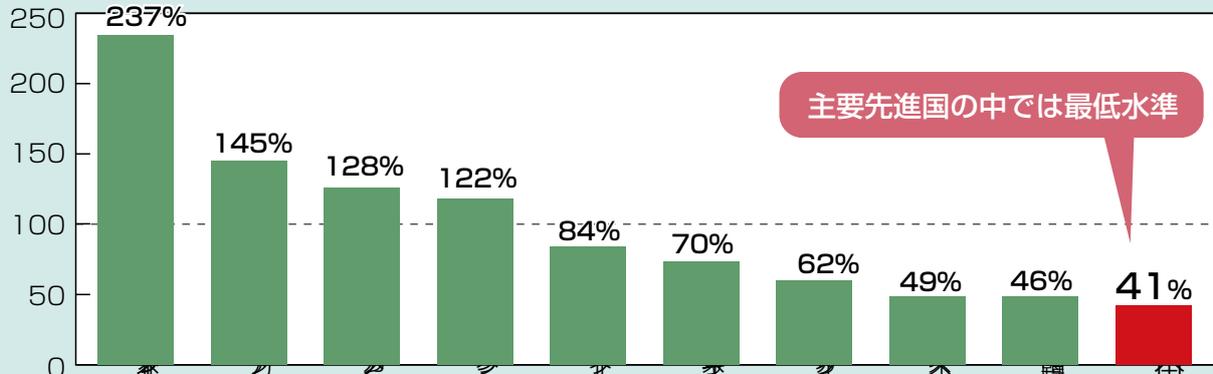
我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあります。安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

日本の食料自給率は現在**41%**（カロリーベース）、この数字は**主要先進国の中でも最低の水準**です。いま私たちが食べている食物の**約6割は海外からの輸入**に頼っています。

しかし世界的な人口の増加や、途上国の経済発展、気候の変動による農産物の不作など、世界の食料事情は不安定な状況が続いています。農産物の国際価格の高騰は、私たちの食にも大きな影響を与えます。

輸出国が農作物の輸出規制をした場合、十分な食料を輸入できなくなってしまうことも、考えられます。

主要先進国の食料自給率

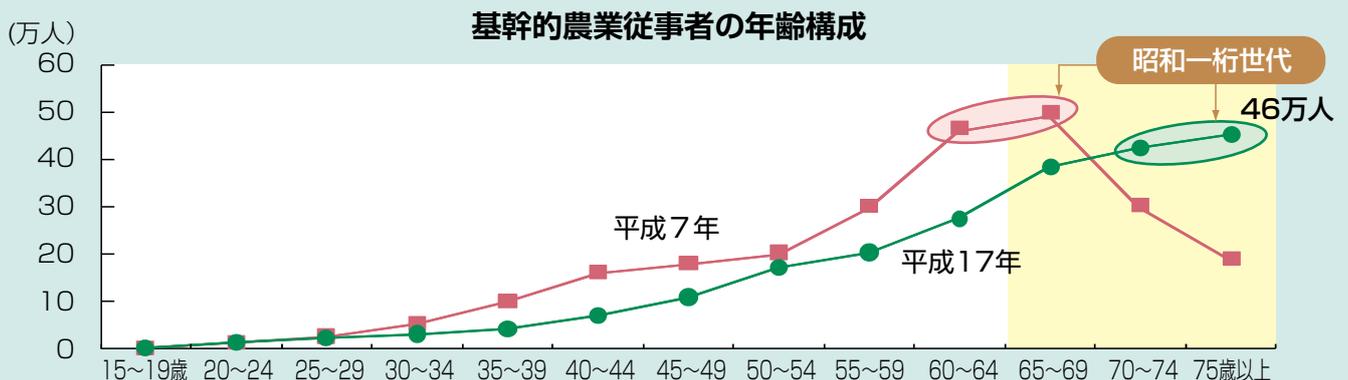


資料：農林水産省「食料需給表」
注：数量は2003年（日本は2008年度）



国内の農業人口の減少も大きな問題です。

平成2年に850万人いた就農者は、平成20年には490万人にまで落ち込んでいます。平均年齢は65歳と高齢化し、後継者が育っていないのも現実です。このままでは、食料自給率の向上はおろか、将来にわたって国民の皆さんに安定的に食料を提供することができなくなる恐れがあります。



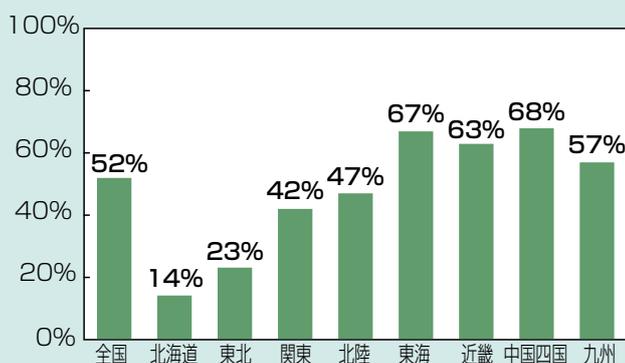
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

全国で担い手がいない地域が半数以上を占めており、そういった担い手のいない集落・地域では5~10年後には生産力が急激に落ちることが懸念されています。

安価な輸入農産物の国内市場への浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷し、15年間で農業所得は半減しています。

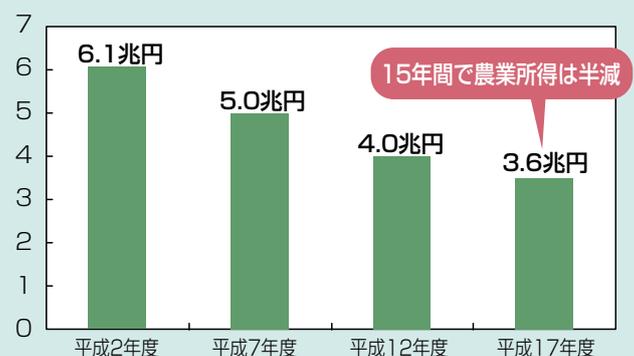
農業を主とする65歳未満の農業者のいない水田集落



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」（組替集計）

農業所得の推移

農業純生産(所得)

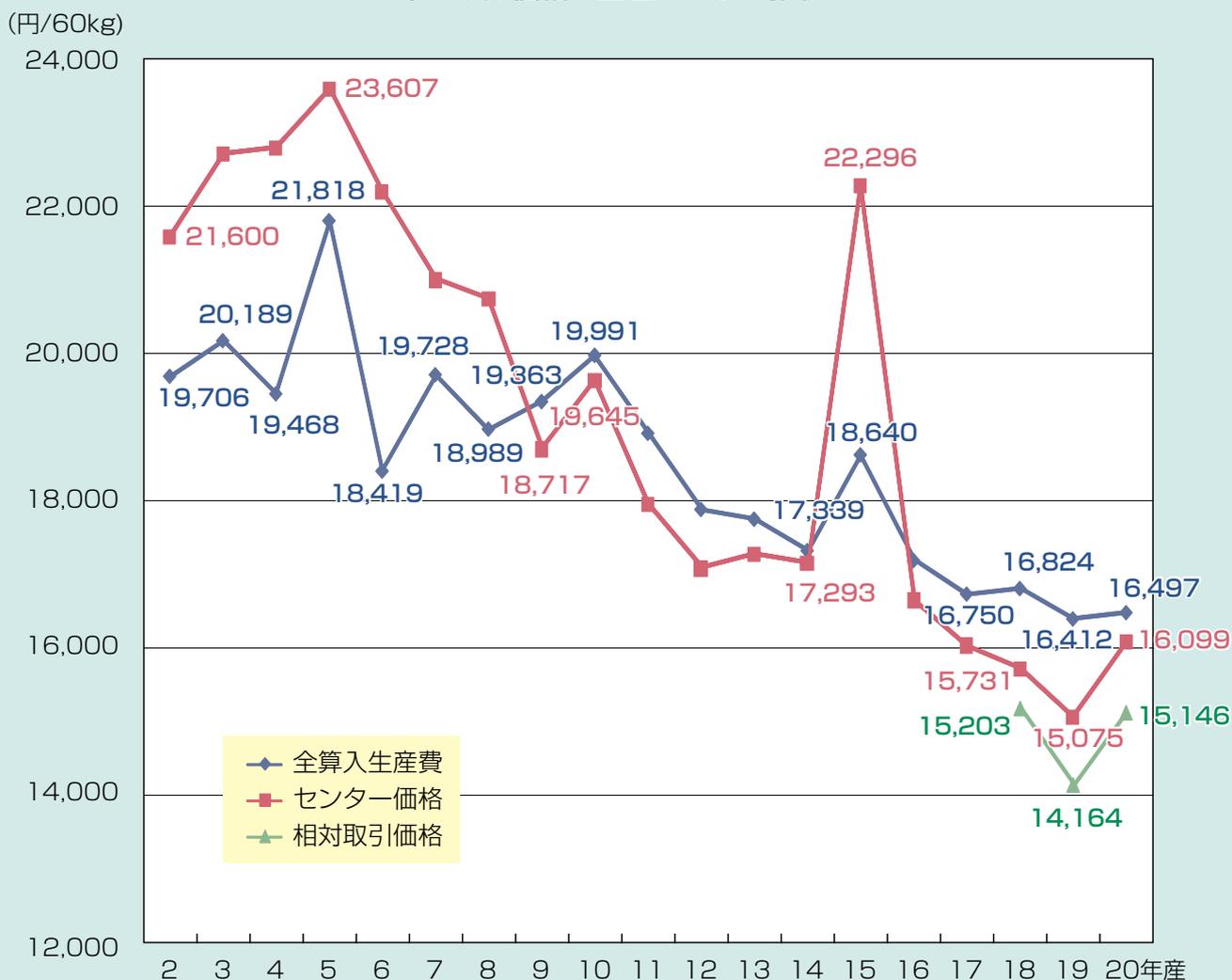


資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

米の生産コストも生産規模拡大などにより低減していますが、消費量の減少に対して生産量が過剰であることや消費者の低価格米志向などにより、米価もこの10～20年で2～3割と大きく下落してきています。その結果、稲作は恒常的にコスト割れしています。

米の販売価格と生産コストの推移



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「米生産費統計」

注1：センター価格、相対取引価格は、流通段階での取引価格であり、農家の手取り価格は、これら水準から流通経費等を除いたものとなる。

2：センター価格は、17年産までは銘柄ごと落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

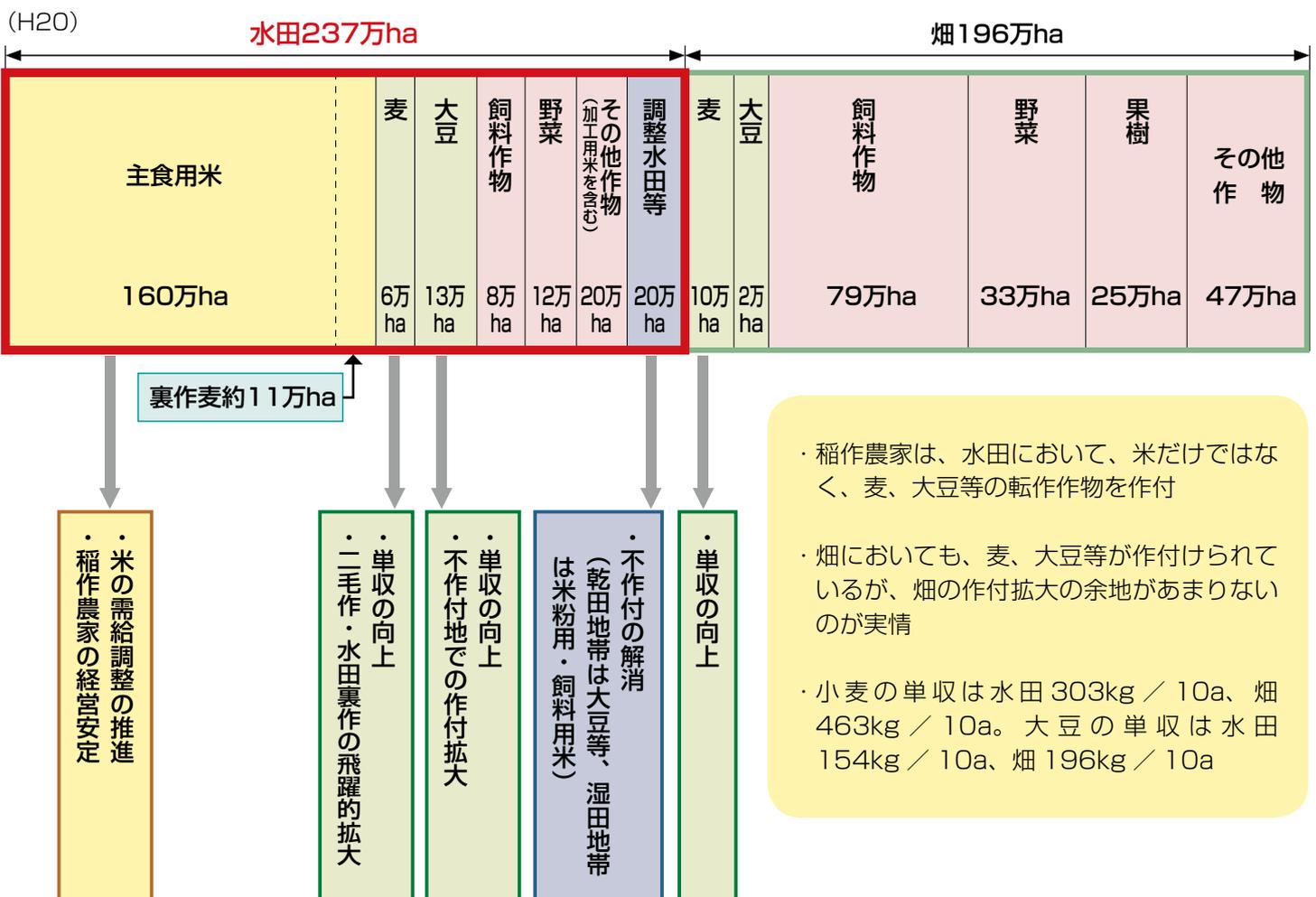
3：相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

Ⅱ 戸別所得補償モデル対策のねらい

1 食料自給率の向上

農地資源に限られる我が国において、食料自給率の向上を図るためには、農地の5割以上を占める水田をめいっぱい活用し、余っている米の生産を抑え、麦、大豆、米粉用米、飼料用米といった自給率向上のポイントとなる作物の生産拡大を図っていくことが不可欠です。

具体的には、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における米粉用・飼料用米の作付拡大等に取り組む必要があります。



水田をめいっぱい活用して、自給率向上

小麦の自給率 14%
大豆の自給率 6%

※ 調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）、土地改良通年施行（土地改良事業により作物作付が不可能な状態）等をいいます。

2 農業経営の改善

米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっているにもかかわらず、これまでコスト割れを補う支援策がありませんでした。

このため、米のモデル事業により、米の需給調整に参加した販売農家・集落営農を対象に、所得補償を行い、次世代を担う後継者や新規就農者に、水田農業を担ってもらえる環境の整備を進める必要があります。

我が国稲作農業の現状

- ・近年の米価下落は、担い手層の経営費の削減ペースを上回っており、**稲作の担い手層の所得は10年間で4割以上減少**しています。すなわち稲作農家の経営継続が困難になりつつある状況です。
- ・担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5～10年後には担い手が急激に減少しかねず、その時になって対策を講じても手遅れとなるおそれが高いのです。

担い手層の所得の推移（稲作3ha以上）

(円/60kg)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲ 23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲ 7.8%
所得(米価 - 経営費)	7,234	6,155	4,253	▲ 41.2%

資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米生産費統計」

注：米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対取引価格との差額1,000円と流通コスト2,000円を引いたもの。

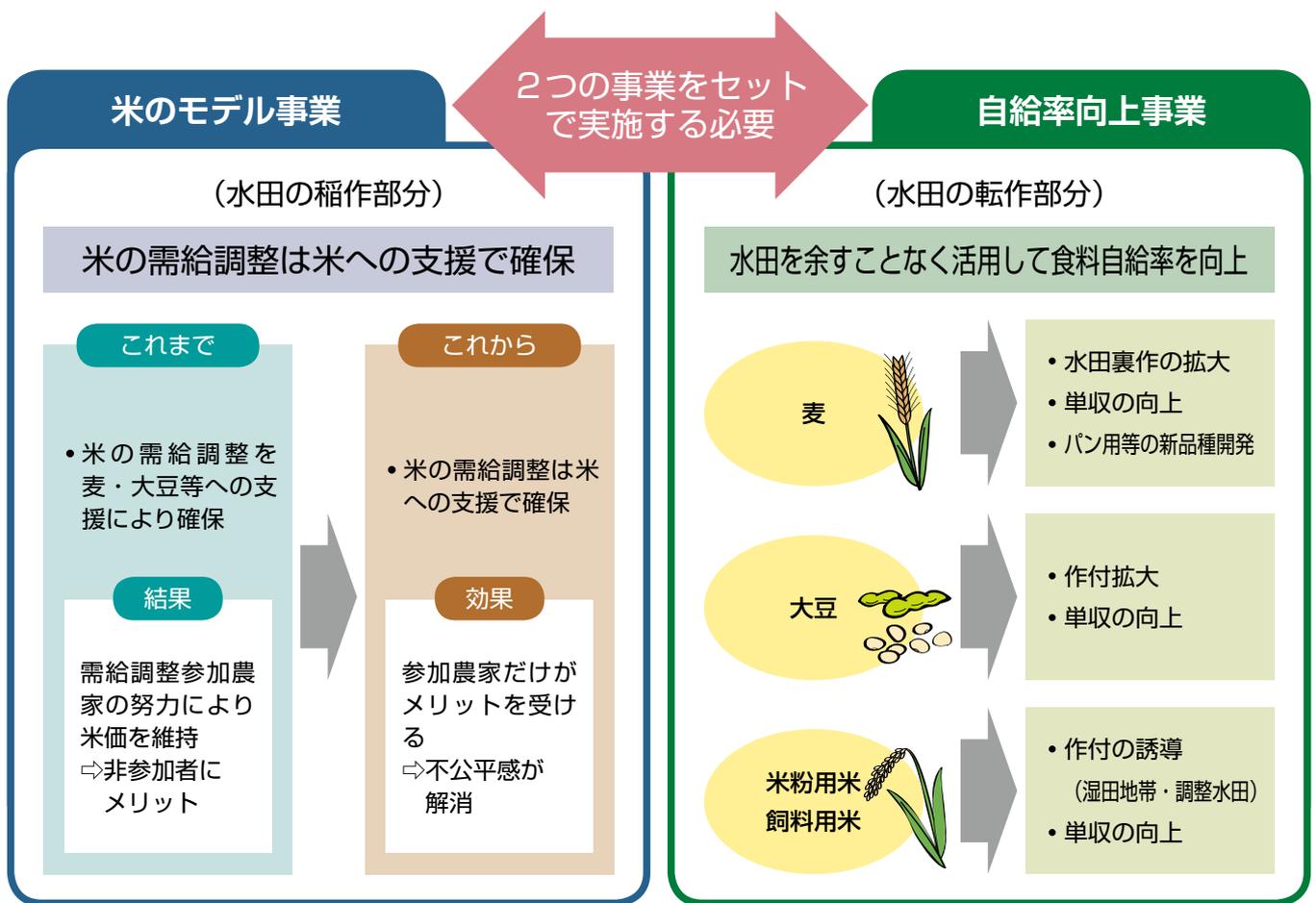


米に対してコスト割れ分の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保することが必要



3 水田農業を対象に2つの事業をセットで実施

こうした課題に着実に取り組むために、①水田における麦、大豆、米粉用・飼料用米等の作付拡大を目指した「**水田利活用自給率向上事業（自給率向上事業）**」を実施すると併せて、②コスト割れしている稲作農業の経営改善や米の需給調整の確保を目指した「**米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）**」を実施し、主食用米以外の作物の増産を進めていきます。



これまででは米の需給調整は転作物への助成により推進してきました。この方法では**需給調整に参加する農家の努力により米価が維持**され、結果として**非参加農家もそのメリットを受けるという不公平感**がありました。

これからは、米の需給調整に参加した農家だけが、米の所得補償を受けられるようにし、**不公平感を解消**します。

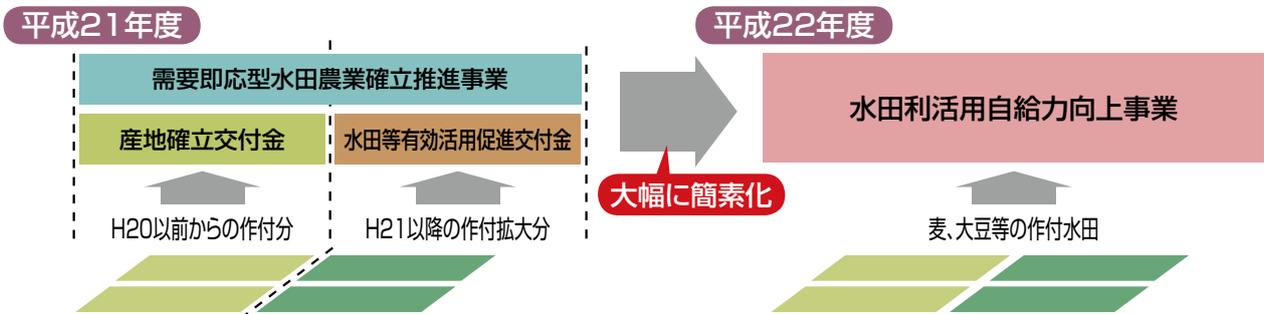
水田利活用自給力向上事業 (自給率向上事業)

22年度予算額 2,167億円

水田で主食用米（私たちが毎日食べているお米）ではなく、大半を輸入に頼っている麦、大豆などや米粉用米、飼料用米といった自給率向上のポイントとなる作物の生産を行う農家に対して、主食用米を作った場合と同じ水準の所得が得られるよう、作物に応じた金額を直接支払により交付する事業です。

これにより自給率の低い作物の生産を増やして、必要な食料は少しでも多く日本で作られたものでまかなえるようにします。

交付金体系の見直し（イメージ）



1 対象農業者

水田作の麦、大豆といった転作作物への助成については、米の生産数量目標を達成した農家だけを対象にしてきましたが、22年度からは、これまで米の需給調整に参加してこなかった農家も参加しやすくなるよう、**米の生産数量目標の達成にかかわらず助成の対象**となります。

■ 実需者等に出荷・販売することを目的として、**交付対象作物を生産する「農業者・集落営農」**が対象となります。

「捨てづくり」には交付されません。以下の要件を満たすことが必要です。

需要に応じた生産の確保に関する要件（捨てづくり防止要件）

●麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米

- ・実需者等との出荷・販売契約等を締結すること
- ・収穫を行うこと

●そば、なたね

- ・収穫を行うこと

●その他作物

- ・収穫を行うこと

- ・通常の肥培管理等を行うとともに、ほ場へのすき込みを行うこと（地力増進作物）
- ・通常の肥培管理等を行うこと（景観形成作物、収穫を行うことができない生育段階の作物）



※ 収穫を行ったこと、通常の肥培管理等を行ったことは、作業日誌等により確認

2 交付単価

作付拡大に対応できるよう、**全国统一単価**（「その他作物」を除く）で、作物の**作付面積の実績に応じて交付**されます。

麦、大豆については、この他に、水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）が引き続き交付されます（全国平均で小麦約4.0万円、大豆約2.7万円）。

① 戦略作物

作物	単価（10a 当たり）
麦、大豆、飼料作物 <small>〔 水田経営所得安定対策の単価（全国平均） 〕</small>	3.5 万円 小麦（田） 4.0 万円 大豆（田） 2.7 万円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS 用稲	8.0 万円
そば、なたね、加工用米	2.0 万円

※ 麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、加工用米の単価は、激変緩和措置により、変更になる地域があります。

② その他作物

都道府県単位で作物ごとに単価を設定します。 ⇨詳しくはP12



③ 二毛作助成

主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせで二毛作を行う場合に交付されます。
 10a当たり1.5万円 ⇨詳しくはP13

調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地は交付対象外となります。

麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農業者が、麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲へ転換して、8万円／10aの助成を受けようとする場合は、**麦・大豆からの作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わない**ことが必要です。

3 「その他作物」の扱い

「その他作物」については、野菜や雑穀など、地域によって振興作物がさまざまであることから、**標準単価（1.0万円／10a）**に基づく交付総額の範囲内で、**都道府県単位で対象作物・単価が設定**されます。

(1) 設定主体

都道府県が、**国との協議**の上で、対象作物・単価を設定します。

(2) 対象作物

「**戦略作物**」**以外の作物**とし、**都道府県ごと**に対象作物が**設定**されます。

(3) 単価

都道府県内で一律の単価とし、「対象作物の面積×1.0万円／10a」の範囲内で交付単価が設定されます（交付単価の増減により1.0万円／10a以上の単価設定も可能）。

〈減額調整〉

計画時点よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内におさまるよう、都道府県単位で一律的に交付単価を減額して交付されます。

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q どうして農家の所得だけ補償されるの？

A 農業は人が生きていく上で、必要不可欠な食料を生産しています。農業の衰退は私たちの食や生活に深刻な影響を与えます。現状では食料の6割が輸入頼み。輸出国で不作などの事態が起こったときには、自国を優先し当然輸出を控える動きをします。食を自国で確保することは大切です。しかも生産に伴って国土や、水、緑を守り、その恩恵は私たちみんなが受けています。だから農業は私たちが守っていかねばならない「産業」なのです。しかし現在、米をはじめ農産物の価格の低迷により農家はコスト割れの生産を余儀なくされています。

モデル対策は生産コストと、販売価格の差額の赤字分を補てんする制度です。農家の方も生産を継続し、利益を出すためには経営努力をしなければなりません。

4 二毛作への助成

水田を最大限活用して自給率の向上を図るため、新たに**二毛作への助成（1.5万円／10a）**が実施されます。

■ 「**主食用米と戦略作物**」又は「**戦略作物同士**」を**組み合わせて作付ける場合のみ対象**となります（**野菜等の「その他作物」を組み合わせた二毛作は交付対象外**）。

対象となる作付パターン（例）

作付のパターン			交付金額（円／10a）		
・主食用米	+	麦	(米のモデル事業)	+	1.5万円
・大豆	+	麦	3.5万円	+	1.5万円
・麦	+	そば	3.5万円	+	1.5万円
・米粉用米	+	麦	8.0万円	+	1.5万円

※1 二期作の場合

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果があるため、例えば、二期作で米粉用米と飼料用米の生産を行う場合の助成額は以下ようになります。

作付のパターン			交付金額（円／10a）		
・米粉用米	+	飼料用米	8.0万円	+	1.5万円

※2 稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産として整理（収穫年で整理）し、その交付額は下ようになります。

作付のパターン			交付金額（円／10a）		
・主食用米		—	(米のモデル事業)		
・麦	+	大豆	8.0万円		
・米粉用米		—			
・麦	+	大豆			

5 激変緩和措置

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、**従来の対策に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和**するため、交付単価の上乗せができる「**激変緩和措置**」が講じられます。

■ 設定主体

都道府県が、国との協議の上で設定します。

※地域協議会単位で措置の内容が異なる場合があります。

■ 激変緩和措置の内容

(1) 交付単価設定の弾力的運用等

- ① 「その他作物」への交付額を活用した、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲を除く戦略作物への加算
- ② 麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内での、麦・大豆の交付単価の上乗せ
- ③ 「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の二毛作に対して交付金が交付されることによる、二毛作可能地域の激変緩和効果

(2) 激変緩和調整枠による加算の設定

(1)の交付単価設定の弾力的運用を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、「激変緩和調整枠」を設け、交付単価の変動の大きい作物への加算を実施

※ 計画時点よりも実際の取組が拡大し、「その他作物」・「麦・大豆・飼料作物」の交付総額や、激変緩和調整枠を超えてしまう場合には、範囲内に収まるよう一律的に単価を減額して交付されます。

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q 農家への直接支払は日本だけのもの？

A EU、アメリカなどの先進国では、自国の農家を直接支払により支援することが主流になっています。農家1戸あたりの直接支払額*を比較するとEUが87万円、アメリカが89万円となっているのに対して日本は24万円です。日本での農家に対する直接支払はこれらの国に比べると少ないくらいで、各国とも自国の食料や農業を重視している現状がうかがえます。 ※直接支払額…2006年の各国WTO通報により試算

(参考) 水田利活用自給力向上事業による農家の収入 (10a 当たりイメージ)

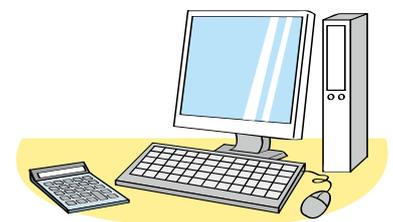
水田利活用自給力向上事業により、主食用米を作付けしない水田を活用して麦・大豆等の戦略作物を生産した場合、農家の所得は、主食用米を生産する場合と同等の水準となります。

(単位：千円 / 10a)

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得 安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+② +③+④	経営費 (副産物価額差引) ⑥	所得 ⑤-⑥
			うち 成績払						
小麦 (田)	/	12	40	13	35	—	87	45	41
大豆 (田)		21	27	7	35	—	83	42	41
米粉用米	42	25	—		80	—	105	62	43
飼料用米	20	9	—		80	—	89	62	28
{わら利用の場合}	20	9	—		80	13	102	62	41
主食用米	/	106	—		—	—	106	80	26

※計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがあります。

- 注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg (80円/kg: 現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg (政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格) を用いて算定
- 注2) 単収は、米粉用米530kg/10a (水稻の平年単収)、飼料用米650kg (先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績 (粗玄米重703kg/10a) と18、19年度の取組事例の平均値600kg/10aを勘案) を用いて試算
- 注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg (全農事例) から試算
- 注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査 (全階層平均、主産物)
- 注5) 経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算
- 注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金 (上限)
- 注7) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除 (山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算)



IV

米戸別所得補償モデル事業 (米のモデル事業)

22年度予算額 3,371億円

需給調整^{*}に参加している米の農家に対して主食用米の作付け面積10a当たり1万5,000円を直接支払により交付して、水田農業を担う農家の経営安定を図る事業です。

米の生産には苗の費用のほか、肥料代、農薬代、農機具代や人件費などの経費がかかります。ところが標準的な農家の場合、米の販売価格からこれらの経費を差し引くと、**慢性的に赤字**になっています。また、農業には景観や国土の保全など、さまざまな役割がありますが、この役割に対する価値は価格には反映されません。

このため米のモデル事業では、私たちの食料の供給を担う農家が安心して農業を続けられるように、その部分を補い、再生産を支援します。

※需給調整…需要の低下している米の生産を抑え、代わりに自給率の低い大豆や麦などの生産を奨励する制度

1 対象農業者

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農

■ 対象農業者

(1) 「販売農家」について

水稲共済加入者であれば、販売農家とみなされます。当然加入面積未満の小規模農家等であっても、**前年度の出荷・販売先との契約状況の申告**があれば対象となります。

(2) 「集落営農」について

規約と代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものが対象となります（加入申請の際に構成農家名簿と集落営農の通帳（代表者）名義の写しを提出）。

(3) 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で、**主食用米の作付を行っている**ことです。なお、**確認は面積**により行われます。

※ 生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積です。

2 交付対象面積

■ 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家飯米・縁故米用に供される分として、**一律10aを控除**して算定されます。

集落営農の場合、水稲共済に組織加入すれば、組織単位で10aを控除します。

(注1) **酒造好適米・種子用米**については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10a控除の対象とはなりません。

(注2) **米粉用・食料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米**として農政事務所の認定を受けたものは、生産数量目標の外数として扱われますので、主食用米の作付面積にカウントされません。

3 交付単価

米価変動に対応し、標準的な生産に要する費用まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」が実施されます。

(1) 定額部分の交付単価

「標準的な生産に要する費用」と「標準的な販売価格」の差額相当分が助成されます。10a当たりの定額部分の交付単価は、**全国一律単価 1.5万円**で、**当年産米の販売価格いかにかわらず交付**されます。

- ※ 標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から20年産）中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年（平成18年産から20年産）の平均から流通経費等を除いて算定

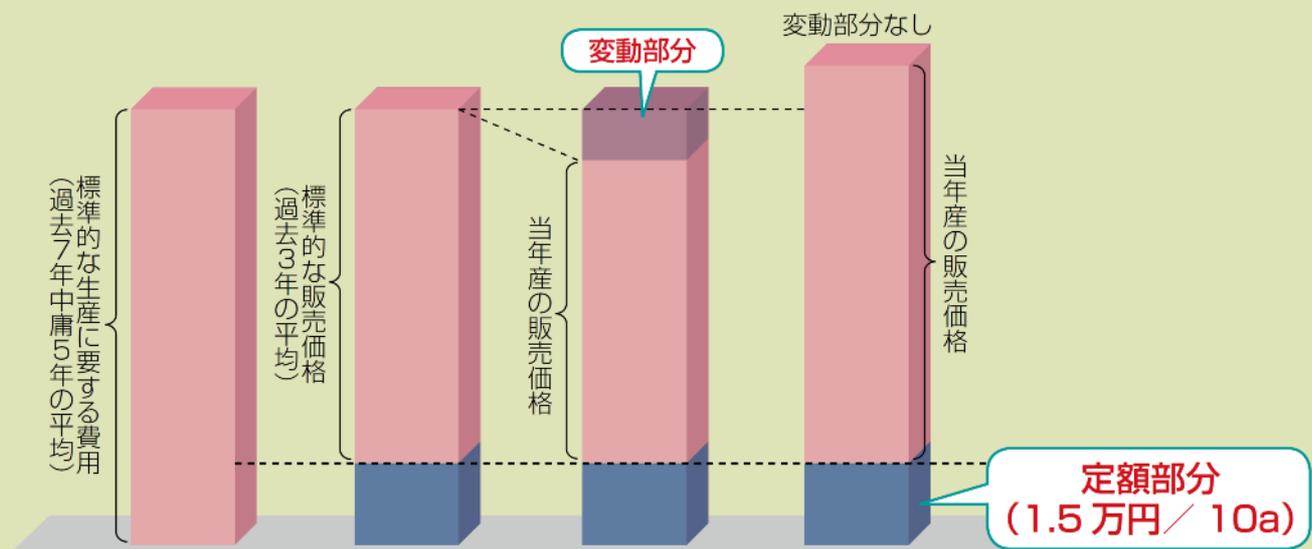
（参考）交付単価の算定方法

a 標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b 標準的な販売価格	11,978円/60kg
c 差引 (a - b)	1,725円/60kg
d 交付単価 (c × 530kg / 10a ÷ 60kg)	15,238円 / 10a ≒ 15,000円 / 10a

(2) 変動部分の交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去3年平均）を下回った場合には、その差額を基に変動部分の10a当たりの交付単価が算定されます。

- ※ 当年産米の販売価格は、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用



4 その他留意すべき事項

(1) 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により**生産数量目標を達成している農業者**は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と改善予定年を定めた**改善計画を市町村に提出**し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象となります。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域水田協議会、地方農政事務所等が、地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組みます。

※ 調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）、土地改良通年施行（土地改良事業により作物作付が不可能な状態）等をいいます。

(2) 集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の**同意が得られている**ことが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要します。

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q 農業の多面的機能とは何ですか？

A 農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる（外部経済効果）機能のことをいいます。

農業の多面的機能の貨幣評価

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円／年	治水ダムを代替財として評価
土砂崩壊防止機能	4,782億円／年	土砂崩壊の被害抑止額によって評価
土壌浸食（流出）防止機能	3,318億円／年	砂防ダムを代替財として評価
河川流況安定機能	1兆4,633億円／年	利水ダムを代替財として評価
地下水涵養機能	537億円／年	地下水と上水道との利用上の差額によって評価

(注1) 学術会議における討議内容を踏まえて行った貨幣評価の結果のうち、答申に盛り込まれたものです。

(注2) 農業の有する機能は、評価に用いられた代替財の機能とは性格の異なる面があること等に留意する必要があります。

5 集落営農に参加するメリット

- 麦・大豆等の転作組合で、米は個別対応の組織については、米も組織でまとめたほうが有利です。
- 現在、集落営農がなく、米を個別に経営している場合も、新たな集落営農を作ったほうが有利です。

米のモデル事業の交付対象面積

個別経営の場合

個人の作付面積から一律10a控除します。

- 集落内に30a規模の農家が20戸あり、それぞれが個別で経営していれば、交付対象面積の合計は、
 $(30a - 10a) \times 20戸 = 400a$
- 交付金額は、
 $400a \times 1.5万円 / 10a = 60万円$

集落営農の場合

集落営農全体の作付面積から10a控除します。

- 20戸の農家が集落営農を組織化した場合、集落営農の交付対象面積は、
 $(30a / 戸 \times 20戸) - 10a = 590a$
- 交付金額は、
 $590a \times 1.5万円 / 10a = 88.5万円$

集落営農のほうが28.5万円もお得

「集落営農全体の作付面積から10a控除」の適用を受けるには、集落営農が**水稻共済に組織加入**する必要があります。

→ 「組織加入」とは、共済資格団体として、水稻共済に加入することをいいます。

共済資格団体の要件

集落営農の規約において、共済掛金の分担及び共済金の配分方法について、規定すること。

《規定例》

(費用分担及び利益等の分配)

第〇条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益等（共済金を含む。）は、すべて組合員に対して分配するものとする。

(注1) 上記と同様の規定を有している集落営農の場合は、下線部を加えるだけで足りる。

(注2) この他、共済資格団体となるための規約に関しては、最寄りの農業共済組合へご相談下さい。

6 集落営農の作り方

- 集落営農を作るのは、むずかしくありません。
- まずは気の合う仲間数人で始めてみてはどうでしょうか。

米戸別所得補償モデル事業における集落営農の要件は3つだけです。

① 複数の農家で構成され、代表者を定めていること。

② 規約を有すること。

※ 規約については、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを定めることが必要です。（標準的な規約例については、農政事務所等で用意してあります。）

③ 共同販売経理を行っていること。

※ 集落営農の収入と支出を管理するための組織（代表者）名義の口座が開設されており、そこで組織で販売した農産物代金や交付金が振り込まれ、組織で購入した資材費や労賃、配当などが支出されているものです。

※ 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に加入している集落営農組織については、農地の集積や法人化など従来どおりの要件を満たす必要があります。

→ これら組織も、米のモデル事業の導入を契機に、構成員が作付けしている米を取り込むことで、経営の安定と構成員の所得増を図ることができます。



V 戸別所得補償モデル対策による経営改善

1 全国平均規模の農家の場合

現状の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、調整水田 0.6ha)

販売収入 米 94.4 万円 …①

補助金収入 0 万円

農業経営費 95.2 万円 …②

所得
(①-②)

▲ 0.8 万円

兼業収入や年金でもって
補てんしている状況



対策導入後の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、飼料用米 0.6ha)

販売収入 米 94.4 万円
飼料用米 5.4 万円
計 99.8 万円 …①

補助金収入 米 10.5 万円^(※1)
飼料用米 48 万円^(※2)
計 58.5 万円 …②

収入計
(①+②) 158.3 万円 …③

農業経営費 144.4 万円 …④

所得
(③-④)

13.9 万円

赤字解消



(注) 販売収入は、米は平成 20 年産生産費統計(全階層平均、主産物)より算定。飼料用米は、政府所有米穀の飼料用向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格を用いて算定。

(注) 農業経営費は、平成 20 年産生産費統計(物財費等)より算定(飼料用米は主食用米の機械を活用するため、自動車費と農機具費の償却費を控除)。

※ 1 米のモデル事業交付金: 1.5 万円/10a (自家飯米分 10a は対象外)

※ 2 自給率向上事業交付金: 8.0 万円/10a

2 集落営農を組織化した場合

■ 戸別所得補償制度では、個々の経営内容にかかわらず、全国一律の単価で交付されるため、個別経営よりも、集落営農により効率的な経営を行う方が農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。

個別の経営（小規模な農家）

経営面積 0.5ha（米 0.3ha、調整水田 0.2ha）		
販売収入	米	35.4万円 …①
補助金収入		3万円 …② ^(※1)
収入計 (①+②)		38.4万円 …③
農業経営費		38.4万円 …④
所得 (①-④)		0万円



集落営農経営（同様の経営状態の農家40戸で集落営農（共済資格団体）を組織した場合）

経営面積 20ha（米 12ha、飼料用米 8ha）		
販売収入	米 飼料用米 計	1,416万円 72万円 1,488万円 …①
補助金収入	米 飼料用米 計	178.5万円 ^(※1) 744万円 ^(※2) 922.5万円 …②
収入計 (①+②)		2,410.5万円 …③
農業経営費		1,120万円 …④
所得 (③-④)		1,290.5万円

1戸当たり所得 32.3万円



(注) 販売収入は、平成20年産生産費統計（全階層平均、主産物）より算定。

(注) 農業経営費は、平成20年産生産費統計（物財費等）より算定（個別経営：米0.5ha未満、集落営農経営：米10.0～15.0ha層（雇用労賃、地代は除く）、飼料用米：5.0～10.0ha層（主食用米の機械を活用するため、自動車費及び農機具費の償却費を控除））。

※1 米のモデル事業交付金：1.5万円/10a（自家飯米分10aは対象外）

※2 自給率向上事業交付金：8.0万円/10a、耕畜連携粗飼料増産対策事業：1.3万円/10a

VI 対策に関連する事項

(1) 「米戸別所得補償モデル事業の交付金」と「水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金」との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されますが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、**両制度の補てんの内容が重複しないよう調整**する必要があります。このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、**米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額が控除**されます。

(2) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものです。

米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償されることから、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができるため、**平成22年度は、集荷円滑化対策は実施されず、同対策に係る生産者拠出も行われません。**

なお、23年度以降の取扱いについては、16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施とあわせ、今後検討されます。

(3) 本対策の交付金の税制上の扱い

水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の交付金については、**農業経営基盤強化準備金の対象**となります。

〈農業経営基盤強化準備金制度〉

青色申告を行っている担い手が水田・畑作経営所得安定対策等の交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に法人は損金に算入できる制度です。



戸別所得補償モデル対策 Q&A



所得を主に農業以外から得ているといういわゆる「サラリーマン農家」にも助成するのはなぜ？



米の生産を行う農家のうち、主業農家*の生産割合は38%しかありません。野菜や酪農の主業農家の生産割合がそれぞれ82%、95%を占めていることと比較すると、かなり低い割合といえます。

サラリーマン農家といっても食料供給への貢献は大きいものがあります。また農業経営者を増やそうと思っても、急に増やせるものではありません。モデル対策はサラリーマン農家にも、いまよりも作物の生産量を増やして本人が望めば、農業の仕事の比重を多くできるような働きやすい環境を整えることを目的としています。

*主業農家…農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家

VII 新規需要米・加工用米の横流れ防止措置

新規需要米（米粉用、飼料用等）、加工用米を生産するに当たっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意して下さい。

需要者との契約時

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定して下さい。

作付時

新規需要米、加工用米の圃場を特定するなどにより、作付面積を確定して下さい。

主食用米と同一圃場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

不適切な取組の場合には、水田利活用自給力向上事業の交付対象から除外されます。

収穫－出荷時

主食用米等と区分して管理して下さい。

- ・袋を分けて米粉用米には^①粉、飼料用米には^②飼、加工用米には^③加、と表示して下さい。
- ・需要者に直接又は需要者団体を通じて販売して下さい。
それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。 →P25①参照



新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存して下さい。

記録事項 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。 →P25②参照

国としての取組

- 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用を図るよう、助言・指導を行ってまいります。

詳しくは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、最寄の地方農政事務所にお尋ね下さい。

① 改正食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- ☑ 紙袋等の包装への用途の表示

〈罰則〉

- ・ 遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

平成22年4月から、改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

改正食糧法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/zyunshu/index.html>

② 米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- ☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は請求書を発行）
- ☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- ☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

〈罰則〉

- ・ 記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ^{*}を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

^{*}米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{*1}、数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{*2}等

^{*1} 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

^{*2} 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

注：50万円以下の罰金

(参考) その他の米トレーサビリティ法の内容

事業者間^{*}における産地情報の伝達

^{*}生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

〈罰則〉

- ・ 事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
- ・ 一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

③ 行政による確認

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか巡回点検を実施します。

VIII 対策の加入申請・交付手続き

1 主食用米の **生産数量目標** の確認をして下さい

- 米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）の交付金を受け取るためには、主食用米の「**生産数量目標**」を守っていただく必要があります。
- これまで生産数量目標の配分を受けてこられなかった農業者の方も、まず、生産数量目標の配分を受けて下さい。
- 「自分の生産数量目標が分からない」、「生産数量目標の配分を受けていない」等の場合には、最寄りの地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

生産数量目標の配分を受け、地域水田農業推進協議会等による作付確認を受けないと、米のモデル事業の交付金は受け取れません!

生産数量目標の地域内及び農業者間調整

- 生産数量目標（換算面積）については、ブロックローテーション等に合わせて、地域の農業者間で調整することができます。
- 調整を希望する方は、生産数量目標の配分元の地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）にご相談ください。
- 交付金の支払の前提となる作付面積の確認作業を円滑に行うためにも、現行と同様に**6月15日**までに調整を終えてください。

戸別所得補償モデル対策 **Q&A**

Q. 戸別所得補償制度により生産調整政策は、どのように変わったの？

A. 戸別所得補償制度の導入により、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策についても大転換が図られます。

これまでは、米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦、大豆等の助成金を交付する手法により進められてきましたが、この手法では、①水田で麦、大豆等を生産できるのは、米の生産調整に協力した農家だけに事実上限定される、②米の生産調整の仕組みの変更により、麦、大豆等の生産量が変動するため、実需者への安定供給が阻害され、需要面からも自給率向上につながりにくい、といった問題がありました。また、生産調整参加農家の努力によって米価が維持されることにより、非参加農家がより多くのメリットを受けるといった弊害も発生していました。

このため、今後は、米の需給調整は米への強力なメリット措置により行うようにする一方、麦・大豆については、米の生産数量目標の達成いかんにかかわらず、麦、大豆等の生産に取り組んだ農家に支援することにしました。これにより、米の需給調整に参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消される効果が見込まれるとともに、生産調整に参加してこなかった農家も麦、大豆等の生産に取り組みやすくなり、国民に対する食料の安定供給や自給率向上に貢献することが期待されます。

2 「加入申請書」と「作付面積確認依頼書」を提出して下さい

- モデル対策（水田利活用自給力向上事業及び米戸別所得補償モデル事業）に加入するためには、「加入申請書」、「作付面積確認依頼書」を4月1日から6月30日までに提出して下さい。
- 書類の提出先は、最寄りの地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）、農政事務所となります。
- 「作付面積確認依頼書」は、地域水田農業推進協議会から配布された水稻生産実施計画書や営農計画書を代用することができます。

農業者→提出先窓口

加入申請書

様式第1号 戸別所得補償モデル対策加入申請書

〇〇農政事務所長 殿
 〇〇農政局長 殿
 内閣府沖縄総合事務局長

平成22年度戸別所得補償モデル対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

フリガナ	申請印		
氏名又は法人、組織名			
フリガナ			
代表者氏名(法人、組織のみ)			
住所	都道府県	市区町村	
電話	FAX		

金融機関名 支店名 種目

口座番号	フリガナ	口座名義
漢字		

モデル対策交付申請(学費) 農作物(米)共済への加入 水田経営所得安定対策加入申請コード

加入申請者の氏名等の記載(個人情報は別紙に記載された内容に基づいて)

戸別所得加入者管理コード

作付面積確認依頼書

様式第3号 平成22年度(平成22年産)水稻生産実施計画書兼戸別所得補償モデル対策加入申請書

市町村長又は地域水田農業推進協議会長 殿

平成22年度戸別所得補償モデル対策の交付金を受けるため、交付対象作物の作付面積の確認を依頼します。

フリガナ	フリガナ
氏名又は法人、組織名	代表者氏名(法人、組織のみ)
住所	都道府県 市区町村 電話 FAX

個人情報の取扱いに関する同意

水田の番号	地名、地番、大字、小字、集落名	作付面積(本圃)	水田利用状況(作付)記入欄	作物名(注)	所在地	氏名	種別	作付年月	収穫期	新設開田
圃地番号	分番番号	水田面積	水田利用状況	作物名	所在地	氏名	種別	作付年月	収穫期	新設開田

加入申請者の氏名、住所、交付金振込口座を記入し、必要な箇所をチェックして下さい。

氏名、住所のほか、ほ場ごとの作物の作付面積等を記入して下さい。
 (事前に記入されている場合は、内容を確認して下さい。)

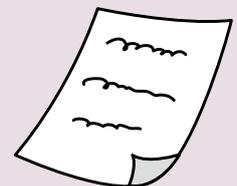
留意事項

- ① <水稻共済の当然加入面積以上を作付される方>は、加入申請書の**農業共済加入欄にチェック**をして下さい。
 <当然加入面積未満で、水稻共済に加入しない方>は、**前年産米の出荷・販売契約等が確認できる書類**を添付して下さい。
 <集落営農で加入する場合>は、**規約、構成農家名簿、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）**を添付して下さい。
- ② <小規模な農家>であっても**集落営農**を結成し、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、**組織全体の主食用米作付面積から10a控除**となります。
- ③ ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で<交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合>は、**口座名義人に対する委任状**を添付して下さい。
- ④ <麦・大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米に対する交付金を受け取る場合>には、**実需者と販売契約を締結**することが要件となります。
- ⑤ <米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・加工用米などの用途限定米穀について、用途以外に販売した場合>には、**改正食糧法に基づく罰則が適用**されます。
- ⑥ 米穀について、出荷・販売を行う際には、米トレーサビリティ法に基づき、その取引等の記録の作成・保存が必要です。

3 調整水田等の不作付地がある方は改善計画を提出して下さい

米のモデル事業において、一区画の水田すべてを不作付として生産数量目標を達成する場合は「**調整水田等の不作付地の改善計画**」（不作付地の地番・面積、作物作付ができない理由、改善計画、達成予定年を記入）を**6月30日までに**市町村に提出して下さい。

（一筆内の部分的な調整水田や土地改良通年施行の場合は、改善計画の提出の必要はありませんが、その面積は明らかにする必要があります。）



4 秋に、「交付対象面積通知書」と「交付申請書」をお届けします

交付対象面積が通知されますので、**交付申請書**に捺印し、**原則として12月15日まで**に農政事務所等に提出して下さい。

留意事項

- ① 自給率向上事業の対象作物については、**捨てづくり防止を確認するための書類**（実需者との出荷契約、作業日誌、出荷伝票等の写し、または所定の報告書）を添付して下さい。
- ② 水田経営所得安定対策の固定払の受給者が、麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲（8万円/10a）に作付転換している場合は、作付転換相当分の**固定払の辞退届**を**9月末まで**に提出して下さい。
- ③ 米のモデル事業の変動部分が発動されるかどうかは、**23年1月までの相対取引価格**を見て決定されます。

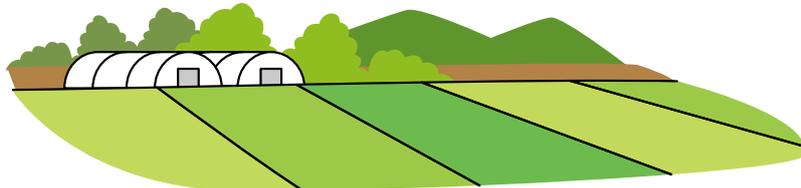
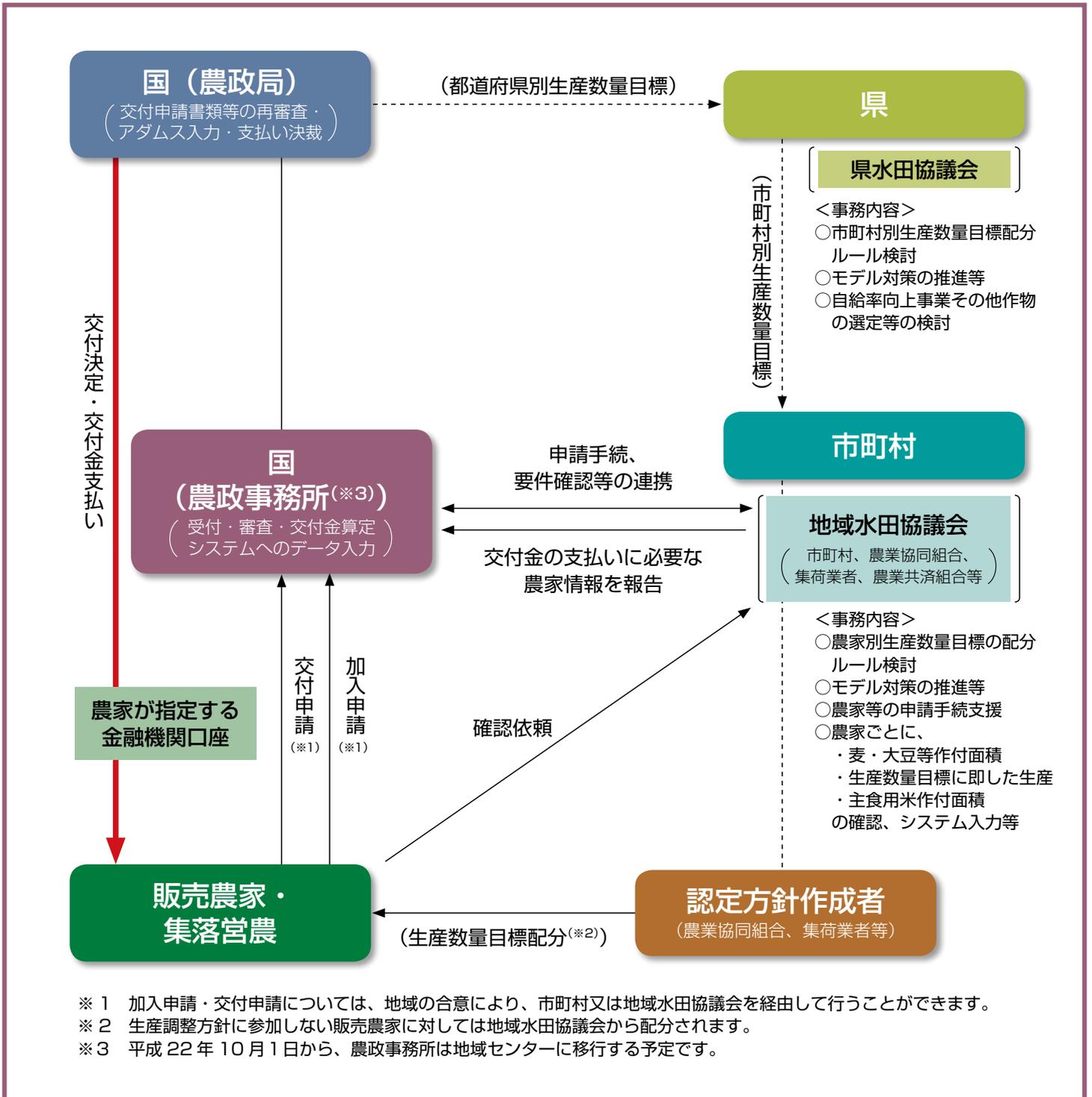
5 指定口座に交付金が振り込まれます

交付申請の時期に応じて早い地域では**年内（12月）**から交付金の支払いを開始します。なお、米のモデル事業の変動部分については**年度内（翌年3月まで）**に支払います。

加入申請・支払時期

	農家からの申請	国（農政局・農政事務所）からの通知
22年 4~6月	「加入申請書」及び「作付面積確認依頼書」の提出 「調整水田等の不作付地改善計画」の提出	
9月	麦、大豆から新規需要米への転換分の「水田経営所得安定対策固定払交付辞退申出書」の提出（9月末まで）	
10月		交付対象面積の通知
11月	「交付申請書」の提出	
12月		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; background-color: #c8e6c9;"> <p>交付金支払 (12月~3月)</p> </div>
23年 1月		
2月		
3月		

戸別所得補償モデル対策の推進体制



加入申請書

様式第1号

戸別所得補償モデル対策加入申請書

〇〇農政事務所長 殿
 (〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

平成22年度戸別所得補償モデル対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

		申請年月日		平成	年	月	日
加入申請者	フリガナ						申請印
	氏名又は法人、組織名						
	フリガナ						
	代表者氏名 (法人、組織のみ)						
	住所	(〒 -)	都道府県			市区町村	
電話	-	-	FAX	-	-		

交付金振込口座	金融機関名			支店名	種目	
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金				<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知	
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)		口座名義			
			フリガナ			
			漢字			
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》						
口座番号	記号	CD/ 再発行	番号(右詰めで記入)			<担当者記入欄> 金融機関コード 支店コード
口座名義	フリガナ					
	漢字					

モデル対策交付申請(予定)			
水田利活用自給力向上事業	米戸別所得補償モデル事業	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない

農作物(水稻)共済への加入
<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
農業共済資格団体適合の有無※
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

水田経営所得安定対策の加入
<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
水田経営所得安定対策加入者コード

※集落営農のみ記入

麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料 用米及びWCS用種への転換の有無 (固定払交付の辞退)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

調整水田等の不作付地の 改善計画の申請の有無	担当者記入欄 (市町村の認定状況)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	済

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について
<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

戸別所得加入者管理コード	担当者記入欄
[地域協議会等管理コード]	【農政事務所】
_____	【地域協議会等】

担当者記入欄	【農政事務所】	【地域協議会等】

作付面積確認依頼書

(水稻生産実施計画書や営農計画書を代用できます)

様式第3号

平成22年度(平成22年産)水稻生産実施計画書兼戸別所

市町村長又は地域水田農業推進協議会長 殿

平成22年度戸別所得補償モデル対策の交付金を受けるため、交付対象作物の作付面積の確認を依頼します。

作付確認依頼申請者	フリガナ		フリガナ	
	氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	
住所	(〒 -)	都道府県	市区町村	電話
				FAX

生産数
生産数量目標 (農業者等間調整後)
kg

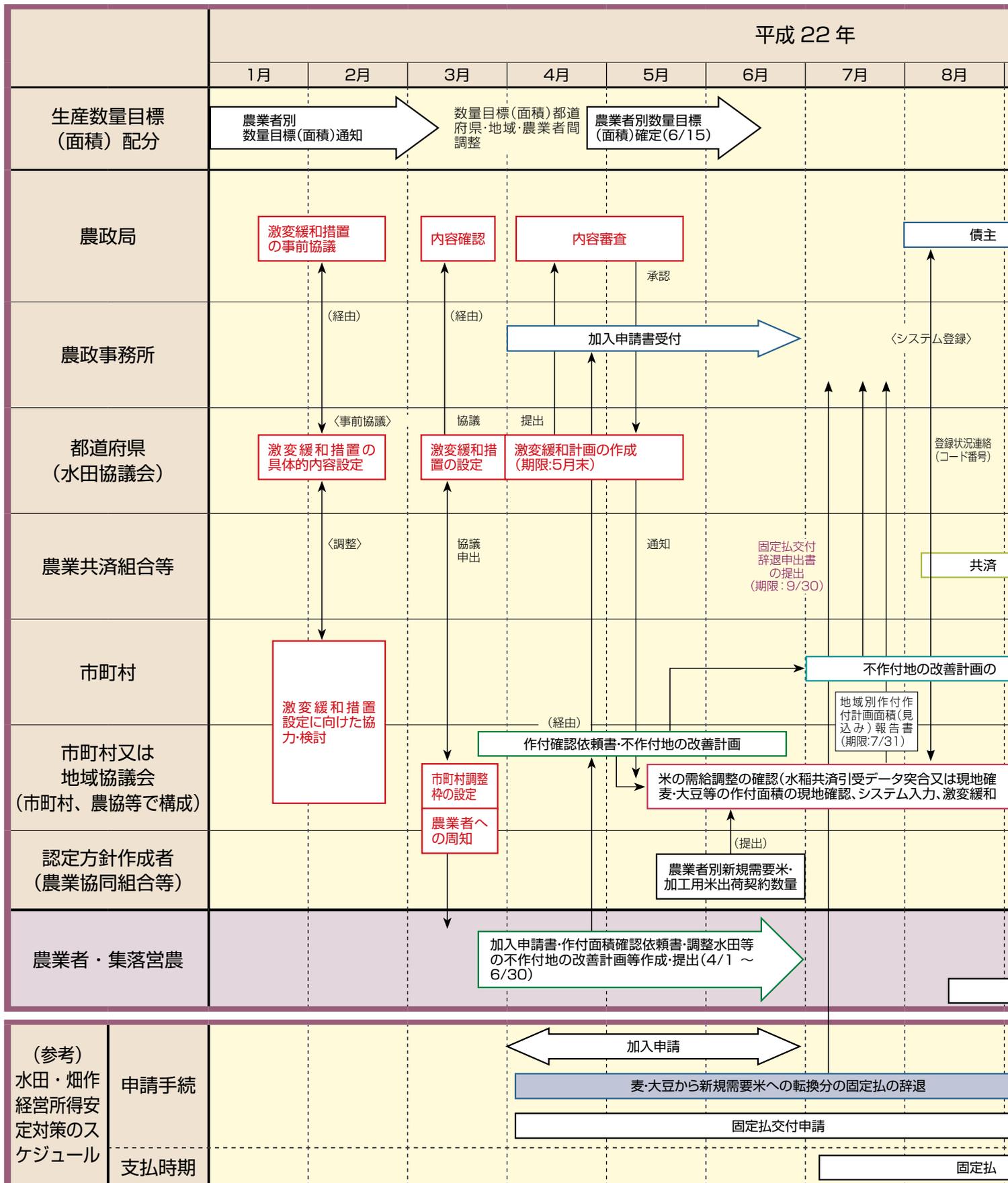
個人情報の取扱いの確認	
「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

地域協議会等管理コード	共済加入者コード

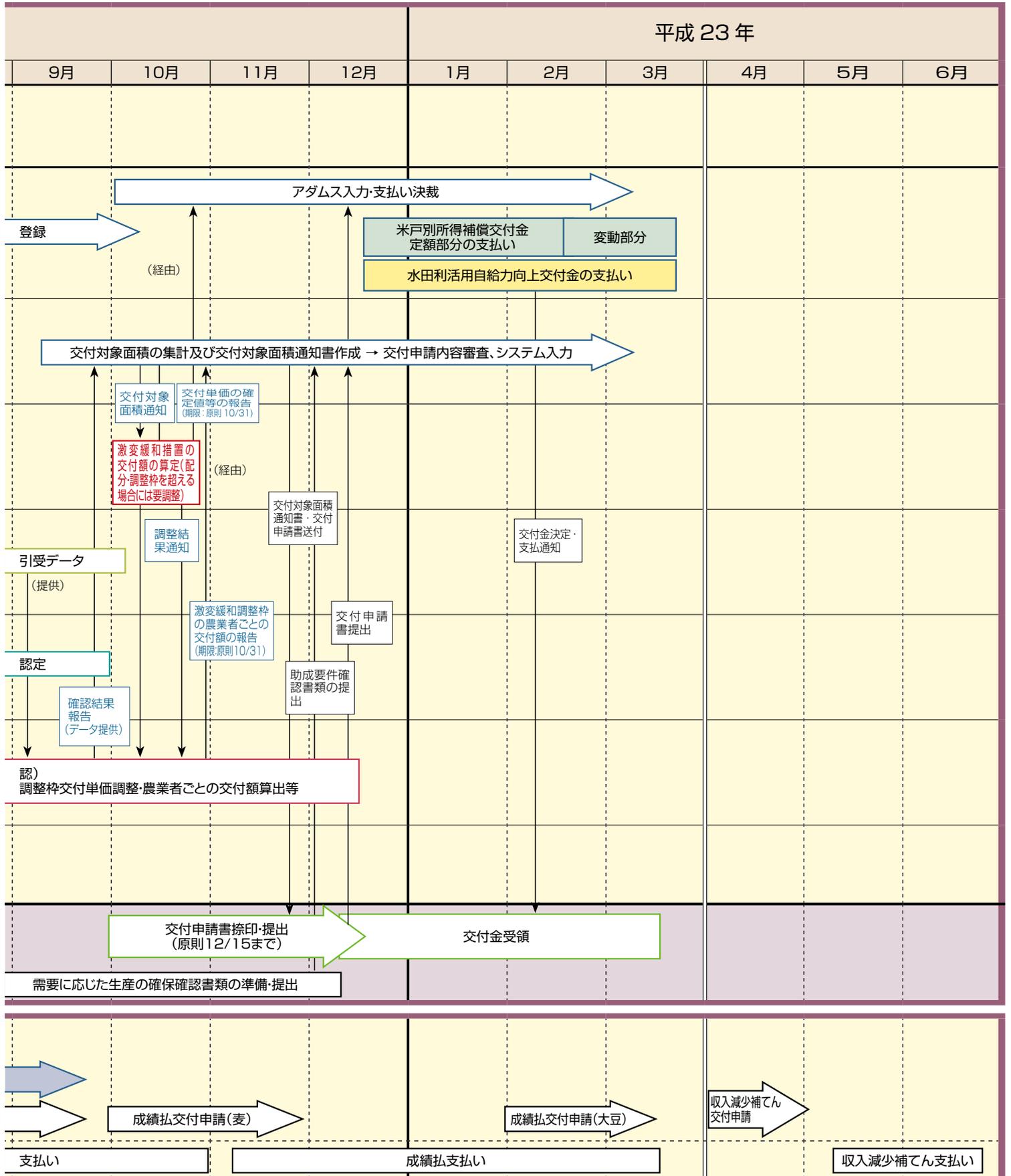
水田の利用状況(計画)記入欄 ※記入欄が足りない場合は、本様式に準じた資料を添付すること										
水田等の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	作期	水田面積 (田本地面積)	水稻作付面積又は水稻以外の作物作付面積	作物名 (注2)	地権者 (権原を有する者)		植栽造成年月	転換畑該当年月	新規開田年月
						所在地	氏名			
耕地番号	分筆番号		a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
			a	m	a	m				
計			a	m	a	m				

(注1)一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期欄」において、転作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。なお、期間借地により二毛作に取り組む場合には、「備考欄」に地権者名を記入する。
 (注2)「作物名欄」には、主食用水稲品種、醸造用玄米品種、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、その他作物(野菜、果樹等)の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)をすべてのほ場について記入する。また当該ほ場で生産する作物を一切出荷・販売しない場合は自家消費用である旨を記入する。

戸別所得補償モデル対策の



現場実務スケジュール



問い合わせ先一覧 (農政局、農政事務所)

	問い合わせ先	電話番号	FAX番号
北海道	北海道農政事務所戸別所得補償制度推進チーム事務局	011-642-5469	011-642-5509
青森県	青森農政事務所農政推進課	017-777-3512	017-775-2190
岩手県	岩手農政事務所農政推進課	019-624-1125	019-654-2940
宮城県	東北農政局戸別所得補償制度モデル対策推進室	022-722-7337	022-722-7378
秋田県	秋田農政事務所農政推進課	018-862-5720	018-862-5689
山形県	山形農政事務所農政推進課	023-622-7247	023-622-7256
福島県	福島農政事務所農政推進課	024-534-4145	024-534-5253
茨城県	茨城農政事務所戸別所得補償推進チーム	029-221-2186	029-233-9550
栃木県	栃木農政事務所農政推進課戸別所得補償制度対策室	028-633-3315	028-633-3401
群馬県	群馬農政事務所戸別所得補償制度推進室	027-221-2685	027-221-7015
埼玉県	関東農政局戸別所得補償対策室	048-740-0124	048-601-0533
千葉県	千葉農政事務所食糧部計画課	043-224-5615	043-221-0790
東京都	東京農政事務所農政推進課	03-3214-7321	03-3214-7332
神奈川県	神奈川農政事務所戸別所得補償対策室	045-211-7176	045-212-9031
山梨県	山梨農政事務所農政推進課	055-226-6611	055-237-4478
長野県	長野農政事務所戸別所得補償対策室	026-233-2500	026-233-1588
静岡県	静岡農政事務所戸別所得補償推進チーム	054-246-6121	054-246-3337
新潟県	新潟農政事務所農政推進課	025-228-5290	025-228-5271
富山県	富山農政事務所農政推進課	076-441-9307	076-441-9326
石川県	北陸農政局戸別所得補償制度推進室	076-232-4133	076-232-5824
福井県	福井農政事務所計画課	0776-35-3225	0776-36-1796
岐阜県	岐阜農政事務所農政推進課	058-271-4044	058-274-0656
愛知県	東海農政局戸別所得補償制度推進室	052-715-5191	052-201-1703
三重県	三重農政事務所農政推進課・計画課	059-228-3151	059-225-9694
滋賀県	滋賀農政事務所農政推進課	077-522-4273	077-523-1824
京都府	近畿農政局戸別所得補償制度推進対策室	075-366-0117	075-414-9030
大阪府	大阪農政事務所農政推進課	06-6943-9691	06-6944-1208
兵庫県	兵庫農政事務所農政推進課	078-331-9951	078-331-2550
奈良県	奈良農政事務所農政推進課	0742-23-1281	0742-22-4159
和歌山県	和歌山農政事務所農政推進課・食糧部計画課	073-436-8831	073-436-0914
鳥取県	鳥取農政事務所食糧部計画課	0857-22-3131	0857-27-9672
島根県	島根農政事務所食糧部計画課	0852-24-7311	0852-27-8858
岡山県	中国四国農政局戸別所得補償制度推進室	086-230-4256	086-224-8013
広島県	広島農政事務所戸別所得補償モデル対策推進室	082-228-9483	082-228-5817
山口県	山口農政事務所農政推進課	083-922-5255	083-928-0736
徳島県	徳島農政事務所農政推進課	088-622-6132	088-626-2091
香川県	香川農政事務所農政推進課	087-831-8151	087-833-7291
愛媛県	愛媛農政事務所農政推進課	089-932-1177	089-932-1872
高知県	高知農政事務所食糧部計画課	088-875-2153	088-873-5616
福岡県	福岡農政事務所農政推進課	092-281-8261	092-281-3202
佐賀県	佐賀農政事務所農政推進課	0952-23-3136	0952-23-3143
長崎県	長崎農政事務所農政推進課	095-845-7123	095-845-7183
熊本県	九州農政局戸別所得補償制度推進チーム	096-353-7379	096-324-1439
大分県	大分農政事務所農政推進課	097-532-6131	097-532-6135
宮崎県	宮崎農政事務所農政推進課	0985-22-3184	0985-27-2035
鹿児島県	鹿児島農政事務所農政推進課	099-222-0121	099-226-4791
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課	098-866-0031	098-860-1195

■本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、

●大臣官房 戸別所得補償制度推進チーム(制度全般について)(TEL 03-6744-1850)

●生産局 戸別所得補償制度モデル対策実施チーム(モデル対策について)(TEL 03-3597-0191)

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html



水田農家の皆さん！ 自給率向上のための新しい農政 に参加しましょう。



戸別所得補償モデル対策が 4月からスタートしました。

戸別所得補償モデル対策のねらい

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に**生産拡大を促す対策**と、水田農業の経営安定を図るために、**恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策**をセットで行います。

自給率向上事業 (水田利活用自給力向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

交付単価

① 戦略作物

作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物 〔 水田経営所得安定対策の単価(全国平均) 〕 小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円	3.5万円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円

※ 麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、加工用米の単価は、下記の激変緩和措置により、変更になる地域があります。

※ 水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。

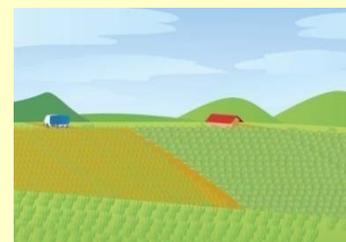
② その他作物

都道府県単位で作物ごとに単価を設定します。

③ 二毛作助成

(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ)

10アール当たり 1.5万円



激変緩和措置

交付額がこれまでの対策に比べて減少する地域において継続して作物を生産できるよう交付単価の調整を行います。

※ 激変緩和措置の内容は、都道府県や地域によって異なります。

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上のための環境整備を図るために、**米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農**の皆さんに対して、**主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円**を定額交付します。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10アール当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者（当然加入面積未済の場合は、21年度の出荷・販売の実績のある方）

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積

※ 調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市町村に提出し認定を受ける必要があります。

※ 水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。

集落営農で加入することのメリット

- ① 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。
- ② 集落営農を結成し、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、組織全体の主食用米作付面積から10アール控除となります。

モデル対策の交付金を受け取るための手続

1 主食用米の「生産数量目標」の確認をして下さい

- ・ 米のモデル事業の交付金を受け取るためには、主食用米の「**生産数量目標**」を守っていただく必要があります。
- ・ これまで生産数量目標の配分を受けてこられなかった農業者の方も、まず、生産数量目標の配分を受けて下さい。
- ・ 「自分の生産数量目標が分からない」、「生産数量目標の配分を受けていない」等の場合には、最寄りの地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

生産数量目標の配分を受け、地域水田農業推進協議会等による作付確認を受けないと、米のモデル事業の交付金は受け取れません！

生産数量目標の地域内及び農業者間調整



- ・ 生産数量目標（換算面積）については、ブロックローテーション等に合わせて、地域の農業者間で調整することができます。
- ・ 調整を希望する方は、生産数量目標の配分元の地域水田農業推進協議会（市町村、JA等）にご相談下さい。
- ・ 交付金の支払いの前提となる作付面積の確認作業を円滑に行うためにも、現行と同様に**6月15日までに調整を終えて下さい。**

留意事項



- ① <水稻共済の当然加入面積以上を作付される方>は、加入申請書の**農業共済加入欄にチェック**をして下さい。

<当然加入面積未満で、水稻共済に加入しない方>は、**前年産米の出荷・販売契約等が確認できる書類**を添付して下さい。

<集落営農で加入する場合>は、**規約、構成農家名簿、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）**を添付して下さい。



- ② <小規模な農家>であっても**集落営農**を結成し、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、**組織全体の主食用米作付面積から10アール控除**となります。
- ③ ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で<交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合>は、**口座名義人に対する委任状**を添付して下さい。
- ④ <麦・大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米に対する交付金を受け取る場合>には、**実需者と販売契約を締結**することが要件となります。
- ⑤ <米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、加工用米などの用途限定米穀について、用途以外に販売した場合>には、**改正食糧法に基づく罰則が適用**されます。
- ⑥ 米穀について、出荷・販売を行う際には、米トレーサビリティ法に基づき、その取引等の記録の作成・保存が必要です。

3 調整水田等の不作付地がある方は改善計画を提出して下さい(米のモデル事業の対象者)

一区画の水田すべてを不作付として生産数量目標を達成する場合は、「調整水田等の不作付地の改善計画」（不作付地の地番・面積、作物作付ができない理由、改善計画、達成予定年を記入）を**6月30日**までに市町村に提出して下さい。

（一筆内の部分的な調整水田や土地改良通年施行の場合は、改善計画の提出の必要はありませんが、その面積は明らかにする必要があります。）

4 秋に、「交付対象面積通知書」と「交付申請書」をお届けします

交付対象面積が通知されますので、**交付申請書**に捺印し**原則として12月15日**までに農政事務所等に提出して下さい。

留意事項



- ① 自給率向上事業の対象作物については、**捨てづくり防止を確認するための書類**（出荷契約及び作業日誌・出荷伝票等の写し、または所定の報告書）を添付して下さい。
- ② 水田経営所得安定対策の固定払の受給者が、麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲（8万円/10アール）に作付転換している場合は、作付転換相当分の**固定払の辞退届**を**9月末**までに提出して下さい。
- ③ 米のモデル事業の変動部分が発動されるかどうかは、**23年1月**までの**相対取引価格**を見て決定されます。

5 指定口座に交付金が振り込まれます

交付申請の時期に応じて早い地域では**年内（12月）**から交付金の支払いを開始します。なお、米のモデル事業の変動部分については**年度内（翌年3月まで）**に支払います。

加入申請・支払時期

	農家からの申請	国(農政局・農政事務所)からの通知
22年 4～6月	「加入申請書」及び「作付面積確認依頼書」の提出 「調整水田等の不作付地改善計画」の提出	
9月	麦、大豆から新規需要米への転換分の「水田経営所得安定対策固定払交付辞退申出書」の提出(9月末まで)	
10月		交付対象面積の通知
11月	「交付申請書」の提出	
12月		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; background-color: #FFD700;"> <p>交付金支払 (12月～3月)</p> </div>
23年 1月		
2月		
3月		

戸別所得補償モデル対策の加入申請等については、最寄りの

- ・ 地域水田農業推進協議会(市町村、JA等)
- ・ 農政局または農政事務所

などにお気軽にご相談下さい!



本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、
農林水産省 大臣官房 政策課 戸別所得補償制度推進チーム(TEL 03-6744-1850)

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。

【 http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html 】

生産者の皆さまへ

新規需要米等の横流れ防止措置について

新規需要米(米粉用、飼料用等)、加工用米を生産するに当たっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意して下さい。

～ 需要者との契約時 ～

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定して下さい。

～ 作付時 ～

新規需要米、加工用米の圃場を特定するなどにより、作付面積を確定して下さい。

主食用米と同一圃場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

⇒ 不適切な取組の場合には、水田利活用自給力向上事業の交付対象から除外されます。

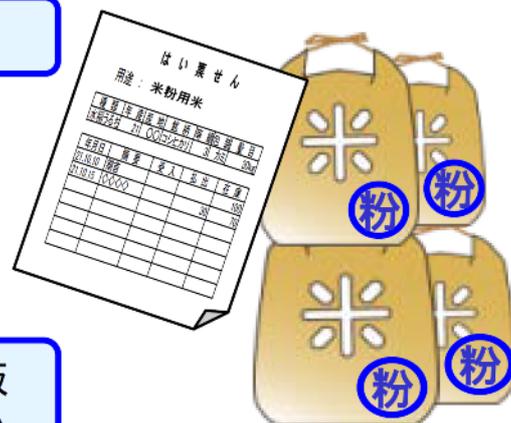
～ 収穫－出荷時 ～

主食用米等と区分して管理して下さい。

・ 袋を分けて米粉用米には(粉)、飼料用米には(飼)、加工用米には(加)、と表示して下さい。

・ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売して下さい。

⇒ それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。(裏面1参照)



新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存して下さい。

記録事項 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

⇒ 記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。(裏面2参照)

国としての取組

- 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のカントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用を図るよう、助言・指導を行ってまいります。

詳しくは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、最寄の地方農政事務所にお尋ね下さい。

1 改正食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益防止

平成22年4月から、改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - 紙袋等の包装に用途を表示
〔加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示〕
 - 需要者(需要者団体)に直接販売する必要があります。

2 米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

(参考)その他の米トレーサビリティ法の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

3 行政による確認

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか巡回点検を実施します。

加入受付中!

水田農家の皆さんに
お知らせします!

戸別所得補償モデル対策の 交付金を受け取るための手続

1 主食用米の「生産数量目標」の確認をして下さい

- 米のモデル事業の交付金を受け取るためには、主食用米の「生産数量目標」を守っていただく必要があります。
- これまで生産数量目標の配分を受けてこられなかった農業者の方も、まず、生産数量目標の配分を受けて下さい。

生産数量目標の配分を受け、地域水田農業推進協議会等による作付確認を受けないと、米のモデル事業の交付金は受け取れません!

2 「加入申請書」と「作付面積確認依頼書」を提出して下さい

- モデル対策(自給率向上事業及び米のモデル事業)に加入するためには、「加入申請書」、「作付面積確認依頼書」を4月1日から6月30日まで に提出して下さい。
- 書類の提出先は、最寄りの地域水田農業推進協議会(市町村、JA等)、農政事務所となります。
- 「作付面積確認依頼書」は、地域水田農業推進協議会から配布された水稻生産実施計画書や営農計画書を代用することができます。

留意事項

- ① <麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米に対する交付金を受け取る場合>には、**実需者と販売契約を締結**することが要件となります。
- ② <米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米などの用途限定米穀について、用途以外に販売した場合>には、**改正食糧法や米トレーサビリティ法に基づく罰則が適用**されます。

3 調整水田等の不作付地がある方は改善計画を提出して下さい (米のモデル事業の対象者)

一区画の水田すべてを不作付として生産数量目標を達成する場合は、「調整水田等の不作付地の改善計画」(不作付地の地番・面積、作物作付ができない理由、改善計画、達成予定年を記入)を**6月30日まで**に市町村に提出して下さい。

(一筆内の部分的な調整水田の場合は、改善計画の提出の必要はありませんが、その面積は明らかにする必要があります。)

4 秋に、「交付対象面積通知書」と「交付申請書」をお届けします

交付対象面積が通知されますので、**交付申請書**に捺印し、**10月1日から原則として12月15日まで**に農政事務所等に提出して下さい。

5 指定口座に交付金が振り込まれます

交付金の支払いは12月～3月になります。

ご相談はお近くの農政事務所、地域水田農業推進協議会(市町村、JA等)へ

<http://www.maff.go.jp>
詳しくは、農林水産省のホームページに掲載しております。ぜひご覧下さい。

戸別所得補償モデル対策が 4月からスタートします

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

米のモデル事業 (米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積 10㍍当たり 1万5千円を定額交付します。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10㍍当たり)	1.5万円 (巨額のなコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10㍍当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

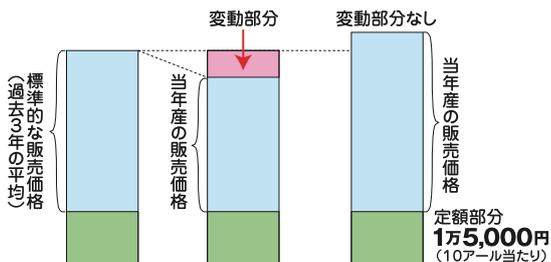
交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者 (当然加入面積未満の場合は、21年度の出荷・販売の実績のある方)

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・緑故米用に供される分として一律10㍍を差し引いた面積

※調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市町村に提出し認定を受ける必要があります。
※水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。



自給率向上事業 (水田利活用自給率向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

交付単価(全国一律)

作物	単価(10㍍当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
水田経営所得安定対策の単価 (全国平均)	小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円
その他作物 (都道府県単位で単価を設定します)	1.0万円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米

激変緩和措置

これまで取り組んできた団地化・集団化など、地域での生産体制を維持するために、交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域において交付額の調整を行います。

※「その他作物」の単価や激変緩和措置に伴う単価は、2~3月頃に具体化する予定です。

※「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

※水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに新規需要米を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。

自給率向上のための新しい農政に参加しましょう

加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

申し込み	4月~6月
支払い	12月~3月

集落営農で加入することのメリット

- 1 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。
- 2 集落営農で水稲共済に加入すれば、水稲作付面積が10㍍程度の農家も交付金が受け取れます。

ご相談はお近くの農政事務所、市町村又は水田協議会へ

詳しくは、農林水産省のホームページに掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/>

戸別所得補償モデル対策に関する主要Q & A

戸別所得補償モデル対策に関するブロック・都道府県説明会における主な質問事項とその回答の概要をまとめたものです。
これ以外の実務的な質問事項は、「実務担当者向けQ & A」に掲載しています。

1. 水田利活用自給力向上事業

- 自給力向上事業における、都道府県で設定できる地域作物の単価や、激変緩和措置による作物別単価を早く示してほしい。
 - 野菜などの地域特産作物の単価や激変緩和措置による加算の設定については、現在、都道府県内において検討が進められているところであり、農家の方々に早急に単価をお示しできるよう、協議を進めていく考えです。

- 麦・大豆等の生産が拡大した場合は、単価は減額されるのか。
 - 各地域に配分された交付金の範囲内で助成を行う産地確立交付金とは異なり、作付実績に応じて助成する仕組みですので、生産が拡大しても、その実績に対して35,000円/10aの助成が行われます。
ただし、激変緩和措置による単価の上乗せ分については、一定額の範囲内で行われるものであるため、計画時よりも生産が拡大した場合には、単価が減額されることもあります。

- 戦略作物の二毛作に取り組む場合であって、表作と裏作で耕作者が異なる場合は、助成金はどちらの者に交付されるのか。
 - 表作と裏作とで耕作者が異なる場合には、当該水田の作付面積確認依頼書を一緒に取りまとめて提出していただき、その中で一方が表作、もう一方が裏作として、それぞれの耕作者の作付面積に応じて交付金が交付されます。

- 新規需要米（米粉用米、飼料用米）については、農業者が実需者を探すのは困難なので、国に実需者とのマッチングの支援をお願いしたい。
 - 国としては、何処にどれぐらいのニーズがあるかといった情報を集め、生産サイドの方に提供していくことで、個別では情報交換ができないところの間に入り情報を行き来させ、円滑に進むように引き続き取り組みたいと考えています。

2. 米戸別所得補償モデル事業

○ モデル事業の単価が全国一律では、地域の実情が反映できないのではないか

→ 地域別の単価を設定した場合には、生産コストの削減努力をせずに生産費が高くなっている地域、あるいは販売努力をせずに販売価格が低くなっている地域のほうが、努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平となると考えられます。

また、地理的条件が悪い地域に対しては、中山間直接支払制度を措置しています。

○ 米戸別所得補償モデル事業において、需給調整を守るために、ほ場の一部を不作付とする場合も、改善計画を提出する必要があるのか。

→ ほ場の一部を調整水田で対応する場合は、改善計画の提出は必要ありません。ただし、交付金は作物作付の面積に応じて支払うことから、作付面積確認依頼書のほ場ごとの利用状況の欄には、不作付の面積が分かるように記入していただく必要があります。

○ トキの餌場に活用している調整水田など、今後も作付ができない水田は、どうすればよいのか。

→ 地域によっては、市町村や地域住民等が他の政策目的に活用することで作物作付が期待できない水田もあると考えています。

このような水田についても、実態把握のために改善計画は提出していただきますが、トキの餌場として使用する場合など調整水田を維持する合理的な理由があると認められるときは認定できる方向としています。

○ 当然加入以上の作付面積があるにも関わらず水稲共済に加入していない者についても、前年度の販売実績があればモデル事業の交付対象となるのか。

→ 当然加入の面積以上の農業者に対しては、共済関係は成立しているので、水稲共済の加入申込書を共済組合に提出することで交付対象とします。

○ 20a、30aの小規模農家にはメリットが少なく推進が難しい。

→ 小規模農家であっても集落営農を組織し共済資格団体となることで、10a控除のメリットがあること等を説明して推進して下さい。

3. 手続き

○ **モデル対策の加入申請書等の書式を早く示してほしい。**

→ モデル対策の加入申請様式については現在検討中です。加入申請書は1枚とし、作付確認は現行対策で使用している営農計画書や共済細目書とほぼ同じ内容とする方向です。

○ **集落営農やブロックローテーションに参加している場合、共通口座で交付金を受け取ることは可能か。**

→ 集落営農については、共同生産販売で使用している口座で受け取れます。ブロックローテーションなど、地域的な営農の取組をしている場合もその取組が維持できるよう、共通口座での受け取りを可能とする方向で検討しています。

4. その他

○ **23年度の戸別所得補償制度の本格実施の際には、どの作物が対象になるのか。**

→ 戸別所得補償制度は、恒常的にコスト割れしている品目を対象にしていく考えです。

① 畑地帯の麦・大豆等については、内外価格差に基づく恒常的なコスト割れがあり、現行の経営所得安定対策も踏まえ、23年度からの導入に向けて、制度設計を行っていきます。

② 野菜・果樹については、恒常的にコスト割れしている状況にないため、戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることはないと考えており、今後、新たな支援策を検討することとしています。

③ 畜産・酪農については、現行の畜産経営安定対策も踏まえ、所得補償のあり方や導入時期を検討することとしています。

○ **農水省は、担い手育成、構造改革路線を変更したのか。**

→ 担い手の育成、水田作農業の構造改革は引き続き必要と考えています。モデル事業の単価は、全国一律であり、このため、規模拡大やコストダウンの努力をした農家や、販売価格を高める取り組みを行っている地域ほど、所得が増える仕組みとなっており、規模拡大やコストダウンのインセンティブが働く制度設計となっています。

戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向けQ & A
(未定稿：平成22年3月3日第3版)

※ このQ & Aは、戸別所得補償制度モデル対策に関して、これまでに現場担当者から出された質問等を基に整理したものです。今後各地で開催される説明会等で出された質問等を追加しながら随時更新し配布することにします。

なお、番号の右肩に★を付しているものは、第3版で新たに追加・修正したものです。

目 次

<総論>

- 1 戸別所得補償制度を導入する目的は何か。
- 2 米戸別所得補償モデル事業は、小規模農家を含めてすべての販売農家を対象に支援するため、農業の構造を固定化するのではないか。
- 3 米戸別所得補償モデル事業の導入により、集落営農からの脱退や貸しはがしが生じるとの声が聞かれるが、どのように対応するのか。
- 4 戸別所得補償モデル対策の導入により米の需給が緩むのではないか。
- 5 本格実施の際には、畑作物は対象となるのか。

<自給率向上事業>

【激変緩和措置】

- 6 激変緩和措置はどのようなものか。
- 7 激変緩和措置（310億円）のうち、激変緩和調整枠（260億円）との差（50億円）はどのように対応するものなのか。
- 8 激変緩和措置は具体的にどのような方針で設定すれば良いか。
- 9 麦・大豆・飼料作物間（3.5万円/10aグループ）での単価調整は、どのようなやり方となるのか。
- 10 麦・大豆・飼料作物間での単価調整と、その他作物助成を活用した加算を行った上でなければ、激変緩和調整枠を活用することはできないのか。
- 11* 激変緩和措置による単価設定に上限はあるのか。
- 12* 激変緩和調整枠による支援の対象者に制限はあるのか。
- 13* ブロックローテーションの関係で、これまでも転作には取り組んできたものの、たまたま21年度は転作を行っていなかった者を、激変緩和調整枠の支援対象とすることはできないのか。
- 14* 麦・大豆・飼料作物間での単価調整、その他作物助成による戦略作物への上乗せも、21年度において産地確立交付金による支援を受けている者のみが対象か。
- 15* 激変緩和調整枠を地域協議会に配分して加算を設定する場合、農家への交付時における単価調整はどの単位（都道府県単位、地域協議会単位）で行うのか。
- 16* 激変緩和調整枠による各農業者への交付額は、どのように計算するのか。

【交付単価】

- 17 新規需要米と麦・大豆とそれ以外の作物で、交付単価が大幅に異なっている理由は何か。
- 18 WCSについては、水田利活用自給力向上事業で8万円の助成があるが、耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成対象にもなるのか。
- 19 新規需要米の単価は8万円/10aであるが、全国的に作付が増加した場合でもこ

の単価水準は維持されるのか。

【対象作物】

- 20* 輸出用米などの新規需要米も、すべて自給率向上事業の8万円/10aの対象となるのか。
- 21* 自己の事業として活用するWCS用稲も対象として考えてよいか。
- 22* 自家消費を目的とする作物の扱いはどうなるのか。
- 23* 飼料作物の対象に制限は設けられるのか。
- 24* わら専用稲や水田放牧の扱いはどうなるのか。
- 25* 飼料用米については、専用品種でなくてもよいのか。
- 26 飼料用米の受け皿として全国的な流通体制は確立されるのか。
- 27* 米粉用米と加工用米の（それぞれの用途などの）区分はどうなっているのか。
- 28* 麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の種子は助成対象となるのか。
- 29* 景観形成を目的として作付される「なたね」の扱いはどうなるのか。
- 30* 果樹の扱いはどうなるのか。

【交付要件】

- 31 米粉用米の認定要件として面積拡大の縛りはあるのか。
- 32 水田利活用自給力向上事業の助成要件の「実需者との出荷契約等」は、道の駅等の直売所や産直市への出荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となるのか。
- 33* 出荷契約の締結等の確認とは具体的に何による確認か。
- 34* 収穫を行ったことの確認とは具体的に何による確認か。
- 35 自給率向上事業の対象となる農業者はどのような者か。
- 36 そば・なたねについて、実需者との出荷契約等の要件は必要ないのか。
- 37 団地化や技術導入などの要件は設定されるのか。

【二毛作助成】

- 38 麦後に水稻を作付けても二毛作助成は支払われるのか。
- 39* 二毛作に取り組む場合の表作物・裏作物はどのように（地域単位、農業者単位、ほ場単位）判断するのか。
- 40* 戦略作物同士による二毛作に取り組む場合であって、表作と裏作で耕作者が異なる場合は、それぞれの耕作者に戦略作物としての単価で助成されるのか。
- 41* 表作（大豆）と裏作（麦）で耕作者が異なることからまとめて作付面積確認依頼書を提出した場合、合計額の5万円を両者で折半し、2.5万円ずつを両者の口座に振り込んでもらうことは可能か。

【その他作物】

- 42 その他作物助成について、国から都道府県に対して「予算枠」の配分はされるのか。
- 43 その他作物の助成単価はどのように設計すればよいのか。

44 その他作物の扱いについて収穫を伴わない景観作物や地力増進作物等の扱い等何らかの制限が設けられるのか。

【固定払辞退関係】

45* 水田・畑作経営所得安定対策の固定払を交付されている農業者が麦・大豆の作付を減らして新規需要米に転換した場合の固定払の辞退面積の扱いはどうなるのか。

46* 固定払の辞退面積を算定する際の麦・大豆の減少面積は、転作のほか裏作等を含んだ延べ作付面積を用いるのか。

47* 固定払を辞退する場合の水田・畑作経営所得安定対策と水田利活用自給力向上事業の申請の手続きはいつまでに行うのか。

48* 作付面積を確認した結果、麦・大豆から新規需要米に実際に転換した面積と固定払の辞退面積が異なることが判明した場合、交付金の取扱いはどうなるのか。

【その他】

49 需給調整の達成、未達成に関わらず助成対象とされるが、今まで真面目に協力してきた生産者とそうでない生産者とが同列に扱われてしまうことは、生産者の理解が得られないのではないのか。

50 新規需要米の栽培者は、平成22年作付用の多収性品種の種子をどのようにしたら入手できるのか。

51 今後、多収性品種の種子をどのように確保していくのか。

<米のモデル事業>

【対象農業者】

52 販売農家を水稻共済加入者とした理由いかな。

53* 水稻共済未加入者でも生産数量目標を達成していれば誰でも対象となるのか。

54 水稻共済未加入者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告させることで対象とするとのことであるが、どのような書類で確認するのか。その場合、未加入者の面積はどのようにして確認するのか。

55* ブロックローテーションにより前年産で米を生産していなかった農業者で、水稻共済の当然加入の基準面積に満たない者がモデル事業の対象となるためにはどうすればよいか。

56 水稻共済に加入していない生産者で、知人等に販売しており、伝票がない場合はどのように確認したらよいか。

57* 水稻共済の加入名義が地権者となっており、販売名義が耕作者となっている場合、米のモデル事業については、どちらが交付申請を行うことになるのか。

58 集落営農の定義について、面積要件はあるのか。構成農家が3戸程度でも対象になるのか。

59 集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか。

60 戸別所得補償制度モデル対策に、水田経営所得安定対策に加入している集落営農が加入した場合、農用地の利用集積目標、法人化計画、主たる従事者の所得目標の

扱いはどうなるのか。

【対象面積】

61 交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10 a を控除することとした理由い
かん。

**62* 交付対象面積の捉え方について、「一律10 a を控除」とあるが、集落営農の場合
はどのような取扱いとなるのか。**

63* 共済資格団体にはどのような要件があるのか。

64 もち米は10 a 控除の対象となるのか。

65 種子用米は、10 a 控除の対象から除外することだが、種子落ちした米はどう
なるのか。

66 黒紫米などの古代米、香り米の生産も対象となるか。

67 水田面積が20 a 以下の小規模農家が需給調整をすると10 a 以下となる場合がある
が、その場合は対象にならないのか。

68 二期作地帯では、米のモデル事業の交付対象面積はどのようになるのか。

【交付単価】

69 標準的な生産に要する費用のうち家族労働費を8割としている根拠は何か。

70 標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費の考え方、データはどうな
っているのか。

71 モデル事業では、「規模加算」や「環境加算」は措置しないのか。

72 米のモデル事業では、全国平均の生産費と販売価格を使用することとされている
が、これでは地域間のバランスが考慮されないのではないか。大規模経営と小規模
経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないか。

73 戸別所得補償制度は、個々の経営収支に着目し、サラリーマン並の所得を確保し
てくれるのではなかったのか。

74 集落営農等への集約及び組織化促進のため、営農組織及び認定農家等の担い手グ
ループと個人農家に交付金の差を付けられないのか。

75 米のモデル事業の定額部分の単価は固定されるのか。

76 米のモデル事業の交付単価はなぜ収穫量や販売総額に関係なく作付面積で計算さ
れるのか。

77 農作物共済の共済金と米のモデル事業の交付金については、補てんの重複となら
ないのか。

【調整水田】

78 調整水田等の不作付地を持って生産数量目標を達成する農家は、作物の栽培がで
きない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることとなってい
るが、改善計画はどのようなことを記載するのか。達成要件が課せられるのか。

79* 調整水田等の不作付地の改善計画の認定基準はどうなるのか。

**80* 作物の栽培ができない理由や改善に向けた取組内容には、どのようなことを記載
すればよいのか。**

- 81★ 達成予定年までに計画が実現される見込みがないと認定できないのか。
- 82★ 土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）については改善計画を作成する必要があるのか。
- 83※ ほ場の一部を調整水田で対応する場合は、改善計画の提出は必要ないという理解でよいか。
- 84※ 米のモデル事業において、ビオトープとしてトキの餌場に活用している調整水田についてまでも、調整水田をやめて作物を作付ける改善計画を作れば、トキの餌場がなくなることになるので、何らかの特例措置ができないか。
- 85※ 条件不利地域で、担い手・引き受け手のない水田については、自ら栽培や担い手への委託、集落営農への参加等の不作付地の改善計画の作成は無理であるが、この場合、植林転用や水田（水田台帳）からの削除で対応することになるのか。
- 86※ 改善計画の達成年の期限は、5年程度と考えてよいか。
- 87※ 水田としての活用が困難な土地については、水田台帳から削除することを意味するのか。
- 88※ 改善計画はいつまでに提出する必要があるのか。
- 89★ 調整水田等の不作付地の改善計画は、米のモデル事業の交付申請を行わない農業者も作成する必要があるのか。
- 90※ 改善計画の認定を市町村が行うこととした理由いかな。

【その他】

- 91 水田経営所得安定対策は農産物検査が必須となっているが、米のモデル事業も農産物検査が必要か。

<実施体制（交付申請、支払い等）>

【申請手続】

- 92 農地の貸借が行われている場合、交付申請は借り手（耕作者）が行うのか、貸し手（地権者）が行うのか。
- 93 農家から国に対する申請事務等について、集荷業者等が事務代行を行うことができるのか。
- 94★ 作付面積確認依頼書については、現行産地確立交付金で使用している営農計画書を代用してもよいか。
- 95★ 交付金は農家に直接支払われるが、例えば、ブロックローテーションに参加している農家が共通口座で受け取ることは可能か。
- 96※ 金融機関の口座は、どの金融機関でもよいのか。郵便局でも良いのか。
- 97 加入申請以降交付金の交付日までの間に加入者が死亡した場合の交付金の取扱いはどうなるのか。
- 98★ 交付金の交付対象面積の単位はどうなるのか。

【推進事務費】

- 99 生産調整方針作成者を確認依頼者・証明者として活用できるか。

- 100 戸別所得補償制度導入推進事業費で、人件費の助成はできるのか。
- 101* 推進事務に必要なとなる人件費として、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。
- 102* 推進事務費のうち、都道府県段階、市町村段階の交付額はいくらか。
- 103* 推進事務費の交付ルートはどのようになるのか。
- 104* 推進事業の実施主体が、県ではなく、県協議会となった場合、地域協議会がない市町村についてはどう対応すべきか。
- 105* 推進事務費の交付時期はいつ頃になるのか。
- 106* 推進事務費は何に使えるのか。
- 107* 推進事務費はどのような補助率なのか。
- 108* 推進事業の中に農協が位置づけられていないのは何故か。

【システム開発】

- 109 システム開発のスケジュールはどうなるのか。現在使用している水田情報管理システムは使用できるのか。
- 110* 地域協議会等で現在使用しているシステムは、モデル対策でも使用できるのか。
- 111* 地域協議会等のシステム改修が必要であれば、いつ改修内容が示されるのか。
- 112* ①システムを保有せずエクセル等で農家情報を管理していたり、②システムを保有しているが改修ができない場合、申請書のデータ入力や国へのCSVデータ提出はどのように行えば良いか。
- 113* 23年度からの本格実施では、地域協議会等のシステムはどのような扱いになるのか。

【水田台帳】

- 114 水田台帳の整備はいつまでに行わなければならないのか。
- 115 助成対象水田の考え方に変更はあるのか。

＜需給調整＞

【都道府県から市町村への生産数量目標の配分】

- 116 どのような配分を実施してはいけないのか。
- 117 都道府県内市町村に対して、一律配分でなければならないのか。これまで、一等米比率や需要先との結びつきなどで優先配分を行ってきたが、生産調整達成・未達成以外の配分要素についてもだめなのか。
- 118 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。
- 119 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。
- 120 需給調整達成市町村と未達成市町村との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

【市町村段階から農業者への生産数量目標の配分】

- 121 どのような主食用米の生産数量目標の配分を実施してはいけないのか。
- 122 具体的にどのような主食用米の生産数量目標の配分が問題になるのか。
- 123 上記質問の①～③に挙げられている農業者に配分をしても、交付金を受け取る権利が無駄になるので、需給調整に参加する農業者に配分すべきではないか。
- 124 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標については、事務コストの面から従来通知していないが、通知しなければならないのか。
- 125 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標は、どの程度の水準を配分すべきか。

126* 各農業者への主食用米の生産数量目標の配分は一律でなければならないのか。

127* 認定農業者への傾斜配分であれば、高率の配分であっても問題ないか。

- 128 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。
- 129 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。
- 130 農業者の間で主食用米の生産数量目標をやり取りしてもよいのか。
- 131 需給調整達成農業者と未達成農業者との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。
- 132 ある市町村では、21年産米の配分において、①これまで需給調整に参加してきた者、②これまで需給調整に参加しなかったが、新たに参加する者、③引き続き需給調整に参加しない者、の三者の間で、①>②>③となるような主食用米の生産数量目標の配分を行っていた。22年産米の配分においてこれらの格差の解消を図る場合に、地域の関係者の合意があれば、①と②の間の格差解消を優先することとし、これらの者と③の者の格差は当分の間残すこととしてもよいのか。

<具体例>

(これまでの配分) ①70%、②55%、③40%

↓

(今回の配分案) ①65%、②60%、③40%

133* 農業者への生産数量目標の配分は、これまでどおり認定方針作成者（JAや集荷業者）が行うのか。行政が行うべきではないか。

- 134 需給調整に参加しない（認定方針に参加せずに水稻生産を行う）農業者に対する配分は誰が行うのか。

【生産数量目標の調整関連】

- 135 生産数量目標の県間調整はあるのか。また、市町村間調整はどうか。
- 136 生産数量目標の地域内調整、農業者間調整はいつまでに終える必要があるのか。

【その他の生産数量目標関連】

- 137 生産数量目標は個々の農業者が達成しない場合、米戸別所得補償モデル事業の交付金が受けられないことになるが、市全体で未達成のときにはペナルティがあるのか。
- 138 米の戸別所得補償制度について、「生産数量目標に即した生産を行うこと」とは米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用作付を行っていることとなってい

るが、換算面積に使用する単収は全国統一か。

【集荷円滑化対策関連】

139 集荷円滑化対策については、その効果ははっきりしないので廃止すべきでないか。集荷円滑化対策について見直しが検討されていると思われるが、当初平成16年～平成17年で抛出した過剰米対策基金残額は、農業者へ返還されるのか。

【その他】

140 米戸別所得補償モデル事業が示されたが、食糧法、米政策改革大綱の見直しなど検討しているのか。

141* 水田利活用自給力向上事業に基づく交付金を受ける場合に、地域水田農業活性化緊急対策（緊急一時金）に基づいて受けていた交付金の取扱いはどうなるのか。水田利活用自給力向上事業の交付金から緊急一時金で得た交付金を控除する必要はあるのか。

142* 地域水田農業活性化緊急対策に基づき、麦を作付けていた場合に、22年産から新規需要米、加工用米に変更しても契約違反とならないのか。

＜横流れ防止関連＞

143* 加工用米、新規需要米が増加することが想定されるが、適正流通をどのように確保するのか。

144* 加工用米の面積確認は新規需要米に準じるとしているが、現行（数量による面積換算）と変更することにより混乱が起こるのではないか。

145* 加工用米の生産予定面積はどのような地域単収を用いて設定するのか。

146* 加工用米の出荷に当たり、作柄変動等による出荷数量の変更はどのようにすればよいのか。

147* 加工用米をほ場単位で出荷するとなれば、農産物検査3等以上の要件は必要ないのではないか。また、ふるい下の米はどのように取り扱うのか。

＜その他＞

148 中山間直接支払いと戸別所得補償の重複受給は可能か。

149 新規開田地の扱いはどうなるのか。交付金の支払いの対象になるのか。

150 今後の担い手育成や認定農業者制度等の方向性はどうなるのか。

151* 認定農業者の認定要件としての米の生産調整の取扱いは、どうするのか。

152* 米の「生産数量目標」を達成できずに、麦・大豆を生産する農家については、経営所得安定対策に係る交付金はでるのか。

153* 戸別所得補償制度を導入することとしているが、水田・畑作経営所得安定対策の今後の取扱いはどうなるのか。

154* ナラシ対策には、今後も加入した方がよいのか。

155* 地域水田農業ビジョンは、今後も作成していく必要があるのか。

<総論>

1 戸別所得補償制度を導入する目的は何か。

(答)

- 1 我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の激減、農村の崩壊など、危機的状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復することが必要である。
- 2 戸別所得補償制度は、小規模農家も国民への食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、これらの者を含め意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取組を促していくことを目的としている。

2 米戸別所得補償モデル事業は、小規模農家を含めてすべての販売農家を対象に支援するため、農業の構造を固定化するのではないか。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであることから、コスト削減など効率的な経営を行えば、その分メリットが大きくなる仕組みである。
- 2 このため、農家にとっては、本事業を活用し、規模拡大や集落営農など効率的な経営を行う意欲が高まることから、現状の農業構造を固定化するものではないと考えている。

3 米戸別所得補償モデル事業の導入により、集落営農からの脱退や貸しはがしが生じるとの声が聞かれるが、どのように対応するのか。

(答)

- 1 戸別所得補償のモデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであり、規模拡大や集落営農の組織化などで効率的な経営を行えば、所得が増加する仕組みである。
したがって、集落営農などの農業の集団化に逆行するものではないと考えている。
- 2 併せて、農地を担い手に集積していくための取組や集落営農を立ち上げて協業化を図る取組への支援を別途行い、農地の集約や集落営農組織の推進を図っていく。
- 3 仮にモデル事業の導入をきっかけに、貸しはがしや集落営農からの脱退など、集

落営農とその構成農家の間で何らかの問題が生じるような情報がある場合には、本事業の目的や内容について地方農政局・農政事務所を通じて十分説明し、当事者同士での円満な話し合いを求めてまいりたい。

4 戸別所得補償モデル対策の導入により米の需給が緩むのではないか。

(答)

- 1 今回の米のモデル事業は、生産数量目標に即した米の生産を行った農業者を対象に所得補償をするという強力なメリットとなるものであることから、これまで需給調整に参加してこなかった農業者も新たに生産数量目標に即した生産を行うことが見込まれる。
- 2 また、自給率向上事業においては、米の需給調整に全面的に参加しなくても、麦・大豆などの生産を行えば交付対象とすることとしており、これにより、これまで需給調整に参加してこなかった農業者が、転作作物を段階的に拡大していくことも期待されることから、米の需給の引締め効果の発揮が期待される場所である。

5 本格実施の際には、畑作物は対象となるのか。

(答)

- 1 畑地帯の麦・大豆等については、現在、経営所得安定対策により、生産コストと販売収入との差が補てんされている。これについては、来年度も実施することとしたため、モデル対策では、水田作の麦・大豆等に限定して、主食用米との所得差に着目した助成措置（水田利活用自給力向上事業）を講じることとしている。
- 2 畑作物の取扱いについては、平成23年度からの本格実施に向けて、今後検討することとしている。

<自給率向上事業>

【激変緩和措置】

6 激変緩和措置はどのようなものか。

(答)

- 1 自給率向上事業は、自給率向上を主眼に置いた対策とするとともに、制度の簡素化を図る観点から、自給率向上のために国全体で取り組むべき麦・大豆等の戦略作物について、全国統一単価で支援を行う仕組みとすることとしている。

- 2 しかし、現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価以上の高単価を設定していた地域においては、急激な助成額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなるおそれがある。
- 3 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域協議会における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずることとしたものである。
- 4 具体的には、
 - ① その他作物への助成を活用し、新規需要米を除く戦略作物に加算する
 - ② 現行対策よりも飼料作物の交付単価が増加する都道府県において、麦・大豆・飼料作物の交付見込額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする
 - ③ 加えて、戦略作物による二毛作への支援により、二毛作可能地域の助成額の変動が緩和される効果が生じる
ことにより、助成額減少の影響緩和が図られるようにした。
- 5 これらの取組を行っても、なお、助成額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、
 - ① 助成額の減少分等に応じて各都道府県に対し調整枠を配分することとし、
 - ② 国と協議の上、都道府県段階又は地域段階で助成対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するための支援を行う
こととしたものである。

7 激変緩和措置（310億円）のうち、激変緩和調整枠（260億円）との差（50億円）はどのように対応するものなのか。

（答）

- 1 激変緩和措置については、地域協議会単位で、
 - ① 平成20年度の助成金（産地づくり交付金）の活用実績と、
 - ② 平成22年度の新対策の交付単価に基づく助成推計額
 を比較し、これが減少する地域協議会の減少額を足し上げた総額310億円を対象とすることにしたものである。
- 2 このうち、都道府県の自助努力で取り組める部分として、
 - ① 現行対策の飼料作物の交付単価が3.5万円より低い都道府県において、麦・大豆・飼料作物の助成総額の範囲内で、飼料作物の単価を3.5万円より減じた上で、麦・大豆の単価に上乗せをできるようにすること
 - ② 二毛作可能地域において、主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作

を行えば、1.5万円が交付されることによる激変緩和効果により、計50億円相当の激変緩和効果を見込んでいる。

- 3 これに加えて、別途の260億円の激変緩和調整枠を設けて、都道府県や地域の裁量で加算を行い支援水準を調整できるように措置し、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるようにしたものである。

8 激変緩和措置は具体的にどのような方針で設定すれば良いか。

(答)

- 1 激変緩和措置については、突然の制度変更により助成額が大幅に減少し、地域における麦・大豆等の生産体制が維持できなくなるおそれがある、との現場の声を受けて措置したものである。
- 2 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、自給率向上に資する戦略作物の効率的な生産のための取組が継続し、安定的な生産体制が維持されるよう、有効に活用されることが必要である。
- 3 したがって、各都道府県におかれては、単に一律的な加算措置を講じて全ての農業者にまんべんなく支援を行うのではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的に措置が講じられるようにすることを第一に、
- ① その他作物への助成の活用や、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすること等により、なるべく減少額を緩和した後に、
- ② 配分された激変緩和調整枠における合理的な加算措置を設定していただきたい。
- 4 その際、
- ① 今回の制度変更に伴い、経営に大きな影響を受ける転作組合、集落営農、農業者を特定し、これらの者が受ける影響の内容を分析する
- ② これらの者に対して、最も効果的に支援を行う手法を検討することをポイントとしていただきたい。
- 5 なお、これらの激変緩和措置については、国と協議の上で設定することになることを留意いただきたい。

9 麦・大豆・飼料作物間（3.5万円/10aグループ）での単価調整は、どのようなやり方となるのか。

(答)

- 1 産地確立交付金における平均的な単価は、一般的に麦・大豆が3.5万円以上、飼料作物が3.5万円未満となっている。このため、制度変更に伴う激変緩和の手法として、麦・大豆・飼料作物間において飼料作物分の財源の一部を活用し、麦・大豆の単価の上乗せを可能としたものである。
- 2 具体的には、
 - ① 例えば、これまでの飼料作物の平均単価が2.9万円/10aであった県において、飼料作物の単価をこれまでの平均単価まで下げる場合においては、
 - ② $(3.5 - 2.9 \text{万円}) \times \text{飼料作物の直近の助成面積}$ で算定される額の範囲内で、
 - ③ 県一本で麦・大豆の助成単価の加算を行うこととする。
(例えば麦・大豆とも+2,000円/10a、麦1,500円/10a・大豆2,500円/10aなど)
- 3 実際の農家への交付については、
 - ① 県内の農家に実際に交付される額の総額は、実際の麦・大豆・飼料作物の助成対象面積 \times 3.5万円/10a
 - ② 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
 - ③ 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①を超えてしまった場合は、
 $(22 \text{年度の交付面積} \times 3.5 \text{万円}/10a) / ((22 \text{年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価}) \text{の合計})$
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

10 麦・大豆・飼料作物間での単価調整と、その他作物助成を活用した加算を行った上でなければ、激変緩和調整枠を活用することはできないのか。

(答)

- 1 地域協議会単位での、新対策への移行に伴う減少分の総額310億円に対応するため、激変緩和措置を設けることとしたところであるが、新対策への移行に伴い、減額となる地域協議会がある一方で、増加する地域協議会もある。
- 2 このため、まずは都道府県において、麦・大豆・飼料作物間での単価調整による麦・大豆の単価上乗せや、その他作物助成の活用による戦略作物への加算を行うことで、地域協議会間の増減幅の縮小に取り組んでいただきたいと考えている。
- 3 その上で、なお大幅な減額になっている農業者や集落営農が存在している場合に、激変緩和調整枠を活用し、そのような新対策への移行に伴う影響が大きい者に対して効果的に加算が行える手法を検討・設定していただきたいと考えている。

11※ 激変緩和措置による単価設定に上限はあるのか。

(答)

- 1 水田利活用自給力向上事業の交付単価（戦略作物は統一単価、その他作物は基本1万円/10a）では、現行に比べて助成金の減少が大きく、これまでの生産体制を維持することが困難になるおそれがあることに対応するために激変緩和措置を講ずることとしている。
- 2 この趣旨に照らして、現行の助成金における設定単価を上回る単価を設定することは適切ではなく、そのような点を含めて、激変緩和措置として効果的な支援となっているかといった視点で、国と都道府県とが協議の上、設定することになる。

12※ 激変緩和調整枠による支援の対象者に制限はあるのか。

(答)

激変緩和調整枠は、麦・大豆・飼料作物間での単価調整や、その他作物助成を活用した上でも、なお現行の助成金に比べて助成額が減少する地域・農業者の影響を緩和し、22年度も継続して安定的な生産体制を維持できるように措置するものであることから、現在（21年度）において産地確立交付金等による支援を受けている者が対象となる。

13※ ブロックローテーションの関係で、これまでも転作には取り組んできたものの、たまたま21年度は転作を行っていなかった者を、激変緩和調整枠の支援対象とすることはできないのか。

(答)

これまでも当該地域のブロックローテーションに参加し、計画的に転作に取り組んできたことが確認できる者については、激変緩和調整枠の支援対象とすることが可能である。

14※ 麦・大豆・飼料作物間での単価調整、その他作物助成による戦略作物への上乗せも、21年度において産地確立交付金による支援を受けている者のみが対象か。

(答)

麦・大豆・飼料作物間での単価調整、その他作物助成による戦略作物への上乗せについては、都道府県一律で行うものであり、21年度に産地確立交付金等による支援を

受けていない者も適用を受けることになる。

15★ 激変緩和調整枠を地域協議会に配分して加算を設定する場合、農家への交付時における単価調整はどの単位（都道府県単位、地域協議会単位）で行うのか。

(答)

激変緩和調整枠を地域協議会に配分する場合は、各地域協議会ごとに配分された枠内に収まるよう単価調整を行うものとする。

また、都道府県単位での加算措置を設定した上で、さらに地域協議会単位に配分する場合においても、それぞれの枠内に収まるよう単価調整を行うものとする。

16★ 激変緩和調整枠による各農業者への交付額は、どのように計算するのか。

(答)

- 1 各農業者の作付面積に応じて計算される部分（戦略作物への助成、二毛作助成、その他作物への助成）については、市町村又は地域協議会において確認された作付面積を、地方農政事務所がシステムに入力することにより交付金額を計算することとしている。
- 2 一方、激変緩和調整枠における加算については、都道府県及び地域協議会によって加算の種類、対象者、対象作物等が異なり、国において統一的に農業者ごとの交付金額を計算することが困難なことから、
 - ① 地域協議会において、激変緩和調整枠による加算の単価（実際の交付総額が配分された調整枠を超える場合は、減額調整を行った後の単価）と確認された作付面積に基づき農業者ごとの交付金額を計算
 - ② 地域協議会から地方農政事務所に対し、農業者ごとの激変緩和調整枠による交付金額を報告
 - ③ 地方農政局から各農業者に対し、作付面積に応じて計算される部分と併せて激変緩和調整枠の交付額を交付する流れとする考えである。

【交付単価】

17 新規需要米と麦・大豆とそれ以外の作物で、交付単価が大幅に異なっている理由は何か。

(答)

水田利活用自給力向上事業においては、新規需要米については8万円/10a、麦・大豆については3.5万円/10aの交付単価としているが、これは、麦・大豆については、水田経営所得安定対策による固定払と成績払の交付金（全国平均で麦約4万円、大豆約2万7千円）が支払われることを前提に、それぞれの作物ごとの販売金額に助成単価を加えた額から、作物ごとの経営費を除いた所得額相当が同水準となるよう設定したものである。

18 W C S用稲については、水田利活用自給力向上事業で8万円の助成があるが、
耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成対象にもなるのか。

(答)

W C S用稲の作付に対する支援は、水田利活用自給力向上事業において行うこととなり、耕畜連携粗飼料増産対策事業では助成対象とはならない。

19★ 新規需要米の単価は8万円/10aであるが、全国的に作付が増加した場合でもこの単価水準は維持されるのか。

(答)

自給率向上事業は、作付面積に交付単価を乗じた交付金を交付する仕組みであることから、産地確立交付金のように交付単価が薄まる仕組みではない。

【対象作物】

20★ 輸出用米などの新規需要米も、すべて自給率向上事業の8万円/10aの対象となるのか。

(答)

米穀の生産調整実施要領では、生産数量目標の外数となる新規需要米として、米粉用・飼料用・バイオ燃料用及びW C S用稲のほか、輸出用米、わら専用稲などが位置付けられているが、本事業で8万円/10aの対象となるのは、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びW C S用稲のみである。

21★ 自己の事業として活用するW C S用稲も対象として考えてよいか。

(答)

W C S用稲については、新規需要米取組計画の認定を受けていることを要件とすることとしており、畜産経営として自家利用を行う内容の新規需要米取組計画の認定を

受ければ助成対象となる。

22* 自家消費を目的とする作物の扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 本事業は、需要に応じた転作作物の生産拡大を通じて自給率の向上を図ろうとするものであり、基本的に消費者に対する農作物の生産・供給を目的とした作物の生産を推進するものであることから、出荷・販売を目的とする作物を支援対象としている。
- 2 「そば・なたね」や「その他作物」については、出荷販売契約等の締結を要件としない方針である（「そば・なたね」は23年度からは出荷・販売契約等の締結を要件とする方針）が、これは、当該作物に係る生産現場の実態や確認に要する事務量等に配慮しているものであり、消費者に対する農作物の生産・供給を通して自給率の向上を図るという考え方に変わりはない。
- 3 なお、地力増進作物や景観形成作物については、水田の生産力の維持・多面的機能の発揮に資することや地域ぐるみでの取組となっている場合が多く、公共性が認められるため対象としているものである。

23* 飼料作物の対象に制限は設けられるのか。

(答)

飼料作物については、実需者との利用供給協定の締結又は自家利用計画の策定を要件としており、確実に飼料として供給されるものであれば、飼料作物として助成対象とすることとしている。

24* わら専用稲や水田放牧の扱いはどうなるのか。

(答)

わら専用稲や水田放牧（飼料作物の作付は必要）については、現行の水田等有効活用促進交付金と同じく、「飼料作物」としての扱いとなる。

25* 飼料用米については、専用品種でなくてもよいのか。

(答)

- 1 飼料用米については、主食用米よりも販売価格が相当低いことから、収益性を向

上させるためには、飼料用米向けの多収性品種による生産に取り組むことが重要と考えている。

- 2 ただし、主食用米との区分管理の体制が整わない場合などにおいては、主食用米品種で飼料用米生産に取り組むこともやむを得ないと考えており、本事業では多収性品種の導入を要件とはしていない。

26 飼料用米の受け皿として全国的な流通体制は確立されるのか。

(答)

- 1 需要に応じた作物生産を推進することが原則であることから、本事業による新規需要米に対する支援は、実需者と出荷契約を締結している（＝新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画を作成している）ことを要件とすることとしている。
- 2 飼料用米については、個々の生産農家が自ら実需者を見つけられない場合には、全農による地域内流通システム、全国流通システムが構築されていることから、このような流通システムを活用しつつ、契約に基づき全農に出荷することにより、需要に応じた飼料用米の生産拡大に取り組んでいただきたい。

27* 米粉用米と加工用米の（それぞれの用途などの）区分はどうなっているのか。

(答)

従来どおりの区分としているところである。

- ・加工用米：酒造用かけ米用、加工米飯用、包装もち用、米菓用、味噌用など、従来からの米加工品向けの原材料用米穀
- ・米粉用米：パン、麺等の小麦などの穀物代替となる米加工品向けの原材料用米穀

28* 麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の種子は助成対象となるのか。

(答)

種子生産についても、麦・大豆については3.5万円/10a、米粉用米・飼料用米については8万円/10aの交付対象となる。

ただし、米粉用米・飼料用米の種子については、新規需要米取組計画の認定を受けていることが必要となる。

29※ 景観形成を目的として作付される「なたね」の扱いはどうなるのか。

(答)

「なたね」として交付対象となるものは、食用の搾油を目的として生産されるものであり、景観形成を目的に作付されるものは「その他作物」として交付対象となる。

30★ 果樹の扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 22年度のモデル対策においては、「その他作物」として都道府県が助成対象にしようとする品目であって、
 - ① 21年度において、産地確立交付金による当該品目への助成が行われた水田
 - ② 22年度に当該品目を新植する水田で生産するものを助成対象とする考えである。
- 2 なお、21年度の産地確立計画において、果樹に対して助成対象期間を定めており、21年度が助成最終年度となっているものがある場合は、当該水田の果樹は助成対象としないことを基本とする。

【交付要件】

31 米粉用米の認定要件として面積拡大の縛りはあるのか。

(答)

- 1 米粉用米については、新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画の認定を受けていることを要件として、作付面積に応じて助成を行うこととしており、昨年度からの拡大分のみ、といったような面積拡大の縛りはない。
- 2 ただし、経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とすることとしている。

32 水田利活用自給力向上事業の助成要件の「実需者との出荷契約等」は、道の駅等の直売所や産直市への出荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となるのか。

(答)

直売所や産直市等に出荷したこと、出荷した数量、金額等が確認できる書類があれば助成対象とする考えである。

33★ 出荷契約の締結等の確認とは具体的に何による確認か。

(答)

出荷契約の締結等の確認については、対象作物ごとに以下により確認することとしている。

- ① 麦：民間流通麦促進対策実施要領に基づく契約等
- ② 大豆：国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領第4第3項に基づく契約等
- ③ 飼料作物：利用供給協定又は自家利用計画
- ④ 米粉用米・飼料用米：新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画
- ⑤ W C S用稲：新規需要米取組計画
- ⑥ バイオ燃料用米：農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた生産製造連携事業計画及び新規需要米取組計画
- ⑦ 加工用米：加工用米取組計画

34★ 収穫を行ったことの確認とは具体的に何による確認か。

(答)

出荷伝票（又は販売伝票）、作業日誌（収穫日、収穫内容等が整理されているもの）、その他収穫したことが分かる書類などにより確認する考えであるが、できるだけ簡素な方法となるよう検討したい。

35 自給率向上事業の対象となる農業者はどのような者か。

(答)

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農としたところである。なお、集落営農については、米のモデル事業と同様、規約を有し、対象作物の共同販売経理を行っているものを対象とする。

36 そば・なたねについて、実需者との出荷契約等の要件は必要ないのか。

(答)

そば・なたねについては、これまでの産地確立交付金において実需者との出荷契約等の締結を要件としていなかったことを踏まえ、22年度は生産現場において出荷契約等の締結を行う指導を行うための準備期間としたところである。23年度からの本格実施に際しては、他の作物と同様に実需者との出荷契約等を交付金の交付の要件とする方向で検討することとしている。

37 団地化や技術導入などの要件は設定されるのか。

(答)

- 1 これまでの水田等有効活用促進交付金においては、団地化、直播栽培、不耕起栽培等の技術導入等が助成要件とされていたが、水田利活用自給力向上事業においては、捨てづくりを防止するために最低限必要な実需者との契約締結等は要件とするものの、それ以外の要件は設定しない方針である。
- 2 ただし、激変緩和措置については、単に一律的な加算措置を講じて全ての農業者にまんべんなく支援を行うのではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的に措置が講じられるようにすることが第一であるため、各都道府県において必要に応じて団地化や技術導入等を要件として交付することが望ましいと考えている。

【二毛作助成】

38 麦後に水稲を作付けても二毛作助成は支払われるのか。

(答)

麦と水稲の組み合わせであれば、二毛作助成の対象となる。(この場合の麦は転作麦にならないので、3.5万円/10aの助成とならないことに注意。)

39* 二毛作に取り組む場合の表作物・裏作物はどのように(地域単位、農業者単位、ほ場単位)判断するのか。

(答)

農業者が市町村又は地域協議会に提出する作付面積確認依頼書において、ほ場ごとに、表作物・裏作物の作物名、作付面積を申告していただき、それぞれの面積を確認することとしている。

40※ 戦略作物同士による二毛作に取り組む場合であって、表作と裏作で耕作者が異なる場合は、それぞれの耕作者に戦略作物としての単価で助成されるのか。

(答)

- 1 戦略作物による二毛作に取り組む場合において、それが戦略作物としての助成単価か、二毛作助成としての助成単価となるかについては、耕作者単位ではなく、ほ場単位で、判断することとしている。
- 2 したがって、戦略作物同士の二毛作に取り組む場合は、いずれか一方が戦略作物としての助成となり、もう一方が二毛作としての助成となる。また、主食用米と戦略作物による二毛作に取り組む場合は、二毛作としての助成となる。
- 3 このため、ブロックローテーションや期間借地の取組などで、地域内の麦生産や大豆生産を別々の農業者や生産組織が役割分担して生産する場合は、水田情報の突合確認の観点から、地域の関係者がまとまって作付面積確認依頼書を提出することが必要である。

41※ 表作（大豆）と裏作（麦）で耕作者が異なることからまとまって作付面積確認依頼書を提出した場合、合計額の5万円を両者で折半し、2.5万円ずつを両者の口座に振り込んでもらうことは可能か。

(答)

- 1 表作と裏作とで耕作者が異なる場合、関係者ごとの作付面積確認依頼書を取りまとめて提出する必要があるが、これは当該水田における水田情報の突合確認事務のためであり、いずれかの作物が表作、もう一方が裏作として、それぞれの耕作者の作付面積・交付額が計算されることになる。
- 2 このようにして計算された額が、国から各農業者に交付されることとなるため、国から各農業者に交付する際に、関係者間での折半に対応することはできない。
- 3 なお、関係者の交付金を共通の口座で受領し、その後、関係者間で交付金を分配することは可能である。（ただし、農業経営基盤強化準備金として税制特例の対象となるのは、国からの各農業者に対して交付決定された金額となることに留意する必要がある。）

【その他作物】

42 その他作物助成について、国から都道府県に対して「予算枠」の配分はされるのか。

(答)

- 1 その他作物助成については、国から都道府県に対して予算枠を配分する仕組みではない。都道府県が交付対象としようとする「その他作物」の実作付面積（22年産）×1万円/10aにより算定された額が基本的に交付されることとなる。
- 2 このため、対象作物・単価の設定段階においては、都道府県が把握可能な直近の助成面積をベースに「その他作物」に対する交付総額の見込みを計算し、その総額の範囲内に収まるよう、対象作物・単価を設定することが必要である。

43 その他作物の助成単価はどのように設計すればよいのか。

(答)

- 1 その他作物への助成については、都道府県又は都道府県協議会が国と協議の上、その具体的内容を設定することとしている。
- 2 具体的には、
 - ① 県が交付対象としようとする「その他作物」について、県が把握可能な直近の助成面積×1万円/10aの額を、交付総額と仮置きする。
 - ② ①の総額の範囲内に収まるよう単価を設定する。（その際、その他作物助成を活用して麦・大豆への加算を行う場合は、その加算に必要な額も含んだ総額が範囲内となるよう認定する。）
 - ③ 検討した内容について、国と協議し、決定する。
- 3 実際の助成金の交付については、
 - ① 県としてのその他作物の交付総額は、実際の対象作物の面積×1万円/10a
 - ② 作物ごとの単価×面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
 - ③ 作物ごとの単価×面積の合計が①を超えてしまった場合は、
(22年度の交付面積×1万円/10a) / ((22年度の作物ごとの交付面積×作物ごとの単価)の合計)
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

44 その他作物の扱いについて収穫を伴わない景観作物や地力増進作物等の扱い等何らかの制限が設けられるのか。

(答)

その他作物に対する支援においては、対象作物に制限を設けない方向である。ただし、本事業が転作作物の生産に対する支援であることを踏まえ、

- ① 主食用米（有機栽培米や輸出用米等を含む）に対する助成
- ② 現行の産地確立交付金で交付に制限がかかっているでん粉原料用かんしょ・ばれいしょに対する助成
- ③ 調整水田や土地改良通年施行などの作物の作付を行わない水田に対する助成を行うことはできないこととしている。

【固定払辞退関係】

45★ 水田・畑作経営所得安定対策の固定払を交付されている農業者が麦・大豆の作付を減らして新規需要米に転換した場合の固定払の辞退面積の扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 水田利活用自給力向上事業では新規需要米に8万円/10a助成することとしているが、固定払を交付されている農業者が麦・大豆の作付を減らして新規需要米に転換した場合には、その転換面積相当分の固定払を辞退することを要件としている。
- 2 具体的には、農業者ごとの
 - ① 21年産から22年産にかけての麦・大豆の作付の減少面積
 - ② 21年産から22年産にかけての新規需要米の作付の拡大面積を比較し、いずれか小さい方の面積を、固定払の申請の際に辞退することが必要となる。
- 3 なお、21年産において、水田等有効活用促進交付金の作付転換の特認により助成対象となったもののうち、麦・大豆から新規需要米への転換面積がある場合には、その面積も辞退面積に加算することとする。

46★ 固定払の辞退面積を算定する際の麦・大豆の減少面積は、転作のほか裏作等を含んだ延べ作付面積を用いるのか。

(答)

- 1 辞退面積を算定する際の麦・大豆の減少面積は、延べ作付面積ではなく、転作として作付した麦・大豆の作付面積がベースとなり、そこから減少した面積を減少面積とする考えである。

水田利活用自給力向上事業で助成対象となる新規需要米は、水田における転作作物として取り組まれるものであることから、麦・大豆の減少面積についても転作面

積を基準とし、裏作等の減少面積は算入しないこととしたものである。

- 2 なお、転作麦収穫後の不作付状態を解消し、新たに新規需要米を作付ける場合は、麦の取り扱いが転作作物から裏作物に変更され、転作麦の面積が減少することとなるが、この場合のように麦の作付面積が減少していなければ固定払を辞退する必要はない。

47★ 固定払を辞退する場合の水田・畑作経営所得安定対策と水田利活用自給力向上事業の申請の手続きはいつまでに行うのか。

(答)

- 1 水田・畑作経営所得安定対策については、固定払の期間平均生産面積から辞退面積を差し引いた面積を申請することとなる。(固定払の交付申請期間は4月1日から9月末まで)
- 2 また、水田利活用自給力向上事業については、「固定払辞退申出書(仮称)」を9月末までに地方農政事務所に提出することが必要である。

48★ 作付面積を確認した結果、麦・大豆から新規需要米に実際に転換した面積と固定払の辞退面積が異なることが判明した場合、交付金の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 そのようなことにならないよう、固定払を辞退する際には、市町村又は地域協議会が行う作付面積の確認後の面積により転換面積を算出する等の対応をお願いしたい。
- 2 仮に、麦・大豆から新規需要米に実際に転換した面積が固定払の辞退面積よりも多かった場合には、その分の新規需要米の8万円/10aの助成は行わず、新規需要米の交付金申請面積を削減する。

【その他】

49 需給調整の達成、未達成に関わらず助成対象とされるが、今まで真面目に協力してきた生産者とそうでない生産者とが同列に扱われてしまうことは、生産者の理解が得られないのではないかと。

(答)

- 1 米価の安定による農業経営の安定を図るためには、多くの農業者に米の需給調整に参加していただくことが必要である。
- 2 22年度においては、米モデル事業を生産数量目標に沿った生産を行う農業者に対するメリット措置として、これまで以上に需給調整への参加の誘導を図るとともに、自給率向上事業を米の生産数量目標の達成と切り離したことにより、これまでの需給調整非参加者が段階的に需給調整への参加に取り組めるという、現実的なアプローチが可能となることから、米の需給調整の実効性向上に資するものと考えているところ。

50 新規需要米の栽培者は、平成22年作付用の多収性品種の種子をどのようにしたら入手できるのか。

(答)

- 1 平成22年作付用の多収性品種の種子については、都道府県、都道府県の種子生産団体、社団法人日本草地畜産種子協会等が生産し、都道府県での調整を経て配布しているところである。確保されている種子の品種や数量については、都道府県の農産又は畜産担当課に問い合わせ願いたい。
- 2 なお、社団法人日本草地畜産種子協会が飼料用に確保している種子については、1月中旬に都道府県を通じて配布希望を募集し、全国需給の調整をした上で2月中旬に配布することとしている。

51 今後、多収性品種の種子をどのように確保していくのか。

(答)

- 1 飼料用米や稲WC S等向けの多収性品種については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や都道府県等で開発が進められ、北海道から九州までの各地域に適応する品種が一通り育成されているところである。
- 2 今後、新規需要米の取組の拡大に応じて、農業者に多収性品種の栽培用種子を供給していくことが重要であり、そのためには、都道府県が、管内で推進する品種を決定し、増殖する体制を関係団体等と連携して早期に整備していくことが重要であると考えます。
- 3 このため、21年度から「多収性稲種子の安定供給支援事業」により、都道府県段階での多収性品種の種子の安定供給に向けた取組を支援しているところである。
- 4 なお、飼料用の多収性品種については、上記のような体制が整備されるまでの間、

社団法人日本草地畜産種子協会において、全国的に需要が多い品種等について補完的に生産し、都道府県を通じて農業者に供給していくこととしている。

<米のモデル事業>

【対象農業者】

52 販売農家を水稲共済加入者とした理由いかな。

(答)

- 1 販売農家については、販売目的で農産物を生産する農家であれば、収量減による販売収入の減少に備えて農作物共済に加入していると考えられることから、水稲共済加入者とするを基本としたところである。
- 2 また、地域に共済組合が存在しないなどの事情で、水稲共済に加入していない農家もあることから、そのような者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告していただき対象とすることとしたところである。

53* 水稲共済未加入者でも生産数量目標を達成していれば誰でも対象となるのか。

(答)

- 1 地域に共済組合がない場合や当然加入の基準面積（都府県は20～40 a、北海道は30 a～1 haの範囲で都道府県知事が定める面積）を下回るため水稲共済に加入していない者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告していただき対象とすることとしている。
- 2 なお、当然加入の基準面積を上回っている農業者については、共済関係は成立していることから、水稲共済細目書異動申告票を作成し共済組合に提出していることで対象とする考えである。

54 水稲共済未加入者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告させることで対象とするとのことであるが、どのような書類で確認するのか。その場合、未加入者の面積はどのようにして確認するのか。

(答)

- 1 水稲共済未加入者については、前年産の農協等への出荷伝票、米販売業者への販売伝票や契約書など販売の事実確認ができる書類（全量までは求めない）を提出し

ていただくことで対象とする。

- 2 交付対象面積については、交付申請の際に提出してもらった当年産の主食用米の作付面積から10aを控除した面積とするが、水稲共済未加入者の場合は、水稲共済細目書異動申告書との突合による書類上での確認が困難であることから、現地確認をする必要がある。

55★ ブロックローテーションにより前年産で米を生産していなかった農業者で、水稲共済の当然加入の基準面積に満たない者がモデル事業の対象となるためにはどうすればよいか。

(答)

そのような農業者については、前年産で米を作付られなかったことの理由を付して前々年産の出荷・販売先との契約状況を申告するか、あるいは、本年産で水稲共済に加入することで対象とする（水稲共済細目書異動申告書の提出期限に間に合うよう予め共済組合に相談してください。）。

56 水稲共済に加入していない生産者で、知人等に販売しており、伝票がない場合はどのように確認したらよいか。

(答)

水稲共済未加入者の場合には、前年産の出荷・販売の事実確認ができなければ、交付金の交付対象とはならない。

57★ 水稲共済の加入名義が地権者となっており、販売名義が耕作者となっている場合、米のモデル事業については、どちらが交付申請を行うことになるのか。

(答)

- 1 米のモデル事業は販売農家に対して交付金を支払うこととしているので、販売権を有している者が交付申請を行うことが基本である。
また、水稲共済については、耕作の業務を営む者、すなわち販売権を有している者が加入するものであることから、例えば、水稲共済の加入名義が地権者となっており、販売名義が耕作者となっている場合には、耕作者に名義を揃えることが基本である。
- 2 具体的には、
① 耕作者が販売権を有する形での農作業受委託契約を締結し、耕作者が米のモデル事業及び水稲共済に加入することを指導することになるが、

- ② やむを得ない事情によって、地権者が米のモデル事業及び水稲共済に加入する必要がある場合には、地権者に販売権があることを明確にするため、耕作者に販売権のない形での農作業受委託契約を締結する必要がある。(この場合、地権者から耕作者(農作業受託者)に対して相応の作業委託料を支払うことになる。)
- 3 なお、米の生産数量目標についても、販売権を有する者に対して配分がなされるよう調整することになる。

58 集落営農の定義について、面積要件はあるのか。構成農家が3戸程度でも対象になるのか。

(答)

米のモデル事業の対象となる集落営農については、面積要件はない。複数の農家で構成され、規約を有し、米の共同販売経理を行っていれば対象となる。

59 集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか。

(答)

- 1 集落営農の規約については、水田経営所得安定対策に加入する集落営農の規約に準じて、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを規定することが組織運営上必要と考えている。
- 2 共同販売経理については、集落営農で取り組む作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織(代表者)名義の口座を開設していることが要件であり、その写しで確認することを考えている。

60 戸別所得補償制度モデル対策に、水田経営所得安定対策に加入している集落営農が加入した場合、農用地の利用集積目標、法人化計画、主たる従事者の所得目標の扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 集落営農は、担い手がない地域等において小規模農家等も参加し、農地の有効活用、農業生産の効率化に加え、地域農業の担い手確保にもつながることから、その育成・確保を図っていくことが重要である。
- 2 今回のモデル対策では、広く対象を捉えて、水田農業の担い手となり得るものを育成していく観点から、組織の規約があり、対象農産物の共同販売経理を行ってい

るものを対象とすることとしたところ。

- 3 集落営農が地域の担い手として発展していく過程では、農用地の集積、法人化等の水田経営所得安定対策の要件をクリアしていくことが通常のステップであり、当該対策に加入している集落営農組織については、従来どおりの要件を満たすことが必要である。

【対象面積】

61 交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10 a を控除することとした理由いかん。

(答)

交付対象面積については、販売に供される米の作付面積とするが、水稻共済の加入対象者が米・麦で10 a 以上作付ける農家となっている実態を踏まえ、本事業においては、農家の作付面積のうち10 a 以下の部分については自家飯米や縁故米用に供されるものとみなすこととし、一律に10 a を控除することとしたところである。

62* 交付対象面積の捉え方について、「一律10 a を控除」とあるが、集落営農の場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 1 米のモデル事業の対象者については、水稻共済加入者とするを基本としていることから、自家飯米分・縁故米分の控除についても、水稻共済加入者単位で行うことを考えている。
- 2 集落営農の場合には、
 - ① 共済資格団体として組織加入している場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から10 a を控除
 - ② 構成農家が個々に加入している場合には、構成農家個々の主食用米の作付面積から10 a を控除
する考えである。
- 3 なお、地域集団一括引受方式により共済加入している集落営農については、共済資格団体として組織加入しているのではなく個人加入しているものなので、構成農家個々の主食用米の作付面積から10 a を控除することになる。

63※ 共済資格団体にはどのような要件があるのか。

(答)

- 1 モデル対策で対象としている集落営農の要件と同様、規約の作成と共同販売経理を行うことが要件である。ただし、規約には、共済掛金の分担及び共済金の配分方法等に関する規定を定める必要がある。
- 2 なお、水稻共済細目書異動申告票の提出の際に共済資格団体の要件を満たしておく必要があるので、提出期限に間に合うよう予め共済組合に相談していただきたい。

64 もち米は10 a 控除の対象となるのか。

(答)

もち米は、正月用のもち、赤飯など自家飯米・縁故米に供されることが想定されるので10 a 控除の対象とする考えである。

65 種子用米は、10 a 控除の対象から除外することだが、種子落ちした米はどうなるのか。

(答)

- 1 種子用米は、主要農産物種子法の規定により指定種子生産ほ場の指定を受けたものを対象としており、生産の段階では自家飯米に供されるとは想定されないことから10 a 控除の対象から除外している。
- 2 仮に、収穫後に種子落ちが発生したとしても、通常は一般主食用米として市場流通されていることから10 a 控除の対象にはしない考えである。

66 黒紫米などの古代米、香り米の生産も対象となるか。

(答)

生産数量目標の外数として生産される新規需要米、加工用米に該当しなければ、すべて対象となる。

67 水田面積が20 a 以下の小規模農家が需給調整をすると10 a 以下となる場合があるが、その場合は対象にならないのか。

(答)

酒造好適米、種子用米以外の主食用米であれば、10 a 以下の作付面積となる場合は対象とならない。

なお、米の生産数量目標の配分において、交付対象とならない10 a 以下の小規模農家への数量配分をゼロとするような恣意的な運用は認められないので注意する必要がある。

68 二期作地帯では、米のモデル事業の交付対象面積はどのようになるのか。

(答)

一期作、二期作農家に限らず、生産数量目標の換算面積の範囲内で作付けされる主食用米の作付面積から10 a を控除した面積により交付金を計算することになると考えている。

【交付単価】

69 標準的な生産に要する費用のうち家族労働費を8割としている根拠は何か。

(答)

- 1 モデル事業においては、標準的な生産に要する費用を設定するに当たり、物財費、雇用労働費、支払地代で構成される経営費は全額算入されるのに対して、家族労働費については8割相当を算入することとしている。
- 2 これは、主食用米が生産過剰な状態にある中で、
 - ① 主食用米から自給率の低い主食用米以外の品目に生産を誘導する必要があること
 - ② 仮に家族労働費の全額を算入することとした場合には、生産性の向上等の経営努力が進まなくなったり、貯蓄に回ったりするなどモラルハザードが起きるおそれがあること等を勘案し、農家の最低限の所得を補償する観点から、家族労働費の8割としたところである。

(参考)

肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）：家族労働費の8割を補てん
稲作経営安定対策（平成15年度で廃止）：基準価格と当年産価格の差額の8割を補てん

70 標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費の考え方、データはどうなっているのか。

(答)

標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費については、交付対象となる個々の農家の実績ではなく、農林水産省で調査している米の生産費統計における家族労働費を使用することとしているが、これは、「建設業、製造業、運輸業の5～29人規模の事務所の賃金単価」をベースに、生産費調査の標本農家の稲作労働時間を乗じて計算されたものである。

71 モデル事業では、「規模加算」や「環境加算」は措置しないのか。

(答)

- 1 米のモデル事業は、シンプルで分かり易い「制度のモデル」として実施することとし、加算措置については講じないこととしている。
- 2 モデル事業を実施することを通じ、その事業効果等を検証した上で、平成23年度以降の加算措置の取扱いについて検討していきたい。

3 なお、規模拡大や環境保全の取組については、別途の予算措置（農地利用集積事業、農地・水・環境保全向上対策）がとられており、その事業を存続することと、戸別所得補償の算定要素とすることとの比較考量も必要と考える。

72 米のモデル事業では、全国平均の生産費と販売価格を使用することとされているが、これでは地域間のバランスが考慮されないのではないかと。大規模経営と小規模経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないかと。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業については、全国一律単価としていることから、生産を効率化しコストダウンを図る取組や、農産物の品質を向上させ販売単価を高める取組等を行っている地域は、その努力に応じて所得の向上が図られる仕組みとなっている。
- 2 仮に地域別の単価を設定した場合には、生産コストの削減努力をせずに生産費が高くなっている地域、あるいは販売努力をせずに販売価格が低くなっている地域のほうが、努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平となると考えられる。
- 3 また、地理的条件が悪い地域に対しては、現在、中山間直接支払制度を措置して

いる。このような農業者の努力を超えた生産条件の格差補正について23年度の本格実施でどのように取扱うのかについては、モデル事業の実施状況を見つつ検討していく考えである。

73 戸別所得補償制度は、個々の経営収支に着目し、サラリーマン並の所得を確保してくれるのではなかったのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度は、全国平均でみて販売価格が標準的な生産に要する費用を恒常的に下回っているという構造的な赤字部分を補てんすることにより、国内農業の再生を図るものである。
- 2 仮に、個々の経営状況を基に赤字部分を補てんすることになれば、努力しない農家の補てんが多くなるというモラルハザードが起きることから問題があると考えている。

74 集落営農等への集約及び組織化促進のため、営農組織及び認定農家等の担い手グループと個人農家に交付金の差を付けられないのか。

(答)

- 1 今回のモデル事業の交付金は、全国一律単価を使用することから、集落営農等で作業を集約するなどにより効率的な経営を行えば、その分コストが下がり、個人経営よりも交付金のメリットが大きくなることになっており、そのままでも規模拡大へのインセンティブが湧く仕組みとなっている。
- 2 集落営農等への集約を更に進めるために加算を設けるかどうかについては、モデル事業の実施状況を見つつ、本格実施の制度設計において検討していく考えである。

75 米のモデル事業の定額部分の単価は固定されるのか。

(答)

米のモデル事業は単年度事業であり、本格実施に向けた検証を行うものであることから、現時点で定額部分の単価を固定するかどうかの方針は決まっていない。

76 米のモデル事業の交付単価はなぜ収穫量や販売総額に関係なく作付面積で計算されるのか。

(答)

今回のモデル事業における交付単価については、

- ① 収穫量に着目すると、単に増産することに意識が働くとともに、減農薬栽培などで単収が劣るが付加価値の高い米生産を行う農家が不利となる
- ② 販売総額に着目すると、たまたまスポットで高値販売した農家が有利となり、外食産業や小売店と安定契約を結んでいる農家が不利となる
- ③ さらに、その両方を勘案すると複雑で分かりにくい制度となるとともに、事務処理も膨大となる

といったことを勘案し、作付面積に応じた全国一律の単価を設定することとしたところであり、米の販売形態が多様化している現状にあっては、このような単価を用いた方がかえって公平となると考えている。

77 農作物共済の共済金と米のモデル事業の交付金については、補てんの重複と
ならないのか。

(答)

- 1 農業共済制度については、自然災害により、農家個々の収穫量が、平年の収量の一定割合以上減少した場合に、それに伴う収入減少分を補てんするものである。
- 2 一方、今回の米のモデル事業については、農家個々ではなく、全国一律で一般的な米の生産に要する費用（標準的な生産に要する費用）と一般的な米の販売価格（標準的な販売価格）の差額に相当する交付金を交付することとしており、基本的には個々の農家が受けられた自然災害による収入減少分までは補てんされない。
- 3 このようなことから、米のモデル事業と農業共済制度とでは、発動の場面が異なり、基本的には補てんが重複することにはならないものと考えている。
したがって、両制度に加入することによって、より農家の方々の経営安定が図られるものと考えている。

【調整水田】

78 調整水田等の不作付地を持って生産数量目標を達成する農家は、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることとなっているが、改善計画はどのようなことを記載するのか。達成要件が課せられるのか。

(答)

- 1 我が国自給率の向上を図っていくためには、水田の不作付地をできるだけなくし、水田が有効に活用されるようにしていくことが課題であり、地域水田農業振興の観

点からも重要であることから、不作付地（一筆単位）を持って生産数量目標を達成する農家は、不作付地の改善計画を市町村に提出し認定を受けることとしたところである。

2 不作付地の改善計画については、

- ① 農家自らが作物を栽培する（予定する出荷・販売先と栽培作物名等）
 - ② 地域の担い手に委託（予定する委託先等）
 - ③ 集落営農への参加（予定する集落営農等）
- 等の意向とその達成予定年を記載していただくことを想定している。

3 平成22年度中には、この改善計画の達成状況を確認することはできないことから、農家に達成要件を課すことは予定していないが、市町村や地域協議会がモデル対策期間中に不作付地に関する農家情報を整理しながら、農業委員会、改正農地法の下で市町村段階に設置される農地利用集積円滑化団体（面的集積組織）、地域農地の利用調整活動を行っている農用地利用改善団体等と連携できる体制を整備し、本格実施の際に不作付地の解消に地域を上げて取り組む環境を作っていくことが重要であると考えている。

79★ 調整水田等の不作付地の改善計画の認定基準はどうなるのか。

（答）

- 1 調整水田等の不作付地の扱いについては、これまで生産調整を達成することを至上命題とした推進がされてきている中で、現時点においては、農業者ごとの不作付地に関する情報が必ずしも正確に把握されておらず、農業者に対する適切な指導・助言を行える状況にはない地域も多いと考えている。
- 2 このため、モデル対策においては、まずは、実態をできるだけ把握することに重点を置くこととし、市町村又は地域水田農業推進協議会において農業者ごとに整備されている水田情報（水田台帳）に照らして、
 - ① 不作付地の地番、面積
 - ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
 - ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年が正確に記載されていることを確認し、②、③の内容に特段の問題がなければ認定する方向で検討している。また、水田台帳に照らして記載内容に不備がなければ、現地確認をする必要はない。
- 3 なお、調整水田等の不作付地の改善計画を作成する必要がある水田については、水田台帳で整理されている助成対象水田の範囲内とする考えである。

80* 作物の栽培ができない理由や改善に向けた取組内容には、どのようなことを記載すればよいのか。

(答)

1 作物の栽培ができない理由や改善に向けた取組内容については、地域の事情、農家の経営上の事情等により様々なケースが考えられるが、例えば、次のようなことなどが想定されるのではないかと考えている。

<作物の栽培ができない理由>

① 連作障害を防ぐために休耕している

<改善に向けた取組内容>

→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う

② 湿田で麦・大豆等の作付ができない

→ J A等と相談し、飼料用米等の作付を検討する

③ 高齢であり自力作付には限界がある

→ 集落営農に参加する

④ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない

→ 他人に委託したい

⑤ ビオトープとして町と契約している

→ 契約内容に従った利用を行う

⑥ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している

→ 引き続き緩衝帯として活用する

⑦ 農業資材置き場として活用している

→ 引き続き農業資材置き場として活用する

などが想定されるのではないかと考えている。

2 なお、他の政策目的に活用することで作物作付が期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載することになる。

81* 達成予定年までに計画が実現される見込みがないと認定できないのか。

(答)

調整水田等の不作付地の改善計画の認定に当たっては、モデル対策が単年度事業であること、不作付地の状況を把握することに主眼を置いていることから、市町村においてその計画が実現されるかどうかの審査までは要しない。

82* 土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）については改善計画を作成する必要があるのか。

(答)

土地改良事業が終了すれば、基本的には不作付は改善されることから、改善計画を

作成する必要はないが、作付面積確認依頼書のほ場ごとの利用状況の欄には、土地改良事業が行われていること及びその面積が分かるように記入する必要がある。

83* ほ場の一部を調整水田で対応する場合は、改善計画の提出は必要ないという理解でよいか。

(答)

然り。ただし、交付金は作物作付の面積に応じて支払うことから、作付面積確認依頼書のほ場ごとの利用状況の欄には、不作付の面積が分かるように記入する必要がある。

84* 米のモデル事業において、ビオトープ（生き物の住む空間）としてトキの餌場に活用している調整水田についてまでも、調整水田をやめて作物を作付ける改善計画を作れば、トキの餌場がなくなることになるので、何らかの特例措置ができないか。

(答)

- 1 米のモデル事業においては、現時点において、農業者ごとの不作付地に関する情報が必ずしも正確に把握されていない状況があること等を踏まえ、まずは地域の調整水田等の不作付地の実態を把握することに重点を置くこととしたところである。
- 2 地域によっては、御指摘のように市町村や地域住民等が他の政策目的に活用することで作物作付が期待できない水田もあると考えている。
- 3 このような水田についても、実態把握のために改善計画は提出していただくこととするが、その記載内容については、「トキの餌場として使用」など実態が分かるものが書いてあり、調整水田を維持する合理的な理由があると客観的に認められる場合は認定できる方向としたい。

85* 条件不利地域で、担い手・引き受け手のない水田については、自ら栽培や担い手への委託、集落営農への参加等の不作付地の改善計画の作成は無理であるが、この場合、植林転用や水田（水田台帳）からの削除で対応することになるのか。

(答)

条件不利地域の調整水田については、安易に水田台帳から削除するのではなく、まずは農家の改善意向を聞いた上で、自ら栽培できない場合は、改善計画に他人にまかせたいと記載し、本格実施の際には地域外の担い手農家や法人も含めて利用の可能性

を追求し、広い視点での有効活用を検討していただきたい。

86* 改善計画の達成年の期限は、5年程度と考えてよいか。

(答)

改善計画の達成年の期限については、特に定めることは考えていないが、なるべく早く改善していただきたい。このため、期限は2～3年が限度となるのではないかと考えている。

87* 水田としての活用が困難な土地については、水田台帳から削除することを意味するのか。

(答)

まずは、本対策に参加する農家の水田情報を適切に把握することが重要と考えており、その上で自給率の向上に向けて利用可能な水田とそうでない水田の扱いを整理していく必要があると考えている。

88* 改善計画はいつまでに提出する必要があるのか。

(答)

調整水田等の不作付地を有している農業者については、不作付地の改善計画を作成し市町村の認定を受けていることが米のモデル事業の交付金の交付要件となる。

このため、地方農政事務所に対して交付申請（10月から開始）を行うまでの間に、市町村に対して改善計画を提出し認定を受けて、地方農政事務所へ提出する必要があるが、実務的には、作物作付面積の確認と一体的に内容確認を行うことが効率的であることから、作付面積確認依頼書と併せて6月末までに市町村又は地域協議会に対して提出していただくことを考えている。

89* 調整水田等の不作付地の改善計画は、米のモデル事業の交付申請を行わない農業者も作成する必要があるのか。

(答)

調整水田等の不作付地の改善計画については、米のモデル事業の交付金の交付要件であることから、本事業の交付金の交付申請を行わない者については作成する必要はない。

90※ 改善計画の認定を市町村が行うこととした理由いかん。

(答)

調整水田等の不作付地の改善計画の認定に当たっては、市町村が、

- ① 地域農業振興のための施策を講じる立場であること
 - ② 土地利用のあり方についても、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法等の権限を有し、積極的に関与する必要があること
- 等にかんがみ、市町村が認定を行うことが適当と判断したものである。

【その他】

91 水田経営所得安定対策は農産物検査が必須となっているが、米のモデル事業も農産物検査が必要か。

(答)

米のモデル事業については、実際の作付面積を基に交付金を計算することから、農産物検査の受検を要件とはしていないが、銘柄米について市場評価を得るとともに、銘柄や産地の表示を適正に行うためには、農産物検査を受検するのが望ましいと考えている。

<実施体制（交付申請、支払い等）>

【申請手続】

92 農地の貸借が行われている場合、交付申請は借り手（耕作者）が行うのか、貸し手（地権者）が行うのか。

(答)

今回のモデル対策の交付金は、販売農家を対象としていることから、基本的にはその作物の販売名義がある農家が申請することになると考えている。

93 農家から国に対する申請事務等について、集荷業者等が事務代行を行うことができるのか。

(答)

農家の利便性、事務の効率化の観点から、集荷業者や農業団体等が農家からの委任を受けて申請を取りまとめて手続を行うことも可能とする考えである。

ただし、このような手続に関して手数料等を徴収して業として行うことは、行政書士法に抵触することになることに留意する必要がある。

94★ 作付面積確認依頼書については、現行産地確立交付金で使用している営農計画書を代用しても良いか。

(答)

モデル対策の交付金の算定に必要となる、対象作物の作付面積、米の生産数量目標の達成状況、主食用米の作付面積（一般米、酒造好適米、採種ほ場面積）等の農業者情報の確認ができるのであれば、現行対策で使用している様式を代用してよい。

95★ 交付金は農家に直接支払われるが、例えば、ブロックローテーションやとも補償に参加している農家が共通口座で受け取ることは可能か。

(答)

1 ブロックローテーションやとも補償などの地域的な営農の取組を維持するために、そのような対応が必要である場合には、その理由とともに、

① ブロックローテーションやとも補償の内容

② それに参加する農家名

③ 生産数量目標の農業者間調整の状況（調整前後の生産数量目標）

等の資料を提出していただくことで、可能とする方向で検討している。

また、その場合、口座名義人に対する交付金の受領に関する委任状の提出が必要である。（ただし、農業経営基盤強化準備金として税制特例の対象となるのは、国からの各農業者に対して交付決定された金額となることに留意する必要がある。）

2 なお、集落営農として加入する場合は、1に掲げるような手続は必要なく、共同販売経理を行う口座に一括して振り込まれることから、集落営農の組織化を勧めることが地域の担い手を育成する観点からも重要であると考えている。

96※ 金融機関の口座は、どの金融機関でもよいのか。郵便局でも良いのか。

(答)

然り。ただし、郵便局については、総合口座通帳でなければ、残高が1千万円を超える入金にはできない場合があることに留意する必要がある。

97 加入申請以降交付金の交付日までの間に加入者が死亡した場合の交付金の取扱いはどうなるのか。

(答)

加入者が死亡した場合には、捨て作り防止等の要件を満たすことを前提に、その相続人が対策加入者と相続関係にあることを確認できる書類等を提出していただくなどにより交付金を受け取れるような仕組みを検討してまいりたい。

98* 交付金の交付対象面積の単位はどうなるのか。

(答)

- 1 現行の産地確立交付金については、麦・大豆等については1㎡単位で交付金が支払われている一方で、水稻共済は0.1a単位で引受が行われているなど地域ごとに様々な単位が存在している。
- 2 こうした中で、モデル対策においては、国が交付対象面積を確定し交付金を支払うことになるが、その単位については、全体を包含することができ分かり易い単位とする観点から、アール単位とし、1アール未満の端数があるときには切り捨てにより端数を整理する方向で検討している。
- 3 具体的には、市町村又は地域水田協議会からは、現行の電算システムで使用する単位のまま地方農政事務所に対して農業者ごとの対象作物の作付面積の報告を行い、地方農政事務所において交付対象面積を算定する際に、アール単位に整理して対策加入者に通知することになる。

【推進事務費】

99 生産調整方針作成者を確認依頼者・証明者として活用できるか。

(答)

地域内の農家すべてを対象に作物作付の確認等を行うことを考えると、市町村、地域水田協議会が確認主体の中心となっていただくことが適当と考えている。

なお、生産調整方針作成者についても、地域水田協議会の構成員として役割分担を行う中で作物作付の確認等の事務に協力していただくことは可能と考えている。

100 戸別所得補償制度導入推進事業費で、人件費の助成はできるのか。

(答)

人件費については、モデル対策の事務の実施に当たって必要と考えられる経費のうち、アルバイト賃金、日当、謝金、旅費などは可能と考えている。

101* 推進事務に必要なとなる人件費として、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。

(答)

県、市町村やJAの職員に対する人件費として、推進事務費を勤務時間内の正規の給料に充てることは問題があると考えますが、モデル対策の推進事務によって発生した超過勤務に対する経費としてであれば対象にしたいと考えている。

102* 推進事務費のうち、都道府県段階、市町村段階の交付額はいくらか。

(答)

- 1 地方向けの推進事務費の予算額としては72億円を計上しているが、都道府県段階の配分については、都道府県内の水田面積や水稲共済の加入者戸数などを勘案して決めることとしたところである。
- 2 このため、具体的な交付金額は都道府県及び市町村ごとに異なるが、平均で言えば、
 - ① 県段階が700万円程度
 - ② 市町村段階が350万円程度となる。
- 3 なお、都道府県段階から市町村段階への実際の交付額は、都道府県段階の事業実施主体の裁量により、県内の実態に合わせて配分額の調整が行えるようにしたいと考えている。

103* 推進事務費の交付ルートはどのようになるのか。

(答)

- 1 推進事務費は、市町村段階の推進事務費も含めて、都道府県又は都道府県協議会に交付し、市町村段階（市町村又は地域協議会）へは都道府県又は都道府県協議会から配分することとする。
- 2 また、実施主体を都道府県とするか都道府県協議会とするかは、各都道府県の判断に委ねることとする。

104※ 推進事業の実施主体が、県ではなく、県協議会となった場合、地域協議会がない市町村についてはどう対応するべきか。

(答)

- 1 事業実施主体が県協議会となった場合、市町村段階は地域協議会が事業実施主体となるのが基本であり、地域協議会のないところは、まずは設置を指導していただきたい。
- 2 しかしながら、どうしても地域協議会の設置が困難なところについては、県協議会が代わりに行えるようにするなど、可能な限り柔軟な対応を考えたい。

105※ 推進事務費の交付時期はいつ頃になるのか。

(答)

- 1 モデル対策の推進に必要となる推進事務費については、4月以降のできる限り早い時期に概算払いとして支払うようにしたいと考えている。
- 2 なお、各県の配分額については、1月上旬に内報したところである。(推進事務費の一部(約1割)は、畑作物等も含めた本格実施に向けた普及推進費として使用するため配分を留保しており、制度の骨格が固まる秋頃に配分したいと考えている。)

106※ 推進事務費は何に使えるのか。

(答)

- 1 推進事務費は、モデル対策の推進や実施に必要な経費が対象となる。
- 2 具体的には、都道府県段階において、
 - ① モデル対策及び23年度からの本格実施に向けた説明会
 - ② 市町村段階への指導・助言(事業の推進、事業対象作物の生産振興等)
 - ③ 水田利活用事業における「その他作物」、「激変緩和措置」の地域単価の設定
 - ④ モデル対策の効果を検証するデータ・アンケートの集計
 - ⑤ 地域段階での電算システムの整備
 - ⑥ 上記事務に必要なアルバイト雇用等の人件費等に係る経費や旅費が対象となるようにしたいと考えている。
- 3 また、市町村段階では、
 - ① 農業者に対する説明会及び現地指導

- ② 加入申請書、作付面積確認依頼書等申請書類等の配布・回収、データ入力
- ③ 対象作物の作付状況の確認
- ④ 農政事務所に提出するデータを抽出するための既存システムの修正・導入
- ⑤ モデル対策の効果を検証するためのアンケートの配布・回収及び入力
- ⑥ 水田情報（水田台帳）の整備
- ⑦ 上記事務に必要なとなるアルバイト雇用等の人件費等に係る経費や旅費が対象となるようにしたいと考えている。

107* 推進事務費はどのような補助率なのか。

(答)

モデル対策の推進事務費は、定額補助としている。

108* 推進事業の中に農協が位置づけられていないのは何故か。

(答)

- 1 モデル対策の実施に当たっては、国（地方農政局・地方農政事務所）が、対策の周知・推進、交付金の支払に関する事務を担当することになるが、これらの事務を円滑に進めるためには、現行の需給調整の事務や産地確立交付金の支払いによりノウハウを有する水田協議会をはじめ、都道府県、市町村などの協力を得ることが不可欠である。
- 2 このため、戸別所得補償制度導入推進事業により、地域協議会などが現場における事業推進のほか、農家ごとの作付面積の確認等の要件確認やシステム入力等を行う場合に必要となる経費を助成することとしている。
- 3 農協については、これまで地域協議会の一員として大きな役割を担っていただいております。また、組合員農家への営農指導や販売事業を通じて農家の所得確保に取り組んでこられたことを踏まえると、今後とも引き続き、稲作農家の本対策の円滑な実施に協力していただきたいと考えています。
- 4 当然のことながら、地域協議会の一員として推進事業に関わっていただければ、その活動費について支援を受けられることになる。
なお、農協の役割については、事業の実施要領等の中で明記していきたいと考えています。

【システム開発】

109 システム開発のスケジュールはどうか。現在使用している水田情報管理システムは使用できるのか。

(答)

- 1 今回のモデル対策の実施に当たっては、農政局・農政事務所における加入申請、交付申請、交付金の支払いに必要となるシステムを開発することとしており、農家の交付申請手続に支障を来さないよう、できるだけ早く開発したい。
- 2 一方、地域水田協議会では、現行の産地確立交付金等の支払いのために国が開発した水田情報管理システムや各地域独自で開発した電算システムが活用され農家情報が整備されているものと承知している。
- 3 モデル対策の実施に当たっても、これらのシステムを引き続き活用していただきながら、農政局・農政事務所のシステムへのデータ提供方法の検討を急ぎ進め、システムの改修について相談させていただきたい。
なお、システム改修に必要な経費については、推進事業費を充てることのできるよう検討している。

110★ 地域協議会等で現在使用しているシステムは、モデル対策でも使用できるのか。

(答)

- 1 地域協議会等では、現行の産地確立交付金等の支払いのために国が開発した水田情報管理システムや、各地域独自で開発した電算システムが活用され農家情報が整備されているものと承知している。
モデル対策の実施に当たっても、作付面積確認依頼書等の農家情報をこれらのシステムが保有しているので、引き続き活用していただきたい。
- 2 ただし、農政局・農政事務所の交付システムへ農家情報（作付面積等）のデータを登録するため、地域協議会等で入力したデータをCSVファイル※で出力ができるよう、地域協議会等のシステム改修を行っていただきたい。
※ CSVファイル：データをカンマ(,)で区切って並べたファイル形式
- 3 また、作付面積確認依頼書の内容を証明する農業者別作付面積確認結果報告書(一覧表)を印刷できるように、システム改修を併せて行っていただきたい。
- 4 なお、一部のシステム業者から数百万などという過大な見積もりがなされているとも聞くが、改修内容は軽微であるので、改修費の計上に当たっては、複数業者か

から見積もりを取るなどして過大なものとならないよう十分注意していただきたい。

111* 地域協議会等のシステム改修が必要であれば、いつ改修内容が示されるのか。

(答)

- 1 地域協議会等から提供していただくCSVファイルのデータは、農政局・農政事務所の交付システムへ読む込む必要があることから、CSVファイルのデータの並び順や数値の単位などのフォーマットは国が指定した統一のものにしていただく必要がある。
- 2 このため、CSVファイルのフォーマットの案を、3月上旬を目処に国から提示し、22年4月中には確定内容を提示したいと考えている。地域協議会等においては、このCSVファイルの出力ができるようシステム改修をお願いしたい。

112* ①システムを保有せずエクセル等で農家情報を管理していたり、②システムを保有しているが改修ができない場合、申請書のデータ入力や国へのCSVデータ提出はどのように行えば良いか。

(答)

- 1 加入申請書・作付確認依頼書のデータ入力やCSVファイル出力ができるエクセル台帳システムを、モデル対策用として22年4月を目処に国が開発するので、上記の地域協議会については農政事務所と相談の上、このエクセル台帳システムを利用していただきたい。
- 2 ただし、国が指定するCSVファイルのフォーマットで、データ提供が可能であれば、エクセル台帳システムを必ずしも利用する必要はありません。

113* 23年度からの本格実施では、地域協議会等のシステムはどのような扱いになるのか。

(答)

- 1 今後、検討することとなる本格実施の内容に従うこととなるが、国の交付システムや、共済システム及び水田・畑作経営所得安定対策システムなどとの連携を含め、モデル対策実施中に検討することとしたい。
- 2 検討にあたっては、できる限り、既存のシステムやデータを活用できるようにし、過大な改修費用が生じないように配慮したい。

【水田台帳】

114 水田台帳の整備はいつまでに行わなければならないのか。

(答)

- 1 水田台帳については、市町村等地域内の農業者ごとの水田面積、作付作物の内容等について整理されているものである。
- 2 現行制度においても、地域水田農業推進協議会において関係機関の役割分担により、農業者ごとの生産数量目標（面積）の設定のための基礎資料として、また、産地確立交付金等の交付を行うに当たっての助成対象水田の整理のために整備されていると承知している。
- 3 今後においても、水田の有効活用を進めるとともに、農業者ごとに生産数量目標（面積）を適切に設定していくために必要なものであるが、調整水田等の不作付地の情報等も反映しながら、本格実施に向けて精査していく必要があると考えている。

115 助成対象水田の考え方に変更はあるのか。

(答)

助成対象水田の定義については、基本的には、これまでの産地確立交付金の考え方を踏襲する予定である。

＜需給調整＞

【都道府県から市町村への生産数量目標の配分】

116 どのような配分を実施してはいけないのか。

(答)

前年産の未達成市町村の過剰作付数量を当該市町村の生産数量目標から削減するなど、過去の需給調整の未達成を理由に当該市町村に不利益を負わせるような配分である。

ただし、これまで需給調整の未達成を理由に配分に格差を設けてきた都道府県が格差を一度に解消する場合においては、それによって、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

117 都道府県内市町村に対して、一律配分でなければならないのか。これまで、一等米比率や需要先との結びつきなどで優先配分を行ってきたが、生産調整達成・未達成以外の配分要素についてもだめなのか。

(答)

合理的な理由により格差が生じる場合は問題ない。

合理的な理由となる配分要素としては、需要に応じた生産を目指すために設定される、一等米比率、需要先との結びつき、有機栽培米・特別栽培米比率、認定農業者比率等が挙げられる。

118 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。

(答)

需給調整の未達成を理由に生じた格差については、解消していただきたい。

ただし、格差を一度に解消することで、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

119 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。

(答)

都道府県から市町村への配分に当たって、需給調整の未達成を理由とした格差を一度に解消することが困難な場合には、2、3年程度をかけて解消されたいが、具体的な方法、期間については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとされたい。

120 需給調整達成市町村と未達成市町村との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

(答)

都道府県から市町村に対する配分で、これまで需給調整に参加してこなかった農業者が相応の努力をしても、需給調整に参加しこれを達成することができないような格差が残る場合は適切とは言えず、是正が必要である。

なお、最終的には格差は解消する必要があるが、段階的に格差を解消する場合の具

体的な水準については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加しなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとなるように決めていただきたい。

【市町村段階から農業者への生産数量目標の配分】

121 どのような主食用米の生産数量目標の配分を実施してはいけないのか。

(答)

戸別所得補償制度の対象とならない農業者（例：10a未満の農業者、交付金を受け取らない旨を明言している農業者）を主食用米の生産数量目標の配分の対象から除外する又はこれらの者に対し他の者に比べ少量の配分をする場合である。

122 具体的にどのような主食用米の生産数量目標の配分が問題になるのか。

(答)

典型的には、次の3つが挙げられる。

① 10a未満の農業者の生産を考慮しない配分

米モデル事業の交付対象とならない10a未満の農業者に対して主食用米の生産数量目標の配分を行わずに、その数量を10a以上の農業者に対して加算して配分すること。

② 水稲共済加入者に重点を置いた配分

水稲共済に加入していない者に対して主食用米の生産数量目標の配分を行わず、その数量を水稲加入者に加算して配分すること。

③ 交付金を受け取らない旨を明言している農業者を除外した配分

主食用米を作付するが交付金を受け取らないことがはっきりしている農業者に対して、主食用米の生産数量目標の配分を行わず、他の農業者に加算して配分すること。

123 上記質問の①～③に挙げられている農業者に配分をしても、交付金を受け取る権利が無駄になるので、需給調整に参加する農業者に配分すべきではないか。

(答)

交付金の交付対象とならない農業者について主食用米の生産数量目標を削減し、こ

の削減分を交付金の交付対象となる農業者に加算することは、過剰作付を容認するばかりか、過剰作付を支援することとなってしまう、需給調整を図るという政策の趣旨に反するため、認められない。

124 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標については、事務コストの面から従来通知していないが、通知しなければならないのか。

(答)

主食用米の生産数量目標については、明確な配分ルールの下、飯米農家や需給調整の非参加者も含めた全ての農業者に適切に配分していただきたい。

ただし、飯米農家などについても、配分すべき主食用米の生産数量を確保した上で、これ以外の主食用米の生産数量をその他の販売農家などに配分するのであれば、事務コスト等の問題から、飯米農家などへの通知は省略して差し支えない。

125 制度対象外となる10a未満の小規模な農業者の主食用米の生産数量目標は、どの程度の水準を配分すべきか。

(答)

本制度の趣旨に即し、過剰作付への支援にならない限り、地域の実態に即して配分することが望ましい。なお、おおむね国から当該都道府県への平均配分率が基準になるものと考えている。

126★ 各農業者への主食用米の生産数量目標の配分は一律でなければならないのか。

(答)

合理的な理由により格差が生じる場合は問題ない。

合理的な理由としては、ブロックローテーションのための農業者間の調整、一定程度の認定農業者への傾斜配分等が挙げられる。

逆に、需給調整の未達成を理由として格差を設けることや認定農業者以外の者の需給調整への参加が困難となるような格差は合理的とはいえない。

127★ 認定農業者等の担い手への傾斜配分であれば、高率の配分であっても問題ないか。

(答)

- 1 高率の配分がなされた認定農業者等の担い手を中心となって主食用米の生産を行う一方で、低率の配分がなされた農業者が中心となって転作作物の生産を行い、地域全体として需給調整を図るといった取組がなされる場合には、認定農業者等の担い手への傾斜配分にも合理的な理由があると言えるが、このような合理的理由がない場合には、格差は解消していくことが必要である。
- 2 格差を一度に解消することが困難な場合には、2、3年程度をかけて解消されたいが、その場合であってもこれまで需給調整に参加してこなかった農業者が相応の努力をしても、需給調整に参加しこれを達成することができないような格差が残る場合は適切な配分とは言えず、是正する必要がある。

128 過去に需給調整が未達成だったことを理由として生じた格差がある場合、この格差も解消しなければならないのか。

(答)

需給調整の未達成を理由に生じた格差については、解消していただきたい。

ただし、格差を一度に解消することで、今まで需給調整に参加してきた農業者が大きな不利益を被る場合もあることから、地域の関係者の間で協議し、激変緩和措置として一定期間格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

129 需給調整の未達成を理由とした格差は、一度に解消しなければならないのか。

(答)

市町村段階から農業者への配分に当たって、需給調整の未達成を理由とした格差を一度に解消することが困難な場合には、2、3年程度をかけて解消されたいが、具体的な方法、期間については、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとされたい。

130 農業者の間で主食用米の生産数量目標をやり取りしてもよいのか。

(答)

可能である。

ただし、需給調整に参加しない農業者が、配分された主食用米の生産数量目標を超えて主食用米を生産しつつ、自分の主食用米の生産数量目標を他の農業者に渡すことは認められない。

131 需給調整達成農業者と未達成農業者との格差を段階的に解消する場合、どこまで縮めればよいのか。具体的な水準はあるのか。

(答)

これまで需給調整を達成してこなかった農業者が相応の努力をしても、需給調整に参加しこれを達成することができないような格差が残る場合は適切とは言えず、是正が必要である。

具体的な水準は、地域の関係者の間で協議することにより、これまで需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にできるだけ納得感のあるものとなるように決めていただきたい。

132 ある市町村では、21年産米の配分において、①これまで需給調整に参加してきた者、②これまで需給調整に参加してこなかったが、新たに参加する者、③引き続き需給調整に参加しない者、の三者の間で、①>②>③となるような主食用米の生産数量目標の配分を行っていた。

22年産米の配分においてこれらの格差の解消を図る場合に、地域の関係者の合意があれば、①と②の間の格差解消を優先することとし、これらの者と③の者の格差は当分の間残すこととしてもよいか。

<具体例>

(これまでの配分) ①70%、②55%、③40%

↓

(今回の配分案) ①65%、②60%、③40%

(答)

①と②の間の格差の段階的な解消を図るために必要な場合に、地域の関係者の協議により、22年産米についても①と②の者の間で格差を残すことはやむを得ない措置として暫定的に許容される。

しかしながら、③の者も主食用米の生産を行う者であり、③の者への配分において格差を設けることも、過剰作付けを拡大することになるため、不適切である。また、②と③の者はこれまで需給調整に参加してこなかったという点において同じ者である。したがって、②と③の者の間に、その扱いを異にする合理的理由はない。②と③の者については、他に合理的な理由がない限り、同じ割合で主食用米の生産数量目標の配分を行われない。

133* 農業者への生産数量目標の配分は、これまでどおり認定方針作成者（JAや集荷業者）が行うのか。行政が行うべきではないか。

(答)

これまでと同様に、認定方針に参加して水稲生産を行う農業者に対しては、認定方針作成者が生産数量目標の配分を行うこととなる。(なお、認定方針に参加せずに水稲生産を行う農業者に対する配分については、問134を参照。)

134 需給調整に参加しない(認定方針に参加せずに水稲生産を行う)農業者に対する配分は誰が行うのか。

(答)

これまでと同様に地域水田農業推進協議会が生産数量目標の配分を行うこととなる。

【生産数量目標の調整関連】

135 生産数量目標の県間調整はあるのか。また、市町村間調整はどうか。

(答)

都道府県間調整の仕組みは22年産米においても継続する。

市町村間調整については、これまでと同様、各都道府県の判断により実施していただくこととなる。

なお、調整後の面積に対して、米モデル事業及び自給率向上事業の交付金が交付される。

136 生産数量目標の地域内調整、農業者間調整はいつまでに終える必要があるのか。

(答)

生産数量目標(換算面積)については、米の作付の段階で農業者別に確定することが需給調整の実効性を確保する上で重要であること、また、交付金の支払いに必要な生産数量目標に即した生産(生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の生産を行っていること)の確認を早期に終えるためにも、現行制度と同様に、6月15日までに調整を終えていただきたい。

【その他の生産数量目標関連】

137 生産数量目標は個々の農業者が達成しない場合、米戸別所得補償モデル事業の交付金が受けられないことになるが、市全体で未達成のときにはペナルティがあるのか。

(答)

米戸別所得補償モデル事業の交付金については、生産数量目標を達成した農業者に交付するものであり、市全体での達成要件はない。

なお、地域全体で生産数量目標を達成するよう配分を行った後に、個々の農業者の同意を得て、その生産数量目標に差がつくよう農業者間の配分を調整することは従来どおり認められる。

138 米の戸別所得補償制度について、「生産数量目標に即した生産を行うこと」とは米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用作付を行っていることとなっているが、換算面積に使用する単収は全国統一か。

(答)

各農業者の生産数量目標を面積に換算する際には、現行ルールと同様、地域単収を用いることとなる。

【集荷円滑化対策関連】

139 集荷円滑化対策については、その効果がはっきりしないので廃止すべきでないか。集荷円滑化対策について見直しが検討されていると思われるが、当初平成16年～平成17年で拠出した過剰米対策基金残額は、農業者へ返還されるのか。

(答)

- 1 集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。
- 2 このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者拠出も行わないこととする。
- 3 なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受

け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

【その他】

140 米戸別所得補償モデル事業が示されたが、食糧法、米政策改革大綱の見直しなど検討しているのか。

(答)

食糧法については、戸別所得補償制度を法制化する際に見直しについて検討する必要があると考えている。

一方、需給調整関係の各種通知等については、今後見直しを行い、必要に応じて通知の改正を行う予定である。

141^{*} 水田利活用自給力向上事業に基づく交付金を受ける場合に、地域水田農業活性化緊急対策（緊急一時金）に基づいて受けていた交付金の取扱いはどうなるのか。水田利活用自給力向上事業の交付金から緊急一時金で得た交付金を控除する必要はあるのか。

(答)

控除する必要はない。

142^{*} 地域水田農業活性化緊急対策に基づき、麦を作付けていた場合に、22年産から新規需要米、加工用米に変更しても契約違反とならないのか。

(答)

契約した対象面積に、転作作物（地域協議会の指定する作物）として新規需要米、加工用米を作付けるのであれば緊急一時金における契約違反とはならない。ただし、主食用米の作付けを行うということであれば、契約違反となり、緊急一時金は全額返還となる。

＜横流れ防止関連＞

143^{*} 加工用米、新規需要米が増加することが想定されるが、適正流通をどのように確保するのか。

(答)

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠であり、以下の①～⑤により、主食用米への横流れの防止を徹底する。

- ① 新規需要米・加工用米については、取組状況を面積ベースで把握することとし、原則として現地確認を行うこととする。
ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等面積ベースでの把握が困難なときには、(1) 新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算 (2) 農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。
- ② 新規需要米・加工用米に関する需要者との契約に当たっては、平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた数量と契約事項に規定することを要件とする。
- ③ 流通ルートの透明性を確保するため、需要者に直接又は需要者団体を通じて販売する。また、定められた用途に確実に使用されるよう、需要者から生産者にその旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約で明記する。(食糧法遵守事項の徹底)
- ④ 主食用米との区分管理を徹底するため、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかになるよう「はい票せん」により掲示する。また、販売時は、紙袋等の包装容器にその用途を表示する。(食糧法遵守事項の徹底)
- ⑤ 行政による事後的な検証可能性を確保するため、①帳簿に米穀の種類別の出荷数量又は販売数量を記載し保存(※1)(食糧法の徹底)。②米穀の譲渡し、譲受けの際に、品名、取引先、数量等に加え、用途限定米穀の用途を記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。また、搬出、搬入の際についても同様に記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。
なお、早場米など、米トレーサビリティ法の施行前(平成22年10月1日一部施行)に収穫・出荷される米もあることから、農業者、需要者サイド双方で取引等の記録の作成・保存が自主的に行われるよう、巡回を行うなどして、記録の作成・保存の必要性についての理解の促進、取組の徹底を図る。

(※1) 届出事業者に対する義務：米穀の出荷・販売数量(自ら生産した米穀を届出事業者に出荷・販売する数量は含まない。)が20精米トン以上の者。

(※2) 米穀事業者に対する義務：米穀を取扱う生産者、JA、需要者いずれも含まれる。

144★ 加工用米の面積確認は新規需要米に準じるとしているが、現行（数量による面積換算）と変更することにより混乱が起こるのではないか。

（答）

- 1 加工用米についても、全国統一の助成単価を設定したことから、新規需要米の面積確認方法に準じ、ほ場特定を行い、そのほ場の面積に応じて助成を行うことが原則である。
- 2 ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等ほ場を区分することが困難なときには、
 - ① 新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算
 - ② 農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。

145★ 加工用米の生産予定面積は、どのような地域単収を用いて設定するのか。

（答）

加工用米の生産予定面積は、出荷契約数量（販売契約しか締結しない農業者については販売契約数量）を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄地帯別平年収量に整合させた単収や農業試験場での多収性品種の実証単収など）を用いて換算した面積とする。

146★ 加工用米の出荷にあたり、作柄変動等による出荷数量の変更はどのようにすればよいのか。

（答）

生産予定面積から出荷される加工用米数量は、生産予定面積において生産された米がすべて定められた用途に供されるよう、当初の出荷契約数量に当年産の作柄等の影響による生産量の変動に応じた数量となる。

具体的には、国の統計から秋に公表される作柄表示地帯別の作況などを用いることにより、算定することとなる。

147★ 加工用米をほ場単位で出荷するとなれば、農産物検査3等以上の要件は必要ないのではないか。また、ふるい下の米はどのように取り扱うのか。

(答)

- 1 加工用米は、
 - ① 主食用米の生産数量目標の外数として生産される米穀であり、ふるい下米などの低品位米が加工用米として使用され、良質米部分が主食用に横流れしないようにする必要があること
 - ② 需要者は一定の品位以上のものであることを前提に取引していることから、農産物検査3等以上の要件を付しているところである。
- 2 特に、ほ場を特定して加工用米の生産に取り組む場合には、主食用への横流れを防止するため、ふるい下米を含めた収穫量の全量を加工用米として出荷することとしている。

<その他>

148 中山間直接支払いと戸別所得補償の重複受給は可能か。

(答)

- 1 米のモデル事業では、全国平均の標準的な生産に要する費用と販売価格の差額により交付金を交付するものであり、中山間の地理的条件による生産条件不利については勘案していない。
- 2 このため、平場と中山間の地理的条件による生産条件不利を補正する中山間地域等直接支払制度を別途用意しているものであり、両制度から受給することは可能である。
- 3 23年度の本格実施での地理的条件等の格差の取扱いについては、モデル事業の実施状況を見極めつつ検討していく考えである。

149 新規開田地の扱いはどうなるのか。交付金の支払いの対象になるのか。

(答)

- 1 米については、消費量が大幅に減少している中で、水田全体で米を作付ければ、大幅な需給ギャップが生じることから、従来から需給調整を行っている。
- 2 このような中、米の需給調整の実効性を確保する観点から、米の生産圧力が高ま

らないよう、新規開田を抑制してきており、具体的には、

- ① 国営事業や補助事業で開田計画を含むものは不採択とするほか、農家が行う新規開田も含めて抑制を指導するとともに、
 - ② 水稻共済において新規開田地は引受除外、産地確立交付金等の転作助成金の交付対象外とする
- といった措置を講じている。

- 3 22年度からの新たな対策においては、米の需給調整の実効性を確保しつつ、麦・大豆や新規需要米の生産により水田を利活用することが重要であるが、現下の米の需給状況を踏まえれば、まずは、現状の水田を有効活用することが重要であることから、新規開田地については、引き続き交付対象とはしない方向としている。

150 今後の担い手育成や認定農業者制度等の方向性はどうか。

(答)

- 1 認定農業者制度は、地域において、地域農業の担い手を地域一体となって育成・確保する仕組みとして普及・定着しているものである。
- 2 今後、戸別所得補償制度の導入により、誰もが希望を持って農業を営むことができる環境が整備される一方、それにより下支えされた農業者の中から競争力のある経営体を育てることが必要である。
- 3 このため、地域農業の担い手として経営発展を目指す認定農業者に対し、スーパーL資金の融資等の措置を引き続き講じることが必要と考えている。

なお、来年度から実施される予定の米のモデル事業は全国一律の交付単価としており、規模拡大や集落営農による団地化などによりコストダウンに取り組む場合には、所得向上が図られる仕組みとなっている。

このため、これまで規模拡大に躊躇してきた担い手も積極的に規模拡大に取り組める環境になるものと考えており、これと農地の面的集積や集落営農の取り組みを総合的に支援することで農業の構造改革が進むものと考えている。

151* 認定農業者の認定要件としての米の生産調整の取扱いは、どうするのか。

(答)

- 1 今回の戸別所得補償モデル対策の実施に当たっては、従来からの米の生産調整に参加しない農業者に対する様々な形での差別的な取扱い、ペナルティ的措置は廃止するのが原則である。

- 2 このような考えに基づき、市町村による認定農業者の認定に当たっても、従来のように申請農業者ごとに生産数量目標に従って生産を行っているか否かを判断基準の一つとする運用は、やめることとしている。
- 3 しかし、このことをもって需給調整を行わなくてもよいということではなく、米戸別所得補償モデル事業では、認定農業者も含めて生産数量目標に即した生産を行わなければ、交付対象とはならない。

152* 米の「生産数量目標」を達成できずに、麦・大豆を生産する農家については、経営所得安定対策に係る交付金はでるのか。

(答)

- 1 今般、米に関するペナルティ措置は原則廃止することとされ、水田・畑作経営所得安定対策の対象者である認定農業者の認定に当たっても、従来のように申請農業者ごとの「生産数量目標」の達成を判断基準の一つとする運用はやめることとしている。
- 2 このため、米の生産数量目標を達成できない認定農業者であっても、水田・畑作経営所得安定対策のうち生産条件不利補正対策（いわゆる「ゲタ対策」）については、過去の生産実績及び毎年の生産量・品質に基づいて交付金が支払われる予定である。
- 3 一方、水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和対策（いわゆる「ナラシ対策」）については、米戸別所得補償モデル事業と同様に、米の所得に対する直接的な補てんであることから、米のモデル事業の持つ需給調整への参加メリットとしての機能を減殺しないよう、生産数量目標を達成している者に対し補てんを実施することとしている。

なお、本対策の加入者が生産数量目標を達成しているか否かについては、地域水田協議会に照会して確認することとしている。

153* 戸別所得補償制度を導入することとしているが、水田・畑作経営所得安定対策の今後の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 平成22年度は米のみを対象として、米戸別所得補償モデル事業を実施することとしているので、麦・大豆等の生産者に対する経営安定のための支援は別途措置する必要があり、現行の水田・畑作経営所得安定対策は継続することとしている。
- 2 また、担い手経営革新促進事業や水田等有効活用促進対策事業についても、作付

拡大生産条件不利補正対策事業として継続し、規模拡大や転作拡大による麦・大豆等の作付拡大分に対する固定払相当分の支援を継続することとしている。

- 3 平成23年度以降の水田・畑作経営所得安定対策の取扱いについては、戸別所得補償制度の本格実施に向けた制度設計において、政策体系としてわかりやすさ、制度ごとの役割分担のあり方等を勘案しながら、結論を出す予定である。

154★ ナラシ対策には今後も加入した方がよいか。

(答)

- 1 ナラシ対策は、各都道府県等の地域ごとに、米等の販売価格の下落や収量の減少に伴う販売収入の減少の9割を基本に補てんする仕組み(22年産米については、米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除)である。
- 2 全国平均の米の販売価格の変動により補てん額が定まる米のモデル事業に比べて、地域ごとの米の販売価格の変動にきめ細かく対応した担い手のための経営安定対策であり、米のモデル事業の補てんが行われない場合でもナラシ対策の補てんが行われる場合があること、抛出金は発動がない場合はそのまま残ること等も踏まえて、引き続き、加入していただくことが望ましいと考えている。

155★ 地域水田農業ビジョンは、今後も作成していく必要があるのか。

(答)

- 1 地域水田農業ビジョンは、地域の関係者からなる地域水田農業推進協議会(市町村、農協、集荷業者、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、実需者、消費者団体など地域の実情に応じて構成)で議論され作成されているものであり、地域の作物戦略・販売戦略、水田の利用、担い手の育成等の将来方向を明確に記したものである。
- 2 今回のモデル対策の実施に当たっても、米の需給調整、水田の利活用を図っていくためには、地域農業の羅針盤となる地域農業ビジョンは重要なものであり、必要な見直しを行いながら引き続き作成していただきたい。
- 3 また、水田経営所得安定対策においては、地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた認定農業者、集落営農組織であり、市町村長により認定を受ければ、市町村特認として規模要件に関係なく加入できることとされていることから、この仕組みを活用して対策に加入する意向を示す担い手が存在する地域においては、引き続き、地域水田農業ビジョンを作成する必要がある。

戸別所得補償モデル対策の開始に当たって

平成22年4月1日
赤松農林水産大臣談話

戸別所得補償モデル対策がいよいよ本日から開始されます。この対策は、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、農政の大転換の歴史的な第一歩となります。

戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。国民の皆様におかれましては、是非、このモデル対策のスタートを期に、農業・農村が大きな価値を持っているとの想いを共有し、本対策の重要性についてご理解頂きますようお願いいたします。

農業者の皆様におかれましては、新しい農政が開始される意義を十分自覚していただき、意欲を持ってこの対策に参加し、更なる経営発展に取り組んで頂きたいと思っております。これまでの農政に不安を感じておられる方もいらっしゃるかと存じますが、この対策を底支えにして、希望と誇りを持って農業経営に取り組んでいただきたいと思っております。一人でも多くの農業者の方々が喜びを持って参加していただけることを、期待しております。

都道府県、市町村の農政担当の皆様、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会をはじめとする関係団体の皆様におかれましても、対策の円滑な実施に向け、地域協議会における加入促進や確認作業等の事業の推進について、これまで以上の御協力をお願いいたします。

農林水産省といたしましては、職員一同一丸となってこの対策の円滑な推進に取り組んでまいります。これまでも、農政局に統一的な窓口を設置し、全国で8千回を超える説明会を行ってきておりますが、更に丁寧な説明に努めてまいります。不明な点があれば、是非、最寄の農政局・農政事務所にお問い合わせください。

このモデル対策を皮切りに、戸別所得補償制度の本格実施、農業・農村の6次産業化、食の安全・安心の確保に取り組み、新しい農政の確立に向けた施策を積極果敢に展開してまいります。これらにより、消費者と国民が豊かな食と環境の恩恵を受け、また、農業者・食品産業事業者の皆様が誇りと希望を持って事業に従事できる社会、すなわち、国民全体で農業・農村を支える社会を創造するため、あらゆる努力を傾けてまいります。

戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(北海道)

機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
北海道農政事務所 戸別所得補償制度 推進チーム事務局 札幌ブロック普及推進チーム	〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011-642-5469(電話) 011-642-5509(FAX)	北海道内全市町村
地域第一課	〒003-0029 札幌市白石区平和通2丁目北5-10	011-863-6031(電話) 011-863-6033(FAX)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
札幌統計・情報センター		011-863-6031(電話) 011-863-6044(FAX)	
地域第三課	〒047-0007 小樽市港町4番3号	0134-23-2535(電話) 0134-23-2532(FAX)	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小樽統計・情報センター		0134-23-2535(電話) 0134-23-2522(FAX)	
地域第八課	〒068-0825 岩見沢市日の出町24番地9	0126-22-3261(電話) 0126-22-3263(FAX)	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
岩見沢統計・情報センター	〒068-0005 岩見沢市5条東15 岩見沢地方合同庁舎	0126-23-4466(電話) 0126-23-1412(FAX)	
函館ブロック普及推進チーム			
地域第二課	〒040-0032 函館市新川町25-18	0138-26-7800(電話) 0138-26-7744(FAX)	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
函館統計・情報センター	函館地方合同庁舎	0138-26-4611(電話) 0138-26-4907(FAX)	
八雲統計・情報センター	〒049-3114 二世郡八雲町三杉町25-3	0137-63-3383(電話) 0137-63-3385(FAX)	
苫小牧ブロック普及推進チーム			
地域第九課	〒053-0005 苫小牧市元中野町3丁目3番6号	0144-32-5345(電話) 0144-32-5347(FAX)	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
苫小牧統計・情報センター		0144-32-5345(電話) 0144-32-5349(FAX)	
新ひだか統計・情報センター	〒056-0005 日高郡新ひだか町 静内こうせい町2-3-1	0146-42-0519(電話) 0146-43-0945(FAX)	
旭川ブロック普及推進チーム			
地域第四課	〒078-8506 旭川市宮前通東4155番31 旭川地方合同庁舎	0166-76-1279(電話) 0166-35-9482(FAX)	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
旭川統計・情報センター		0166-76-1278(電話) 0166-35-9480(FAX)	
地域第十課	〒095-0014 士別市東4条2丁目7番地2	0165-22-3143(電話) 0165-22-3145(FAX)	士別市、名寄市、稚内市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
名寄統計・統計情報センター	〒096-0015 名寄市西5条南10-2-92	01654-2-2357(電話) 01654-3-8743(FAX)	
稚内統計・統計情報センター	〒097-0001 稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎	0162-33-1180(電話) 0162-33-1181(FAX)	
地域第十一課	〒073-0024 滝川市東町1丁目1番9号	0125-22-1511(電話) 0125-22-1637(FAX)	留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内町、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
滝川統計・情報センター	〒073-0023 滝川市緑町2-5-22	0125-22-4395(電話) 0125-23-0931(FAX)	

北海道

帯広ブロック普及推進チーム			
地域第六課	〒080-0016 帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401(電話) 0155-24-2420(FAX)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
帯広統計・情報センター		0155-24-3353(電話) 0155-28-2428(FAX)	
オホーツクブロック普及推進チーム			
地域第七課	〒090-0018 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-23-4171(電話) 0157-23-5358(FAX)	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
北見統計・情報センター		0157-23-4037(電話) 0157-23-7787(FAX)	
釧路ブロック普及推進チーム			
地域第五課	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-4401(電話) 0154-23-4404(FAX)	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
釧路統計・情報センター		0154-23-3250(電話) 0154-23-4174(FAX)	
中標津統計・情報センター	〒086-1042 標津郡中標津町東2条北3-10	0153-72-2058(電話) 0153-72-2054(FAX)	

**戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)**

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	東北農政局 戸別所得補償制度モデル 対策推進室	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-722-7337(電話) 022-722-7378(FAX)	青森県、岩手県、宮城県、秋田 県、山形県、福島県の総合相談 窓口
青森県	青森農政事務所 農政推進課	〒030-0802 青森市本町2-10-4	017-777-3512(電話) 017-775-2190(FAX)	青森市、平内町、外ヶ浜町、今 別町、蓬田村、むつ市、大間町、 風間浦村、佐井村、東通村
	青森農政事務所 地域第一課	〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9	0172-27-6180(電話) 0172-27-6182(FAX)	弘前市、黒石市、平川市、藤崎 町、大鰐町、田舎館村、西目屋 村
	青森農政事務所 地域第二課	〒039-1103 八戸市大字長苗代字狐田45-3	0178-29-2113(電話) 0178-29-2117(FAX)	十和田市、三沢市、七戸町、東 北町、六戸町、おいらせ町、野辺 地町、六ヶ所村、横浜町、八戸 市、五戸町、南部町、階上町、三 戸町、田子町、新郷村
	青森農政事務所 地域第三課	〒037-0067 五所川原市字敷島町36-5	0173-35-2138(電話) 0173-35-2167(FAX)	五所川原市、つがる市、板柳 町、鶴田町、鱒ヶ沢町、深浦町、 中泊町
	青森農政事務所 十和田統計・情報センター	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-2310(電話) 0176-24-0786(FAX)	十和田市、三沢市、七戸町、東 北町、六戸町、おいらせ町、野辺 地町、六ヶ所村、横浜町
	青森農政事務所 青森統計・情報センター※	〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-5514(電話) 017-777-8721(FAX)	青森市、平内町、外ヶ浜町、今 別町、蓬田村、むつ市、大間町、 風間浦村、佐井村、東通村
	青森農政事務所 弘前統計・情報センター※	〒036-8084 弘前市大字高田1-10-10	0172-27-5705(電話) 0172-28-1677(FAX)	弘前市、黒石市、平川市、藤崎 町、大鰐町、田舎館村、西目屋 村
	青森農政事務所 八戸統計・情報センター※	〒039-1103 八戸市大字長苗代字上碓田54-2	0178-27-2546(電話) 0178-27-1293(FAX)	八戸市、五戸町、南部町、階上 町、三戸町、田子町、新郷村
	青森農政事務所 五所川原統計・情報センター ※	〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507- 5	0173-35-6060(電話) 0173-35-8920(FAX)	五所川原市、つがる市、板柳 町、鶴田町、鱒ヶ沢町、深浦町、 中泊町
	岩手県	岩手農政事務所 農政推進課	〒020-0013 盛岡市愛宕町13-33	019-624-1125(電話) 019-654-2940(FAX)
岩手農政事務所 地域第一課		〒023-0828 奥州市水沢区東大通り2-2-32	0197-24-3010(電話) 0197-24-3616(FAX)	奥州市、金ヶ崎町、大船渡市、 陸前高田市、住田町
岩手農政事務所 地域第二課		〒025-0063 花巻市下小舟渡75-1	0198-23-2336(電話) 0198-23-4375(FAX)	花巻市、北上市、西和賀町、遠 野市、釜石市、大槌町
岩手農政事務所 地域第三課		〒021-0802 一関市字北十軒街4-2	0191-23-4518(電話) 0191-26-2851(FAX)	一関市、平泉町、藤沢町
岩手農政事務所 地域第四課		〒028-6103 二戸市石切所字森合47-3	0195-23-3125(電話) 0195-23-3127(FAX)	盛岡市(玉山区)、八幡平市、雫 石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、 二戸市、軽米町、九戸村、一戸 町、久慈市、洋野町、野田村、普 代村
岩手農政事務所 宮古統計・情報センター		〒027-0021 宮古市藤原3-114-2 宮古港湾合同庁舎	0193-62-2412(電話) 0193-63-3844(FAX)	宮古市、山田町、岩泉町、田野 畑村、大船渡市、陸前高田市、 住田町、釜石市、大槌町
岩手農政事務所 盛岡統計・情報センター		〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎	019-625-8372(電話) 019-623-4501(FAX)	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛 巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、 矢巾町
岩手農政事務所 花巻統計・情報センター		〒025-0054 花巻市下北万丁目197-3	0198-23-5305(電話) 0198-23-4498(FAX)	花巻市、北上市、西和賀町、遠 野市
岩手農政事務所 二戸統計・情報センター		〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎	0195-23-2221(電話) 0195-23-3778(FAX)	二戸市、軽米町、九戸村、一戸 町、久慈市、洋野町、野田村、普 代村
岩手農政事務所 一関統計・情報センター		〒021-0874 一関市釣山1-115	0191-21-3122(電話) 0191-23-9401(FAX)	一関市、平泉町、藤沢町、奥州 市、金ヶ崎町
東北農政局 消費・安全部 地域第一課	〒983-0038 仙台市宮城野区新田2-22-1 宮城野庁舎	022-236-6661(電話) 022-236-6683(FAX)	仙台市、塩竈市、多賀城市、松 島町、七ヶ浜町、利府町、大和 町、大郷町、富谷町、大衡村	
東北農政局 消費・安全部 地域第二課	〒989-6156 大崎市古川西館2-3-33	0229-23-6211(電話) 0229-22-2633(FAX)	大崎市、色麻町、加美町、涌谷 町、美里町、石巻市、東松島市、 女川町	

宮城県	東北農政局 消費・安全部 地域第三課	〒989-1213 柴田郡大河原町字住吉町5-15	0224-53-3811(電話) 0224-53-3813(FAX)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
	東北農政局 消費・安全部 地域第四課	〒987-0511 登米市迫町佐沼字新大東174	0220-22-6251(電話) 0220-22-8721(FAX)	栗原市、登米市、気仙沼市、南三陸町
	東北農政局 仙台統計・情報センター	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-295-5811(電話) 022-299-3764(FAX)	仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
	東北農政局 石巻統計・情報センター	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-2403(電話) 0225-95-3815(FAX)	石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町
	東北農政局 栗原統計・情報センター	〒987-2212 栗原市築館木戸8-40	0228-22-3162(電話) 0228-23-6440(FAX)	栗原市、登米市
	東北農政局 大崎統計・情報センター	〒989-6143 大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	0229-23-7011(電話) 0229-23-8074(FAX)	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
	東北農政局 大河原統計・情報センター	〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字山下39-1	0224-52-6411(電話) 0224-53-3875(FAX)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町
秋田県	秋田農政事務所 農政推進課	〒010-0951 秋田市山王7-1-5	018-862-5720(電話) 018-862-5689(FAX)	秋田市、由利本荘市、にかほ市
	秋田農政事務所 地域第一課	〒016-0102 能代市字一本木64-2	0185-58-2311(電話) 0185-58-2312(FAX)	能代市、八峰町、三種町、藤里町、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村
	秋田農政事務所 地域第二課	〒017-0881 大館市字長木川南360-3	0186-43-3135(電話) 0186-43-3137(FAX)	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村
	秋田農政事務所 地域第三課	〒012-0855 湯沢市愛宕町1-6-38	0183-73-0103(電話) 0183-73-0104(FAX)	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
	秋田農政事務所 地域第四課	〒014-0014 大仙市大曲福住町3-14	0187-63-3220(電話) 0187-63-0330(FAX)	大仙市、仙北市、美郷町
	秋田農政事務所 秋田統計・情報センター	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-823-1731(電話) 018-865-5581(FAX)	秋田市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村
	秋田農政事務所 大仙統計・情報センター	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-43	0187-62-0179(電話) 0187-66-2827(FAX)	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村、大仙市、仙北市、美郷町
	秋田農政事務所 北秋田統計・情報センター	〒018-3312 北秋田市花園町11-5	0186-62-0158(電話) 0186-62-3698(FAX)	能代市、八峰町、三種町、藤里町、鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村
山形県	山形農政事務所 農政推進課	〒990-0023 山形市松波一丁目3-7	023-622-7247(電話) 023-622-7256(FAX)	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
	山形農政事務所 地域第一課	〒998-0061 酒田市光ヶ丘二丁目13-6	0234-33-7244(電話) 0234-33-7245(FAX)	鶴岡市、酒田市、三川町、遊佐町、庄内町
	山形農政事務所 地域第二課	〒995-0035 村山市中央一丁目5-17	0237-55-4411(電話) 0237-55-4410(FAX)	寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
	山形農政事務所 地域第三課	〒999-2232 南陽市三間通461-2	0238-43-4210(電話) 0238-43-2736(FAX)	南陽市、米沢市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	山形農政事務所 山形統計・情報センター	〒990-0023 山形市松波一丁目3-7	023-622-7276(電話) 023-622-7249(FAX)	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
	山形農政事務所 鶴岡統計・情報センター	〒997-0032 鶴岡市上畑町3-28	0235-23-2363(電話) 0235-25-2010(FAX)	鶴岡市、酒田市、三川町、遊佐町、庄内町
	山形農政事務所 村山統計・情報センター	〒995-0021 村山市楯岡橋2-28 村山合同庁舎	0237-55-5454(電話) 0237-53-2483(FAX)	寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
	山形農政事務所 南陽統計・情報センター	〒999-2232 南陽市三間通462-1	0238-43-6123(電話) 0238-40-3779(FAX)	南陽市、米沢市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島農政事務所 農政推進課	〒960-8107 福島市浜田町1-9	024-534-4145(電話) 024-534-5253(FAX)	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町	

福島県	福島農政事務所 地域第一課	〒965-0057 会津若松市町北町大字藤室字達摩 183	0242-22-7381(電話) 0242-22-7385(FAX)	会津若松市、喜多方市、北塩原 村、磐梯町、猪苗代町、会津坂 下町、湯川村、柳津町、三島町、 金山町、昭和村、会津美里町、 下郷町、西会津町、檜枝岐村、 只見町、南会津町
	福島農政事務所 地域第二課	〒963-8843 郡山市川向128	024-937-3980(電話) 024-937-3984(FAX)	二本松市、大玉村、本宮市、郡 山市、田村市、三春町、小野町
	福島農政事務所 地域第三課	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき合同庁舎	0246-23-8511(電話) 0246-23-8512(FAX)	南相馬市、相馬市、広野町、檜 葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、新地 町、飯館村、いわき市
	福島農政事務所 地域第四課	〒961-0074 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎内	0248-22-1241(電話) 0248-22-1243(FAX)	須賀川市、鏡石町、天栄村、石 川町、玉川村、平田村、浅川町、 古殿町、白河市、西郷村、泉崎 村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢 祭町、塙町、鮫川村
	福島農政事務所 福島統計・情報センター	〒960-8107 福島市浜田町1-9	024-534-1903(電話) 024-534-4265(FAX)	福島市、伊達市、桑折町、国見 町、川俣町、二本松市、大玉村、 本宮市
	福島農政事務所 会津若松統計・情報センター	〒965-0873 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	0242-28-2700(電話) 0242-28-5525(FAX)	会津若松市、喜多方市、北塩原 村、磐梯町、猪苗代町、会津坂 下町、湯川村、柳津町、三島町、 金山町、昭和村、会津美里町、 下郷町、西会津町、檜枝岐村、 只見町、南会津町
	福島農政事務所 郡山統計・情報センター	〒963-8013 郡山市神明町4-22	024-922-1614(電話) 024-934-5419(FAX)	郡山市、田村市、三春町、小野 町、白河市、須賀川市、鏡石町、 天栄村、西郷村、泉崎村、中島 村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙 町、鮫川村、石川町、玉川村、平 田村、浅川町、古殿町
	福島農政事務所 いわき統計・情報センター	〒971-8131 いわき市常磐上矢田町田端25	0246-29-2050(電話) 0246-28-1611(FAX)	いわき市
福島農政事務所 南相馬統計・情報センター	〒975-0039 南相馬市原町区青葉町2-62-2	0244-24-1151(電話) 0244-24-1082(FAX)	南相馬市、相馬市、広野町、檜 葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、新地 町、飯館村	

※ 青森県の「青森農政事務所青森統計・情報センター」、「青森農政事務所弘前統計・情報センター」、「青森農政事務所八戸統計・情報センター」、「青森農政事務所五所川原統計・情報センター」は、相談窓口のみで申請受付窓口は設置していませんので、ご留意願います。

戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	関東農政局 戸別所得補償対策室	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0124(電話) 048-601-0533(FAX)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の総合相談窓口
茨城県	茨城農政事務所 戸別所得補償推進チーム	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-9	029-221-2186(電話) 029-233-9550(FAX)	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
	茨城農政事務所 地域第一課	〒319-1224 茨城県日立市南高野町1-23-8	0294-53-4155(電話) 0294-53-4187(FAX)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
	茨城農政事務所 地域第二課	〒300-0871 茨城県土浦市荒川沖東2-15-27	029-843-6875(電話) 029-843-1411(FAX)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
	茨城農政事務所 地域第三課	〒308-0827 茨城県筑西市市野辺515	0296-24-3155(電話) 0296-24-3156(FAX)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
	茨城農政事務所 地域第四課	〒311-1528 茨城県鉾田市当間2318-3	0291-33-2166(電話) 0291-33-2771(FAX)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
栃木県	栃木農政事務所 農政推進課 戸別所得補償制度対策室	〒320-0806 栃木県宇都宮市中央2丁目1-16	028-633-3315(電話) 028-633-3401(FAX)	宇都宮市、上三川町、真岡市、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町
	栃木農政事務所 地域第一課	〒328-0033 栃木県栃木市城内町2-2-28	0282-22-4141(電話) 0282-22-4143(FAX)	栃木市、壬生町、岩舟町、小山市、下野市、野木町、佐野市、足利市
	栃木農政事務所 地域第二課	〒324-0041 栃木県大田原市本町1-2812	0287-23-5611(電話) 0287-23-5613(FAX)	大田原市、那須塩原市、那須町、那須烏山市、那珂川町
	栃木農政事務所 地域第三課	〒329-1311 栃木県さくら市氏家2190-7	028-682-2611(電話) 028-682-2703(FAX)	鹿沼市、日光市、さくら市、矢板市、西方町、塩谷町、高根沢町
群馬県	群馬農政事務所 戸別所得補償制度推進室	〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-2-2	027-221-2685(電話) 027-221-7015(FAX)	前橋市、伊勢崎市、玉村町
	群馬農政事務所 地域第一課	〒370-0076 群馬県高崎市下小塙町181	027-343-7941(電話) 027-343-7943(FAX)	高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	群馬農政事務所 地域第二課	〒373-0842 群馬県太田市細谷町1278-2	0276-31-3551(電話) 0276-31-3553(FAX)	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	関東農政局 消費・安全部 地域第一課	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町5-16-3	048-864-9041(電話) 048-864-8458(FAX)	さいたま市、川口市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町
	関東農政局 消費・安全部 地域第二課	〒350-0034 埼玉県川越市仙波町2-19-19	049-225-3291(電話) 049-225-3509(FAX)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

	関東農政局 消費・安全部 地域第三課	〒360-0811 埼玉県熊谷市原島367-1	048-523-5711(電話) 048-524-1306(FAX)	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町
千葉県	千葉農政事務所 食糧部計画課	〒260-0014 千葉県千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5615(電話) 043-221-0790(FAX)	流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、市川市、浦安市、千葉市、習志野市、八千代市
	千葉農政事務所 地域第一課	〒292-0831 千葉県木更津市富士見2-4-14	0438-25-6401(電話) 0438-25-6405(FAX)	市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、木更津市、館山市、鋸南町、南房総市、鴨川市、大多喜町、勝浦市、御宿町、いすみ市
	千葉農政事務所 地域第二課	〒297-0018 千葉県茂原市萩原町3-20	0475-23-1205(電話) 0475-23-9696(FAX)	茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、長生村、白子町、一宮町、東金市、大網白里町、九十九里町、山武市、芝山町、横芝光町、銚子市、旭市、匝瑳市
	千葉農政事務所 地域第三課	〒285-0813 千葉県佐倉市石川290-3	043-484-1207(電話) 043-484-1226(FAX)	多古町、香取市、神崎町、東庄町、成田市、酒々井町、富里市、四街道市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、栄町、野田市、柏市、我孫子市
東京都	東京農政事務所 農政推進課	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-3-3	03-3214-7321(電話) 03-3214-7332(FAX)	東京都内全区市町村
神奈川県	神奈川農政事務所 戸別所得補償対策室	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7176(電話) 045-212-9031(FAX)	神奈川県全域
	神奈川農政事務所 地域課	〒243-0433 神奈川県海老名市河原口509	046-232-2911(電話) 046-232-2912(FAX)	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
	神奈川農政事務所 平塚統計・情報センター	〒254-0041 神奈川県平塚市浅間町10-22	0463-24-3800(電話) 0463-23-8186(FAX)	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	山梨農政事務所 農政推進課	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-5-9	055-226-6611(電話) 055-237-4478(FAX)	山梨県内全市町村
	山梨農政事務所 甲府統計・情報センター、 地域課	〒400-0049 山梨県甲府市富竹2-2-26	055-224-3258(電話) 055-224-3260(FAX)	甲府市、北杜市、韮崎市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町、南アルプス市、甲斐市
	山梨農政事務所 甲州統計・情報センター	〒404-0043 山梨県甲州市塩山下於曾537	0553-33-2267(電話) 0553-32-3326(FAX)	甲州市、笛吹市、山梨市、都留市、道志村、西桂町、富士吉田市、忍野村、富士河口湖町、大月市、上野原市、小菅村、山中湖村
長野県	長野農政事務所 戸別所得補償対策室	〒380-0846 長野県長野市旭町1108	026-233-2500(電話) 026-233-1588(FAX)	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	長野農政事務所 地域第一課	〒390-0852 長野県松本市大字島立650-1	0263-47-2001(電話) 0263-47-2179(FAX)	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、山形村、朝日村、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

長野県	長野農政事務所 地域第二課	〒396-0014 長野県伊那市狐島4358	0265-72-3178(電話) 0265-72-4185(FAX)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	長野農政事務所 地域第三課	〒385-0035 長野県佐久市瀬戸字西原1201-2	0267-62-6271(電話) 0267-62-6272(FAX)	小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、上田市、東御市、長和町、青木村
静岡県	静岡農政事務所 戸別所得補償推進チーム	〒420-8618 静岡県静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121(電話) 054-246-3337(FAX)	静岡市
	静岡農政事務所 静岡統計・情報センター	〒420-8618 静岡県静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6123(電話) 054-246-6122(FAX)	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
	静岡農政事務所 地域第一課	〒432-8047 静岡県浜松市中区神田町字中北川	053-441-0137(電話) 053-441-0139(FAX)	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、森町
	静岡農政事務所 浜松統計・情報センター	〒430-0929 静岡県浜松市中区中央1丁目12-4 (浜松合同庁舎9階)	053-456-4620(電話) 053-456-4615(FAX)	浜松市、湖西市
	静岡農政事務所 袋井統計・情報センター	〒437-0023 静岡県袋井市高尾783-5	0538-42-2161(電話) 0538-42-1164(FAX)	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
	静岡農政事務所 地域第二課	〒410-0053 静岡県沼津市寿町1-3	055-921-1741(電話) 055-924-4869(FAX)	富士市、富士宮市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、小山町、長泉町、清水町、函南町、河津町、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
	静岡農政事務所 沼津統計・情報センター	〒410-0831 静岡県沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎)	055-933-5821(電話) 055-933-5825(FAX)	富士市、富士宮市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、小山町、長泉町、清水町、函南町、河津町、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
静岡農政事務所 地域第三課	〒427-0005 静岡県島田市岸町1073	0547-36-5665(電話) 0547-36-5667(FAX)	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、掛川市、菊川市、御前崎市、吉田町、川根本町	

戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(新潟県、富山県、石川県、福井県)

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	北陸農政局 戸別所得補償制度推進室	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-232-4133(電話) 076-232-5824(FAX)	新潟県、富山県、石川県、福井 県の総合相談窓口
新潟県	新潟農政事務所 農政推進課	〒951-8035 新潟市中央区船場町2-3435-1	025-228-5290(電話) 025-228-5271(FAX)	新潟市
	新潟農政事務所 地域第一課	〒940-2103 長岡市古正寺町字中割51-3	0258-27-2011(電話) 0258-27-2012(FAX)	長岡市(旧川口町を除く)、柏崎 市、出雲崎町、刈羽村
	新潟農政事務所 地域第二課	〒957-0016 新発田市豊町2-6-26	0254-22-4101(電話) 0254-22-3860(FAX)	新発田市、村上市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、関川村
	新潟農政事務所 地域第三課	〒959-1232 燕市井土巻4-97-1	0256-61-6013(電話) 0256-61-6016(FAX)	三条市、加茂市、見附市、燕市、 五泉市、弥彦村、田上町、阿賀 町
	新潟農政事務所 地域第四課	〒942-0071 上越市東雲町2-6-1	025-543-4574(電話) 025-543-5109(FAX)	上越市、妙高市、糸魚川市
	新潟農政事務所 地域第五課	〒946-0043 魚沼市青島634-5	025-792-8211(電話) 025-792-8213(FAX)	小千谷市、十日町市、魚沼市、 南魚沼市、長岡市(旧川口町)、 湯沢町、津南町
	新潟農政事務所 佐渡統計・情報センター	〒952-1209 佐渡市千種139-3	0259-63-2561(電話) 0259-63-3159(FAX)	佐渡市
富山県	富山農政事務所 農政推進課	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎	076-441-9307(電話) 076-441-9326(FAX)	富山市、砺波市、南砺市
	富山農政事務所 地域第一課	〒933-0806 高岡市赤祖父421	0766-21-2426(電話) 0766-21-2427(FAX)	高岡市、射水市、氷見市、小矢 部市
	富山農政事務所 地域第二課	〒937-0805 魚津市本江2236-4	0765-22-0234(電話) 0765-22-1191(FAX)	魚津市、滑川市、黒部市、舟橋 村、上市町、立山町、入善町、朝 日町
石川県	北陸農政局 消費・安全部 地域第一課	〒921-8031 金沢市野町3-1-23	076-241-3153(電話) 076-241-0460(FAX)	金沢市、かほく市、内灘町、津幡 町
	北陸農政局 消費・安全部 地域第二課	〒926-0816 七尾市藤橋町申39番1	0767-52-3387(電話) 0767-52-4248(FAX)	七尾市、羽咋市、輪島市、珠洲 市、宝達志水町、中能登町、志 賀町、穴水町、能登町
	北陸農政局 消費・安全部 地域第三課	〒923-0811 小松市白江町133番地1	0761-22-3996(電話) 0761-22-5340(FAX)	小松市、加賀市、能美市、川北 町、白山市、野々市町
福井県	福井農政事務所 計画課	〒918-8555 福井市つくも2-11-21	0776-35-3225(電話) 0776-36-1796(FAX)	福井市、大野市、勝山市、あわら 市、坂井市、永平寺町
	福井農政事務所 地域第一課	〒914-0138 敦賀市榎林25号4-5	0770-23-5700(電話) 0770-22-4343(FAX)	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜 町、おおい町、若狭町
	福井農政事務所 地域第二課	〒916-0019 鯖江市丸山町1-7-5	0778-52-4411(電話) 0778-52-4410(FAX)	鯖江市、越前市、池田町、南越 前町、越前町

**戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(愛知県、岐阜県、三重県)**

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
愛知県	東海農政局 戸別所得補償制度推進室	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-715-5191(電話) 052-201-1703(FAX)	岐阜県、愛知県、三重県の総合 相談窓口
	東海農政局 消費・安全部 地域第一課	〒466-0857 名古屋市昭和区安田通4-8	052-763-4342(電話) 052-753-0230(FAX)	名古屋市、春日井市、小牧市、 北名古屋市、犬山市、江南市、 岩倉市、瀬戸市、尾張旭市、豊 明市、日進市、清須市、豊山町、 大口町、扶桑町、東郷町、長久 手町
	東海農政局 消費・安全部 地域第二課	〒441-8064 豊橋市富本町国隠20-6	0532-45-8195(電話) 0532-45-8196(FAX)	田原市、新城市、豊橋市、蒲郡 市、豊川市、設楽町、東栄町、豊 根村
	東海農政局 消費・安全部 地域第三課	〒444-0802 岡崎市美合町字平端23-70	0564-51-5131(電話) 0564-51-5132(FAX)	知立市、刈谷市、安城市、碧南 市、高浜市、西尾市、岡崎市、豊 田市、みよし市、一色町、吉良 町、幡豆町、幸田町
	東海農政局 消費・安全部 地域第四課	〒496-8011 愛西市諏訪町郷浦64-3	0567-28-2197(電話) 0567-28-2198(FAX)	一宮市、稲沢市、あま市、弥富 市、津島市、愛西市、大治町、蟹 江町、飛島村
	東海農政局 半田統計・情報センター	〒475-0902 半田市宮路町200-4	0569-21-1092(電話) 0569-23-0720(FAX)	知多市、半田市、常滑市、東海 市、大府市、東浦町、阿久比町、 武豊町、美浜町、南知多町
岐阜県	岐阜農政事務所 農政推進課	〒500-8288 岐阜市中鷓2-26	058-271-4044(電話) 058-274-0656(FAX)	岐阜県内全市町村
	岐阜農政事務所 地域第一課	〒503-0027 大垣市笠縫町509-7	0584-73-4351(電話) 0584-73-4353(FAX)	大垣市、海津市、養老町、関ヶ原 町、垂井町、神戸町、輪之内町、 安八町、揖斐川町、大野町、池 田町
	岐阜農政事務所 地域第二課	〒506-0055 高山市上岡本町7-479	0577-32-1155(電話) 0577-32-1156(FAX)	高山市、飛騨市、白川村、下呂 市
	岐阜農政事務所 地域第三課	〒509-9132 中津川市茄子川1646-20	0573-68-3838(電話) 0573-68-3836(FAX)	美濃加茂市、可児市、郡上市、 中津川市、恵那市、関市、美濃 市、多治見市、瑞浪市、土岐市、 坂祝町、富加町、川辺町、七宗 町、八百津町、白川町、御嵩町、 東白川村
	美濃加茂統計・情報センター	〒505-0054 美濃加茂市加茂野町加茂野3-3	0574-21-3183(電話) 0574-25-8027(FAX)	
三重県	三重農政事務所 農政推進課・計画課	〒514-0006 津市広明町415-1	059-228-3151(電話) 059-225-9694(FAX)	三重県内全市町村
	三重農政事務所 地域第一課	〒510-0074 四日市市鶉の森1-10-2	059-353-4671(電話) 059-353-4673(FAX)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀 山市、いなべ市、木曾岬町、東員 町、菰野町、川越町、朝日町
	三重農政事務所 地域第二課	〒515-0005 松阪市鎌田町南沖279-1	0598-52-1511(電話) 0598-52-1512(FAX)	伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽 市、熊野市、志摩市、多気町、明 和町、大台町、玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町、紀北町、御 浜町、紀宝町
	三重農政事務所 伊勢統計・情報センター	〒516-0035 伊勢市勢田町628	0596-23-3855(電話) 0596-28-1018(FAX)	
	三重農政事務所 熊野統計・情報センター	〒519-4324 熊野市井戸町672-6	0597-85-2309(電話) 0597-85-2079(FAX)	

**戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)**

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	近畿農政局 戸別所得補償制度推進対策室	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下 長者町下丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-366-0117(電話) 075-414-9030(FAX)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、和歌山県の総合相 談窓口
滋賀県	滋賀農政事務所 農政推進課	〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3-49	077-522-4273(電話) 077-523-1824(FAX)	大津市、草津市、守山市、栗東 市、野洲市、高島市
	滋賀農政事務所 地域第一課	〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町11-24	0748-23-3841(電話) 0748-23-3844(FAX)	湖南市、甲賀市、近江八幡市、 東近江市、竜王町、日野町
	滋賀農政事務所 地域第二課	〒521-0011 滋賀県米原市中多良203-3	0749-52-5890(電話) 0749-52-8212(FAX)	彦根市、長浜市、米原市、愛荘 町、豊郷町、甲良町、多賀町
	滋賀農政事務所 大津統計・情報センター	〒520-0057 滋賀県大津市御幸町6-4	077-522-4334(代表) 077-522-4341(FAX)	大津市、草津市、守山市、栗東 市、野洲市、甲賀市、湖南市、高 島市
	滋賀農政事務所 東近江統計・情報センター	〒521-1221 滋賀県東近江市垣見町721-5	0748-42-8373(代表) 0748-42-7601(FAX)	彦根市、長浜市、米原市、愛荘 町、豊郷町、甲良町、多賀町、東 近江市、近江八幡市、竜王町、 日野町
京都府	近畿農政局 消費・安全部地域第一課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下 長者町下丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9070(電話) 075-414-9910(FAX)	京都市、向日市、長岡京市、大 山崎町、宇治市、城陽市、八幡 市、京田辺市、久御山町、井手 町、宇治田原町、木津川市、笠 置町、和束町、精華町、南山城 村
	近畿農政局 京都統計・情報センター	〒604-0043 京都府京都市中京区御池通西洞院 西入石橋町438-1 京都地方合同庁舎	075-211-0238(電話) 075-241-4651(FAX)	
	近畿農政局 消費・安全部地域第二課	〒620-0874 京都府福知山市宇堀小字道場 2600-22	0773-22-4188(電話) 0773-22-3761(FAX)	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮 津市、京丹後市、伊根町、与謝 野町
	近畿農政局 綾部統計・情報センター	〒623-0053 京都府綾部市宮代町明知11-4	0773-42-0468(電話) 0773-42-7301(FAX)	
	近畿農政局 消費・安全部地域第三課	〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町谷ノ 下28-1	0771-62-3371(電話) 0771-62-0269(FAX)	
	近畿農政局 京都統計・情報センター	〒604-0043 京都府京都市中京区御池通西洞院 西入石橋町438-1 京都地方合同庁舎	075-211-0238(電話) 075-241-4651(FAX)	亀岡市、南丹市、京丹波町
大阪府	大阪農政事務所 農政推進課	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館6階	06-6943-9691(電話) 06-6944-1208(FAX)	大阪市、八尾市、柏原市、東大 阪市を含む大阪府下全域
	大阪農政事務所 地域第一課	〒567-0853 大阪府茨木市宮島1-3-1	072-633-1335(電話) 072-633-1373(FAX)	豊中市、池田市、吹田市、高槻 市、守口市、枚方市、茨木市、寝 屋川市、大東市、箕面市、門真 市、摂津市、四條畷市、交野市、 島本町、能勢町、豊能町
	大阪農政事務所 地域第二課	〒592-0002 大阪府高石市羽衣5-13-14 中山建設ビル2階	072-264-6060(電話) 072-264-6086(FAX)	堺市、岸和田市、泉大津市、貝 塚市、泉佐野市、富田林市、河 内長野市、松原市、和泉市、羽 曳野市、高石市、藤井寺市、泉 南市、大阪狭山市、阪南市、忠 岡町、田尻町、熊取町、岬町、太 子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	兵庫農政事務所 農政推進課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-331-9951(電話) 078-331-2550(FAX)	神戸市、洲本市、南あわじ市、淡 路市 ほか兵庫県下全般
	兵庫農政事務所 食糧部計画課		078-331-9946(電話) 078-331-9948(FAX)	
	兵庫農政事務所 地域第一課	〒670-0940 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町18	079-281-3697(電話) 079-281-3693(FAX)	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟 市、たつの市、市川町、福崎町、 神河町、太子町、上郡町、佐用 町

兵庫 県	兵庫農政事務所 地域第二課	〒668-0043 兵庫県豊岡市桜町14-5	0796-22-2171(電話) 0796-22-2172(FAX)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	兵庫農政事務所 地域第三課	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜1-1-6	0797-87-9147(電話) 0797-87-5485(FAX)	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、猪名川町
	兵庫農政事務所 地域第四課	〒673-1431 兵庫県加東市社490-66	0795-42-2411(電話) 0795-42-2413(FAX)	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
	兵庫農政事務所 神戸統計・情報センター	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-2873(電話) 078-392-7558(FAX)	神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、南あわじ市、淡路市、猪名川町
	兵庫農政事務所 姫路統計・情報センター	〒670-0947 兵庫県姫路市北条字定旨234	079-289-2957(電話) 079-223-1032(FAX)	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
	兵庫農政事務所 豊岡統計・情報センター	〒668-0023 兵庫県豊岡市加広町5-10	0796-22-6108(電話) 0796-24-3631(FAX)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	兵庫農政事務所 小野統計・情報センター	〒675-1378 兵庫県小野市王子町字辻の外663-10	0794-63-1201(電話) 0794-63-0331(FAX)	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
奈良 県	奈良農政事務所 農政推進課	〒630-8307 奈良県奈良市西紀寺町13	0742-23-1281(電話) 0742-22-4159(FAX)	奈良県内全市町村
	奈良農政事務所 地域課	〒634-0033 奈良県橿原市城殿町417-1	0744-29-9171(電話) 0744-21-2900(FAX)	
和歌山 県	和歌山農政事務所 農政推進課・食糧部計画課	〒640-8143 和歌山県和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	073-436-3831(電話) 073-436-0914(FAX)	和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
	和歌山農政事務所 地域課	〒649-1342 和歌山県御坊市藤田町 吉田字砂窪273-3	0738-22-3525(電話) 0738-23-4945(FAX)	有田市、湯浅町、広川町、有田川町、御坊市、日高川町、美浜町、日高町、由良町、みなべ町、印南町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町、古座川町、北山村

戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進室	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎4F	086-230-1061(電話) 086-230-4256(電話) 086-224-8013(FAX)	鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、徳島県、香川県、愛 媛県、高知県の総合相談窓口
鳥取県	鳥取農政事務所 食糧部計画課	〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎5F	0857-22-3131(電話) 0857-27-9672(FAX)	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭 町、八頭町
	鳥取農政事務所 地域課	〒689-3543 米子市蚊屋字西出口道ノ上通91-3	0859-27-1721(電話) 0859-27-1723(FAX)	米子市、倉吉市、境港市、三朝 町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、 日吉津町、大山町、南部町、伯 耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	島根農政事務所 食糧部計画課	〒690-0001 松江市東朝日町192	0852-24-7311(電話) 0852-27-8858(FAX)	松江市、安来市、東出雲町、海 士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の 島町
	島根農政事務所 地域第一課	〒697-0024 浜田市黒川町3743	0855-22-0980(電話) 0855-22-0981(FAX)	浜田市、益田市、大田市、江津 市、川本町、美郷町、邑南町、津 和野町、吉賀町
	島根農政事務所 地域第二課	〒693-0023 出雲市塩冶有原町5-44	0853-22-6120(電話) 0853-22-6121(FAX)	出雲市、雲南市、奥出雲町、飯 南町、斐川町
	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進室	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎4F	086-230-1061(電話) 086-230-4256(電話) 086-224-8013(FAX)	岡山県内全市町村
岡山県	中国四国農政局 消費・安全部 地域第一課	〒700-0985 岡山市北区厚生町3-2-6 厚生町庁舎	086-223-3192(直通) 086-223-7962(FAX)	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町)、 玉野市
	中国四国農政局 消費・安全部 地域第二課	〒710-0047 倉敷市大島7-52	086-424-1077(直通) 086-424-1079(FAX)	倉敷市、笠岡市、井原市、総社 市、高梁市、新見市、真庭市(旧 北房町)浅口市、早島町、里庄 町、矢掛町、吉備中央町(旧賀 陽町)
	中国四国農政局 消費・安全部 地域第三課	〒708-0862 津山市横山136-1	0868-22-5151(直通) 0868-22-5152(FAX)	津山市、真庭市(旧北房町を除 く)、美作市、新庄村、鏡野町、 勝央町、奈義町、西粟倉村、久 米南町、美咲町
	中国四国農政局消費・安全部 地域第四課	〒709-0817 赤磐市上市109-4	086-955-0385(直通) 086-955-0386(FAX)	岡山市(旧西大寺市、旧上道 町、旧御津町、旧建部町、旧瀬 戸町)、備前市、瀬戸内市、赤磐 市、和気町、吉備中央町(旧加 茂川町)
広島県	広島農政事務所 戸別所得補償モデル対策推 進室	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6F	082-228-9483(電話) 082-228-5817(FAX)	広島市、呉市、大竹市、東広島 市、廿日市市、江田島市、府中 町、海田町、熊野町、坂町、安芸 太田町、北広島町
	広島農政事務所 地域第一課	〒723-0004 三原市館町1-4-3	0848-67-6262(電話) 0848-67-6261(FAX)	竹原市、三原市、尾道市、世羅 町、大崎上島町
	広島農政事務所 地域第二課	〒720-0017 福山市千田町2丁目5-30	084-955-1951(電話) 084-955-1953(FAX)	福山市、府中市、神石高原町
	広島農政事務所 地域第三課	〒728-0006 三次市島敷町1669-15	0824-63-4187(電話) 0824-63-4188(FAX)	三次市、庄原市、安芸高田市
山口県	山口農政事務所 農政推進課	〒753-0042 山口市惣太夫町3-8	083-922-5255(電話) 083-928-0736(FAX)	山口市、防府市
	山口農政事務所 地域第一課	〒758-0061 萩市大字椿字長羅3620-1	0838-22-0955(電話) 0838-22-0956(FAX)	萩市、阿武町、長門市
	山口農政事務所 地域第二課	〒745-0662 周南市高水原2丁目1-23	0833-92-2120(電話) 0833-92-2122(FAX)	下松市、岩国市、光市、柳井市、 周南市、周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町
	山口農政事務所 地域第三課	〒757-0005 山陽小野田市大字鴨庄字沖田147-	0836-73-1937(電話) 0836-73-1942(FAX)	下関市、宇部市、美祢市、山陽 小野田市

徳島県	徳島農政事務所 農政推進課	〒770-0943 徳島市中昭和町2-32	088-622-6132(電話) 088-626-2091(FAX)	徳島市、鳴門市、阿波市(土成町、吉野町)、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	徳島農政事務所 地域第一課	〒774-0011 阿南市領家町野神311-1	0884-22-0328(電話) 0884-22-0329(FAX)	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
	徳島農政事務所 地域第二課	〒779-3303 吉野川市川島町桑村822-1	0883-25-3131(電話) 0883-25-3132(FAX)	吉野川市、阿波市(阿波町、市場町)、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町
香川県	香川農政事務所 農政推進課	〒760-0018 高松市天神前3-5	087-831-8151(電話) 087-833-7291(FAX)	高松市、東かがわ市、さぬき市、三木町、土庄町、小豆島町、直島町
	香川農政事務所 地域第一課	〒762-0034 坂出市福江町2-2-3	0877-46-5144(電話) 0877-46-5146(FAX)	坂出市、丸亀市、善通寺市、綾川町、宇多津町、多度津町、琴平町、まんのう町
	香川農政事務所 地域第二課	〒768-0012 観音寺市植田町1217-7	0875-25-3191(電話) 0875-25-3193(FAX)	観音寺市、三豊市
愛媛県	愛媛農政事務所 農政推進課	〒790-8519 松山市宮田町188 松山地方合同庁舎5F	089-932-1177(電話) 089-932-1872(FAX)	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
	愛媛農政事務所 地域第一課	〒795-0064 大洲市東大洲250-1	0893-24-4195(電話) 0893-24-4196(FAX)	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
	愛媛農政事務所 地域第二課	〒799-1371 西条市周布220-1	0898-64-3105(電話) 0898-64-3106(FAX)	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町
高知県	高知農政事務所 食糧部計画課	〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎3F	088-875-2153(電話) 088-873-5616(FAX)	高知市、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高町
	高知農政事務所 地域第一課	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎4F	0880-34-5355(電話) 0880-34-5357(FAX)	須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、中土佐町、津野町、椿原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
	高知農政事務所 地域第二課	〒782-0034 香美市土佐山田町宝町2-3-13	0887-52-5171(電話) 0887-52-3008(FAX)	室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村

戸別所得補償モデル対策申請等の受付相談窓口
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

	機関名	住所	電話・FAX番号	管轄市町村
	九州農政局 戸別所得補償制度推進チーム	〒860-8527 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-353-7379(電話) 096-324-1439(FAX)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の総合相談窓口
福岡県	福岡農政事務所 農政推進課	〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261(電話) 092-281-3202(FAX)	福岡市、糸島市
	福岡農政事務所 地域第一課	〒803-0817 北九州市小倉北区田町2-31	093-571-3623(電話) 093-571-3630(FAX)	北九州市、中間市、行橋市、豊前市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)、京都郡(苅田町、みやこ町)、築上郡(吉富町、上毛町、築上町)
	福岡農政事務所 地域第二課	〒839-0862 久留米市野中町624	0942-21-9473(電話) 0942-21-9472(FAX)	久留米市、小郡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、春日市、うきは市、朝倉市、筑紫郡(那珂川町)、朝倉郡(筑前町、東峰村)、三井郡(大刀洗町)
	福岡農政事務所 地域第三課	〒820-0004 飯塚市新立岩8-65	0948-22-0859(電話) 0948-22-2385(FAX)	直方市、飯塚市、田川市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)、嘉穂郡(桂川町)、田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)、鞍手郡(小竹町、鞍手町)
	福岡農政事務所 地域第四課	〒832-0027 柳川市横山町8-4	0944-73-5126(電話) 0944-73-5128(FAX)	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡(大木町)、八女郡(広川町)
佐賀県	佐賀農政事務所 農政推進課	〒840-0803 佐賀市栄町3-51	0952-23-3136(電話) 0952-23-3143(FAX)	佐賀市、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、神埼市、吉野ヶ里町、小城市、多久市
	佐賀農政事務所 地域第一課	〒847-0002 唐津市山本字上古川717-4	0955-78-0488(電話) 0955-78-0597(FAX)	唐津市、玄海町、伊万里市、有田町
	佐賀農政事務所 地域第二課	〒843-0024 武雄市武雄町大字富岡11710-4	0954-22-2125(電話) 0954-23-1164(FAX)	武雄市、大町町、江北町、鹿島市、太良町、嬉野市、白石町
長崎県	長崎農政事務所 農政推進課	〒852-8106 長崎県長崎市岩川町16-16	095-845-7123(電話) 095-845-7183(FAX)	長崎市、西海市、五島市、長与町、時津町、新上五島町
	長崎農政事務所 地域第一課	〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町2-53	0956-31-7327(電話) 0956-31-7858(FAX)	佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市、佐々町、鹿町町、江迎町、小値賀町
	長崎農政事務所 地域第二課	〒854-0081 長崎県諫早市栄田町34-66	0957-26-1122(電話) 0957-26-1228(FAX)	諫早市、大村市、島原市、雲仙市、南島原市、対馬市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県	九州農政局 消費・安全部 地域第一課	〒860-0831 熊本県熊本市八王寺町1-20	096-378-3176(電話) 096-378-5015(FAX)	熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	九州農政局 消費・安全部 地域第二課	〒866-0896 熊本県八代市日置町字京塚171-1	0965-35-7311(電話) 0965-35-7122(FAX)	八代市、氷川町
	九州農政局 天草統計・情報センター	〒863-0002 熊本県天草市本渡町本戸馬場3667	0969-22-4195(電話) 0969-24-2555(FAX)	天草市、上天草市、苓北町
	九州農政局 消費・安全部 地域第三課	〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉160-2	0966-22-5144(電話) 0966-24-2208(FAX)	人吉市、球磨村、山江村、相良村、五木村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
	九州農政局 八代統計・情報センター	〒866-0897 熊本県八代市古閑上町124-2	0965-33-2655(電話) 0965-32-5974(FAX)	水俣市、芦北町、津奈木町
	九州農政局 消費・安全部 地域第四課	〒861-1307 熊本県菊池市片角字西原302-3	0968-25-2137(電話) 0968-25-1678(FAX)	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、菊池市、大津町、菊陽町、合志市、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、西原村
	九州農政局 山鹿統計・情報センター	〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿970 山鹿合同庁舎	0968-44-5550(電話) 0968-44-5551(FAX)	山鹿市
	九州農政局 阿蘇統計・情報センター	〒869-2226 熊本県阿蘇市乙姫155-7	0967-32-2510(電話) 0967-32-2746(FAX)	小国町、南小国町、産山村
	大分農政事務所 農政推進課	大分市中島西1-2-28	097-532-6131(電話) 097-532-6135(FAX)	大分県総括窓口、大分市

大分県	大分農政事務所 地域第一課	宇佐市大字石田43-1	0978-32-1344(電話) 0978-32-6551(FAX)	中津市、豊後高田市、杵築市、 宇佐市、国東市、日出町、姫島 村
	大分農政事務所 地域第二課	豊後大野市三重町市場655-2	0974-22-2311(電話) 0974-22-2312(FAX)	佐伯市、臼杵市、津久見市、竹 田市、豊後大野市
	大分農政事務所 地域第三課	玖珠郡玖珠町大字戸畑2902	0973-73-8311(電話) 0973-73-8314(FAX)	別府市、日田市、由布市、九重 町、玖珠町
宮崎県	宮崎農政事務所 農政推進課	〒880-0801 宮崎県宮崎市老松2丁目3番17号	0985-22-3184(電話) 0985-27-2035(FAX)	宮崎市、国富町、綾町、西都市、 西米良村、高鍋町、新富町、木 城町
	宮崎農政事務所 地域第一課	〒885-0017 宮崎県都城市年見町5街区7-3	0986-23-3966(電話) 0986-23-3968(FAX)	日南市、串間市、都城市、三股 町、小林市、高原町、えびの市
	宮崎農政事務所 地域第二課	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1-2884-1	0982-35-7311(電話) 0982-35-7596(FAX)	川南町、都農町、延岡市、日向 市、門川町、美郷町、諸塚村、椎 葉村、高千穂町、日之影町、 五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島農政事務所 農政推進課	〒892-0817 鹿児島県鹿児島市小川町3-6	099-222-0121(電話) 099-226-4791(FAX)	鹿児島市、三島村、十島村、霧 島市、始良市、湧水町、西之表 市、中種子町、南種子町、屋久 島町、奄美市、大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳 之島町、天城町、伊仙町、和泊 町、知名町、与論町
	鹿児島農政事務所 地域第一課	〒895-0031 鹿児島県薩摩川内市勝目町4137-5	0996-22-4156(電話) 0996-22-4157(FAX)	阿久根市、出水市、伊佐市、薩 摩川内市、さつま町、長島町
	鹿児島農政事務所 地域第二課	〒893-8691 鹿児島県鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-4136(電話) 0994-43-8747(FAX)	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布 志市、大崎町、東串良町、錦江 町、南大隅町、肝付町
	鹿児島農政事務所 地域第三課	〒879-0002 鹿児島県南さつま市加世田武田 17835-8	0993-52-2345(電話) 0993-52-2672(FAX)	枕崎市、指宿市、日置市、いちき 串木野市、南さつま市、南九州 市
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0031(電話) 098-860-1195(FAX)	沖縄県内全市町村

第3 戸別所得補償モデル対策実施要綱等

地方農政局長
北海道農政事務所長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
別記

} あて

農林水産事務次官

戸別所得補償モデル対策実施要綱の制定について

戸別所得補償モデル対策実施要綱が別添のとおり制定されたので、御了知の上、本対策の円滑な推進に万全を期されたい。

なお、本要綱の制定に伴い、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）及び水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）は廃止されるので併せて御了知願いたい。

以上、命により通知する。

戸別所得補償モデル対策実施要綱

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、平成22年度に戸別所得補償モデル対策（4の水田利活用自給力向上事業及び5の米戸別所得補償モデル事業をいう。以下「モデル対策」と総称する。）として、国は予算の範囲内において交付金を交付することとする。その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

2 対策の普及・推進等

- (1) 都道府県段階では、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）が、都道府県や都道府県協議会（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け21政第191号農林水産事務次官依命通知）別紙の第1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）と連携して、管内市町村や地域協議会（同要綱別紙の第2の地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）等の市町村段階の関係機関に対して戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容の周知等の推進活動を行う。
- (2) 市町村段階では、地方農政事務所等が、地域協議会を構成する市町村、農業協同組合等の関係機関と連携して、地域の実情に応じて、各種説明会や農業協同組合の地区別懇談会等を活用し、戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容の周知等の推進活動を行う。
- (3) 地方農政事務所等は、モデル対策の実務や推進活動が円滑に進められるよう、市町村又は地域協議会と協議して、戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱別記様式2-2に定める「戸別所得補償モデル対策に係る年間スケジュール」を作成する。これを基に、地方農政事務所等は市町村又は地域協議会と十分連携してモ

デル対策の計画的な取組を進めるとともに、年間スケジュールに即した取組を行う市町村又は地域協議会に対して、指導・助言を行う。

3 生産数量目標の通知等

(1) 生産数量目標の通知

食料自給率の向上を図るためには、米の需給調整を効果的に進めるとともに、水田の有効活用を促進する必要がある。このため、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「需給調整要領」という。）の規定により、地域協議会は、当該地域協議会において協議・決定された配分ルールに基づき、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産者団体等をいう。以下同じ。）及び当該認定方針作成者が作成した生産調整方針に参加しない農業者に対して主食用米の生産数量目標を通知する。地域協議会から通知を受けた認定方針作成者は、方針参加農業者に対してそれぞれの生産数量目標を通知する。

(2) 配分ルールの考え方

米戸別所得補償モデル事業に参加するためには、生産数量目標の配分を受けることが前提であり、これまで需給調整に参加してきたか否かにかかわらず、参加しようと思えば誰でも参加できるように生産数量目標が配分されることが重要である。

したがって、例えば、

- ① 需給調整を達成しないことを理由として格差を設ける配分
- ② 主食用米の作付面積が10 a 未満の農業者の生産を考慮しない配分
- ③ 特定の者に加算することで、それ以外の者の需給調整への参加が困難となるような格差を設ける配分
- ④ 水稻共済に加入する者に重点を置いた配分
- ⑤ 米戸別所得補償モデル事業の交付金を受け取らない旨を明言している農業者を除外した配分

は米戸別所得補償モデル事業の趣旨を体したものとは言えず、このような配分が行われた場合には、本事業の対象としない場合もあることに留意する必要がある。

(3) 農業者間調整の扱い

生産数量目標の農業者間調整は、地域協議会が認定方針作成者と連携して行うが、農業者間で生産数量目標の調整を行った場合には、調整後の生産数量目標を平成22年6月15日までに認定方針作成者が方針参加農業者（生産調整方針に参加

しない農業者については、地域協議会が当該農業者)に通知する必要がある。

農業者間調整については、需給調整に参加しない農業者が、配分された生産数量目標の面積換算値を超えて主食用米の作付けを行いつつ、自らの生産数量目標を他の農業者に譲渡することは認められない。

4 水田利活用自給力向上事業

(1) 対象農業者

実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。

(注1) 集落営農については、複数の農業者により構成される任意組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとする。

(注2) 集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要する。

(2) 交付対象作物及び交付単価

本事業の交付対象作物及び交付単価については、次のとおりとする。ただし、交付対象作物については、平成22年産（平成22年度内に収穫を行うもの）であって、(3)に定める需要に応じた生産の確保に関する要件を満たして生産されるものに限る。

① 戦略作物

交付対象となる作物及び交付単価は次表のとおりとし、作付面積に対して交付する。

作物名	交付単価 (10 a 当たり)
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦） 大豆（黒大豆、青大豆を含む。） 飼料作物(飼料作物の作付けを伴う水田放牧を含む。)	35,000円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料用 稲（以下「WCS用稲」という。）	80,000円
そば なたね（食用油用） 加工用米	20,000円

② その他作物

戦略作物以外の作物（以下「その他作物」という。）については、10 a 当たり10,000円を基本として、作付面積に対して交付する。

ただし、交付対象となる具体的な作物及びその交付単価は都道府県単位で設定するものとし、その具体的な設定方法等については、「その他作物の交付単価等の考え方及び設定手続」（別紙1）において定める。

③ 二毛作

二毛作の交付対象となる作物は、

ア 主食用米と戦略作物との組み合わせにより二毛作を行う場合における、戦略作物、

イ 戦略作物同士の組み合わせにより二毛作を行う場合における、いずれか一方の戦略作物

とし、作付面積に対して、10 a 当たり15,000円を交付する。具体的には「二毛作の交付対象の考え方」（別紙2）において定める。

（注1）戦略作物及びその他作物の交付単価については、（5）に定める激変緩和措置及び都道府県におけるその他作物の交付単価設定の結果、上記の交付単価から増減されることがある。

（注2）平成22年産の麦・大豆については、上記の交付単価に加えて、経営所得安定対策（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）の加入者に対しては、同対策の生産条件不利補正交付金が支払われる。また、平成19年産以降の麦・大豆の作付拡大分については、作付拡大条件不利補正対策事業（作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）により経営所得安定対策の固定払（同対策の生産条件不利補正交付金のうち、過去の生産実績に基づく交付金をいう。以下同じ。）に相当する額の交付金が支払われる。

（3）需要に応じた生産の確保に関する要件

捨てづくりを防止するとともに、需要に応じた生産を推進するため、交付対象作物ごとにそれぞれ次に定める要件を満たすものを交付対象とする。具体的には「需要に応じた生産の確保」（別紙3）において定める。

① 麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米

実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫を行うこと。

② そば、なたね

収穫を行うこと。

③ その他作物

収穫を行うこと。地力増進作物については、通常の肥培管理等を行うとともに、ほ場へのすき込みを行うこと。景観形成作物や、収穫を行うことができない

い生育段階の作物等については、通常の肥培管理等を行うこと。

(4) 麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

経営所得安定対策の固定払の受給資格者が、麦・大豆から米粉用・飼料用米等（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲をいう。以下同じ。）へ転換する場合には、麦・大豆の作付転換分に相当する経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、米粉用・飼料用米等の交付対象とする。具体的には「麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い」（別紙4）において定める。

(5) 激変緩和措置

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、従来対策に比べて交付額が減少する地域における影響をできる限り緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、激変緩和措置を講ずる。具体的には、「激変緩和措置の考え方及び設定手続」（別紙5）において定める。

5 米戸別所得補償モデル事業

(1) 対象農業者

生産数量目標に即した生産を行った販売農家又は集落営農とする。

① 「生産数量目標に即した生産を行ったこと」について

生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の作付けを行っていることとする。具体的な確認方法については「生産数量目標に即した生産の確認」（別紙6）において定める。

（注1）生産数量目標の面積換算値は、需給調整要領の規定により、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別の10a当たり平年収量に整合させた単収など）を用いて換算した値（面積）である。

（注2）主食用米の作付面積には、需給調整要領において生産数量目標の外数として扱われている加工用米、新規需要米はカウントしない。

② 「販売農家」について

本事業の対象となる販売農家については、販売を目的として主食用米を生産する農家であって、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第4章第1節第1の1の規定に基づく水稻共済細目書異動申告票を作成し農業共済組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第3項に規定する組合等をいう。以下同じ。）に提出しているものとする。

ただし、地域に農業共済組合等がない場合や水稻の作付面積が当然加入の基

準面積（農業災害補償法第16条第1項ただし書の規定に基づき、都府県は20 a～40 a、北海道は30 a～1 haの範囲内で都道府県知事が定める面積）を下回るため、水稻共済に加入しない者については、前年産米の出荷・販売先との契約状況を確認し、対象とすることができる。

③ 「集落営農」について

集落営農については、複数の販売農家により構成される任意組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとする。

(注) 集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要する。

④ 調整水田等の不作付地により生産数量目標に即した生産を行う場合の扱い

食料自給率の向上に向けて、不作付地の増加を防止しつつ、水田の有効活用を促す観点から、生産数量目標に即した生産を行う販売農家又は集落営農のうち、調整水田等の不作付地を有するものについては、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村長に提出し認定を受けることを要する。具体的な手続については「調整水田等の不作付地の改善計画の手続」（別紙7）において定める。

なお、モデル対策の実施期間中に、市町村、地域協議会及び地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後に、地域を挙げて不作付地の改善に取り組むこととする。

(注) 調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）等をいう。

(2) 交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、平成22年産米の販売価格にかかわらず10 a 当たり15,000円を交付する。

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg / 10 a ÷ 60kg)	15,238円 / 10 a ≒ 15,000円 / 10 a

(注) aの標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から平成20年産）中庸5年の平均により算定した。

bの標準的な販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき米穀の出荷の事

業を行う者から報告徴収した年産に係るすべての産地品種銘柄について、各産地品種銘柄の毎月ごとの価格を年産を通じて毎月ごとの報告数量で加重平均した価格を、各産地品種銘柄の当該年産の前年産の検査数量で加重平均した価格（全銘柄平均の相対取引価格）の過去3年（平成18年産から平成20年産まで）の平均から流通経費等を除いたものである。

② 変動部分の交付単価

平成22年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を基に算定された10 a 当たりの交付単価を交付する。

（注）平成22年産米の販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき米穀の出荷の事業を行う者から報告徴収した年産に係るすべての産地品種銘柄について、平成22年産米の平成23年1月までの間の各産地品種銘柄の毎月ごとの価格を毎月ごとの報告数量で加重平均した価格を、各産地品種銘柄の平成21年産の検査数量で加重平均した価格から流通経費等を除いたものを使用する。

6 交付対象面積

（1）モデル対策の交付金の交付対象面積は、「モデル対策の交付金の交付対象となる水田等」（別紙8）に定める交付対象水田に該当する水田における作付面積とし、交付対象作物ごとに a 単位（1 a 未満は切り捨て）とする。

（2）米戸別所得補償モデル事業の交付対象面積は、主食用米の作付面積から自家消費米や縁故米分として一律10 a を控除した面積とする。

ただし、集落営農が、農業共済資格団体（農業災害補償法第15条第1項第8号に規定する農業共済資格団体をいう。）である場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から10 a を控除する。

また、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の醸造用玄米をいう。以下同じ。）又は種子用米（主要農作物種子法（昭和26年法律第131号）第3条の規定により指定種子生産ほ場に指定されたほ場で生産されたものをいう。）については、作付けの段階で自家消費米等に回らないことが確実と見込まれることから、交付対象面積の算定に当たり10 a を控除しない。

7 モデル対策の加入申請・交付手続等

（1）加入申請

① モデル対策に加入しようとする者（以下「加入申請者」という。）は、「戸別所得補償モデル対策加入申請書」（様式第1号。以下「加入申請書」という。）に次の書類を添付して、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に、地方

農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）に提出し、本対策への加入申請をするものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、加入申請者は、市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。この場合、加入申請者は、平成22年6月30日までに市町村又は地域協議会に加入申請書を提出することとし、市町村又は地域協議会は、平成22年7月31日までに地方農政事務所長等に送付するものとする。

ア 5の(1)の②の販売農家であることを確認できる書類（水稻共済細目書異動申告票の写し等）

ただし、地方農政事務所等が農業共済組合等に照会して、加入申請者の水稻共済細目書異動申告票の提出状況を確認できる場合には省略することができる。

イ 水稻共済に加入しない者の場合には、前年産米の出荷・販売先との契約の状況等が確認できる書類（農業協同組合等の在庫票の写し、販売伝票の写し等）

ウ 集落営農の場合には、規約、構成農業者名簿及び共同販売経理を確認できる書類（集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し等）

エ 集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが確認できる書類（総会の議事録の写し、代表者の同意書の写し等）

オ 地域内でのブロックローテーションを維持する必要がある等の営農上の理由で交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある者は、口座名義人に対する委任状（様式第2号）及び営農上の理由を証する書類

② 地方農政事務所長等は、加入申請者から提出された加入申請書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、加入申請者ごとに「戸別所得加入者管理コード」を付与する。また、当該管理コードを付与された者（以下「対策加入者」という。）に対し、(4)の交付対象面積の通知までの間に当該対策加入者の加入申請書の写しを送付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して対策加入者に送付することができるものとする。

(2) 変更の申出

対策加入者は、(1)の①により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに地方農政事務所長等に申し出るものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、対策加入者は、市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。

この場合において、地方農政事務所長等は、当該対策加入者の同意を得て、当

該対策加入者に代わって当該書類を補正することができるものとする。

(3) 作付面積の確認等

- ① 加入申請者は、「平成22年度（平成22年産）水稲生産実施計画書兼戸別所得補償モデル対策の交付金に係る作付面積確認依頼書」（様式第3号。以下「作付確認依頼書」という。）に必要事項を記入し、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に、市町村長又は地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）に提出するものとする。

ただし、モデル対策の交付金の交付に必要となる農業者に関する情報（交付対象作物の作付面積、生産数量目標の達成状況等）が確認できる場合には、従来対策で使用している水稲生産実施計画書、営農計画書等の様式を代用することができるものとする。

- ② 米戸別所得補償モデル事業に加入しようとする者であって、醸造用玄米の作付面積又は種子生産ほ場面積を有する者については、次の書類を添付するものとする。

ただし、当該加入申請者が一般主食用米の作付けを10a以上の面積で行う場合には省略することができる。

ア 醸造用玄米の作付面積がある場合には、水稲共済細目書異動申告票の写し、農業協同組合等との出荷契約書の写し等の醸造用玄米の面積を確認できる書類

イ 種子生産ほ場面積がある場合には、主要農作物種子法第5条のほ場審査証明書の写し、農業協同組合等と都道府県主要農作物種子協会との栽培契約書の写し等の種子生産ほ場面積を確認できる書類

- ③ 市町村長又は地域協議会長は、平成22年7月1日現在の対策加入者ごとの作付確認依頼書の内容を「戸別所得補償モデル対策対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第4号）に取りまとめ、平成22年7月31日までに地方農政事務所長等に報告するものとする。

- ④ 市町村長又は地域協議会長は、対策加入者ごとに作付確認依頼書に記載された交付対象作物ごとの作付面積及び生産数量目標の達成状況等を確認するものとする。

これらの確認に当たっては、事務の簡素化の観点から、農業共済組合等から農作物共済引受面積（引受要綱第1章第5節の2の引受面積）等の情報の提供を受けて行うことを基本とし、農作物共済引受面積等の情報による確認ができない場合には、現地確認で対応するものとする。

- ⑤ 交付対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準とし、当該基準日に確認が困難な作物については、市町村長又は地域協議会長が地方農政事務所長等と協議して確認日を設定するものとする。

- ⑥ 市町村長又は地域協議会長は、対策加入者ごとの確認が終了した後は、遅滞なく「戸別所得補償モデル対策加入者別作付面積確認結果報告書」（様式第5

号。以下「確認結果報告書」という。)を作成し、その基礎となったデータ(地方農政事務所長等が定める形式による。)と併せて、地方農政事務所長等に対して報告するものとする。

(4) 交付対象面積の確定

- ① 地方農政事務所長等は、市町村長又は地域協議会長から報告された確認結果報告書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、対策加入者ごとの交付対象面積を算定し、その結果を「戸別所得補償モデル対策交付金交付対象面積通知書」(様式第6号。以下「交付対象面積通知書」という。)により対策加入者に通知する。

併せて、対策加入者ごとに「戸別所得補償モデル対策交付金交付申請書」(様式第7号。以下「交付申請書」という。)を作成し、交付対象面積通知書とともに対策加入者に送付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して対策加入者に通知することができるものとする。

- ② 地方農政事務所長等は、都道府県知事に対し、水田利活用自給力向上事業の都道府県単位の交付対象面積等を、「水田利活用自給力向上事業交付対象面積通知書」(様式第8号)により通知する。

(5) 交付申請

- ① モデル対策の交付金を受けようとする対策加入者(以下「交付申請者」という。)は、原則として平成22年12月15日までに、(4)の交付申請書の内容を確認の上、捺印した交付申請書を地方農政事務所長等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとする。

また、水田利活用自給力向上事業の加入者は、交付申請を行う日までに、別紙3の2に定める交付対象作物の需要に応じた生産の確保に関する要件を確認するための書類を地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、交付申請者は、これらの書類を市町村又は地域協議会を経由して提出することができるものとする。

- ② 水田利活用自給力向上事業の加入者であり、かつ、経営所得安定対策の固定払の受給資格者であって、麦・大豆から米粉用・飼料用米等に作付転換を行った場合には、平成22年9月30日までに、地方農政事務所長等に「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」(様式第9号)を提出するものとする。

また、市町村長は別紙7で定めるところにより、平成22年9月30日までに、市町村長の認定した調整水田等の不作付地の改善計画の写しを地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して地方農政事務所等提出することができるものとする。

- ③ 地方農政事務所長等は、交付申請者ごとの交付申請書、別紙3の2に定める需要に応じた生産の確保に関する要件を確認するための書類並びに②により提出される経営所得安定対策固定払辞退申告書及び調整水田等の不作付地の改善計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、「戸別所得補償モデル対策交付金計算書」（様式第10号。以下「計算書」という。）を作成する。

また、地方農政事務所長は、当該交付申請者に係る交付申請書及び計算書を地方農政局長に送付する。

（6）交付決定及び交付金の交付

地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、（5）により対策加入者から提出され、又は地方農政事務所長から送付された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付決定を行い、交付申請者に対し「戸別所得補償モデル対策における交付決定通知書」（様式第11号）を通知した上で、交付金を交付する。

ただし、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、市町村又は地域協議会を経由して交付申請者に通知することができるものとする。

（7）対策加入者の農業経営の承継等

- ① 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、対策加入者の農業経営を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該対策加入者がモデル対策において行った手続を前提として、交付金の交付を受けるための手続を承継することができるものとする。

- ② 対策加入者が、加入後に死亡した場合において、①により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該対策加入者の相続人（相続人が2人以上ある場合には、その協議により定めた1人の相続人。以下同じ。）は、当該対策加入者がモデル対策において交付金を受けるための要件をすべて満たしていることを前提として、当該対策加入者の交付金の交付申請をすることができるものとする。

- ③ ①又は②により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「戸別所得補償モデル対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第12号）に、次の書類を添付し、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政事務所長等に提出するものとする。

ア ①により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合

（ア）承継者に係る加入申請書

（イ）相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が対策加入者の農業経営を承継したことを確認できる書類

イ ②により交付金の交付申請をする場合

- (ア) 対策加入者と相続関係があることを確認できる書類（相続人が2人以上ある場合には、交付金の交付を受ける1人の相続人を定めたことを確認できる書類）
 - (イ) 対策加入者が死亡したことを確認できる書類
 - (ウ) (5)に規定する交付申請に必要な書類
- ④ ③の手続については、地方農政事務所等と市町村又は地域協議会との合意により、承継者等は市町村又は地域協議会を経由して行うことができるものとする。

8 関係機関の役割分担

モデル対策は国の事業であるが、円滑な事務運営のためには関係機関の協力が重要である。関係機関の役割は次のとおりであるが、地方農政事務所等は各機関と十分な連携を図り、円滑に実施できる体制がとれるよう努めるものとする。

(1) 都道府県

- ① 都道府県協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを設定し、市町村ごとに配分
- ② 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ③ 水田利活用自給力向上事業における、その他作物としての交付対象作物の選定及びその交付単価の設定
等

(2) 都道府県協議会

- ① 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申
- ② 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ
- ③ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ④ 水田利活用自給力向上事業における、その他作物としての交付対象作物の選定及びその交付単価の設定に関し、都道府県に対して意見具申
等

(3) 市町村又は地域協議会

- ① 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域協議会は農業者ごとの生産数量目標の配分ルールを決定
- ② 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ③ 地方農政事務所等と連携して、モデル対策に係る農業者の申請手続の支援、

生産数量目標の達成状況、交付対象作物の作付面積の確認、システムへのデータ入力等

- ④ 米戸別所得補償モデル事業の対象農業者から提出された調整水田等の不作付地の改善計画の市町村による認定
- ⑤ 農業者ごとの水田情報（水田台帳）の整備等

（４）認定方針作成者（農業協同組合、集荷業者等）

- ① 地域協議会に参加して農業者ごとの生産数量目標の配分ルールを検討
- ② 生産調整方針に参加している農業者に対して生産数量目標及びその面積換算値を通知等

（５）農業協同組合

- ① 地域協議会の一員として、モデル対策に係る農業者の申請手続の支援、生産数量目標の達成状況、作付面積等の確認等を実施
- ② 組合員農家への営農指導や販売事業を通じて農業者の所得確保を支援
- ③ 集落営農の組織化や農地の集積等の指導等

（６）農業共済組合等

- ① 地域協議会の一員として、水稻共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
- ② 農業者の生産数量目標に即した生産の確認において、当該農業者の農作物共済引受面積等の情報を市町村又は地域協議会に提供等

（７）地方農政事務所等

- ① 都道府県及び市町村等の関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- ② 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付
- ③ モデル対策の円滑な推進のための関係機関に対する必要な指導・助言
- ④ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
- ⑤ 官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）への入力、交付金の支払い等

（注）平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

9 申請書類等の保存期間

モデル対策の交付金の交付を受けた者、市町村又は地域協議会、都道府県、地方農政事務所等は、モデル対策の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

10 交付決定の取消し

地方農政局長等は、モデル対策の交付金の交付決定を受けた者が、モデル対策の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又はモデル対策に関する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

11 交付金の返還

- (1) 地方農政局長等は、モデル対策の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) (1) により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- (3) 地方農政局長等は、(1) により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- (4) 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における(3)の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領日において受領したものとす。
- (5) 加算金を納付しなければならぬ場合において、交付金の交付を受けた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、まず当該返還を命ぜら

れた交付金の額に充てられたものとする。

- (6) 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長等から交付金の返還を命ぜられたものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- (7) 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (8) 地方農政局長等は、(3) 又は (6) の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- (9) (8) の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、モデル対策の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを地方農政局長等に提出しなければならない。
- (10) 地方農政局長等は、(9) の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たっては、農林水産大臣に報告しなければならない。

12 その他の関連事項

(1) 推進に必要な経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県協議会を事業実施主体とする戸別所得補償制度導入推進事業（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱に基づく事業をいう。）により補助する。

(2) モデル対策の交付金の税制上の扱い

モデル対策の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。このため、モデル対策の交付金を農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により認定されたものをいう。）に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、当該積立金について個人は必要経費に、法人は損金に算入することができる。

また、農業経営改善計画に従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩し、又は受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳することができる。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の変動部分と経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第6に基づく事業をいう。以下同じ。）が同時に実施される。

この際、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除する措置をとるものとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策をいう。以下同じ。）は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者抛出も行わない。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者抛出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討する。

(5) 米粉用・飼料用米等及び加工用米の扱い

米粉用・飼料用米等及び加工用米については、需給調整要領の規定に基づき、その定められた用途に確実に供されるよう、適切な運用を図ることが不可欠である。

① 作付予定面積

米粉用・飼料用米等及び加工用米の作付予定面積は、需給調整要領の規定に基づき、出荷契約数量又は販売契約数量を地域の合理的な単収（生産数量目標の面積換算に用いた単収や農業試験場での多収性品種の実証単収など）を用いて換算する等により適切に設定する。その作付けに関しては、原則ほ場特定を

行うこととし、作付確認依頼書等において、該当するほ場の作物名欄に米粉用・飼料用米等又は加工用米と明記する。

② 出荷・販売数量

米粉用・飼料用米等及び加工用米の出荷・販売数量は、作付予定面積において生産された米がすべて定められた用途に供されるよう、作柄等の影響による生産量の変動に応じた数量とする。

このため、出荷・販売契約においては、作柄等の影響による契約数量の変更の取扱いを定めるものとする。

③ モデル対策との関係

作付予定面積において生産された米がすべて定められた用途に供されることが確実と認められない場合には、モデル対策の交付対象としない場合もあることに留意する必要がある。

(6) 米粉用・飼料用米等及び加工用米の適正流通の確保について

食糧法及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）の規定に基づき、次のような措置を講じることにより、米粉用・飼料用米等及び加工用米の主食用米への横流れ防止の徹底を図る。

① 米粉用・飼料用米等及び加工用米の出荷又は販売を行う者（生産者を含む。）は、次の措置を講じることとする。（食糧法遵守事項の徹底）

ア 流通ルートの透明性を確保するため、需要者に直接又は需要者団体を通じて販売すること。また、当該米穀が定められた用途に確実に使用されるよう、需要者から生産者にその旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記すること。

イ 主食用米との区分管理を徹底するため、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかになるよう「はい票せん」により掲示すること。また、販売時は、紙袋等の包装容器にその用途を表示すること。

② 地方農政局長等又は都道府県知事は、①の確認を行うために、当該米穀の出荷又は販売を行う者（生産者を含む。）やその需要者に対して食糧法第52条第1項に基づく立入検査を行い、違反者に対しては、勧告・命令を実施する。

③ 地方農政局長等又は都道府県知事による事後的な検証を可能とするため、

ア 届出事業者は、帳簿に米穀の種類別の出荷数量又は販売数量を記載し保存する。（食糧法の徹底）

イ 米穀事業者は、米穀の譲渡し、譲受けの際に、品名、取引先、数量等に加え、用途限定米穀の用途を記録する。また、搬出、搬入の際についても同様に記録・保存する。（米トレーサビリティ法の徹底）

（注1）届出事業者とは、米穀の出荷・販売数量（自ら生産した米穀を届出事業者に出荷・販売する数量は含まない。）が20精米トン以上の者である。

(注2) 米穀事業者とは、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造の事業を行うすべての事業者である。

- ④ 地方農政局長等又は都道府県知事は、③のイの記録・保存について、その確実な実施を確認するため、米トレーサビリティ法第10条に基づき、米穀事業者、運送業及び倉庫業者に対し、立入検査を行い、違反者には罰則を適用する。

なお、米トレーサビリティ法の施行前（平成22年10月1日一部施行）に収穫・出荷される米穀についても、生産者、需要者サイド双方で取引等の記録の作成・保存が実施されるよう理解の促進、取組の徹底を図る。

附 則

本実施要綱の制定に伴い、

- 1 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田農業構造改革対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

なお、都道府県協議会が資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国からの産地確立交付金相当額又は稲作構造改革促進交付金相当額を国に返還するものとする。

- 2 水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田等有効活用促進対策事業実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

なお、都道府県協議会が水田等有効活用促進対策資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国からの水田等有効活用促進交付金等の相当額を国に返還するものとする。

- 3 水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

ただし、平成21年度に水田等有効活用促進指導事業実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例による。

その他作物の交付単価等の考え方及び設定手続

1 設定主体

都道府県が、国と協議の上、交付対象作物及び交付単価を設定するものとする。

2 交付対象作物

戦略作物以外の作物とし、都道府県一律で設定する。また、必要に応じ、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算に用いることができるものとする。

なお、果樹等の永年性の木本性作物（以下「果樹等」という。）については、原則として、都道府県が交付対象にしようとする品目であって、

① 平成21年度において、産地確立交付金（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第2の3の産地確立事業、6の産地確立特別加算事業及び7の新需給調整システム定着交付金助成事業による助成金をいう。以下同じ。）による当該品目への助成が行われた水田

② 平成22年度に当該品目を新植する水田
で生産するものを交付対象とする。

ただし、平成21年度の産地確立計画書（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第8の4の産地確立計画書をいう。）において、果樹等に対して交付対象期間を定めており、平成21年度が交付最終年度となっているものがある場合には、当該水田の果樹等は交付対象としないことを基本とする。

3 対象外の作物・用途

次に掲げるものについては交付対象外とする。

- ① 主食用米
- ② 新規需要米（需給調整要領第3の2の新規需要米をいう。）のうち、輸出用等平成18年度において主食用米として取り扱われた種類の米穀
- ③ でん粉原料用かんしょ・ばれいしょ
- ④ 調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等の作物の作付けを行わないもの

4 交付単価の設定

都道府県で一律の交付単価とし、「当該都道府県における交付対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する。この場合の交付対象作物の面積は、直近の産地確立交付金等の転作助成金の交付面積等を見込むものとする。

5 交付単価の減額調整

4の交付単価設定時における交付対象作物の面積よりも実際の作付面積が拡大し、交付金額（交付対象面積×10,000円/10a）を超過する場合は、戦略作物への加算分も含め、交付金額の範囲内に収まるよう、交付単価を減額するものとする。その際、次の単価調整係数（小数第4位以下切り捨て）を用いて、都道府県単位で一律に交付単価を減額（小数点以下切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{交付対象面積} \times 10,000\text{円} / 10\text{a}}{\text{(作物ごとの交付対象面積} \times \text{作物ごとの交付単価) の合計}}$$

6 その他作物の設定手続

(1) 計画の作成・承認

- ① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」（様式第13号）を作成し、地方農政事務所が所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。
- ② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(2) 交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」（様式第14号）により、その他作物の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、原則として平成22年10月31日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

二毛作の交付対象の考え方

1 対象となる作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 主食用米 + 麦	(米戸別所得補償モデル事業) + 1.5万円
・ 大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
・ 麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
・ 米粉用米 + 麦	8万円 + 1.5万円

(注1) 二期作の場合

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果である。このため、例えば、二期作で米粉用米と飼料用米の生産を行う場合の交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 米粉用米 + 飼料用米	8万円 + 1.5万円

(注2) 稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産として整理（収穫年で整理）することとし、その交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
(22年産) 主食用米 — (23年産) 麦 + 大豆	(米戸別所得補償モデル事業)
(22年産) 米粉用米 — (23年産) 麦 + 大豆	8万円

2 対象とならない作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 大豆 + 野菜	3.5万円 —
・ 麦 + 野菜	3.5万円 —
・ 米粉用米 + 野菜	8万円 —
・ 野菜 + 野菜	1万円程度 — (都道府県の設定単価)

3 二毛作の交付対象作物の判断

戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合においては、加入申請者が市町村長又は地域協議会長に提出する作付確認依頼書において、水田ごとに二毛作の交付対象とする作物、作付面積を申告するものとする。

それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方が二毛作の交付対象となることから、関係者間での調整の上、それぞれの者の作付確認依頼書をまとめて市町村長又は地域協議会長に提出するものとする。

需要に応じた生産の確保

1 実需者との出荷販売契約等の締結

交付対象作物ごとの「実需者との出荷販売契約等」の詳細は次に掲げる契約・計画等とし、これらの契約や認定を受けた計画に基づいて生産されるものを交付対象とする。

(1) 麦

民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知）に基づく契約等

(2) 大豆

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）第4の第3項に基づく契約等

(3) 飼料作物

生産者、利用者、ほ場の場所・面積、協定締結期間、その他必要事項について定めた利用供給協定又はそれに準ずる自家利用計画

(4) 米粉用米、飼料用米

需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の生産製造連携事業計画

(5) バイオ燃料用米

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の生産製造連携事業計画及び需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画

(6) WC S用稲

需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画

(7) 加工用米

需給調整要領別紙3の第5の加工用米取組計画又は第6の加工用米出荷契約

2 需要に応じた生産の確保に関する要件の確認

水田利活用自給力向上事業の加入者は、交付対象作物に係る、

① 1の出荷販売契約等の写し

② 出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの）又は作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの）等の収穫した作物及び収穫日が分かる書類の写しを地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、対策加入者等の負担軽減の観点から、これらの書類の提出を、「水田利

活用自給力向上事業交付要件報告書」(様式第15号)の提出に代えることができるものとする。

3 自然災害等の発生時における収穫等の扱い

自然災害等により交付対象作物の収穫等を行うことができなかつた場合(収穫皆無となつた場合)については、

- ① その原因が自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること
- ② 当該自然災害の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことを確認できること

を条件として、収穫等が行われたものとみなすことができることとし、その具体的な扱いについては、市町村又は地域協議会と地方農政事務所等が個別に協議して決定するものとする。

麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

1 麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積の算出方法

(1) 転換面積

原則として、対策加入者ごとの

- ① 平成21年産から平成22年産にかけての転作麦・転作大豆作付けの減少面積の合計
- ② 平成21年産から平成22年産にかけての米粉用・飼料用米等の作付けの拡大面積の合計

を比較し、いずれか小さい方の面積を麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とする。

なお、麦収穫後の不作付状態を解消し、新たに米粉用・飼料用米等を作付ける場合、麦の取り扱いが転作作物から裏作作物に変わり、転作作物としての麦の面積が減少することとなるが、この場合のように、米粉用・飼料用米等への転換が生じていなければ、当該面積は麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とはみなさないものとする。

(2) 経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積

経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積（以下「辞退面積」という。）は、(1)により算出した転換面積から、21年産において、特定対象農産物の支援事業（担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知）別紙2に基づく事業をいう。）及び水田等有効活用促進対策事業（水田等有効活用促進対策事業実施要綱に基づく事業をいう。）による経営所得安定対策の固定払相当額の助成の対象となった面積を差し引いた面積とする。

また、平成21年産において、水田等有効活用促進対策事業の作付転換の特認により助成対象となったもののうち、麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積がある場合には、当該面積を辞退面積に加算することとする。

なお、上記の方法では辞退面積が適切に算出されないと地方農政事務所長等が判断する特別な案件においては、上記以外の方法により辞退面積を算出することができるものとする。

2 経営所得安定対策等の申請の手続

経営所得安定対策の固定払の受給資格者で、麦・大豆から米粉用・飼料用米等に転換する者は、経営所得安定対策の固定払の交付申請と併せ、「経営所得安定対策固定払辞退申告書」（様式第9号。以下「申告書」という。）を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

なお、経営所得安定対策の固定払の交付申請の際には、期間平均生産面積から辞退面積を差し引いた面積を申請するものとする。

3 辞退面積の確認

地方農政事務所長等は、申告書の提出があった場合には、申告書の記載内容を審査し、米粉用・飼料用米等の交付対象面積を決定するものとする。

4 実際に転換した面積と固定払の辞退面積が異なる場合の取扱い

麦・大豆から米粉用・飼料用米等実際に転換した面積が辞退面積を上回った場合には、当該超過面積を米粉用・飼料用米等の作付面積から差し引いて交付対象面積を決定するものとする。

なお、実際の転換面積と辞退面積が異なることのないよう、経営所得安定対策の固定払を辞退する際には、市町村又は地域協議会が行う作付面積の確認後に辞退面積を算出する等の対応が必要である。

激変緩和措置の考え方及び設定手続

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、従来対策に比べて交付額が減少する地域における影響をできる限り緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、次の措置を講ずる。

1 交付単価設定の弾力的運用等

(1) その他作物への交付額を活用した戦略作物の交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、その他作物への交付額を活用し、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算を行うことができるものとする。

(2) 麦・大豆・飼料作物間での交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の交付単価を減じて、麦・大豆の交付単価を上乗せすることができるものとする。

(3) 二毛作への交付による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作に対して交付金が交付されることにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

2 激変緩和調整枠による加算の設定

(1) 都道府県への配分

平成20年度における産地確立交付金等の転作助成金の活用実績等を基準とした、平成22年度における交付推計額の減少分に応じ、都道府県に対して調整枠を配分する。

その際、各都道府県の、1の(2)及び(3)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、1の(2)及び(3)の効果により、計算上は調整枠の配分が行われないこととなる都道府県もあることから、各都道府県ともに最低限の配分がなされるように調整を行う。

(2) 調整枠の運用

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、配分された調整枠を活用し、こ

れまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するため、交付単価の変動の大きい作物への加算措置を講ずることができるものとする。

なお、都道府県から地域協議会に対して調整枠を配分し、地域協議会において加算措置の内容を設定することができるものとする。

(3) 激変緩和調整枠による加算の対象者

平成21年度において、産地確立交付金等の転作助成金を受けた者とする。

ただし、従来から助成金を受けつつ転作に取り組んできたものの、ブロックローテーション等のため平成21年度は転作を行わなかった者については、計画的にブロックローテーション等に取り組んだことを取組計画等により確認できる場合は対象とすることができるものとする。

3 交付単価の減額調整

1の(2)及び2において、交付単価の設定時よりも対象面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、それぞれ麦・大豆・飼料作物の交付総額及び激変緩和調整枠の範囲内に収まるよう、交付単価を減額する。

なお、激変緩和調整枠について、地域協議会に調整枠を配分して加算措置を設定する場合においては、地域協議会単位で、それぞれの配分枠内に収まるよう交付単価を減額する。

その際、次の単価調整係数（小数第4位以下切り捨て）を用いて、一律に交付単価を減額（小数点以下切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物ごとの対象面積} \times \text{交付単価}) \text{の合計}$$

4 激変緩和措置の設定手続

(1) 計画の作成・承認

① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」（様式第13号）を作成し、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。

② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知する。

(2) 交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作

物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」(様式第14号)により、麦・大豆・飼料作物(激変緩和措置として交付単価を調整する場合に限る。)の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を經由して、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 激変緩和調整枠の交付額の確定及び報告

地域協議会長は、激変緩和調整枠による対策加入者ごとの交付金額を計算し、「水田利活用自給力向上事業激変緩和調整枠交付額報告書」(様式第16号)及びそのデータ(地方農政事務所長等が定める形式による。)を、都道府県知事を経由して、地方農政事務所長等に報告するものとする。

(4) (2) 及び (3) の報告は、原則として平成22年10月31日までにを行うものとする。

5 激変緩和調整枠による交付金の交付

(1) 地方農政事務所長等は、4の(3)により地域協議会長から報告を受け、激変緩和調整枠による交付金額を含めた交付申請書を作成し、対策加入者に送付する。

(2) 地方農政局長等は、地方農政事務所長等が算定した交付対象面積に応じた交付金(戦略作物、その他作物、二毛作)及び激変緩和調整枠による交付金を交付申請者に交付する。

(3) (1) 及び (2) の手続は、実施要綱7の(4)から(6)までによるものとする。

生産数量目標に即した生産の確認

1 確認体制の整備

市町村又は地域協議会は、農業共済組合等、認定方針作成者、農業委員会、都道府県、地方農政事務所等と連携し、対策加入者の対象作物の作付面積等の確認体制を整備するものとする。

なお、確認事務の簡素化の観点から、特に、農業共済組合等との連携を図ることとし、水稻共済細目書異動申告票と作付確認依頼書の様式の一体化等を通じて農業者データの共有化に努める。

2 確認手法

- (1) 生産数量目標に即した生産を行っていることの確認は、市町村又は地域協議会が、対策加入者ごとに設定された生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の作付けが行われていることを確認することにより行う。
- (2) (1)の確認は、対策加入者が水稻共済加入者である場合には、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稻作付面積と当該対策加入者の水稻共済引受面積との突合により行う。なお、当該方式による確認の整合性を確保する観点から、確認する水稻作付面積の単位は、a単位とし、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稻作付けに係る耕地ごとの面積に0.1a未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理した上で、その面積を合計する。
- (3) (2)の具体的な方法は、当該対策加入者の作付確認依頼書における水稻作付面積の合計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）がある場合はその面積を控除した面積（水稻共済突合基礎面積）を水稻共済引受面積と突合し、これにより確定した水稻共済突合基礎面積から加工用米及び新規需要米の作付面積を控除した面積に、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積を加算して得た面積が当該対策加入者の生産数量目標の換算面積を超えていないことを、確認することとする。

【確認手順】

(ア) 水稲共済突合基礎面積の算出

水稲共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稲作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稲の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WCS用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(イ) 水稲共済突合基礎面積と水稲共済引受面積との突合

(ウ) 主食用米の作付面積の算出

主食用米の作付面積

$$= \text{水稲共済突合基礎面積} - \left[\begin{array}{l} \text{加工用米の作付面積} \\ \text{新規需要米の作付面積} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稲の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WCS用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(エ) 主食用米の作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、生産数量目標に即した生産を行っていることを確認

(4) 市町村又は地域協議会は、対策加入者が水稲共済未加入者である場合には、当該対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稲作付面積について、対策加入者ごとの水田情報（水田台帳）、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認するものとし、必要に応じて実測を行う。その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稲の作付けが不可能な面積は含まないものとする。

なお、当該農業者について、加工用米又は新規需要米の作付けがある場合は、当該農業者の水稲作付面積から当該面積を控除して得た主食用米の作付面積と当該対策加入者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認する。

調整水田等の不作付地の改善計画の手続

1 申請手続

- (1) 米戸別所得補償モデル事業に加入しようとする者のうち、調整水田等の不作付地（ほ場1筆単位）を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第17号。以下「改善計画」という。）に必要事項を記入し、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に、市町村長に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して市町村長に提出することができるものとする。

(注) 改善計画については、必要事項が記載できるものであれば、様式第17号を参考として、市町村は独自の様式（選択肢を設定したチェック方式の様式等）を定めることができるものとする。

また、水田情報（水田台帳）が整理され、集落等地域ぐるみで不作付地の改善に向けた検討を進めることが確実と認められる場合には、その範囲内に住所地を有する販売農家又は集落営農の改善計画を一覧表形式で整理して作成することも可能とする。

- (2) 市町村長は、提出された改善計画について、販売農家又は集落営農ごとに水田情報（水田台帳）に照らして、

- ① 不作付地の地番、面積
- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年

が正確に記載されていることを確認し、次の例を参考として、内容に不備がなく、特段の問題がなければ認定するものとする。

(注1) 改善計画を作成する必要がある水田については、別紙8の交付対象水田の範囲内の水田とする。ただし、土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）は改善計画の作成を要しない。

(注2) 他の政策目的に活用することで作物作付けが期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載する。

【例】

＜作物の栽培ができない理由＞	＜改善に向けた取組内容＞
○ 連作障害を防ぐために休耕している	→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う
○ 湿田で麦・大豆等の作付けができない	→ 農業協同組合等と相談し、飼料用米等の作付けを検討する
○ 高齢であり自力作付には限界がある	→ 集落営農に参加する、他人に委託する
○ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない	→ ほ場条件を整備し利用を図る
○ ビオトープとして町と契約している	→ 契約内容に従った利用を行う
○ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している	→ 引き続き緩衝帯として活用する
○ 水稻の育苗ハウスとして活用している	→ 引き続き水稻の育苗ハウスとして活用する

2 地方農政事務所等への報告

市町村長は、改善計画を認定した結果を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して地方農政事務所等に提出することができるものとする。

モデル対策の交付金の交付対象となる水田等

モデル対策の交付金の交付対象となる水田等（以下「交付対象水田」という。）については、次のとおりとする。

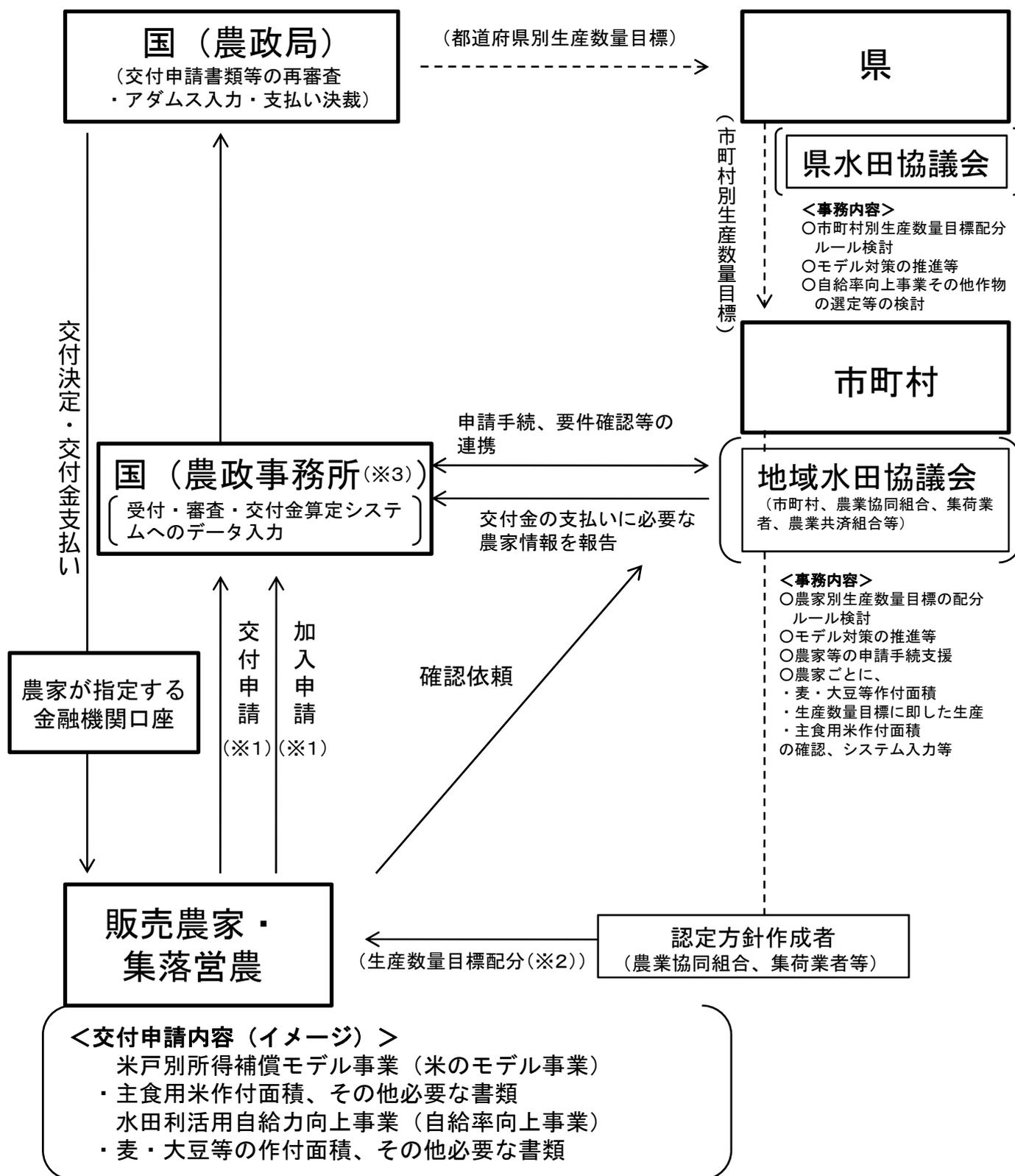
- 1 平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の規定に基づき整理された助成水田をいう。）に該当したものの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
 - (2) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、市町村又は地域協議会がモデル対策の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの

- 2 1のほか、平成22年度に交付対象水田として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の(1)又は(2)に該当するもの。ただし、(3)のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田台帳に掲載されていなかった水田等のうち、平成21年度において、
 - ① 水稻の作付けが行われた水田
 - ② 水稻以外の作物作付け又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの
 - (2) 平成21年度以降に水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
 - ② 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
 - ③ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、市町村又は地域協議会が認めたもの

(3) 交付対象水田に該当しない土地

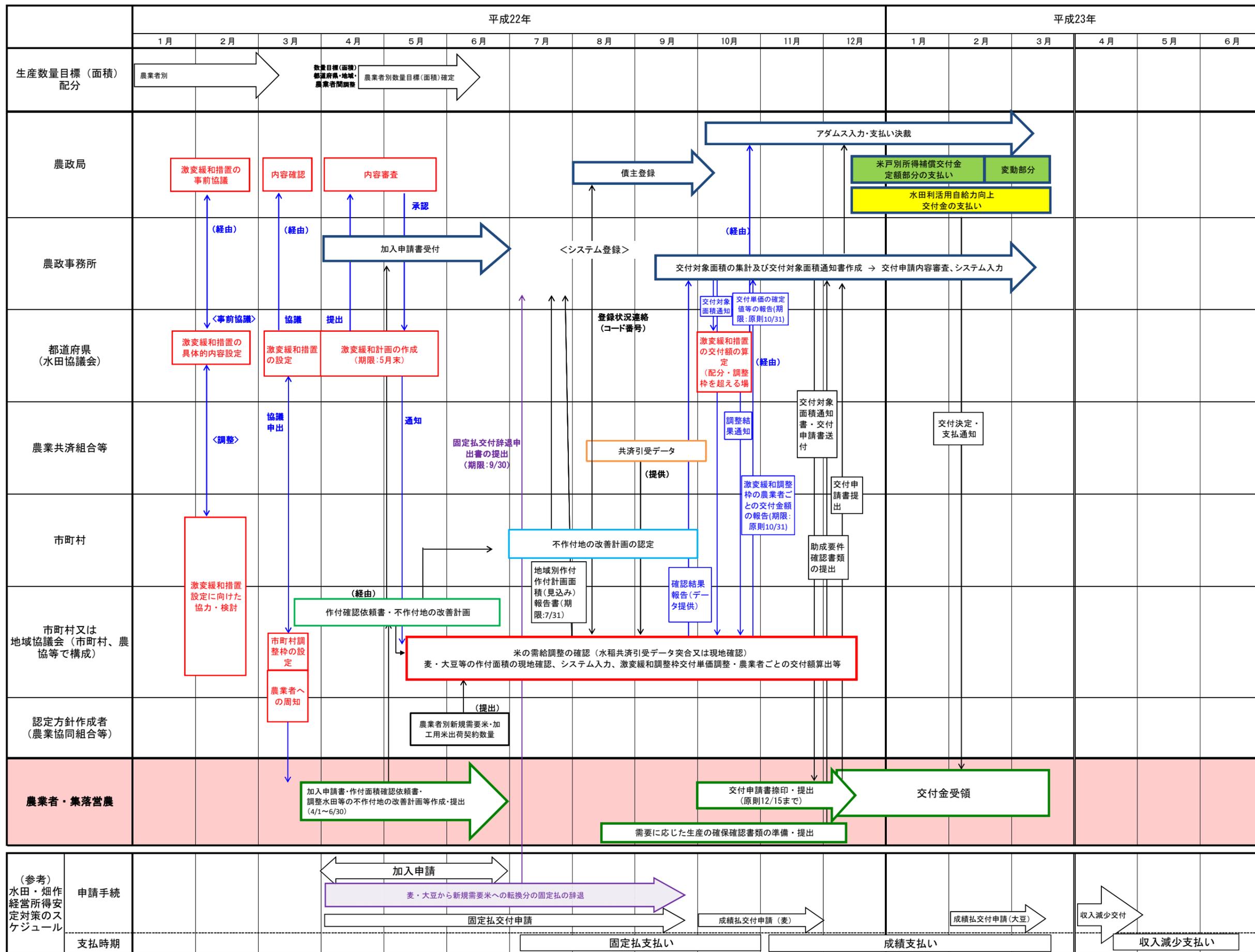
- ① 新規開田地に該当するもの（平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田以外の土地（(2)に該当するものを除く。）であって、平成21年産の水稲の収穫期後水稲の作付けが可能となったもの若しくは水稲の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの）
- ② 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難と市町村又は地域協議会が判断する土地

戸別所得補償モデル対策の推進体制（例）



※1 加入申請・交付申請については、地域の合意により、市町村又は水田協議会を経由して行うことができる。
※2 生産調整方針に参加しない販売農家に対しては地域水田協議会から配分する。
※3 平成22年10月1日から、農政事務所は地域センターに移行する予定である。

戸別所得補償モデル対策の現場実務スケジュール(イメージ)



戸別所得補償モデル対策加入申請書

〇〇農政事務所長 殿
 (〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

平成22年度戸別所得補償モデル対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

		申請年月日	平成	年	月	日
加入申請者	フリガナ					申請印
	氏名又は法人、組織名					
	フリガナ					
	代表者氏名 (法人、組織のみ)					
	住所	(〒 -)	都道府県			市区町村
電話	- -	FAX			- -	

交付金振込口座	金融機関名		支店名	種目		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知		
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)		口座名義			
			フリガナ			
			漢字			
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》						
口座番号	記号	CD/再発行	番号(右詰めで記入)			
口座名義	フリガナ					
	漢字					
<担当者記入欄>						
		金融機関コード	支店コード			

モデル対策交付申請(予定)	
水田利活用自給力向上事業	米戸別所得補償モデル事業
<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない

農作物(水稲)共済への加入
<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
農業共済資格団体適合の有無※
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※集落営農のみ記入

水田経営所得安定対策の加入
<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
水田経営所得安定対策加入者コード

麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲への転換の有無(固定払交付の辞退)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

調整水田等の不作付地の改善計画の申請の有無	担当者記入欄 (市町村の認定状況)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	済

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について
<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

戸別所得加入者管理コード	担当者記入欄	担当者記入欄
	【農政事務所】	【地域協議会等】

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、「加入申請書」及び「作付確認依頼書」の「個人情報の取扱いの確認」のいずれかの欄にレ印を必ずご記入ください。

戸別所得補償モデル対策の交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、市町村又は地域水田農業推進協議会は、戸別所得補償モデル対策(水田利活用自給力向上事業及び米戸別所得補償モデル事業)の交付金を交付するために、本対策加入申請者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、市町村又は地域水田農業推進協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等(注1)に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和交付金との補てんの内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、市町村又は地域水田農業推進協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、市町村又は地域水田農業推進協議会が加入申請書及び作付確認依頼書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、作付拡大条件不利補正交付金、耕畜連携粗飼料増産対策事業、耕作放棄地再生緊急対策、水田農業構造改革対策、水田等有効活用促進対策事業、担い手経営革新促進事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
関係機関 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、販売先又は販売の委託先、農業共済組合連合会、農業共済組合等、水田農業推進協議会、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

委任状

平成 年 月 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

委任者 住所
 氏名 (法人等にあつては、名称及
 代表者氏名) 印

※法人や集落営農組織にあつては、名称、役職(集落営農組織の場合は、「代表」等)、氏名を記入。

戸別所得補償モデル対策における交付金の交付申請に関し、代理人を下記のとおり定め、本対策の交付金の受領に関する一切の権限を委任します。

別途口座を使う理由	
-----------	--

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例：①ブロックローテーションなどの内容、②それに参加する農家名、③生産数量目標の農業者間調整の状況(調整前後の生産数量目標)など)

代理人	住所	
	氏名	

金融機関名		支店名	種目
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知
口座番号	口座名義		
(7桁に満たない場合は、右詰めで記入)	フリガナ		
	漢字		

《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》

口座番号	記号	CD/再発行	番号(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ		
	漢字		

<担当者記入欄>

金融機関コード	支店コード

様式第3号の参考

作付面積確認依頼書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

- 1 「生産数量目標等」のうち、
 - (1) 「生産数量目標（農業者等間調整後）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあつては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。
 - (2) 「左の生産数量目標の面積換算値（A）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を省略することとされた集落等の方針参加農業者にあつては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。
 - (3) 記入する際の数量の単位は、kg単位で記入してください。
 - (4) 記入する際の面積の単位は、アール単位とし、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入にて端数を整理した面積を記入してください。
- 2 「醸造用玄米作付面積」の欄には醸造用玄米（農産物規格規程に定める醸造用玄米）を作付した面積を記入してください。面積は1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- 3 「種子生産圃場面積」の欄には主要農作物種子法の規定により指定を受けた種子生産ほ場の面積を記入してください。面積は1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- 4 農業共済加入状況（含加入予定）の欄は、当該年産の水稻・麦・大豆・そばについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。
- 5 「個人情報の取り扱いの確認」欄には、「戸別所得補償モデル対策の交付金の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について確認し、いずれかの欄にレ印を記入してください。

<水田の利用状況（計画）記入欄>

- 6 「水田等の番号」の欄には、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号等の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追

加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

また、一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期欄」は次により記入してください。

○ 水稲作付けがある場合

水稲作付けは「1」と、水稲以外の作物作付け等は「2」と記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」、

○ 水稲作付けがない場合

年度内の作物作付け等のうち転作として作付した作物を「1」、二毛作として作付した作物を「2」と記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとしている地域は、麦「1」－大豆「2」になります。)

なお、期間借地により二毛作に取り組む場合には、「備考欄」に地権者名を記入してください。

7 「地名、地番、大字、字、集落地番」の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入してください。

8 「水田面積(田本地面積)」の欄には、畦畔を含まない田本地面積を記入してください。

9 「水稲作付面積又は水稲以外の作物作付等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注1) 計の欄の上段には水稲作付けの面積の合計を、下段には水稲以外の作物作付け等の面積の合計を記入してください。

(注2) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

10 「作物名」の欄には、主食用水稲品種、酒造好適米品種、種子採種圃、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、その他作物(野菜、果樹等)の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行)、出荷・販売を一切行っていない作物については自家消費用である旨をすべての圃場について記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

(例) 加工用米に取り組む場合

25aの水田を3筆所有する農業者が、主食用として45a、加工用米として30aを主食用品種で取り組む場合は、25aの圃場を特定し作付面積確認依頼書の当該圃場の作物名欄に「加工用米」と記載し、残りの加工用米5a分は、主食用米と同一ほ場で生産(ほ場を区分しない)されることから、主食用米の品種名を記載してください。

11 「植栽造成年月」の欄には、植栽造成年月を記入してください。

12 「転換畑該当年月」の欄には、転換畑について、その転換年月を記入してくださ

い。

13 「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稻収穫期後、新たに水稻の作付けが可能となった新規開田地について、その開田年月を記入してください。

14 「新規需要米・加工用米記入欄」には、需要者等との出荷・販売契約数量（WC S用稲等子実を収穫しない取組の場合は記載不要）及び生産予定面積を記入してください。

15 提出期限

(1) 作付面積確認依頼書は、平成22年6月30日までに、原則として、自らが参加する認定方針作成者を經由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者は地域協議会に直接提出してください。

(2) なお、内容に変更がある場合には、平成22年6月30日までに、原則として、自らが参加する認定方針作成者を經由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者は地域協議会に直接申し出てください。

■ 担当者記入欄

1 「水田利活用自給力向上事業対象作物面積合計（交付対象水田のみ該当）」の欄
戦略作物ごと及びその他作物については作物コードごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地に該当する水田は除いてください。

2 「米戸別所得補償モデル事業対象作付面積合計」の欄

主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産圃場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地に該当する水田は除いてください。

3 「生産数量目標（換算面積）の達成状況」の欄

(1) 「水稻共済突合基礎面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。

(注) この場合の新規開田地とは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

(2) 「加工用米等の面積計②」の欄には、新規需要米・加工用米記入欄の「加工用米③」及び「新規需要米④」の生産予定面積を合計した面積を記入してください。

(3) 「主食用米作付面積」の欄には、水稻共済突合面積①から加工用米等の面積計②を差し引いたものに、水稻共済突合面積①に含まれない面積（新規開田地の水稻作付面積等）を加えて記入してください。

(4) 「差し引き面積（A）－（B）」欄の値が0以上の場合、判定は「適」になります。

以上

戸別所得補償モデル対策対象作物の
地域別作付計画面積報告書

平成 年 月 日

〇〇農政事務所長 殿
 (〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長又は〇〇協議会長 印

戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）7の（3）の③の規定に基づき、平成22年度戸別所得補償モデル対策の7月1日現在における作付面積確認依頼書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

作付面積確認依頼書の提出件数 _____ 件

水田利活用自給力向上事業の作付計画面積（単位：ha）

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	バイオ燃料用米	そば	なたね	加工用米	その他作物
基幹作物											
二毛作											

米戸別所得補償モデル事業の作付計画面積（単位：ha）

生産数量目標 (面積換算値)	主食用米 作付面積

様式第 6 号

戸別所得補償モデル対策交付金交付対象面積通知書

平成 年 月 日

住所
氏名

戸別所得加入者管理コード

〇〇農政事務所長
 (〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）7の（4）の①の規定に基づき、戸別所得補償モデル対策交付金にかかる交付対象面積について、下記のとおり通知します。

水田利活用自給力向上事業の交付対象面積

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	ハイオ燃料用米	そば	なたね	加工用米
交付対象面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
うち二毛作(裏作)面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

【その他作物】

作物名										
交付対象面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

米戸別所得補償モデル事業の交付対象面積

主食用米作付面積 (新規開田地を除く)①	醸造用玄米 作付面積②	種子生産圃場面積 ③	自家飯米等控除対 象面積 ④=①-②-③
	a	a	
自家飯米等控除面 積⑤	交付対象面積 ⑥=④-⑤+②+③		
a	a		

戸別所得補償モデル対策交付金交付申請書

平成 年 月 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

申請者 住所 氏名 印

戸別所得加入者管理コード

戸別所得補償モデル対策の交付金の交付を受けたいので、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）7の（5）の①の規定に基づき、以下の1及び2の交付対象面積に基づき計算される金額並びに3の金額の交付を申請します。

1 水田利活用自給力向上事業の交付対象面積

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	バイオ燃料用米	そば	なたね	加工用米
交付対象面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
うちこも作(裏作)面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

【その他作物】

作物名										
交付対象面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

2 米戸別所得補償モデル事業の交付対象面積

主食用米作付面積 (新規開田地を除く)①	醸造用玄米 作付面積②	種子生産圃場面 積③	自家飯米等控除対 象面積 ④=①-②-③
a	a	a	a
自家飯米等控除面 積⑤	交付対象面積 ⑥=④-⑤+②+③		
a	a		

3 激変緩和調整枠による交付金額

円

水田利活用自給力向上事業
交付対象面積通知書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇農政事務所長
〔 〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

貴都道府県内における水田利活用自給力向上事業の交付対象面積について、下記のとおりとなったので、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）7の（4）の②の規定に基づき通知する。

なお、各対策加入者に対しては、別途通知するので申し添える。

記

水田利活用自給力向上事業の交付対象面積

単位：a

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	ハイオ燃料用米	そば	なたね	加工用米
基幹作物										
二毛作										

【その他作物】

作物名										
面積										

別紙1：地域協議会別交付対象面積

別紙2：農業者別交付対象面積（地域協議会単位）

経営所得安定対策固定払交付辞退申告書

平成 年 月 日

〇〇農政事務所長 殿
 (〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

私は、下記の面積について、経営所得安定対策の固定払の交付を辞退することとして
 います。

水田・畑作経営所得 安定対策加入者コード										
住 所										
氏 名	※法人等にあつては、名称及び代表者の氏名を記入する。									
	印									

1 麦・大豆の減少面積^{※1}

平成21年産 麦・大豆面積 ①	—	平成22年産 麦・大豆面積 ②	=	減少面積 ③
m ²		m ²		m ²

2 米粉用・飼料用米等^{※2}の拡大面積^{※1}

平成22年産 米粉用・飼料用米等 面積 ④	—	平成21年産 米粉用・飼料用米等 面積 ⑤	=	拡大面積 ⑥
m ²		m ²		m ²

3 麦・大豆から米粉用・飼料用米等の作付転換面積

作付転換面積 (③ ≤ ⑥の場合には③、③ > ⑥の場合には⑥)	⑦	m ²
-------------------------------------	---	----------------

4 辞退面積の算出

作付転換面積 ⑦	+	水田等有効活用促進 対策事業の作付転換 の特認面積 ^{※3} ⑧	—	平成21年度固 定払相当交付面 積 ^{※4} ⑨	=	辞退面積 ^{※5} ⑩
m ²		m ²		m ²		m ²

5 辞退面積の内訳

特定対象農産物名								合 計 (=⑩)
小麦 (秋まき)	小麦 (春まき)	二条 大麦	六条 大麦	はだ か麦	大豆	てん菜	でん粉原 料用ばれ いしよ	
m ²	m ²							

注：「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第4号）の期間平均生産面積欄
 には「保有する期間平均生産面積」－⑩により算出される面積を記載すること。

【記載上の留意事項】

- ※1： 麦、大豆、米粉用・飼料用米等の面積については、平成21年産は平成21年度の産地確立交付金（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第2に定める交付金をいう。）の助成対象となった面積、平成21年度の水田等有効活用促進交付金（水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）別表の作付拡大に伴う面積助成をいう。）の助成対象となった面積及び食料自給力向上緊急生産拡大対策事業（食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20生産5728号農林水産事務次官依命通知）第3の事業をいう。）の助成対象となった面積、平成22年産は水田利活用自給力向上事業に申請しようとする面積により算出することを基本とするが、畑の作付面積を農業共済加入面積等の書類により確認できる場合には畑を含めた作付面積により算出できるものとする。
- ※2： 米粉用・飼料用米等とは、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲をいう。
- ※3： 作付転換の特認のうち麦・大豆から米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及びWCS用稲に作付転換したものをいう。
- ※4： 固定払相当交付面積とは担い手経営革新促進事業並びに水田等有効活用促進交付金（二毛作分を除く。）の助成対象面積（参加申請したものの助成対象者の要件を満たさないため交付対象とならなかった面積を含む。）をいう。
- ※5： ⑩ \leq 0の場合には0とする。
- ※6： 添付書類
水田農業構造改革対策の水稲生産実施計画書の写し又は農作物共済・畑作物共済加入細目書等の写し、平成21年度担い手経営革新促進事業「別紙様式第8号」の参加申請書の写し及び「別紙様式第9号」の実績報告の写し、平成21年度水田等有効活用促進交付金事業「参考様式第6号」の作付拡大営農計画書の写し等の作付面積を確認できる書類

番 年 月 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 印

戸別所得補償モデル対策における交付決定通知書

戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）7の（6）の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので、通知します。

記

水田利活用自給力向上事業交付金額	円
米戸別所得補償モデル事業交付金額の定額部分	円
米戸別所得補償モデル事業交付金額の変動部分	円

（備考）

交付金額の内訳は、別紙「戸別所得補償モデル対策交付金計算書」をご確認ください。

戸別所得加入者管理コード：

戸別所得補償モデル対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政事務所長 殿
〔〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

対策加入者氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕 印

経営承継者又は
相続人の氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕 印

戸別所得補償モデル対策の対策加入者から農業経営の承継又は相続により、私が代わつて交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容（該当するものにレ印を記入してください） <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 移譲 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他（以下に具体的に事由を記入してください） []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 （対策加入者）	（いずれかにレ印を記入してください） 〔新〕 <input type="checkbox"/> 承継後の経営体 （経営承継者） <input type="checkbox"/> 経営を承継しない 相続人
氏名・組織名称		
代表者氏名		
戸別所得加入者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

※ 経営を承継しない相続人の方で、御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、下記により振込先となる口座名等をご記入下さい。

金融機関名		支店名	種目
銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金		支店	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知
口座番号 (右詰でご記入下さい)	口座名義		
	カナ		
	漢字		

(注意事項)

- 対策加入者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該対策加入者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
- 対策加入者と経営承継者が複数の場合は、すべての経営体について記入してください。
- 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画の承認申請書

その他作物の交付対象作物及び交付単価、激変緩和措置の運用に関する計画について、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）別紙1の6の（1）の①及び別紙5の4の（1）の①の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

都道府県名

- 1 制度変更により影響を受ける主体、作物等
（都道府県で激変緩和措置を活用するに当たり配慮が必要とされる主体、作物等）
- 2 その他作物の交付対象作物及び交付単価
 - (1) 都道府県の特徴
 - (2) 基本的考え方
 - (3) 交付対象作物及び交付単価の設定

(単位：ha、円/10a、千円)

作物名					〇〇への 加算	△△への 加算	計
面積							
交付単価							
所要額							

- (注) 1 明細を添付すること
2 〇〇、△△への加算は、戦略作物（米粉用・飼料用・バイオ燃料用及びWCS用稲を除く）への加算があれば記入すること

3 麦・大豆・飼料作物間での交付単価調整

(1) 県の特徴

(2) 基本的考え方

(3) 交付単価設定の弾力的運用

(単位：ha、円/10a、千円)

作物名	麦	大豆	飼料作物	計
面積				
交付単価				
所要額				

(注) 明細を添付すること

4 二毛作による激変緩和効果

取組面積 ha

(注) 明細を添付すること

5 2～4のとりまとめ

(注) 明細を添付すること

6 激変緩和調整枠の活用方法の設定

(1) 活用方法に当たっての基本的考え方

(2) 調整枠の活用

① 都道府県段階での活用方法の設定
(交付対象とする取組、取組見込面積等)

② 地域段階での活用方法の設定
(交付対象とする取組、取組見込面積等)

(注) 明細を添付すること

(3) 激変緩和調整枠の活用方法の設定に際して留意すべき転作組合、集落営農等に対する加算状況

(注) 明細を添付すること

7 総括表

(1) 都道府県段階での調整

(単位：ha、円/10a、千円)

作物名	面積	本体部分		激変緩和調整枠の活用	
		調整後の単価	交付額	都道府県段階での活用方法の設定	所要額
戦略作物	麦				
	大豆				
	飼料作物				
	米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	80			
	そば				
	なたね				
	加工用米				
二毛作					
その他作物					
合計					①

(注) 明細を添付すること

所要額計 ①	千円
--------	----

(2) 地域協議会段階での調整

(単位：ha、千円)

協議会名	配分額	地域協議会段階での活用方法の設定
〇〇協議会		
△△協議会		
合計	②	

(注) 明細を添付すること

所要額計 ②	千円
--------	----

(4) 激変緩和調整枠の活用額

活用額計 ①+②	千円
----------	----

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書

その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等について、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）別紙1の6の（2）及び別紙5の4の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

都道府県名

1 その他作物の交付対象作物及び交付単価

（単位：a、円/10a、円）

作物名		〇〇への 加 算	△△への 加 算	計
実績面積 ^{※1}	a			①
計画単価 ^{※2}	円/10a			
所要額 (実績面積×計画単価)	円			②
調整後単価 ^{※3}	円/10a			
所要額 (実績面積×調整後単価)	円			④

交付可能総額
③=①×10,000円/10a

※1：地方農政事務所長等から報告のあった交付対象面積を記載すること

※2：地方農政局長等の承認を受けた計画における単価を記載すること

※3：②が③を超過する場合、単価調整係数（③／②）を計画単価に乗じて単価を調整すること

2 麦・大豆・飼料作物（麦・大豆への上乗せを行った場合のみ）

（単位：a、円/10a、円）

作物名	麦	大豆	飼料作物	計
実績面積 ^{※1}	a			①
計画単価 ^{※2}	円/10a			
所要額 (実績面積×計画単価)	円			②
調整後単価 ^{※3}	円/10a			
所要額 (実績面積×調整後単価)	円			④

交付可能総額
 ③=①×35,000円/10a

※1：地方農政事務所長等から報告のあった交付対象面積を記載すること

※2：地方農政局長等の承認を受けた計画における単価を記載すること

※3：②が③を超過する場合、単価調整係数（③／②）を計画単価に乗じて単価を調整すること

3 激変緩和調整枠の活用

(1) 都道府県段階における設定

① 計画時の所要額（配分額） …

① 円

② 対象面積及び所要額

（単位：a、円/10a、円）

作物名	活用方法 (加算)	対象 面積 (実績)	計画 単価 ※1	所要額 (対象面積× 計画単価)	調整後 単価 ※2	所要額 (対象面積× 調整後単価)
戦略作物		a	円/10a	円	円/10a	円

その他						

作物							
合計					②		③

※1：地方農政局長等の承認を受けた計画における単価を記載すること

※2：②が①を超過する場合、単価調整係数（①／②）を計画単価（加算単価）に乗じて単価を調整し、③が①の範囲内に収まるよう調整すること

（2）地域協議会段階における設定

（単位：円）

地域協議会名	計画時の配分額 ④	所要額 （計画単価ベース実績） ⑤	所要額 （調整後ベース実績） ⑥
合計			⑦

※1：各地域協議会の⑤が④を超過する場合、それぞれ単価調整係数（④／⑤）を計画単価（加算単価）に乗じて単価を調整し、⑥が④の範囲内に収まるよう調整すること

※2：明細を添付すること

（3）激変緩和調整枠の活用額

① 激変緩和調整枠の配分額

…

⑧	円
---	---

② 激変緩和調整枠の活用合計額（実績） …

⑨ = ③ + ⑦	円
-----------	---

※ ⑨が⑧の範囲内に収まっていることを確認すること

水田利活用自給力向上事業交付要件報告書

平成 年 月 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

申請者 住所
 氏名 印
 戸別所得加入者管理コード

水田利活用自給力向上事業の交付対象作物の需要に応じた生産の確保に関して、下記の事項を報告します。

記

1 主要な出荷販売契約先及び収穫の実施

交付申請を行う下記の作物について、適切に肥培管理等の作業を行うとともに、収穫を行いました。また、収穫前の作物については、作付確認依頼書に記載した面積を作付け、適切な肥培管理等の作業を行うとともに、下記の収穫予定時期に収穫を行います。

作物	収穫時期	主要な出荷販売契約先
麦		
大豆		
飼料作物		
米粉用米		
飼料用米		
バイオ燃料用米		
WCS用稲		
加工用米		

- ※1：交付申請を行う全ての作物について記入する。
- ※2：収穫時期が同一の野菜・花き等の作物グループについては、「野菜(〇〇、△△)」のようにまとめて記入して構わない。
- ※3：収穫時期は、「〇月〇日～〇月〇日」、「〇月下旬」のように記入し、報告時点で収穫前の作物については、収穫予定時期を「〇月上旬予定」のように記入する。
- ※4：地力増進作物については、ほ場へのすき込みを行った日を記入する。
- ※5：収穫を行えない生育段階の作物(新植果樹等)については、作物名のみを記入する。
- ※6：麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米については、実需者等との出荷販売契約に基づいて生産するものが交付対象となる。

2 書類の保管等

この報告書の基礎となる実需者との出荷・販売契約書、出荷・販売伝票又は作業日誌等を保管し、地方農政事務所長等から求めがあった場合には提出します。

3 交付金の返還

虚偽の申請をした場合、又は、正当な理由なくこの報告書に記載した内容に反した場合は、受領した交付金の相当額を返還します。

様式第 17 号

調整水田等の不作付地の改善計画

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

印

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田の改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

記

不作付地の 地番、面積	状態	作物を栽培できない理由	改善計画	達成 予定年

(注) 状態欄については、「調整水田：1」、「自己保全管理：2」、「その他：3」の別に番号を記入してください。

平成 年 月 日

上記の申請内容について確認した結果、適当と認めます。

市 町 村 長 印

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成22年4月1日付け21政第191号

第1 趣旨

戸別所得補償制度は平成23年度からの実施を目指すこととしており、平成22年度は、戸別所得補償モデル対策（戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）4及び5に基づく米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業。以下「モデル対策」という。）を実施することとしている。

このため、モデル対策の実施及び平成23年度からの本格実施への移行に必要な推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

第2 事業実施主体

- 1 都道府県段階における事業実施主体（以下「都道府県協議会等」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 都道府県水田農業推進協議会（別紙の第1に定める要件を満たし、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会）
 - (3) 都道府県担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）以下「担い手協議会設置要領」という。）第1の2の都道府県担い手育成総合支援協議会）
- 2 地域段階における事業実施主体（以下「地域協議会等」という。）は次に掲げる者とする。
 - (1) 市町村
 - (2) 地域水田農業推進協議会（別紙の第2に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村等により構成される協議会。以下「地域水田協議会」という。）
 - (3) 地域担い手育成総合支援協議会（担い手協議会設置要領第1の3の地域担い手育成総合支援協議会）

第3 事業の内容

戸別所得補償制度導入推進事業（以下「推進事業」という。）の対象となる取組は、モデル対策の円滑な実施及び平成23年度からの本格実施への移行に必要な都

道府県段階及び地域段階における次に掲げる取組とする。

1 都道府県段階における推進活動

- (1) モデル対策の実施に向けた地域協議会等の担当者に対する説明会等の開催及び指導・助言
- (2) 各都道府県内の水田利活用自給力向上事業における「その他作物」、「激変緩和措置」等に係る国及び地域協議会等との調整
- (3) モデル対策の実施に必要なとなるシステムの整備又は地域協議会等への指導・助言
- (4) モデル対策の効果検証アンケートの集計
- (5) 平成23年度の本格実施に向けた説明会等の開催及び指導・助言
- (6) その他のモデル対策の推進及び本格実施への移行に当たり必要となる業務

2 地域段階における推進活動

- (1) モデル対策の実施に向けた農業者に対する説明会等の開催及び指導・助言
- (2) 加入申請書等の配布及び回収並びに農業者のモデル対策への申請手続支援
- (3) 対象作物の作付状況の確認
- (4) 「激変緩和措置」に係る単価調整や農業者への交付額の算定
- (5) モデル対策の実施に必要なとなる情報の地方農政事務所（地方農政局のある府県にあっては当該地方農政局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局とする。以下「地方農政事務所等」という。）への提供及び情報提供システムの整備
- (6) モデル対策の効果検証アンケートの配布、回収
- (7) 水田台帳の整備
- (8) 平成23年度の本格実施に向けた説明会等の開催及び指導・助言
- (9) その他のモデル対策の推進及び本格実施への移行に当たり必要となる業務

第4 推進活動計画の作成手続

1 都道府県推進活動計画

- (1) 都道府県協議会等の長は、管内の地域協議会等の長と協議の上、取組内容及び費用見込み額を内容とする都道府県推進活動計画を別記様式第1号により作成し、地方農政事務所長（地方農政局の所在する府県にあっては当該地方農政局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下「地方農政事務所等」という。）に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等の長は、(1)の計画を作成する際、管内の地域協議会等から地域推進活動計画の提出を受け、当該都道府県における事業全体を取りまとめるものとする。

2 地域推進活動計画

地域協議会等の長は、地方農政事務所等と協議の上、地方農政事務所等との役割分担、取組内容及び費用見込み額を内容とする地域推進活動計画を別記様式第2号により作成し、都道府県協議会等の長の定めた期日までに都道府県協議会等

の長へ提出するものとする。

第5 推進活動計画の認定

1 都道府県推進活動計画の認定手続

- (1) 地方農政事務所長等は、都道府県協議会等から第4の1の都道府県推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が相当と認めるときは、当該計画を認定するものとする。
- (2) 地方農政事務所長等は、都道府県推進活動計画を認定した際は、当該地方農政事務所等を管轄する地方農政局長（地方農政局の所在する府県、北海道及び沖縄県を除く。以下「地方農政局長等」という。）に報告するとともに、その結果を都道府県協議会等の長に通知するものとする。
- (3) 都道府県協議会等の長は、都道府県推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、地方農政事務所長等の認定を受けるものとする。
 - ① 事業の中止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 都道府県段階又は地域段階のいずれかの交付額の3割を超える変更

2 地域推進活動計画の認定手続

- (1) 都道府県協議会等の長は、地域協議会等から第4の2の地域推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が相当と認めるときは、計画を認定するものとする。
- (2) 都道府県協議会等の長は、地域推進活動計画を認定した際はその結果を地域協議会等の長に通知するものとする。
- (3) 地域協議会等の長は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、都道府県協議会等の長の認定を受けるものとする。
 - ① 事業の中止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 第7の表に掲げる経費区分のうち、4又は5の経費の3割を超える増減

3 計画の事前認定

官房長及び生産局長が別に定めるところにより、モデル対策の実施に先立ち認定された都道府県推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとする。また、モデル対策の実施に先立ち都道府県協議会等に提出された地域推進活動計画については、都道府県協議会等の長の認定があった場合には、2に基づく認定を受けたものとする。

ただし、市町村が提出した地域推進活動計画において、平成22年4月1日以降に地域水田協議会を設置し、当該地域協議会を事業実施主体とする旨を記載している場合については、地域水田協議会から都道府県協議会等に事業実施主体の

変更届を提出した時点から、推進活動計画の認定を得たものと見なすことができる。

第6 業務方法書の作成

- 1 第5の1の都道府県推進活動計画の認定を受けた都道府県協議会等の長は、第3の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、都道府県協議会等及び地域協議会等に対する補助金の配分方針及び支払方法等を定めた業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 第5の2の地域推進活動計画の認定を受けた地域協議会等の長は、第3の2の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、助成金の支払方法を定めた業務方法書を作成し、都道府県協議会等の長の承認を受けるものとする。
- 3 都道府県協議会等の長及び地域協議会等の長は、業務方法書の変更がある場合には、1又は2の規定に準じて行うものとする。

第7 推進事業補助金の交付

- 1 国は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費（次表に掲げるものに限る。）を都道府県協議会等に交付するものとする。
- 2 地域協議会等は、業務方法書に定めるところにより、第3の2の事業の実施に必要な経費（次表に掲げるものに限る。）について、都道府県協議会等に交付を申請するものとする。

区 分	内 容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、加入申請書、交付申請書及びアンケート用紙等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅 費	モデル対策及び本格実施に向けた推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田台帳の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代は除く。）、備品費、賃金（正規職員の超勤及び臨時雇用に限る。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金） 等

4 委託費	第2の都道府県協議会等及び地域協議会等が実施する事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 等
5 助成費	第2の都道府県協議会等及び地域協議会等が実施する第3に掲げる取組に要する経費（1から4までに掲げるものに限る。）に対し、補助事業者又は間接補助事業者が助成する場合における当該助成に要する経費

第8 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政事務所長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政事務所長等に届け出るものとする。

- 2 地方農政事務所長等は、交付決定前着手届を受理した際は、速やかに当該地方農政事務所等を管轄する地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 4 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合について、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 事業の実施状況の報告等

- 1 事業の実施状況の報告

都道府県協議会等の長は、地域協議会等の長からの報告を取りまとめ、翌年度の6月末までに、別記様式第4号により地方農政事務所長等に報告するものとする。

る。

- 2 地方農政事務所長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会等の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県協議会等の長及び地域協議会等の長は地方農政事務所長等の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第10 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年3月31日までとする。

(様式 略)

(別紙)

都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会について

第1 都道府県水田農業推進協議会

1 範囲

都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県水田協議会」という。）は、都道府県の区域をその区域として設置するものとする。

2 構成員

- (1) 都道府県、農業者団体及び流通業者団体のほか、担い手組織、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、実需者団体、消費者団体等、各都道府県の実情に応じてその会員を構成するものとする。
- (2) 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県協議会の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）を含むものとする。
- (3) 地方農政事務所等は、都道府県水田協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行うものとする。

3 規約等の要件

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 本要綱第3に定める事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした都道府県水田協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2の(2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が都道府県水田協議会の事務局の一部を構成していること又は2の(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続き

- (1) 都道府県水田協議会が設置されていない都道府県において、新たに都道府県水田協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規

約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

- ア 協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、本要綱第3に定める事業を実施しようとする年度の4月15日までに、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に会員名簿及び協議会の当該年度の事業計画書を添えて、2の(2)及び3の要件を満たすことについて別紙様式第1号により承認を申請しなければならない。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、2の(2)及び3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、当該協議会の長（都道府県水田協議会長）に通知しなければならない。

5 規約変更手続き等

- (1) 都道府県水田協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、4の(3)に準ずるものとする。
- (2) 都道府県水田協議会長は、4の(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別紙様式第3号により届け出なければならない。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県水田協議会が2の(2)及び3の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかつたと認めた場合には、4の(3)の承認を取り消すことができる。この場合、地方農政局長等は、あらかじめ農林水産省大臣官房長及び生産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県水田協議会長に通知しなければならない。

6 地域水田農業推進協議会への助言・指導等

都道府県水田協議会は、地域水田協議会が行う地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部第5の1の規定に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。以下「ビジョン」という。）の策定、ビジョンの実施の点検及び見直し等の

取組に対する協力を行うとともに、必要に応じ助言及び指導を行うものとする。

第2 地域水田農業推進協議会

1 範囲

地域水田協議会は、市町村の区域を基本に、地域の実情に応じその区域を設定して設置するものとする。

2 構成員

- (1) 市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、認定方針作成者、実需者、消費者団体等、地域の実情に応じてその会員を構成するものとし、必要に応じて普及指導センターの指導・助言を受けるものとする。
- (2) 原則として、会員に、市町村、農業協同組合及び農業委員会を含むものとする。
- (3) 地方農政事務所等は、地域水田協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行うものとする。

3 規約等の要件

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 本要綱第3の2に定める事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者等を明確にした地域水田協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2の(2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域水田協議会の事務局の一部を構成していること又は2の(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続き

- (1) 地域水田協議会が設置されていない区域において、新たに地域水田協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集しその議決を得るものとする。

ア 協議会規約

イ 会計処理規程

ウ 事務処理及び文書取扱規程

エ 公印取扱規程

オ 内部監査実施規程

- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、本要綱第3の2に定める事業を実施しようとする年度の4月30日までに、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び協議会の事業計画書を添えて、2の(2)及び3の要件を満たすことについて別紙様式第4号により承認を申請しなければならない。
- (3) 都道府県水田協議会長は、(2)の申請の内容を審査し、2の(2)及び3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、別紙様式第5号により当該協議会の長（地域水田協議会長）に通知しなければならない。

5 規約変更手続き等

- (1) 地域水田協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地域水田協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県水田協議会長に別紙様式第6号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う承認から承認の通知までの手続については、4の(3)に準ずるものとする。
- (2) 地域水田協議会長は、4の(1)のイからオまでの規程を変更したときは、速やかに地域水田協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県水田協議会長に別紙様式第7号により届け出なければならない。
- (3) 都道府県水田協議会長は、地域水田協議会が2の(2)及び3の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3の2に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合には、4の(3)の承認を取り消すことができる。この場合、都道府県協議会長は、あらかじめ地方農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域水田協議会長に通知しなければならない。

6 ビジョンの策定等

地域水田協議会は、ビジョンの策定並びにビジョンの実施状況の点検及び見直しを行うものとする。

第3 関係書類の閲覧

農林水産大臣官房長、生産局長、北海道農政事務所長、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び地方農政事務所長（以下「農林水産大臣官房長等」という。）は、必要に応じて、都道府県水田協議会及び地域水田協議会の実施要綱第3に定める事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、都道府県協議会は、必要に応じて、都道府県水田協議会が地域水田協議会に対して行った事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

第4 経理事務指導

農林水産大臣官房長等は、必要に応じて、都道府県水田協議会及び地域水田協議会に対し、本要綱第3に定める事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。また、都道府県水田協議会は、必要に応じて、地域水田協議会に対し、都道府県水田協議会が地域水田協議会に対して行う事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

第5 証拠書類の保管

都道府県水田協議会、地域水田協議会及びその会員は、本要綱第3に定める事業に係る助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業に係る国庫助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

第6 個人情報の適正な管理

- 1 都道府県水田協議会及び地域水田協議会は、モデル対策及び本要綱第3に定める事業（以下「モデル対策等」という。）の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱わなければならない。
 - (1) 本人の同意を得ている用途及びモデル対策等の実施に必要な用途以外に利用しないこと
 - (2) モデル対策等の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
 - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
 - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地方農政事務所長等へ報告すること
 - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること（戸別所得補償モデル対策実施要綱9及び戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱第15に定めるものは除く）
- 2 地方農政事務所長等は、都道府県水田協議会及び地域水田協議会に対し、モデル対策等の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができるものとする。また、地方農政事務所長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県水田協議会及び地域水田協議会は地方農政事務所長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

第7 事務の委託

都道府県水田協議会及び地域水田協議会は、実施要綱第3に定める事業に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県水田協議会又は地域水田協議会以外の

者に委託することができるものとする。

第8 都道府県水田協議会及び地域水田協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県水田協議会及び地域水田協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとする。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、本要綱第3に定める事業の実施に係る手続に関する定め、事業計画、活動報告その他本要綱第3に定める事業を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県水田協議会及び地域水田協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県協議会及び地域水田協議会に協力するものとする。

(様式 略)

第 4 戸別所得補償モデル対策予算関連資料

農業の立て直しと食と地域の再生に向けて

平成21年12月22日

赤松農林水産大臣談話

本日、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格が固まりました。これは、戸別所得補償制度による農政の大転換の第一歩となるものです。

我が国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的です。

このモデル対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあります。そのため、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うことにしております。

これら2つの対策を合わせて総額5,618億円の予算を確保しました。この対策は、農政を全く新しい段階に導く歴史的な意義を持つものであると考えます。

まずは、連年にわたり米価下落に対して有効な政策的手当がなされなのまま推移した農政に対して、すべての販売農家を対象に直接所得補てんを行う措置が導入されます。これは決してバラマキを行って不効率な農業構造を温存するものではありません。標準的な生産費を算出して、農家手取りの岩盤補償を全国的に行うものであり、効率的な経営を行うほど報われる仕組みとなっております。これにより、すべての農家が経営発展のための取組を公平に行う環境が整うこととなります。

次に、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策について大転換が図られます。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦・大豆等の助成金を交付する、いわば、麦・大豆等の生産規制を行うという手法で進められてきました。一方で、それだけでは十分な効果が得られないために、生産調整に参加しない方に対して、様々な形で差別的な扱い、ペナルティ的な扱いが行われてきました。今後は、米の需給調整は米のメリット措置により実効を期し、麦・大豆等の生産は規制から解放されることとなります。40年ぶりの農政の大転換が行われるわけです。

年明けからは、農家の皆さんに対する米の生産数量目標の配分が、多くの市町村で始まります。どうかこの大転換の意義を十分認識され、地域でよく話し合っ、これまでのようなペナルティ的な取扱は是非なくしてもらいたい、できる限り多くの農家の方々が喜びをもって新しい農政に参加していただきたいと存じます。

農林漁業の立て直し、食と地域の再生は、今まさに第一歩を踏み出しました。今後の本モデル対策の効果を十分に検証し、23年度からは本格的な戸別所得補償制度を導入していきます。また、新しい付加価値の創造を支援し、農山漁村の6次産業化を推進するとともに、食の安全・安心を確保します。

これらの施策を重点的、効果的に進めることにより、欧米諸国がそうであるように国民の皆様が食と緑を大切に思い、適切に位置付けられる国づくりを目指して努力していきたいと存じます。

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

I 戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持っている。
(10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。

米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

Ⅱ 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業【2,167億円】

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

(2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業【3, 371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

(1) 交付単価

定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

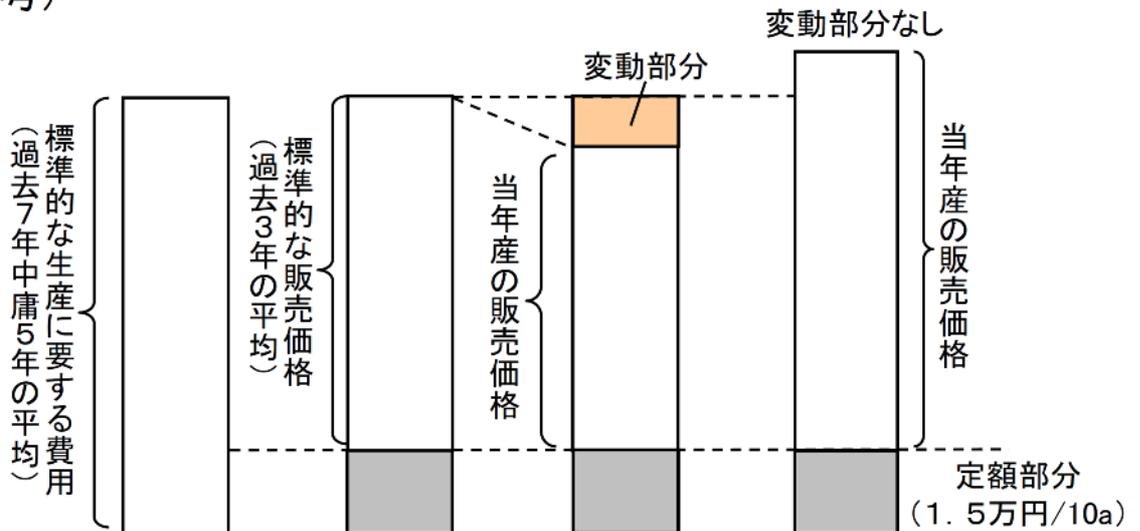
(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

(2) 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

関連資料

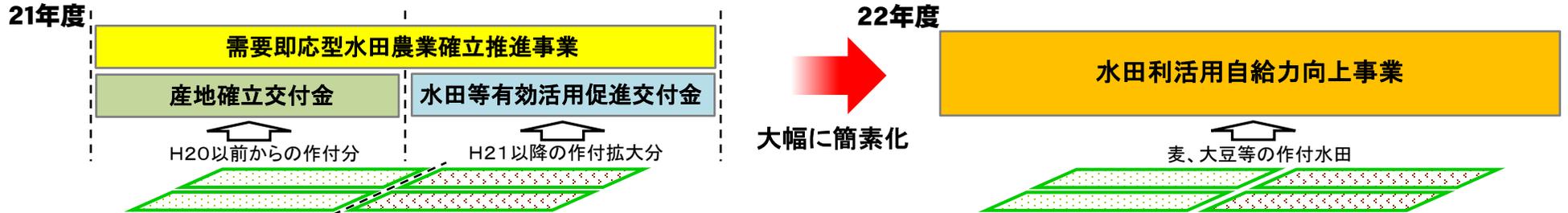
- 1 自給率向上事業の概要
(参考1)水田利活用自給力向上事業による農家の収入
(参考2)「二毛作助成」の扱い
- 2 米のモデル事業の概要
- 3 戸別所得補償制度推進事業の概要
- 4 自給率向上を図る上でのポイント

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し (イメージ)



事業の仕組み

① 交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**(**その他作物を除く**)で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

② 交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- ① これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- ② 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付(その他作物を除く)。
- ③ その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑤ 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付。(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

(参考1)

水田利活用自給力向上事業による農家の収入（10a当たりイメージ）

（単位：千円/10a）

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得 安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③ +④	経営費 (副産物価額差引) ⑥	所得 ⑤ - ⑥
			うち 成績払						
小麦(田)		12	40	13	35	—	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	—	83	42	41
228 米粉用米	42	25	—		80	—	105	62	43
飼料用米	20	9	—		80	—	89	62	28
[わら利用の場合]	20	9	—		80	13	102	62	41
主食用米		106	—		—	—	106	80	26

注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg: 現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稻の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。

注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。

注5) 経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。

注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。

注7) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

「二毛作助成」の扱い

二毛作助成（1.5万円/10a）の対象作物については、食料自給率の向上を図る観点から、麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作を対象とする。（野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象から除く。）

二毛作助成単価

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・主食用米	＋ 麦	(米モデル事業)	＋ 1.5万円
・大豆	＋ 麦	3.5万円	＋ 1.5万円
・大豆	＋ 野菜	3.5万円	＋ －
・麦	＋ そば	3.5万円	＋ 1.5万円
・麦	＋ 野菜	3.5万円	＋ －
・米粉・飼料用米	＋ 麦	8万円	＋ 1.5万円
・米粉・飼料用米	＋ 野菜	8万円	＋ －
・野菜	＋ 野菜	1万円程度	＋ －
		(地域単価)	

二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・米粉・飼料用米	＋ 米粉・飼料用米	8万円	＋ 1.5万円

稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦＋大豆・そばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)する。

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
(当年産)主食用米	－	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円

(当年産)米粉・飼料用米	－	8万円	
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円

※ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を別途交付。（21年度の全国平均で小麦約4万円、大豆約2.7万円）

(参考)

戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米をいう。

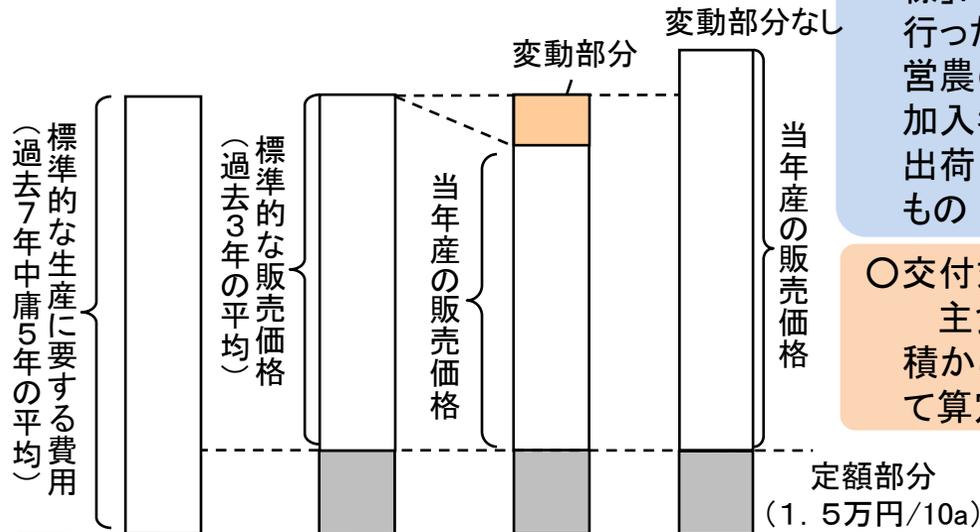
2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



○交付対象者
米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

○交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、標準的な生産に要する費用を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

3 戸別所得補償制度推進事業の概要

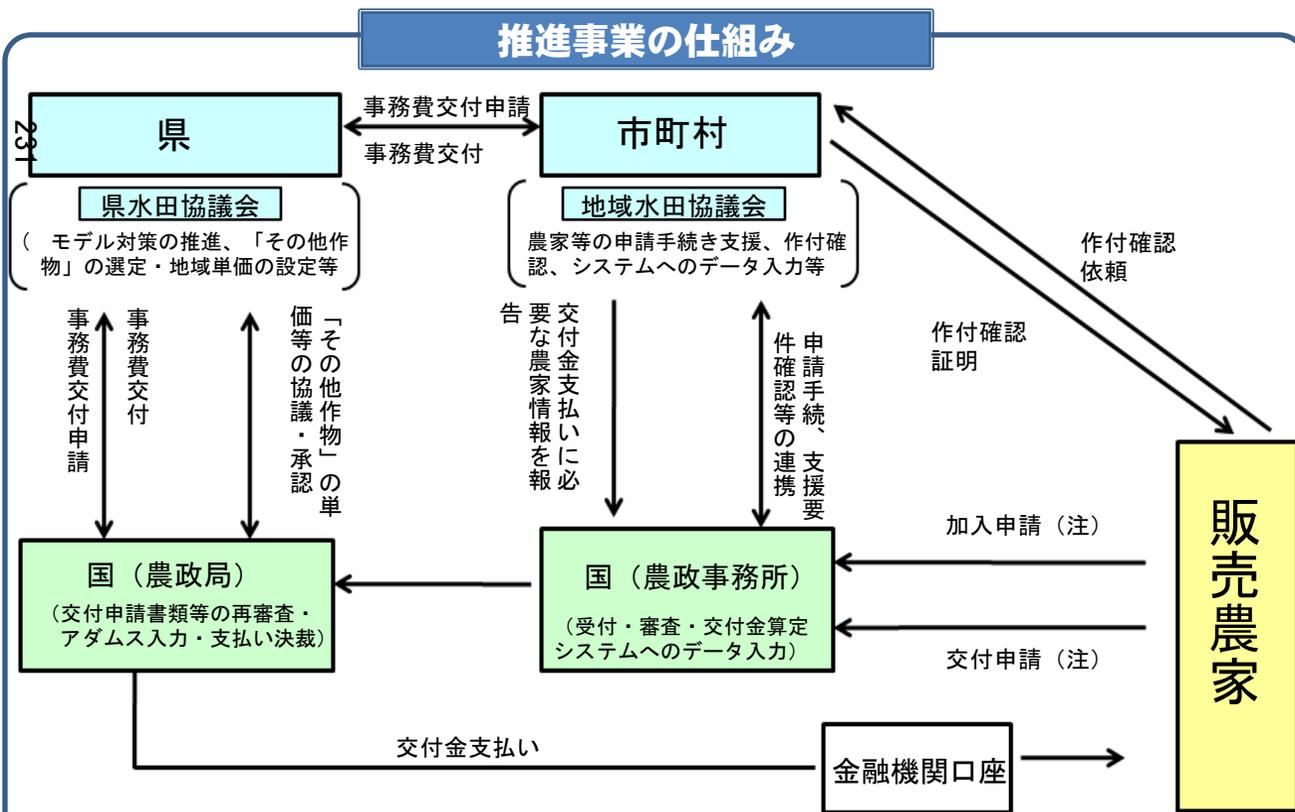
76億円

○ 戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う都道府県や市町村等に対し必要な経費を助成する。

＜都道府県、市町村段階＞ 制度周知のための説明会の開催、加入申請書等の配布・回収・記載内容の電算処理、作付確認等の事務に要する経費を助成する。

＜国段階＞ 制度周知のためのパンフレット等の作成、説明会の開催、交付申請から直接支払事務の執行に必要な入力システム開発や臨時雇用などの体制整備を行う。

推進事業の仕組み



推進事業のポイント

①都道府県段階

- ・市町村段階に対する説明会、指導・助言事業の推進（本格実施準備分含む）
- ・水田利活用自給力向上事業の「その他作物」の地域単価の設定
- ・モデル事業効果検証アンケートの集計 等

②市町村段階

- ・農業者に対する説明会及び現地指導（本格実施準備分含む）
 - ・加入申請書・作付確認依頼書等申請書類の配布・回収、データ入力（雇用人件費）
 - ・作付状況の現地確認
 - ・農政事務所に提出するデータ出力のための既存システムの修正
 - ・モデル事業効果検証アンケートの配布・回収及び入力 等
- 〔①②の交付先は、県又は県水田協議会（地域で選択）〕

③国段階

- ・モデル事業の普及啓発
- ・直接支払に伴う入力事務
- ・直接支払に伴うシステム開発 等

（注）加入申請、交付申請は市町村又は地域水田協議会を経由して行うことができる。

4 自給率向上を図る上でのポイント

- 食料自給率の向上の要となるのは、水田を生き活きと活用して、主食用米以外の作物の増産を図ること。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における飼料用・米粉用米の作付拡大等に取り組む必要。
- こうした課題に着実に取り組むためには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業」とセットで、「米戸別所得補償モデル事業」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支える必要。



裏作麦約5万ha

- ・ 米の需給調整の推進
- ・ 稲作農家の経営安定

- ・ 単収の向上
- ・ 二毛作・水田裏作の飛躍的拡大

- ・ 単収の向上
- ・ 不作付地での作付拡大

- ・ 不作付の解消
(乾田地帯は大豆等、湿地帯は米粉用・飼料用米)

- ・ 単収の向上

- ・ 稲作農家は、水田において、米だけではなく、麦、大豆等の転作作物を作付
- ・ 一方、畑においても、麦、大豆等が作付けられているが、畑の作付拡大の余地があまりないのが実情
- ・ 水田をターゲットに、麦、大豆、米粉用・飼料用米の作付拡大を図ることが自給率向上のカギ

米のモデル事業と、麦、大豆等の自給率向上事業をセットで実施する必要

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上

米のモデル事業

2つの事業をセット
で実施する必要

自給率向上事業

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

- 米の需給調整を麦・大豆等への支援により確保

結果

需給調整参加農家の努力により米価を維持。
⇒非参加者にメリット

これから

- 米の需給調整は米への支援で確保

効果

参加農家だけがメリットを受ける。
⇒不公平感が解消

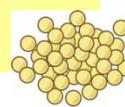
水田を余すことなく活用して食料自給率を向上

麦



- 水田裏作の拡大
- 単収の向上
- パン用等の新品種開発

大豆



- 作付拡大
- 単収の向上

米粉用米
飼料用米



- 作付の誘導
(調整水田等)
- 単収の向上

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

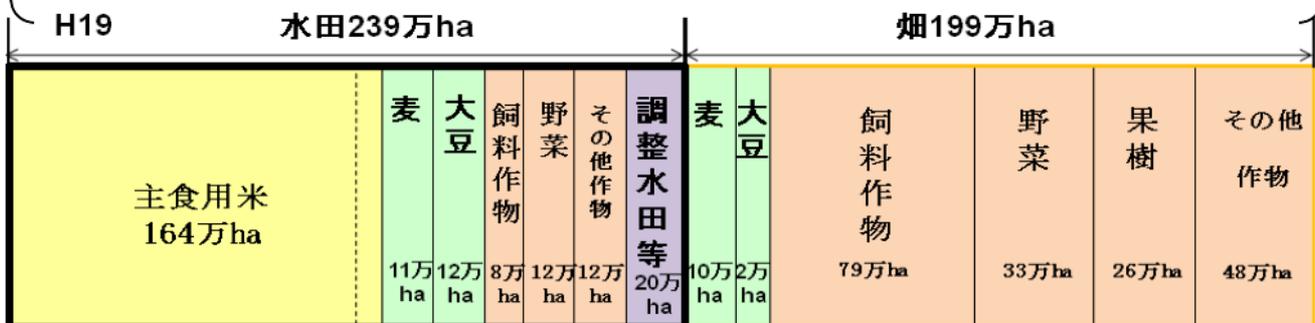
平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き活きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。

余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注: 米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。

定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5~10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

論点③

なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、
- ②コスト割れが恒常的、
- ③コスト割れを補う支援がない

といった条件を満たすのは、「米」のみ



米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける

生産コストのデータがない品目:そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目:麦・大豆等の畑作品目、
加工原料乳、肉用牛など

論点④

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① 全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、
- ② 各地で、生産コストや販売価格が異なる。



特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。



全国を対象とすることが必要

仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① 交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、**不公平**が生じる。
- ② これにより、需給調整が緩めば、**別の財政支出**を強いられる。
- ③ 地域別の単価にすべきとの声が高まり、**全国一律単価の導入が不可能**になる。

論点⑤

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ①規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ②販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



一定水準まで所得を補償する 「岩盤」の導入

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

論点⑥

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
米			
野菜	82%		8% 9%
酪農	95%		2 3

※準主業農家:農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家
※副業的農家:年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

論点⑦

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、**地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。**

第 5 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）抜粋

食料・農業・農村基本計画

まえがき

21世紀の農政の基本指針である食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が平成11年7月に制定されてから10年が経過した。この間、基本法が掲げた基本理念を具体化するため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が2度にわたり策定され、これに基づき、食料・農業・農村政策が推進されてきた。

消費者や食品産業のニーズが多様化する中、基本計画に基づいた様々な取組によって、新鮮な農産物や多彩で高品質な食品が手頃な価格で食卓に並ぶようになった。また、こうした消費者のニーズに応えようとする農業者、食品産業事業者の努力も徐々に広がりを見せる中で、先進的な経営を行い、他産業を上回る所得を得る農業者も現れている。また、四季に彩られた我が国の農産物や旬を重視する我が国の食文化を再評価する動きもある。

他方、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており、これまでの農政がこのような流れを変えることができなかつた事実は重く受け止めなければならない。

過去40年余り続けてきた米の生産調整は、結果として農業者の間に不公平感を生み、麦や大豆等への生産転換も円滑に進まない状況をもたらしている。また、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分に対応できておらず、食料自給率は低迷したままとなっており、平成20年度の供給熱量ベースの食料自給率は41%にとどまっている。この間、多くの先進国では、農業を重要な産業と位置付け、その振興に努めてきた結果、食料自給率が向上した。平成15年の供給熱量ベースの食料自給率は、米国では128%、英国では70%となっている。

途上国では、人口増加や経済発展に伴って、資源や食料の消費が増え続けている。また、米国等を中心にバイオ燃料の増産が進むなど、農産物の用途も多様化しており、農産物の国際的な需要は今後更に高まることが予想される。地球全体では、環境問題が深刻化し、農地の減少が進む中、食料輸出国は輸出規制を導入し、途上国の貧しい人々を中心に飢餓や暴動が深刻化している。こうした状況にもかかわらず、世界最大の食料純輸入国である我が国は、「経済力さえあれば自由に食料が輸入できる」という考え方から脱し切れていない。

四方を海に囲まれた島々から構成される狭い国土条件の下で、1億2千万人を超える国民を養う必要がある我が国においては、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない。

我が国は、これまでの農政の反省に立ち、今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け、大幅な政策の転換を図らなければならない。我が国の農業・農村には、こうした情勢の変化に対応し、大きな役割を果たすことができる十分な潜在力がある。国内の農地を最大限に活用し、そこで生産された安全で質の高い農産物や、それらを原料とした加工品等として大きな付加価値を付けて販売することができれば、食料自給率の向上だけでなく、世界的な食料事情の安定化と国際的な市場の拡大につながる。

また、地域に豊富に存在する未利用資源を用いて、日本の農業や食品産業が培ってきた付加価値を高める生産技術や、バイオマスや環境等の先進技術を活用すれば、農村を新たな成長産業の育成の場として雇用と所得を生み出すとともに、環境面でも温室効果ガスの排出抑制等に積極的な役割を果たすことが可能となる。

さらに、農業・農村の活性化は、良質な水・空気を生み、多様な生物を育む。また、水源のかん養、美しい景観・伝統文化の継承、国土保全への貢献は、人が人らしく生きることを助け、子どもが自然に親しみ、豊かな人間性を育む土壌になる。我が国経済社会が成熟化し、人々の価値観・ライフスタイルが多様化している中で、農村で農業が営まれることにより発揮される多面的機能の恩恵は、都市部に住む人々を含め、すべての国民が広く享受しており、こうした価値に思いを致す必要がある。

他方、我が国は、国土の約7割が山林という急峻で狭い国土条件の下、外国と比べて農業の効率化に一定の限界がある。その制約の中で、安価な輸入農産物の国内市場への浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷し、農業所得の減少要因となっており、特に中山間地域等の条件不利地域は、厳しい状況にさらされている。こうした状況は、個々の農業者の努力のみでは克服し難いものであり、これらを現状のまま放置すれば、食料自給率の向上や多面的機能の発揮が脅かされ、国民全体が不利益を被るおそれがある。

このような農業・農村が有する固有の価値は、お金で買うことのできないものであり、農業・農村を国家の基盤として将来の世代に確実に継承していかなければならない。一方、その実現には、国民一人一人が国産農産物に込められた農業・農村の価値を適正に評価し、健全な食生活を実践するなどの行動が欠かせない要素となる。また、こうした国民の理解と行動に支えられることにより、農業者、食品産業事業者は、質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けることができ、そのことが地域社会を再生させていく力となる。

今後の政策展開に当たっては、以上のような考え方を政策理念に位置付け、このような国民各層の主体的な継続性のある取組を後押しし、将来にわたって、消費者と国民が豊かな食と環境の恩恵を受け、また、農業者や食品産業事業者が誇りと希望を持って生産活動にいそむることができる「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指すことが必要である。

政府は、こうした視点に立って、既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善していくこととする。そして、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業・農村の秘める力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者が求める「品質」と「安全・安心」といったニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を大転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくものとする。

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や我が国の経済社会のあり方と深く結び付いている。このため、政府は、本基本計画を、農業を通じて国民の命と健康を守り、さらには我が国の経済、環境、伝統文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための指針として位置付けた上で、各般の施策を関係府省の連携の下で総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

なお、本基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

本基本計画に基づき政策体系を再構築するに当たり、食料・農業・農村の状況を踏まえて、過去の施策がどのように機能してきたのか、また、政策の実効を期す上でどのような課題があるのかといった点を明らかにするとともに、今後取り組むべき施策の基本的な方針を整理することとする。

1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

(1) 再生産可能な経営を確保する政策への転換

【現状】

農業は、その持てる力を最大限に発揮することにより、食料自給率の向上に寄与し、食料の安定供給に貢献するという役割を担っている。また、農業は、空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面的機能を有している。このような農業の役割や機能は、国民に対して特別の対価を求めることなく、いわば無償で提供されているものである。

しかしながら、最近15年間に、販売農家数が3分の2に減少する一方、農業所得（農業純生産）はほぼ半減している。これは、農産物価格が下落傾向をたどる中で、

生産コストとなる資材価格が上昇し、収益性が著しく悪化したことを反映したものであり、この結果、農業の再生産の確保が困難になっている。こうした状況が継続することとなれば、食料自給率の向上や多面的機能の発揮が脅かされるおそれがある。

【対応方向】

農業が、食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていくことは、国民全体の利益に適うものである。この観点から、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備することにより、再生産可能な農業経営の基盤を作ることとする。

(2) 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押しする政策への転換 略

(3) 意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換

【現状】

農業者の高齢化が進み、近い将来には昭和一桁世代と呼ばれる高齢農業者の大量リタイアが見込まれている。一方、農業の将来を担うべき農業経営者の育成は遅れており、新規就農者数も少なく、後継者の確保は極めて不十分な状況にある。

これまでの施策においては、「望ましい農業構造の実現」を目指し、認定農業者や集落営農の育成、水田・畑作経営所得安定対策の導入等が講じられてきた。これらの施策は、国内農業の体質強化を急ぐあまり、対象を一部の農業者に重点化して集中的に実施する手法を採用していた。

しかしながら、経済低迷と農産物価格のデフレ傾向の中で、一部の農業者に施策を集中し、規模拡大を図ろうとするだけでは、農業所得の確保につながらなかっただけでなく、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することもできず、地域農業の担い手を育成するという目的も十分に達成することができなかった。

【対応方向】

戸別所得補償制度の導入や農業・農村の6次産業化の推進等を通じて、競争力ある経営体が育成・確保されるようにするとともに、適地適作を基本とした地域の実情を踏まえた政策体系を構築する。

これにより、大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、それぞれが創意工夫を活かしながら営農を継続・発展させることができるよう、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援する施策を展開していくこととする。また、女性や高齢者の役割が適切に発揮されるよう、必要な条件整備を図っていくこととする。

さらに、農業参入に対して厳格な規制を設けていた農地制度については、平成21年

に農地法等を改正し、地域と調和した適正な農地の利用を図りながら、多様な農業者が農地を利用できるようにしたところであり、これを適切に推進することとする。

(4) 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立 略

(5) 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化 略

(6) 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立 略

2 . 新たな潮流に対応した可能性の追求
略

(1) 世界経済における新興国の台頭 略

(2) 気候変動をはじめとする地球環境問題の進行 略

(3) 国境を越えた移動の拡大と様々な不安要因の発生 略

(4) 我が国経済の回復に向けた模索 略

(5) 人々の価値観・ライフスタイルの多様化 略

3 . 政策改革の視点
略

(1) 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開 略

(2) 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開 略

(3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開 略

4 . 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開

以上のような政策的な対応方向と改革の視点を踏まえ、農政を大転換するに当たり、農業・農村を再生させ、これを我が国全体の繁栄に結び付けることができるよう、以下の政策を基本に、第3に掲げる各般の施策を一体的に推進する新たな政策体系を構築す

る。

これを着実に実施することにより、平成32年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率50%の達成を目指すものとする。

(1) 戸別所得補償制度の導入

農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮など、国民の生活に重要な役割を果たしている。こうした役割は、農業が産業としての持続性を維持してこそ果たし得るものであり、その確保を図るためには、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

このような考え方の下、戸別所得補償制度を導入する。平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策においては、水田農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。併せて、水田を活用して食料自給率の向上等を実現するため、麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。このモデル対策の実施状況を踏まえて、戸別所得補償制度を導入するための制度設計等を行うこととしている。

(2) 「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換 略

(3) 6次産業化による活力ある農山漁村の再生 略

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率目標の考え方

世界人口の増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により農産物の需要が増大する一方、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による農産物の供給面での懸念が生じている。このため、今後とも、世界の穀物等の需給はひっ迫した状態が継続し、食料価格は高い水準で、かつ、上昇傾向で推移するとも予測されている。また、一部の食料輸入国や多国籍企業が世界各地の農地への投資を進める動きもみられる。

こうした情勢は、食料の多くを輸入に依存している我が国にとって、中長期的な食料の確保に不安を抱かざるを得ない状況をもたらしている。四方を海に囲まれた島々から構成される狭い国土条件の下で、1億2千万人を超える国民を養う必要がある我が国においては、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない。このため、今後の農政においては、特にひっ迫が

予想される穀物を中心として、食料自給率を最大限向上させていくことが必要である。

一方、食料生産を支える我が国の農村は、極めて厳しい状況にある。過疎化、高齢化が止まらず、これに兼業機会の減少も重なり、地域の活力がますます低下している。このため、水田をはじめとした我が国の貴重な農地資源が十分活用されず、耕作放棄地の増加さえ起こっている。基幹的な農業従事者の平均年齢が年々高まり、65歳を超えている現在、世界の食料需給のひっ迫に対応して食料自給率の向上のための戦略を早急に打ち立てなければならない。

我が国には、農地・農業用水等の資源や、高度な農業技術、人的資源が現存する。食料自給率向上に向けて、農業者、食品産業事業者、消費者等すべての関係者が最大限努力し、様々なブレイクスルーを実現することにより、克服すべき諸々の課題を解決していかなければならない。

このため、第1に掲げた政策の方向、すなわち、戸別所得補償制度の導入、「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本とした政策体系への転換を行うこととする。

平成32年度の総合食料自給率目標は、以上のような国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として、供給熱量ベースで平成20年度41%を50%まで引き上げることとする。また、野菜、果実や畜産物等の生産活動をより適切に反映する生産額ベースの総合食料自給率目標は、平成20年度65%を70%まで引き上げることとする。

また、食料自給率の向上と併せて、国民の健全で安定的な食生活を維持・確保していく観点から、総合的な食料安全保障を確立するための施策を幅広く講じていく。

2. 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上に向け、まず、生産面では、水田をはじめとした生産資源を最大限活用することが第一歩である。特に、二毛作により小麦の作付けを飛躍的に拡大するとともに、作付けられていない水田や有効利用が図られていない畑地を有効に活用した米粉用米・飼料用米、大豆等の作付けの大幅拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保を推進する必要がある。

なお、飼料用米については、主食用米への転換が容易であることから、実質上不測時の食料安全保障にも資するものである。

また、消費面からは、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、従来以上に消費者理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進め、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境を形成することが必要である。特に、我が国の総人口の1割強に相当する約1,700万人にも及ぶ朝食欠食の改善による米の消費拡大

や、健康志向の高まりを受けた脂質の摂取抑制等に取り組む必要がある。また、大豆加工食品について国産大豆の使用割合の大幅な引上げに取り組む必要がある。

さらに、単に和食への回帰をねらうだけでなく、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した現在の食生活の中に国産農産物を上手に取り込んでいく積極的な取組が必要である。特に、現在浸透しているパン食、めん食についての国産小麦・米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組む必要がある。

なお、主要品目ごとの生産数量目標及び克服すべき課題は、表1のとおりである。

政府としては、戸別所得補償制度などの重要施策を強力に実施するとともに、適切な情報提供を行うこと等により、これら関係者の取組を下支えする必要がある。他方、農業者には、需要を把握し、品質を向上し、コスト縮減に取り組む徹底した努力が求められる。

また、上記のとおり、食料自給率の向上は政府の強力かつ適切な施策の実施と関係者の努力の上に成り立つものであるが、その前提となるのが国民の理解を得ることである。このため、国際的な食料事情や我が国の食料事情（食料自給率が変動した要因を含む）及び農業の多面的機能について、国民に対し分かりやすく情報提供していくことが重要である。加えて、供給熱量と摂取熱量との差が拡大している現状にかんがみ、食料安全保障の観点から食べ残しの縮減に日頃から取り組むことが必要である。

さらに、個々の施策についても、上述のとおり潜在的需要の掘り起こしなど需要に応じた生産を前提に、個々の施策の有効性を毎年検証し、食料自給率向上に向けた施策の重点的・効率的執行に努めていくことが重要である。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

略

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保 略

(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化 略

(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 略

(4) 総合的な食料安全保障の確立 略

(5) 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応 略

2. 農業の持続的発展に関する施策

農業が、国民が求める食料の安定供給等の役割を持続的に果たしていくためには、農業者が、希望を持って農業に従事し、収益を上げることができる環境を整えていくことが必要不可欠である。このため、意欲あるすべての農業者が農業生産活動を通じて所得を確保できるよう措置するとともに、農業を通じた新たな付加価値の創出、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保、農業生産の基盤となる優良農地の確保と有効利用等の取組を進める。

(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

農業は、その持てる力を最大限に発揮することにより、食料自給率の向上に寄与し、食料の安定供給に貢献するという役割を担っている。また、農業は、空気・水・土壌の維持保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面的機能を有している。このような農業の役割や機能は、国民に対して特別の対価を求めることなく、いわば無償で提供されているものである。

しかしながら、農業の産業としての持続性が失われてしまえば、国民はこうした恩恵を受けることはできなくなる。したがって、このような事態を回避し、持続性を速やかに回復させ、食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

以上のような考え方の下、販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入する。

併せて、作目別に講じられてきた生産関係施策を再整理し、政策目的と政策手段の対応関係を明確にするとともに、多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする政策への転換を図る。

戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整

ア 水田におけるモデル対策の実施

平成22年度から、我が国の農地面積の過半を占め、農業の中心的な役割を果たしてきた水田農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。

併せて、米の生産数量目標の達成にかかわらず、食料自給率の向上等を図るために、麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。

これらの助成については、農業関係団体を経由した間接的な手法によるのではなく、施策対象者である農業者に対して直接交付する手法で実施する。

イ 米の需給調整の推進

主食用米の需要は、人口の減少や高齢化の進展等により今後も減少していくことが見込まれるため、引き続き需給調整を図ることが必要である。このため、年度ごとの需要実績等に基づき生産数量目標を策定・配分し、需要に応じた米の供給を推進する。

その際、生産数量目標に即した生産を行った農家等が戸別所得補償制度の対象となることから、できるだけ多くの農業者が需給調整に参加するよう、目標の未達成分を翌年の目標から控除するなどのペナルティ的措置は平成22年産からは実施しないこととし、需給調整に伴う強制感を払拭するとともに、農業者の不公平感・閉そく感を一掃する。

戸別所得補償制度の本格実施

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する。

畜産・酪農については、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討する。

また、野菜や果樹については、恒常的に販売価格が生産費を下回っている状況にはないと考えられるため、戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることにはならないが、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、新たな支援策を検討する。

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。

生産・経営関係施策の再整理

戸別所得補償制度の導入に併せて、既存の水田・畑作経営所得安定対策や、品目ごとに実施されている経営安定対策との関係を検証し、簡素で分かりやすい政策体系に整理するとともに、米の生産調整の達成が、認定農業者制度の要件になっていることについて、政策目的と政策手段の対応関係を明確にする観点から見直しを行う。

また、これまで作目別に講じられてきた各種生産振興施策について、作目ごとに克服すべき課題については、解決に向けた対策を講じつつ、作目を問わず必要とされる施策についてはメニュー化・統合化を進めるなど、国民にとってより分かりやすく、使いやすい施策にしていくための改善を図る。

(2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大 略

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。このことは、経営の規模拡大や効率化、あるいは集落営農の組織化といった政策方向を否定するものではなく、むしろ推進するものである。

一方で、農業は、地域ごとの気象や土壌といった自然条件や大消費地との距離等の社会条件に大きく左右されることから、適地適作を基本として、地域の実情を踏まえた政策体系を構築することが重要である。したがって、こうした政策体系の下で、大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、各々の創意工夫を活かしながら営農の継続・発展を目指していくことができるよう、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援する施策を展開していくこととする。

こうした多様な努力・取組の結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す。このため、地域の関係機関が一体となって支援を行う体制により、技術や経営能力の向上等の取組を促進する。また、離農農家や負債を抱える農家の経営資源の円滑な継承のあり方について検討を進める。

意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

ア 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促す。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用にあたっては、制度の趣旨や仕組みについて理解を深めるための周知を徹底するとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。

イ 集落営農の育成・確保 略

ウ 法人経営の育成・確保 略

人材の育成・確保等 略

作業を受託する組織の育成・確保 略

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化 略

(4) 優良農地の確保と有効利用の促進 略

計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 略

意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 略

耕作放棄地対策の推進 略

農地情報の利活用の推進

農地の整備や利用の状況等に関する農地情報（地図情報）の整備を促進し、今後、戸別所得補償制度をはじめ、耕作放棄地の発生抑制・再生利用対策、農業生産基盤の保全管理や整備等の各般の施策等における利活用を推進する。

（５）農業災害による損失の補てん 略

（６）農作業安全対策の推進 略

（７）農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 略

（８）持続可能な農業生産を支える取組の推進

化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や地域に土着する天敵昆虫等の生物機能を活用した農法等、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する。また、当該営農活動についての環境保全効果や農業経営への影響を把握するための調査を実施する。さらに、こうした取組を行う農業者のネットワーク化を進め、活動の拡大を図る。

有機農業については、有機農業推進法に基づき、その取組の一層の拡大を図るため、有機農業技術の確立・普及、産地規模の拡大や産地間の連携による安定供給の確保、有機農業に対する消費者理解の促進に向けた施策を推進する。また、有機JAS制度の活用を推進すること等を通じ、有機農産物の生産、流通の更なる拡大を促進する。

なお、農業生産活動による環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方については、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、戸別所得補償制度の加算制度の検討と併せて、適切に検討する。

3．農村の振興に関する施策

略

（１）農業・農村の6次産業化 略

（２）都市と農村の交流等 略

(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興 略

(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。この現状を放置すれば、共同作業等を前提として成り立ってきた農業生産が維持できなくなるだけでなく、農業を支えてきた集落住民の生活に支障を来すとともに、農地や山林の荒廃による国土保全上の問題も深刻化する。さらには、食料の安定供給機能やその他の多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼすことになる。

このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持に加え、都市住民も恩恵を受けてきた多面的機能の維持、また、地域資源・環境の保全を進める観点から、以下の取組を推進する。

農村コミュニティの維持・再生 略

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等は、流域の上流部に位置すること等から、水源かん養、雨水の一時的な貯留、土砂崩壊防止等の国土保全上の多面的機能を発揮し、これによって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進行する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、農業者の減少、耕作放棄地の増加等により、災害の発生頻度が高まるなど、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済損失が生じることが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り多面的機能を確保する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受け皿を作ることにより、農業生産活動の維持を図っていく。なお、本直接支払制度については、戸別所得補償制度の検討と併せて、現行の予算措置を法律上の措置とすることを含め、今後の施策のあり方を検討する。

また、意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進する。

農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成22年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農

業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。

その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。

鳥獣被害対策の推進 略

快適で安全・安心な農村の暮らしの実現 略

（５）農山漁村活性化ビジョンの策定 略

４．食料・農業・農村に横断的に関係する施策

（１）技術・環境政策等の総合的な推進 略

（２）「農」を支える多様な連携軸の構築 略

５．団体の再編整備等に関する施策

略

第４ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（１）官民一体となった施策の総合的な推進 略

（２）国民視点に立った政策決定プロセスの実現 略

（３）財政措置の効率的かつ重点的な運用 略

表1 生産数量目標と克服すべき課題

主要品目ごとの生産数量目標及び克服すべき課題は以下のとおり。

なお、この他横断的課題として、第1に掲げた政策の方向、すなわち、戸別所得補償制度の導入、「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体系への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本とした政策体系への転換を行うこととする。

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
米	-	882	975	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者、外食・中食事業者、卸・小売業者等の多様なニーズに対応した米の供給 ○ 消費者の健康志向等に対応したごはん食の普及、ごはん食関連商品の開発促進等米の消費拡大 ○ 実需者ニーズに対応した原料の安定供給体制の構築、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上とこれに伴う肥料費等の生産コスト増大の抑制 ○ 乾燥調製・貯蔵施設、加工施設の整備等の供給体制の確立 ○ 多様な用途に対応した製法技術の革新、米粉の特徴を活かした商品開発、生産者と加工事業者のマッチング等による消費の拡大
米粉用米 ・飼料用米を除く	62	881	855	
米粉用米	3.3	0.1	50	
飼料用米	-	0.9	70	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに対応した安定供給体制の構築、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上とこれに伴う肥料費等の生産コスト増大の抑制 ○ 飼料用米の産地と畜産農家、配合飼料メーカー等とのマッチングや効率的な流通体制の確立 ○ 乾燥調製・貯蔵施設の整備等の供給体制の確立
小麦	28	88	180	<ul style="list-style-type: none"> ○ パン・中華めん用小麦の生産拡大（収量性に優れた良質なパン・中華めん用品種の育成・普及及び単収向上技術の普及） ○ 良質な水稻晩生品種の育成による広範な水田二毛作の普及と、作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化 ○ 加工技術の確立等による国産日本めん用小麦のパン、菓子用への利用拡大
大麦・はだか麦	0.2	22	35	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに対応した安定供給体制の確立（焼酎用途の供給拡大、排水対策の徹底等による作柄の安定化、収量性に優れた良質な新品種の育成・普及等） ○ 良質な水稻晩生品種の育成による広範な水田二毛作の普及と、作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化
そば	0.7	2.7	5.9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化、麦等の後作としての作付拡大 ○ 機械化適性を有する多収品種の育成・普及

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
かんしょ	4.5	101	103	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生食、焼酎、でん粉原料等の用途に応じた原料かんしょの安定供給体制の構築 ○ 機械化一貫体系の普及等効率的な生産体制の確立 ○ 新品種等を活用した加工食品用途や国産かんしょでん粉の需要開拓
ばれいしょ	15	274	290	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築 ○ 省力的な機械化栽培体系（ソイルコンディショニング栽培体系等）の普及 ○ 加工食品用途（フライドポテト等）への供給拡大、国産ばれいしょでん粉の需要開拓
大豆	6.7	26	60	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化や機械化適性を有する多収品種の育成・普及 ○ 単収向上・安定化に資する栽培技術の普及、契約栽培による安定的な取引関係の構築を通じた、安定供給体制の確立 ○ 国産大豆の特徴を引き出した製品開発等による需要開拓
なたね	-	0.1	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良質で高単収ななたね品種の育成 ○ 国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の連携
野菜	98	1,265	1,308	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外食、中食や加工向けの国産野菜の安定供給体制の確立 ○ 産地の生産技術、販売、人材育成等の能力の強化による産地の収益力の向上 ○ 外食、中食における野菜摂取量の拡大等、野菜の消費拡大
果実	41	341	340	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産地の販売戦略に即した優良品目・品種への転換の加速化と安定供給体制の確立 ○ 計画生産・出荷措置と需給調整措置の的確な実施 ○ 加工・輸出用の果実等新たな需要の創出を含め、消費者の多様なニーズに対応した消費拡大
畜産物				<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産畜産物の需要の掘り起こし ○ 国産飼料（飼料作物、エコフィード等）の利用拡大
生乳	89	795	800	<ul style="list-style-type: none"> ○ チーズ向け生乳の供給拡大による輸入チーズから国産チーズへの置き換えと付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備 ○ 乳牛の生涯生産性や繁殖能力の向上、支援組織の育成・活用の推進等を基本に、飼料基盤を活用した資源循環型の経営や、加工・販売に取り組む経営等多様な経営体の育成 ○ 消費者の多様なニーズに対応した牛乳乳製品の普及及び商品開発による消費拡大
牛肉	5.8	52	52	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉能力・繁殖能力の向上、支援組織の育成・活用の推進 ○ 消費者の多様なニーズに対応した特色ある牛肉生産による消費拡大
豚肉	12	126	126	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉・繁殖能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 国産豚肉の加工・業務用仕向量の拡大

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
鶏肉	11	138	138	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 国産鶏肉の加工・業務用仕向量の拡大 ○ 産卵能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 需要に見合った生産への取組の推進による鶏卵価格と養鶏経営の安定
鶏卵	17	255	245	
砂糖	19	94	84	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における輪作体系上重要な基幹作物として、作付の安定化を推進し、経営発展を実現 ○ 肥料、農薬等に過度に依存しない効率的かつ持続的な生産体制の確立（直播栽培の普及、緑肥等の導入及び家畜排せつ物等の未利用資源の活用） ○ 肥料、農薬等の生産資材コストの低減 ○ てん菜の効率的な集荷体制の確立 ○ 効率的かつ安定的な生産体制の確立（2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行、土壌害虫の防除技術の確立・普及及びかん水設備の整備） ○ 作業受託組織や共同利用組織の育成 ○ 作業効率向上のための機械化一貫体制の確立・普及
てん菜 (精糖換算)	-	425 (74)	380 (64)	
さとうきび (〃)	-	160 (19)	161 (20)	
茶	0.8	9.6	9.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要拡大のための高付加価値品種・茶種転換の加速化、有機茶・無農薬茶の生産拡大 ○ リーフ茶の消費拡大、簡便な飲料需要への対応のための茶機能性の活用と新商品開発
飼料作物	-	435 万 TDN ト	527 万 TDN ト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二毛作等の推進及びこれを可能とする品種・作付体系技術の開発・普及 ○ 飼料生産組織の育成、粗飼料の広域流通体制の構築 ○ 優良品種の開発・普及や飼料生産基盤の確保による生産性の向上

注1：戸別所得補償制度の創設や農業・農村の6次産業化等の横断的事項については、個別に記述していない。

2：消費については1人当たり年間消費量（kg）である。

参考)

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
魚介類	34	503	568	○ 水産資源の回復・管理の推進により、水産資源を増大
海藻類	1.3	11	13	○ 事業の協業化等により、経営基盤を強化
きのこ	3.3	45	49	○ 加工・業務向けを含む需要動向に対応した安定供給体制の整備 ○ 生産コスト低減、品質管理の高度化等の施設整備 ○ 機能性等の情報提供や消費者の安全・信頼の確保等による消費拡大

表2 延べ作付面積、農地面積、耕地利用率

	平成20年	平成32年
延べ作付面積 (万ha)	426	495
農地面積 (万ha)	463 (平成21年 461)	461
耕地利用率 (%)	92	108

表3 食料自給率の目標

(単位：%)

	平成20年度	平成32年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	41	50
生産額ベースの総合食料自給率	65	70
飼料自給率	26	38

注1：生産額ベースの総合食料自給率は、平成32年度における各品目の単価が現状（平成20年度）と同水準として試算したものである。

2：飼料自給率は、飼料用穀物、牧草等を可消化養分総量（TDN）に換算して算出したものである。

第 6 民主黨農政關係資料

2004年5月26日

- 1：補助金行政から所得政策への転換（直接支払いの導入）
- 2：食料自給率の向上による食糧安全保障の確保
- 3：食の安心・安全の確保
- 4：農山漁村の活性化
- 5：農山漁村を支える女性支援
- 6：環境保全型農業の推進
- 7：バイオマスの推進
- 8：緑のダム構想による林業の振興
- 9：資源管理を重視した漁業の振興

農政は大胆に改革しなければならない。その第一歩が、価格支持や共同施設等への助成を中心とした補助金行政から直接支払いへの転換である。

農業・農村の活性化のため、第一に、農政の柱として直接支払いを導入し、我が国の自給率を高めることを目標とする。

従来食料安全保障を重視すべきという掛け声ばかりであり、自給率を上げるための国内施策がとられたこともなければ、国際交渉の場でもそれを具現化する提案がなされたことはなかった。その結果、カロリー自給率は40%と先進国ではずば抜けて低くなってしまった。我が国の農政が怠慢だったのである。長らく政権の座に安住した自民党農政のつけがこれほど如実に現れていることはない。どの世論調査でみても我が国の食料の先行きに不安を感じている国民が大半である。我々は、このような国民の不安を払拭すべく、あらゆる手段を尽くして、自給率を高め、農業・農村の活性化を図らなければならない。

直接支払は、いわゆるプロ農家などの特定の農家だけを対象とするのではなく、農業に意欲的に取り組んでいる農家全てを対象とし、作物としては、当面自給率向上に深く係わる土地利用型作物とする。食料の安定的確保という、国としての基本的責務を果たすため、国会における意思をも明確にしながら自給率目標を立てて、自給率を向上させることとする。

第二に、食の安全を確保し、環境保全型農業を推進する。雪印乳業事件、BSE、輸入野菜の残留農薬、鳥インフルエンザと国民の食の安全を揺るがす問題が立て続けに起きたことから、国民の食への不安・不信が高まっている。

こうした状況に対処するため、まず、地産地消・旬産旬消を推進し、地域内の自給率を高めるとともに、加工食品への原料産地表示の導入、輸入検疫体制の強化等によ

り、食の安全・安心の確保に努める。

同時に、農業の生産現場では、環境保全型農業を推進するとともに、バイオマス利用を促進する。

第三に、農山漁村の活性化である。

都市への人口集中が進んでいるが、農山漁村は我が国の国土の大半を占めており、日本の発展を考えた場合、農山漁村の活性化を抜きに語れない。

農地制度を改め、農業に意欲のあるサラリーマンなどの農業への参入要件を緩和するとした。株式会社の農業への参入も利用権の設定により認めていく。

また、農業就業人口の約6割を占める農村女性の起業や子育てを支援するとともに、農協や農業委員会で女性の声を反映できるように目標を設定し、実現に努める。

以上のような農政の転換により、青年が農業に希望を持って取り組める環境をつくとともに、農業の生産性を向上し、農村に活力を復活する。また、農林漁業の活性化により停滞を続ける地域経済を活性化する。

1：補助金行政から所得政策への転換（直接支払いの導入）

直接支払いによる食料自給率の向上

国の役割として、国民の生命・安全を守ることが第一にあげられる。これを農業分野にあてはめると、国民の必要とする食料を安定的に供給すること、すなわち食料安全保障に他ならない。ところが、我が国のカロリー自給率は1965年の80%から今や40%と急激に下がってしまった。鳴り物入りで制定された食料・農業・農村基本法に基づく基本計画において10年以内に45%に上げる目標が示されたが、5年後の今日も40%のままである。ほとんどの国はこの間に自給率を上げているのをみても、我が国の農政がいかに怠慢だったかを示す証左である。農業保護といわれているが、農家には補助金は届かず、生産意欲が低下してしまったのだ。我が国は、独立国として少なくとも大半の国民が安心できる食料自給率を維持していく必要がある。

民主党政権が誕生したあかつきには、農政を大胆に改革、従来の補助金行政から直接支払いへ転換する。食の安全・安心を求める国民の声に応え、自給率向上に深く係わる土地利用型作物に対して直接支払いをすることにより自給率を向上させることとする。

直接支払いは、我が国では、中山間地域の直接支払い以外に例はないが、EUでは、かなり前から条件不利地域、環境、代償的措置を理由とした支払いが行われてきた。我が国の場合は、多面的機能のうち、食料安全保障と環境（例：農村景観の維持）を理由として直接支払いする。

直接支払いの単価は、品目ごとに内外コスト差を補てんすることを目標とし、当面、米並みの収入をあげるように設定する。

食料安全保障は、国内生産と輸入と備蓄がうまくかみ合って確保する状態が理想である。しかし、我が国の過去の海外農林水産物の大量輸入とその結果としての急激な自給率の低下をみるかぎり、このままでは自給率を維持し、更に高めることは極めて困難である。今またWTOやFTAといった国際交渉が行なわれているが、過度な食料の輸入が生じてこれ以上食料安全保障を危うくすることがないように対応していく必要がある。

それと同時に、いざという時に備えて国家備蓄を行うとともに、何よりも国内農業生産を維持し、国産の食料の消費を拡大していかなければならない。

(1) 基本方針

- 1兆円の直接支払いを導入して、農政の転換を図る。
- 目的は、第一に、我が国の自給率の向上により食の安心・安全を確保すること。第二に、農業の持つ多面的機能を維持すること、第三に、国土の均衡ある発展を図るため地方経済を活性化すること。第四に、土地利用型農業に係る作物が値下がりする中で、農家が農業を持続できるような条件を整備すること、である。
- 1兆円の財源は、米の生産調整の廃止に伴い浮いてくる生産調整関係補助金、農林水産公共投資、一般公共投資、(将来的には環境税)とする。

(2) 直接支払の導入

(直接支払いによる食料自給率の向上)

- 対象は、当面、自給率の向上に資する、米、麦、大豆、雑穀(そば等)、菜種、飼料作物として作物ごとに面積あたりで耕作者に直接支払いする。
- 国は、上記の6つの作物についての生産目標が確保されるように、生産数量の目標(備蓄に必要な数量を含む)を設定する。また、都道府県においても同様の目標を設定し、市町村においては、生産者の申請に基づいた地域別の割り当てを実施することにより目標の達成に努める。
- 耕地利用率を上げるため、田の二毛作を特に促進する。
- 直接支払いの単価は、当面は、生産者(耕作者)に米並みの収入を確保できるものとし、将来的には、我が国と海外生産コストの差を補てんすることを目標とする。
- 捨て作りを防止し、生産性の向上に資するため品質加算を行う。また構造政策の推進に資するため規模加算を行う。

- 直接支払いの導入に伴い、米の生産調整は廃止する。
- 野菜、果樹、畜産物などの他の農産物については、当面現行の価格支持制度を存続させ、その制度の改革にあわせて、順次直接支払いを導入していく。

(中山間地域における直接支払い)

- 5年間の経験を活かし、今後はいわゆる地域振興立法8法の指定地域(特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原)を対象とし、対象農用地も、傾斜等の要件を大幅に緩和して継続する。予算額も年間ベースで330億円だったが、参加農家数なり集落協定数に応じ、漸次増加していく。

(環境保全型農業に対する直接支払い)

- 消費者が食べ物の安全性に対する関心をますます強めつつあり、今後はこうした消費者ニーズに応え、環境保全型農業を推進していく以外にない。ところが、我が国はヨーロッパと比べると高温多雨であり、病虫害が発生しやすく、また環境保全型農業を導入すると、農薬や化学肥料を利用した慣行栽培に比べて生産量が落ち、収入が減少することから、EU諸国と比べると有機農産物の生産量は非常に少ない。
- 環境保全型農業を推進するため、5年間以上にわたって環境保全型農業を行うために計画を作成した者に対しては、それに伴う収入の減少や追加的経費について直接支払いする。

(3) 我が国の直接支払い導入の理屈付け

(多面的機能と直接支払い)

- 農業の多面的機能には、1)食料安全保障、2)環境、3)農村社会の安定、4)食の安全、5)動物の権利等様々なものが含まれる。そして、環境を理由とする直接支払いはWTO上も最も認められやすく、既にEUでも導入されている。
- 環境支払は農業のポジティブな役割(例.景観の維持)に対する対価とネガティブな面を軽減することに対するもの(例.1ha当たりの牛の肥育頭数を2頭以下に押える)とがあるが、後者の方が生産制限的なので認められやすい。
- 2003年4月、OECDがレポートを作成して、多面的機能を理由とする直接支払いを認める条件として、1)多面的機能と農作物の生産との結びつき、2)市場の失敗、3)公共財的性格があるか他の支援措置がない、の3つが示された。

(多面的機能のうち食料安全保障と環境を理由とする直接支払い)

- そこで考えられるのが、我が国の国民が安心できる食料自給率の確保、す

なわち食料安全保障を理由とする直接支払いである。W T O協定上、食料安全保障を理由とする備蓄に要する費用は緑の補助金として例示されているが、食料安全保障を目的とした直接支払いは例示されておらず、かつ生産にリンクしていることから明確な緑の補助金とはいえない面もある。しかし、我が国の特殊な立場を考慮した緊急措置としてW T Oに緑の政策として通報する。

- これに景観を維持し、国土保全機能も満たすことに対する環境支払も加えることができる。
- 仮に、緑の補助金として認められないとしても、1兆円の直接支払いは既存の約8000億円と合わせても、W T O農業協定上の約束で農業保護(A M S)の削減に関する2000年の約束水準(3兆9,729億円)の内におさまっており、黄の政策としても何ら問題はない。

(以下略)

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案
(山田正彦君外4名提出、第164回国会参法第11号) 抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、将来における世界的な食料の供給の不足が予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が、国民が健全な食生活を送るために緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革について、その基本理念及び方針、国及び地方公共団体の責務その他の基本となる事項を定め、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する施策を総合的に推進することにより、食料の国内生産及び安全性の確保等を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、国民に対し食料の安定的な供給を行うために、主要な農産物については、目標を定めてその生産の確保を図るとともに、水産物については、適切な資源管理を行うことによりその生産の確保を図ることを旨として行われなければならない。

2 食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、農業及び水産業の有する農産物及び水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)に配慮するとともに、農産物及び水産物の品質の向上を図ることを旨として行われなければならない。

3 食料の国内生産の確保のための農政の改革は、農業が将来にわたり国の根幹的な産業であるにもかかわらず、我が国と外国との生産条件に格差があること及び国内の他の産業と比較して生産性が低いことにかんがみ、国又は地方公共団体による必要な関与の下に農産物の生産の確保が図られることを旨として行われなければならない。

4 食料の国内生産の確保のための農政等の改革は、農産物及び水産物の生産の確保のために必要な措置について広く国民の理解が得られるよう、適切な情報の公開によりその透明性及び公正性が確保されることを旨として行われなければならない。

5 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条（略）

（法制上の措置等）

第四条（略）

（改革の実施時期）

第五条（略）

第二章 国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針

（食料自給率の目標）

第六条 国は、我が国の食料自給率については、食料として供給される熱量で、第八条第一項の生産数量の目標が設定された年度から起算して十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにするとともに、将来においては六十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする。

（主要農産物）

第七条 この章の規定に基づいて講ずる施策の対象とする主要農産物は、次に掲げるものとする。

- 一 米、小麦、大豆及び菜種
- 二 前号に掲げる農産物以外の農産物であって、我が国の食料自給率の向上に資すると認められるものとして国が当該施策において定めるもの
- 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物であって、地域の農業の振興を図るため必要があると認められるものとして、地方公共団体の意見を踏まえて、国が当該施策において定めるもの

（生産数量の目標）

第八条 国は、第六条の食料自給率の目標の達成に資するため、主要農産物について、その種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

- 2 都道府県は、前項の国の生産数量の目標を踏まえ、主要農産物について、その種類ごとに当該都道府県の区域内における生産数量の目標を設定するものとする。
- 3 市町村は、前項の都道府県の生産数量の目標を踏まえ、主要農産物について、その種類ごとに当該市町村の区域内における生産数量の目標を設定するものとする。
- 4 国、都道府県及び市町村は、前三項の生産数量の目標を設定するに当たっては、農業者その他の関係者の意見を聴くものとともに、都道府県にあっては国と、市町村にあっては都道府県と必要な協議を行うものとする。

- 5 国、都道府県及び市町村は、第一項から第三項までの生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めるものとする。

(販売を行う農業者に対する直接支払の導入)

第九条 国及び地方公共団体は、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、我が国と外国との生産条件の格差の是正を図ることを目的として、販売に供する目的で主要農産物を計画的に生産する農業者について、直接支払(国又は地方公共団体の行う支出であって、その相手方の所得を補う目的を有するものをいう。以下同じ。)を行うものとする。

- 2 前項の直接支払は、主要農産物の種類ごとに標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して面積当たりの単価を定め、その単価を基にして同項の農業者に係る当該主要農産物の生産面積(別に法律で生産面積として定める面積をいう。以下同じ。)に応じて算定をした当該種類ごとの額を合算して得た額の交付金を、国及び地方公共団体が当該農業者に対して交付することにより、行うものとする。この場合において、当該交付金の額に係る当該算定に当たっては、生産面積の規模に応じた加算、品質に応じた加算及び当該生産が環境保全に資する度合に応じた加算を行うものとする。
- 3 第一項の直接支払の総額は、一年度当たりおおむね一兆円を目途とするものとする。

(米の生産調整の廃止)

第十条 米の生産調整は、前条第一項の直接支払の実施の時に廃止するものとする。

(農業集落に対する支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、農業生産の維持・増進に資するとともに、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う農地、農業用の水路等の保全、管理等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業への参入要件の緩和等)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(食料の備蓄の推進)

第十六条 (略)

第三章 国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針

(水産資源に関する調査及び研究)

第十七条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、地方公共団体と連携し、水産資源の種類を定めて、我が国の周辺の海域等における水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁獲限量の割当て及び漁業権等の見直し)

第十八条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十一条に規定するもののほか、水産物の種類を定めて、当該水産物の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者及び遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第三項に規定する遊漁船業者(以下「漁業者等」という。)に当該水産物の漁獲量の限度の割当てを行うことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。この場合において、国は、当該施策の実施に伴い収入の減少が生ずる漁業者等について、当該収入の減少に係る直接支払を行うものとする。

2 国は、前項の施策を実施する等のため、水産資源の適切な保存及び管理の観点から、漁業権等に関する制度について、必要な見直しを行うものとする。

(漁場環境の保全)

第十九条 国は、水産資源の回復に資するため、藻場又は干潟の造成その他の漁場環境の保全のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、水産資源の回復に資するため、水域の環境と密接な関係を有する地域の森林の保全及び整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(水産資源の保存及び管理のための輸入の制限等)

第二十条 (略)

(漁業集落に対する支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、漁業生産の維持・増進を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する
方針

(加工食品等の原材料原産地の表示)

第二十二条 (略)

(輸入検疫体制の強化等)

第二十三条 (略)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

農業者戸別所得補償法案（平野達男君外 4 名提出、第 168 回国会参法第 6 号）

（目的）

第一条 この法律は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、農業者戸別所得補償金（第四条第一項の交付金及び第八条の交付金をいう。）を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他前条の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいう。

（生産数量の目標）

第三条 国、都道府県及び市町村は、政令で定めるところにより、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

- 2 国、都道府県及び市町村は、前項の生産数量の目標（以下「生産数量の目標」という。）を設定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 国、都道府県及び市町村は、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならない。

（販売農業者の所得を補償するための交付金の交付）

第四条 国は、毎年度、予算の範囲内において、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者（販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、その所得を補償するための交付金を交付するものとする。

- 2 前項の交付金の額は、主要農産物の種類別の面積単価（農林水産大臣が主要農産物の種類別の標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して定める面積当たりの単価をいう。以下同じ。）に販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積（生産数量の目標に従って

定められた生産量のうち販売に供されるものとして農林水産省令で定めるところにより算定した部分を農林水産省令で定めるところにより面積に換算したものをいう。)を乗じて得た金額とする。この場合において、交付金の額の算定については、政令で定めるところにより、当該主要農産物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産の要素を加味するものとする。

- 3 農林水産大臣は、面積単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(交付金の交付の申請等)

第五条 前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付)

第八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域における生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付するものとする。

(罰則)

第九条 偽りその他不正の手段により第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第十条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止)

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)は、廃止する。

(生産数量の目標に関する経過措置)

第三条 国、都道府県及び市町村は、この法律の施行前においても、第三条第一項及び第二項の規定の例により、生産数量の目標を設定し、これを公表することができる。

2 前項の規定により設定された生産数量の目標は、この法律の施行の日において第三条第一項の規定により設定されたものとみなす。

(面積単価に関する経過措置)

第四条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第四条第二項及び第三項の規定の例により、面積単価を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた面積単価は、この法律の施行の日において第四条第二項の規定により定められたものとみなす。

(関係法律の整備等)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。

民主党農林水産政策大綱「農山漁村6次産業化ビジョン」 ～農林漁業・農山漁村の再生に向けて～



農林漁業・農山漁村の位置付け

- ・ **国民が生きていく上で必須の衣食住をまかなう**
(食料・天然繊維・木材の供給等)
- ・ **都市生活者の生命・身体・財産の保全に貢献**
(国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的な機能を発揮)
- ・ **日本の文化・伝統等を育む**
(集落という地域社会の結びつきを基礎に、様々な主体によって多様な農林漁業を展開)

農林漁業・農山漁村を取り巻く事情と3つの課題

① 地球温暖化や地球規模での資源問題

- ・ 生物多様性の喪失、食料生産性の低下、飢餓問題の深刻化
- ・ 石油価格の急上昇、穀物の価格高騰
- ・ 農林漁業の在り方を抜本的に見直す必要性
- ・ 国際分業論の前提条件が成り立たない状況

② 食料自給率の低下と食の安全・安心の期待喪失

- ・ 食に対する消費者の不安・不信の増大(食品企業による偽装問題、中国産餃子の中毒問題等)
- ・ 食料自給率向上を含め、食料安全保障の確保が国家戦略上の重要課題
- ・ 地産地消の推進とともに、フードチェーンにおける食の安全と消費者の信頼構築が必要

③ 農山漁村が崩壊の危機

- ・ 資源価格の高騰はコスト上昇要因となり、農林漁業や関連産業の収益性は著しく悪化
- ・ 農山漁村の崩壊が懸念され、期待される役割を發揮することがきわめて厳しい状態

農山漁村の6次産業化への兆し

- ① **米の生産について、超多収品種の導入、環境保全型農業への取組等、消費者・実需者のニーズに対応した生産への質的転換の取組**
- ② **米粉や米菓といった「米の加工」、直売所や直接宅配便での販売といった「米の販売」への取組等**
- ③ **農林漁業者と農山漁村地域における他産業従事者との協同の取組**
- ④ **農山漁村という地域の広がりの中で一定の地域全体としての取組**
- ⑤ **地域により多くの所得が帰属する「地域自立経済圏(仮称)」の確立**

農山漁村の6次産業化ビジョン

3つの基本方向

① 民主党が提案している「戸別所得補償制度」

- ・ 意欲のある販売農業者を対象に「所得補償交付金」を交付することにより、自給率の向上、6次産業化の促進など農山漁村活性化の基本条件を確保。林業、漁業にも同様の制度を導入。

② 「品質」、「安全・安心」、「環境適合性」という消費者ニーズに適った生産体制への転換

- ・ 国産農林水産物やこれらを原料とする加工品等の「商品としての差別化」と農林漁業の「事業としての異質化」を確保
- ・ 特に、食の安全・安心の観点から導入する「トレーサビリティ・システム」や「HACCP」、「GAP」といった措置は、こうした「差別化」、「異質化」の実現にも役立つ
- ・ 食の安全・安心の確保や地球温暖化への対応、食料自給率向上の確保にも貢献

③ 意欲のある農林漁家をはじめとする多様な主体が、バイオマス事業を含めた新たな起業やニュービジネスに取り組めるよう支援措置を講じ、農山漁村の6次産業化を実現

- ・ 農山漁村の6次産業化は付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、農林漁業の再活性化と農山漁村の再生を実現することにつながり、安全・安心な食の供給と食料自給率向上を確実にするだけでなく、地球温暖化問題への貢献が期待できる

農山漁村の6次産業化ビジョン

- 次頁の内容を柱とする法案について次期国会に提出
- 民主党が政権についてから4年間に実現すべきもののプログラム法
- 必要な財源は、農林水産関係予算を含めた政府全体予算を抜本的に見直し、無駄を省くこと等を通じて捻出

1. 食の安全保障の確保のための改革に関する方針

- (1) 食料自給率の向上（10年後50%、更に60%へ）
- (2) 食の安全及び消費者の安心の確保
（食品トレーサビリティ・システムの確立、原料原産地表示の義務化の拡大等、食品安全委員会の機能強化と食品安全庁の創設）

2. 農業の活性化のための改革に関する方針

- (1) 消費者ニーズに適った商品生産と事業展開の必要条件の確保
- (2) 所得補償制度の導入等農業経営の安定化
 - ア 農業者戸別所得補償制度の導入（販売農業者を対象とした生産に要する経費と販売価格との差額を基本に所得補償交付金を交付）
 - イ 畜産・酪農の総合的対策（畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入、自給飼料を基盤とした畜産・酪農への転換）
- (3) 農地制度の改革と農業への参入促進
 - ア 農地制度の改革（耕作義務の明確化等抜本改革と当面の改革（耕作者主義を前提に農業参入への規制緩和））
 - イ 農村集落への支援（「資源保全管理支払」、「環境直接支払」、「中山間地域等直接支払」の恒久措置化）

3. 森林・林業の活性化のための改革に関する方針

- (1) 「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林の多面的機能の十全の発揮と京都議定書の森林吸収源量の確保
- (2) 大規模でコストのかさむ林道整備にかえて、高密度路網の整備と高性能林業機械の導入
- (3) 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進
- (4) 国有林野事業の改革（国有林野事業特別会計を廃止し、一般会計での一元的・総合的管理）

4. 漁業・水産業の活性化のため改革に関する方針

- (1) 個別TAC制度の導入等による資源管理の強化
- (2) 水産に関するトレーサビリティ・システムの導入
- (3) 「漁業所得補償制度」の導入（個別TACの対象となる漁業者等を対象に生産に要する経費と漁業収入との差額を基本とする補償交付金を交付）
- (4) 漁村集落の活性化（「漁村集落直接支払」の導入）
- (5) 養殖業、内水面漁業に対する支援

5. 農山漁村の6次産業化のための改革に関する方針

- (1) 新たな生産販売サイクルの確立と付加価値の向上による農林漁家の収入の増大
- (2) バイオマスを基軸とした新たな産業の振興と農山漁村の活性化
- (3) 教育・医療・介護の場としての農山漁村の活用
- (4) 農山漁村集落の活性化と定住人口・交流人口の増大
- (5) 農協等の改革

民主党農林水産政策大綱

農山漁村 6 次産業化ビジョン（概要）

～ 農林漁業・農山漁村の再生に向けて～

（ 1 ） 農林漁業・農山漁村の位置付け

農林漁業は、米、肉、乳製品、野菜、果物や魚介類などの食料や、生糸、麻等の天然繊維、また、建築資材となる木材を国民に供給するなど、国民が生きていく上で必須の衣食住をまかなっている唯一の産業（食料の安全保障等）であるとともに、エネルギー及びプラスチック等の原材料も供給しています。

農林漁業はその展開を通じて、空気・水・土壌の維持保全等、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止といった多面的な機能を発揮し、都市生活者の生命、身体、財産の保全に貢献している唯一の産業でもあります。

また、その農林漁業が営まれている農山漁村においては、日本各地の気候・風土を反映し、集落という地域社会の結びつきを基礎に、家族経営を中心に、集落営農、大規模経営、法人経営等の様々な主体によって、多様な農林漁業を展開しながら、日本の文化・伝統等を育てています。

（ 2 ） 農林漁業・農山漁村を取り巻く事情と 3 つの課題

このように、重要な役割を果たし、多様な農林漁業・農山漁村を取り巻く事情をみると、近年大きな変化がみられます。

第一に、地球温暖化や地球規模での資源問題の関係です。

二酸化炭素等の温室効果ガス濃度がこのまま増加し気温の上昇が続いた場合、中長期的には地球環境に著しい悪影響を与え、生物多様性の喪失や食料生産性の低下を招くとともに、今後、飢餓問題が深刻化するのは必至です。

現に起きている現象としては、中国、インド等の力強い経済成長や、石油埋蔵量が充分であっても経済的に利用できなくなる結果生産量がピークを迎える（「オイルピーク」）のではないかと予測により、石油価格が急激に上昇しています。また、石油代替燃料の原料である穀物の価格高騰も起き、一部の途上国では食料暴動がみられるほか、食料輸出国の中には

自国民への供給優先のため輸出規制の強化や輸出禁止を行う国も出てきています。しかも、このような事態は一過性ではなく、相当の期間継続するのではないかと懸念されています。

このような資源価格の高騰は、海外からの石油や飼料穀物に依存し、大規模効率化を優先させてきたこれまでの日本の農林漁業の在り方について、安定的な食料生産、気候の安定化、生物多様性を確保する観点から、抜本的な見直しの必要性を突きつけています。

さらに、海外からの食料調達面で、諸外国に「買い負ける」状況も出てきており、国際分業論の前提条件が成り立たなくなっています。

第二に、食料自給率の低下が続き、食の安全・安心が大きく損なわれていることです。

2007年のミートホープ事件等食品企業による一連の偽装問題に加え、2008年に入ってから中国産餃子の中毒問題等を契機として、輸入食品をはじめとする食に対する消費者の不安・不信が高まっています。

地球温暖化や資源問題を背景に国民の安全・安心を確保する観点からは、食料自給率向上を含め、「食料安全保障」の確保が国家戦略上の重要課題と位置付けられますが、特に、食の安全・安心を担保していくためには、効率性の観点から構築された大量生産・大量消費の体制、多段階流通を経ることや長距離輸送体制等による「顔」の見えない関係等に大きく依存する体制から、「地産地消」の推進とともに、国産・輸入を問わず、生産から加工・流通、そして、消費に至る一連の「フードチェーン」における食の安全と消費者の信頼を構築していくことが求められています。

第三に、農山漁村が崩壊の危機に瀕していることです。

石油価格や飼料穀物価格等資源価格の高騰は、農林漁業にとってコスト上昇要因となります。欧米諸国等では農林水産物への価格転嫁が一定程度実現していますが、日本では同様に資源価格の高騰がみられるものの農産物・水産物等の食料価格が下落傾向にあります。その結果、農林漁業や関連産業の収益性は著しく悪化し、また、食料自給率の低下傾向に示されるように、農林漁業は衰退の道を歩んでいるといえます。このような農林漁業とその関連産業の危機的状況が続けば、後継者難、離農、離村等が進み、農山漁村の崩壊が懸念され、その期待される役割を發揮することがきわめて厳しい状態にあるといえます。

(3) 農山漁村の6次産業化への兆し

こうした厳しい状態にはありますが、例えば米の生産について、従来の主食用一本ヤリの生産から飼料用やバイオ燃料用の超多収品種の導入、有機栽培等の環境保全型農業への取組といった消費者・実需者のニーズに対応した生産への質的転換を図る取組がみられます。

これに加え、米の生産出荷だけの狭い意味の農業(「米の生産(1次産業)」)から、米粉や米菓といった「米の加工(2次産業)」や、米をファーマーズマーケット(直売所)で販売したり、消費者に直接宅配便で販売するなど、「米の販売(3次産業)」に主体的に取り組むことを通じて、1次産業・2次産業・3次産業を総合化し、新たに「起業」する取組もみられます。

また、農林漁業者と農山漁村地域における他産業の事業者等がともに手を携え、協同した取組を行い、農林漁業者と2次産業者・3次産業者との融合・連携による「新たな業態」(=ニュービジネス)が創出され、さらには、農山漁村という地域が全体として、のニュービジネスに取り組んでいく、いわば「農山漁村の6次産業化」への「内発的発展」の兆しがみられます。

このような「農山漁村の6次産業化」への内発的発展は、「東京」と「それ以外」とからなる大規模フレームワーク型関係から、地域の「中心市街地」とそれを取り囲む「農村部」とが有機的に協働する経済圏により形成されるネットワーク型関係に日本社会を転換することを促進します。すなわち、この一定の広がりのある地域の経済圏において、農山漁村の6次産業化を実現し、地域での「新たな業態」への取組や近隣の地域との「分業」や「連携」等を通じて、付加価値のより多くの部分を東京ではなくその地域に帰属させることが可能となり、いわば「地域自立経済圏(仮称)」が確立されることになるからです。

(4) 6次産業化ビジョンの策定と着実な実行 - 3つの主要対策

民主党は、現下の緊急課題として農林漁業・農山漁村の再生に取り組むこととし、その取り巻く事情の変化等を十分に踏まえ、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、「農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン～」を策定し、これを強力に実施していきます。

すなわち、安全で安心な国内産のシェアを拡大する食料自給率向上の目標を設定し、その実現を図るために3つの対策を一体として講じていきます。

第一は、民主党が提案している「戸別所得補償制度」です。これは、意欲のある販売農業者を対象に「所得補償交付金」を交付することによって、自給率の向上を図るものです。農業が無償で国民に提供している多面的機能を根拠にするものですから、やはり多面的機能を果たしている林業、漁業にも同様の制度を導入します。環境保全型農林漁業の推進や加工・販売への取組等の6次産業化を促進する等、農山漁村の活性化の基本条件を確保するものです。

第二に、「品質」、「安全・安心」、「環境適合性」という消費者ニーズに適った生産体制に転換することが重要です。これは、国産農林水産物やこれらを原料とする加工品等の「商品としての差別化」と農林漁業の「事業としての異質化」を確保することになるからです。特に、食の安全・安心の観点から導入する「トレーサビリティ・システム」や「HACCP」、「GAP」といった措置は、こうした「差別化」、「異質化」の実現にも役立ちます。いずれにしても「品質」、「安全・安心」、「環境適合性」という消費者ニーズに適う生産体制への転換は、食の安全・安心の確保や地球温暖化への対応に加え、食料自給率向上の確保にもつながります。

第三に、意欲のある農林漁家をはじめ、地域の多様な事業者等が、バイオマス事業を含めた新たな起業やニュービジネスに取り組めるよう支援措置を講じ、農山漁村の6次産業化を実現することです。このような農山漁村の6次産業化は、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、農林漁業の再活性化と農山漁村の再生を実現することにつながり、安全・安心な食の供給と食料自給率向上を確実にするだけでなく、化石燃料の消費削減、温室効果ガスの吸収源としての役割の発揮、再生可能エネルギーの供給といった側面で、地球温暖化問題に大きく貢献することが期待できます。

以上の対策を推進する際留意すべきことは、まず、農林漁業は地域毎の気象条件、土壌条件等自然条件に大きく左右されるものであることから、適地適作を基本として、地域条件に配慮した政策を構築することが重要であることです。

また、農林漁業と農山漁村とは前述のように相互に密接な関係にあること、家族経営、集落営農、法人経営等多様な主体の中には、与えられた条件の下で、大規模効率化を目指すものもいれば、規模が小さくても加工や販売にも取り組むこと等により特色のある経営を展開しようとするものもいるということを十分に理解することです。民主党は、規模拡大や効率

化、あるいは集落営農化を否定するものではなく、むしろ推進します。しかし、それらに限定することは間違いです。一定規模以上の「大規模効率経営」や、経理を一元化し法人化を前提とする「集落営農」が唯一の正しい道であるかのように、政府が一つの経営タイプを押しつけることがあってはならず、現場の主体的判断を尊重して多様な努力・取組を支援することが重要なのです。

民主党は、以上の基本的な考えのもと、日本の農林漁業・農山漁村の再生に取り組んでまいります。

民主党農林水産政策大綱

農山漁村 6 次産業化ビジョン

～ 農林漁業・農山漁村の再生に向けて～

1. 食の安全保障の確保のための改革に関する方針

(1) 食料自給率の向上

ア 食料自給率目標～国家戦略目標としての自給率向上～

「食料自給率目標」は、現下の世界の食料需給及び価格の動向や、食料輸出国の輸出規制の動き等を踏まえ、食料安全保障の観点から、国家の戦略目標としてこれを設定する。

「食料自給率」は、「生産数量目標」(参照)が設定された年度から起算して10年度を経過した年度において50%に、さらに10年度を経過した年度において60%に達することを目標とする。なお、「国民が健康に生活していくのに必要な最低限のカロリーは、国内で全て生産することが可能な食料自給体制を確立することを目指していく」ことは当然であり、その意味において「完全自給」を目指していく。

このような食料自給率目標を達成するためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の総量(農地面積及び利用率)を確保することが不可欠の前提である。国民一人当たりの農地がフランス49アール、ドイツ20アールであるのに対し、我が国の場合は4アール弱と著しく少ない現状においては、農地の確保は特に重要な課題である。また、有事においても必要最低限の食料を国民に供給できる基盤(=食料自給力)として、担い手や農業技術に加え、優良農地を確保・整備することは重要な課題である。以上の観点を踏まえ、食料自給率目標の達成と食料自給力の確保のために必要な農地総量を、「生産数量目標」の設定と併せて、明示する。

米、麦、大豆等の農産物に加え、牛肉、乳製品等の「主要農畜産物」を対象とする「生産数量目標」について、国が地方公共団体、関係者の意見を踏まえて、設定する。

イ 食料自給率目標の達成のための政策の基本方向

食料自給率目標を達成するため、食料消費面、農業生産流通面、輸出面で、以下の政策を講ずる。

食料消費面

食育、食生活の改善、食品廃棄物の減少、食品リサイクルの推進等に取り組む。

農業生産流通面

生産流通面からの取組については、次の3つの対策を講ずる。

そのうち、最大の柱に位置付けられるものは、所得補償制度の導入である。

また、輸入食品等への対抗力を確保する観点から規模拡大・効率化を実現するための技術開発（例えば、稲の水田直播技術、飼料用等の超多収品種の開発）等に加え、「食味など品質がよい」、「安全で安心である」、「環境にやさしい」（有機農業・環境保全型農業の積極的展開、地球温暖化の防止）といった「消費者ニーズ」への対応に必要となる農業技術の開発・普及等の施策を推進するほか、人材の養成等を推進する。

このように「安価」だけでなく、「良品質」、「安全・安心」で「環境適合性」を求める「消費者ニーズ」に適う方向に日本の農林漁業の生産体制を転換することは、効率性とは別の切り口で「競争力」を確保（いわゆる「商品の差別化」、「事業の異質化」）することにほかならない。

したがって、自給率向上のためにこのような生産体制に転換することとし、こうした転換にも役立つ「トレーサビリティ（追跡可能性）・システム」や「H A C C P」、「G A P」といった措置の導入を図る。これが第二の柱である。

第三に位置付けられるのが、意欲のある農林漁家をはじめとする多様な主体が、加工や、直売・産直に取り組むことにより、付加価値を囲い込んでいく、6次産業化への取組である。

輸出面

中長期的な食料自給率向上のための手段として、輸出先国の消費者ニーズを市場調査し、それに適う農産物等を安定的に供給するための体制を整備する等、「輸出への取組」を積極的に推進する。

ウ 国内生産を基本とする食料の安定供給の確保

～特に、水田の持つ機能のフル活用へ～

食料の安定供給の確保を図るため、国内生産を基本として、輸入及び備蓄を適切に組み合わせていくこととし、米、小麦、大豆、野菜、果樹、畜産物等について適地適作の視点から取り組む。

特に、米については、主食用需要の減少等を理由に、40年近くにわたって生産調整が進められてきたが、アジア・モンスーン地帯に属する我が国の気候に最も適した、唯一完全自給が可能な作物である。また、最近の世界的な穀物需給をめぐる状況の変化にかんがみれば、米の生産装置である水田が持つ機能をフル活用し、食料自給力を確保しておく必要がある。

そのため、現行の米を作らない形での「生産調整」は廃止し、主食用に加え、米粉用、飼料用、バイオ燃料用等主食用以外の多用途に利用される米について計画的な生産・流通を推進する方向へと転換を図る。

今回の国際的な穀物価格の高騰により、不測の事態においては、輸出国は自国の食料確保を優先することが明確になったことから、日本の食料安全保障の手段として「備蓄」を明確に位置付ける。

具体的には、米を備蓄の対象とし、その運営は現在の「回転備蓄方式」から「棚上方式」へ転換する。すなわち備蓄としての役割を果たしたものはバイオマス用、飼料用、援助用等に活用する。また、備蓄水準を増やすべきとの消費者の意向やスイス等の諸外国の備蓄運営の実例を踏まえ、その数量は約4ヶ月分(300万トン。国産米に限らない。)を目途とする(具体的な数量とともに、その管理の方法については、モミ米の形態とするか否か、農家等への委託とするか否か等を含め、「生産数量目標」の策定と併せて検討する)。これにより、現在の回転備蓄方式と比べ、実質的な財政負担を大きく変えることなく、食料供給に対する国民の不安を取り除くことができるとともに、途上国に対する援助等を通じ、世界的な食料不足の解消にも積極的に貢献をしていく。

(2) 食の安全及び消費者の安心の確保

ア 食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革

～食品安全委員会の組織強化とリスク管理機関の一元化～ 略

イ 食品のトレーサビリティ・システムの導入 略

ウ 食品表示の拡大等 略

エ トレーサビリティ等とリンクした輸入検疫体制の強化等 略

オ 企業のコンプライアンス体制の確立の推進 略

2. 農業の活性化のための改革に関する方針

(1) 消費者ニーズに適った商品生産と事業展開の必要条件の確保 略

(2) 所得補償制度の導入等農業経営の安定化

ア 農業者戸別所得補償制度の導入¹

米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者(集落営農を含む。)に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付する。

交付金の交付に当たっては、品質、流通(直売所等での販売)・加工(米粉等の形態での販売)への取組、経営規模の拡大、環境の保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物(米粉用、飼料用、バイオ燃料用の米を含む。)の生産の要素を加味して算定する。

イ 畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入

海外からの安価な輸入飼料を前提に、効率性を優先させた現行の畜産・酪農政策を抜本的に見直し、国内資源(粗飼料(稲わらを含む。)、飼料用米等)を有効活用し、食料自給率の向上と環境への負荷の軽減を図るとともに、長期展望に立脚した持続可能な畜産・酪農を構築する。

このため、自給粗飼料、飼料用米等の増産、集約放牧の定着を図る観点から、「農業者戸別所得補償制度」において、「飼料作物」を対象農産

¹ 民主党は、平成19年10月、第168回国会に「農業者戸別所得補償法案」を提出した。同法案は、同年11月、参議院で可決され、衆議院で継続審査となったが、第169回国会、平成20年5月、否決された。

物と位置付け、その積極的な推進を図る。

また、畜種毎に講じている現行の経営安定対策等は制度疲労を起こしていることにかんがみ、現行制度を検証の上抜本的に見直し、飼料価格の高騰、畜産物価格の下落等の経営外の要因に対応し得る新たな制度を構築する。すなわち、「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者(集落営農を含む)に対して経営の安定に資するよう、生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付する。交付金の交付に当たっては、流通・加工への取組をはじめ、アの に準じて、必要な要素を加味して算定する。

及び の制度が構築されるまでの間、畜産・酪農経営における飼料代が生産コストの4割から6割を占めている実態にかんがみ、配合飼料価格の高騰に対する緊急対策を実施する。

資金制度については、米価の低迷等により農地の担保価値が低下している状況等にかんがみ、貸し渋り等で生産者の資金調達に支障を来すことのないよう、融資条件等の必要な見直しを実施する。また、自給飼料へ転換するためには、これまでの輸入飼料穀物の給餌を前提に推進してきた大規模化に伴い生じた農家の負債を償還することが必要であり、その負担を軽減する観点から、借換等による負債償還期限の延長等について検討する。

自給飼料への転換を推進するため、畜産物の品質への影響等畜種毎の特性を考慮しつつ、稲わらの効率的な飼料利用体制の構築、米の飼料化の推進、家畜用穀物の品種開発等、現行の自給飼料・耕畜連携対策の見直しを行う。

なお、米の飼料化については、生産技術面での対応状況等を踏まえつつ、稲わら等非食用部分を含めた米トータルの飼料利用に係る技術開発の更なる推進や、転作田等における飼料用米の生産拡大等を図る。併せて、持続可能な畜産・酪農の構築の観点から、配合飼料等飼料穀物中心の給与方法等、これまでの技術・経営管理の在り方も見直す。食品残さの飼料利用(エコフィード)の促進を図るため、食品残さ等を「産業廃棄物」ではなく「資源」として位置付け、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用除外等の扱いとすることについて検討する。

消費者の安全・安心に対するニーズに対応し、経営の安定を図るため、牛以外の家畜・畜産物についても、コスト面等での農家負担に配慮しつつ、エコフィードを含め国産飼料の給餌により生産された安全・安心な畜産物であることを確認し得るトレーサビリティ・システムの導入を促進する。

ウ 「所得補償制度」と「収入保険（又は所得保険）」との比較検討

農業者戸別所得補償制度の導入に当たっては、収入変動の影響を緩和する観点から、「収入保険制度」（又は「所得保険制度」）（農業災害補償制度の抜本的改革）の導入の必要性を検討する。

畜産・酪農に係る所得補償制度の導入に当たっては、財源論の観点に加え、畜産・酪農の実態の観点から、「収入保険制度」（又は「所得保険制度」）との比較検討を行った上で、具体的な制度の在り方を決定する。

エ 野菜・果樹等に対する新たな支援措置の確立

野菜、果樹等の当面所得補償制度の対象とならない農畜産物については、経営安定の確保、競争力の強化、消費者ニーズに適う商品の安定的かつ機動的な供給の観点から、現行制度を検証し、「収入保険制度」（又は「所得保険制度」）の導入を含め、新たな支援措置を確立する。

（３）農地制度の改革と農業への参入促進

ア 農地制度の改革

（ア）農地制度の抜本改革 略

（イ）農地制度の当面の改革方向 略

耕作者主義の取扱い等 略

耕作放棄地の取扱い 略

農業への参入の基本的考え方

自然人、法人を問わず、農業に精進する意欲と能力のある者が農業へ新規に参入することを促進する。この場合、「認定農業者制度」や「品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）」の対象農家のように、「所得目標」や「経営規模」を設定することや就業時の年齢制限等を条件とする「入り口規制」はこれをとらない。

a 農外法人の参入 略

b 個人の要件緩和 略

イ 直接支払いを通じた農村集落への支援

我が国の農村は、多様な農業の担い手が営農にいそしみ、重層的に織り成すことで、伝統文化や環境を守り、良好なコミュニティを維持し、多面的機能を発揮している。こうした多面的機能は農業の担い手以外の国民全体が享受するものであり、多面的機能発揮に係る対価として農村振興策を講じる。

具体的には、現行の「農地・水・環境保全向上対策」を抜本的に見直した農村集落に対する「資源保全管理支払」、環境保全型農業の取組に対する「環境直接支払」とともに、条件不利地域に対する「中山間地域等直接支払」の3つの直接支払を、法律に基づく恒久措置として実施する。

農村集落に対する「資源保全管理支払」の実施

集落が行う農地、農業用の水路等の保全、管理等の取組に対し、多面的機能の発揮に係る対価として「資源保全管理支払」を実施する。

「環境直接支払」の実施

現行の農地・水・環境保全向上対策で環境支払的な支援策が創設されたが、これは、農外の者も含んだ活動組織において地域資源の維持保全の取組が行われている地域でなければ、支給対象とならないという欠陥を有する。

このため、資源の維持保全に対する支援と環境支払とをリンクさせず、資源の維持保全活動が行われていない地域であっても環境保全型農業に取り組む農家に対して、「環境直接支払」を実施する。

その際、農業者戸別所得補償制度において、交付金の額の算定に当たって、「環境の保全に資する度合い」の要素を加味することとされていることとの整理を行う（二重支払の排除）。

「中山間地域等直接支払制度」の恒久措置化

現行の予算措置である「中山間地域等直接支払制度」を法律に基づく制度として実施する。その際、対象農用地の要件の見直しを検討する。

総合的な農村活性化策

上記の3つの直接支払に加え、これを支える施策として、就業機会の拡大（農山漁村の6次産業化）、教育・医療サービスの向上、公共機関等へのアクセスの確保などによる定住条件の向上を進める。

3．森林・林業の活性化のための改革に関する方針

（1）改革の目標～木材自給率の向上と雇用の拡大～

本ビジョンに関する法律の施行から10年度後の木材自給率として、50%

(年間成長量の約半分(5,000万立方メートル)の生産)を設定する。

木材の自給率向上、木材関連産業全体の活性化による新たな生産体制の構築を通じて、中山間地域を中心に、100万人の雇用拡大を実現する。

国産材志向の消費者ニーズを踏まえ、地域材を活用した住宅建設を促進するとともに、公共的建築物に地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築する。

木材の生産・加工・流通体制を大胆に効率化するとともに、木質バイオマスの利活用を含めた新たな起業やニュービジネスを取り込んで、「山村の6次産業化」を推進する。

(2) 改革の基本方向

ア 「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林吸収源対策等の確実な実行

森林については、民有林・国有林等の所有形態にかかわらず、国民生活に密接に関わり、国土の保全・水源のかん養等の公益的機能を十全に発揮させていくとともに、京都議定書の削減目標達成に必要な森林吸収量を確保する必要がある。こうした観点から、国有林については、後述(エ)の改革を行うとともに、民有林については、適正な森林管理がなされるよう、森林所有者に対して「再造林」をはじめとする「森林の適切な経営」を義務付ける。その場合、適切な森林管理を行う者に対して、間伐等を実施する上で森林所有者が負担する費用相当額を交付する「森林管理・環境保全直接支払制度」(仮称)を導入する。

なお、ポスト京都議定書における削減約束を見据え、森林による吸収量の更なる確保を図るため、適正な森林管理を促進させる経済的な制度の在り方(例えば、「国内排出量取引制度」の活用等)について早期に検討を行う。

略
略
略

イ 高密度路網の整備と高性能林業機械の導入による林業経営の安定化 略

ウ 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進 略

エ 国有林野事業の改革 略

4. 漁業・水産業の活性化のため改革に関する方針

(1) 改革の目標～資源管理の強化と漁業経営の安定化～

水産資源について、特に「排他的経済水域」の水産資源は「国民共有の財産」として位置付け、そうした基本理念を前提に漁業法をはじめ関係する法律を整理する。

水産資源の状況と漁獲努力とのバランスを確保するため、「個別TAC」等の導入と「漁業所得補償制度」の創設、休漁、減船等の措置を実施することを通じて適正な資源管理を実施する。

略

略

(2) 改革の基本方向

ア 個別TAC制度の導入等資源管理の強化

適正な資源管理を確保するため、現行制度の抜本的改革に取り組み、一定期間（5年）経過後に完全実施する。

すなわち、生物学的許容漁獲量（ABC）²を設定し、それを限度に総漁獲可能量（TAC）³を設定する。また、ABCを設定できないもの等⁴は、「資源管理計画」の基準を設定する。

総漁獲可能量を設定しているものは個別漁業者毎の漁獲可能量の割当（個別TAC）⁵を行い、「資源管理計画」の基準を設定しているものは漁業者団体又は漁村集落毎に「資源管理計画」を策定する。併せて、

² 生物学的許容漁獲量（ABC：Allowable Biological Catch）とは、生物学的に推奨される持続的な漁獲量をいう。調査により得られた情報から資源を評価し、算出する。

³ 総漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）とは、対象の魚種ごとに定める年間の漁獲量の上限をいう。民主党の制度では、TACは、ABCを上限として設定する。（現行のTACの設定はABCを基礎に社会的経済的要因を勘案して行われているため、TACとABCが乖離することは珍しくない。TACがABCを上回ることは、資源管理上問題とされている。現行のTAC対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに。）

⁴ ABCを設定できないもの等とは、「科学的知見が蓄積されていないため、ABCを設定できないもの」、「分布範囲が狭く、特定の海域のみに存在し漁獲されるもの」、「TAC制度による管理よりも、他の方法による管理の方が、効率的かつ効果的に資源管理を行うことができると見込まれるもの（定置漁業や一本釣り、刺し網等の沿岸漁業のような場合には、漁具・漁法、操業の時期、操業の区域等の制限による資源管理が想定される）」とする方向で検討

⁵ 個別TACとは、TACを分割し、個別の漁業者毎に割当てたものをいう。過剰投資の抑制、コスト削減、計画的漁獲の促進、操業の安全性の向上等のメリットがある。（現行のTACは、漁業種類・地域毎に分割されている。）

個別TACについては「衛星船舶監視システム」、「電子業務日誌」(漁獲に関連する情報の入力)の義務付け等資源管理の実効性を担保するための措置を実施する。

水産資源の回復と多面的機能の発揮のため、森林の保全・整備を推進するほか、「海の森構想」等の事業を積極的に展開して、藻場、干潟の造成を推進する。

イ 水産に関するトレーサビリティ・システムの導入 略

ウ 漁業所得補償制度の導入等による漁業経営の安定化

個別TACの対象となる漁業者又は「資源管理計画」に即した生産を行う漁業者は、「国民の共有財産」である水産の資源管理を行い、国民への食料安定供給の責務を担っていることにかんがみ、漁業経営所得を補償することとし、そのための「漁業所得補償制度」を創設する。

漁業経営の特性を踏まえ、生産に要する費用と漁業収入との差額を基本とする交付金を交付する。制度の具体的在り方は、財源論に加え、漁業実態の観点から、「収入保険制度」(又は「所得保険制度」と)との比較検討を行った上で、決定する。

適正な資源管理を行う上で必要となる「休漁」、「減船」については、漁業所得補償の水準をベースに補償を実施する。

漁業所得補償制度が構築されるまでの間、現下の燃油価格高騰に対する緊急対策として、燃油価格高騰に伴う負担軽減のための補てんを実施する。

エ 漁村集落の活性化

漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取組に対して、多面的機能の発揮の観点から、「漁村集落直接支払」(仮称)を実施する。

オ 養殖業、内水面漁業に対する支援 略

5. 農山漁村の6次産業化のための改革に関する方針

(1) 6次産業化の基本的考え方 略

(2) 改革の基本方向 略

ア 6次産業化の戦略的推進 略

イ 新たな生産販売サイクルの確立と付加価値の向上による農林漁家の収入の増大 略

ウ バイオマスを基軸とする新たな産業の振興と農山漁村地域の活性化 略

(ア) バイオマス産業の振興 略

(イ) 農山漁村におけるバイオマスの積極的な利活用 略

エ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用 略

オ 農山漁村集落の活性化と定住人口・交流人口の増大 略

略

略

また、「6次産業化」への取組（起業・ニュービジネスの創出）に対しては、所得補償制度において「流通・加工への取組」の要素を加味した支援を行うほか、無利子資金を含めた「ノン・リコース・ローン」（6次産業化への取組として負った債務はその借入れにより導入された資産を限度に償還すればよいことにするもの）を創設する⁶。

略

カ 農協等の改革 略

法案の策定と財源の裏付け 略

注：抜粋の関係で、頁参照の記載は省略した。また、脚注番号は原文とは異なる。

⁶ 他産業部門の事業者等が農業部門等へ参入することを通じて「農山漁村の6次産業化」を実現する場合も、所得補償制度等助成措置の対象とし、その推進を図ることとする。なお、助成措置の対象とすることについては、「一定の所得水準以下」といった条件を付けることについても併せて検討する。

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案（筒井信隆君外 6 名提出、第 171 回国会衆法第 2 号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、世界的な食料の供給の不足が将来に向けて更に深刻化することが予想され、また、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、国民が生きていく上で必須の衣食住を賄うとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、文化の伝承等の多面的な機能を発揮している農林漁業及びその持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農山漁村が、人口の減少、高齢化の進展、石油や飼料用の穀物の価格の上昇等により危機的な状況にあることにかんがみ、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革について、その基本理念及び方針、国及び地方公共団体の責務その他の基本となる事項を定めることにより、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業が人間の生活の維持のために不可欠な衣食住、エネルギー等のすべてを賄うことができる唯一の産業であるとともに、農山漁村が、農林漁業の基盤となるだけでなく、農山漁村における様々な活動を通じて豊かな人間性や創造性を養う場となることにかんがみ、農林漁業及び農山漁村が持続的に発展することにより、将来にわたる豊かな国民生活の基盤の確立に寄与することを旨として行われなければならない。

2 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、国民に対し食料の安定的な供給を行うことができるよう、主要な農畜産物については、目標を定めてその生産の確保を図るとともに、水産物については、適切な資源管理を行うことによりその生産の確保を図ることを旨として行われなければならない。

3 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林水産物の生産及び流通に関する体制を見直すとともに、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において適切な措置を講ずることにより、消費者の求める食品の品質の向上並びに食品の安全性及び食品に対する消費者の安心の確保を図り、食料自給率の向上に資することを旨として行われなければならない。

4 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業及び農山漁村の有する農林水産物の供給の機能以外の多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

5 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業が多面的な機能を有する国の根幹的な産業であるにもかかわらず、天候その他の自然的条件によって大きな影響を受けること、国内の他の産業と比較して生産性が低いこと等にかんがみ、国が必要な関与を行うことにより農林水産物の生産の確保が図られることを旨として行われなければならない。

6 (略)

7 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、地域の地理的及び自然的特性を生かした農林漁業の展開を基本とするとともに、我が国の農林漁業が家族経営、法人による経営等の経営形態が異なる生産者や様々な経営規模の生産者など多様な生産者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農林漁業の経営形態、経営規模等についての生産者の主体的な判断に基づく様々な農林漁業に関する取組を支援することを旨として行われなければならない。

8 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 (略)

(法制上の措置等)

第四条 (略)

(改革の実施及び目標時期)

第五条 (略)

第二章 食の安全保障のための改革に関する方針

第一節 食料自給率の向上等

(食料自給率の目標)

第六条 国は、世界的な食料の供給不足等の状況にかんがみ、国民に対する食料の安定的な供給の確保を図るため、食料自給率の向上を図るものとし、その目標は、食料として供給される熱量を基準として算定される比率で、この法律の施行の日の属する年度から十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにするとともに、更に十年度を経過した年度においては六十パーセントに達するようにするものとする。

(食料自給率の目標達成のための取組の推進等)

第七条 国は、前条の食料自給率の目標を達成するには農業経営等の安定が不可欠なものであることにかんがみ、農産物等の生産者の所得を補償するための制度等を導入するとともに、輸入された農産物等との競争力を確保するため、農業生産等の効率化を図るための技術開発等を推進するものとする。

2 国は、食料自給率の向上を図る上で食料の消費の状況を改善することが特に重要であることにかんがみ、食育の推進、食生活の改善、食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の排出抑制等の取組を促進するものとする。

3 国は、農産物等の輸出を積極的に行うことが食料の生産量の増大に資することにかんがみ、輸出先の消費者の需要に即した農産物等の安定的な供給のための取組その他の輸出の振興のための取組を促進するものとする。

(国内生産を基本とする食料の安定的な供給の確保)

第八条 国は、食料の安定的な供給の確保については、農産物等の国内生産を基本としつつ、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行うものとし、特に、現下の穀物をめぐる世界の情勢及び米が国内自給が可能な貴重な農産物であることを踏まえ、水田の機能の最大限の活用を図ること等により食料の安定的な供給が確保されるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 米について、その生産量を抑制するために他の作物を栽培すること等を求める生産調整は廃止し、第十六条第一項に定めるところにより、生産数量の目標を設定するものとする。

二 米粉、飼料その他の主食としての用途以外の用途に利用される米について、計画的な生産及び流通が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

三 世界的な食料の供給の不足等の状況を踏まえ、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、主要農産物(第十五条第一項に規定する主要農産物をいう。以下この条において同じ。)であって主食としての役割を果たしているものについて、必要な数量の備蓄を行うものとする。

四 前号の備蓄に係る主要農産物については、一定の保有期間を経過したときは、飼料、外国に対する援助その他の用途に利用するものとする。

第二節 食品の安全性及び消費者の安心の確保

(食品安全行政の一元化等)

第九条 (略)

(トレーサビリティシステムの導入の促進等)

第十条 (略)

(加工食品の原材料原産地の表示義務の拡大)

第十一条 (略)

(遺伝子組換え食品等についての表示義務の拡大等)

第十二条 (略)

(消費期限等の設定根拠に関する資料の提示等)

第十三条 (略)

(輸入食品に係る検査体制の強化等)

第十四条 (略)

第三章 農業の活性化のための改革に関する方針

第一節 所得補償制度の導入等による農業経営の安定化等

(定義)

第十五条 この節において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的な機能の確保に資する農産物をいう。

2 この節において「主要畜産物」とは、牛肉、牛乳、乳製品その他食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的な機能の確保に資する畜産物をいう。

(生産数量の目標の設定)

第十六条 国、都道府県及び市町村は、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、食料自給率の目標の達成に資するため、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物及び主要畜産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、前項の生産数量の目標（以下「生産数量の目標」という。）を設定したときは、その達成に努めるものとする。

(農業に係る所得補償制度の導入)

第十七条 国は、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、生産数量の目標に従って販売に供する目的で主要農産物を生産する農業者に対し、その所得を補償するため、生産に要する費用と販売価格との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 前項の交付金の額の算定については、主要農産物の品質、新たな販売の方式の導入や新たな加工品の開発等の取組、生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに主食用の米に代わる農産物（米粉、飼料、バイオ燃料（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第二項に規定するバイオ燃料をいう。以下同じ。）その他の主食としての用途以外の用途に供される米を含む。）の生産の要素を勘案して行うものとする。

(畜産業に係る所得補償制度の導入等)

第十八条 国は、畜産業について、耕畜連携（農産物の生産者（以下この項において「耕作農業者」という。）が生産した飼料作物を畜産物の生産者（以下この項において「畜産農業者」という。）に供給すること、畜産農業者から提供された堆(たい)肥を耕作農業者が利用すること等の連携をいう。）を推進し、飼料の自給度を向上させつつ、その健全な発展を図ることにより、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、生産数量の目標に従って販売に供する目的で主要畜産物を生産する農業者に対し、その所得を補償するため、生産に要する費用と販売価格との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 前項の交付金の額の算定については、新たな販売の方式の導入や新たな加工品の開発等の取組及び環境の保全に資する度合のほか、必要に応じて主要畜産物の品質及び生産に係る経営規模の拡大の要素を勘案して行うものとする。

- 3 国は、世界の飼料の需給及び貿易が不安定な要素を有しており、国内における畜産物の安定的な供給を確保する上で飼料の自給度の向上を図ることが重要な意義を有することにかんがみ、畜産物の品質への影響等畜種ごとの特性を考慮しつつ、稲わらの飼料としての効率的な利用の推進、飼料に適した米の生産の促進等米の飼料としての利用の推進、飼料用の穀物を含む飼料用植物の品種改良等、給餌(じ)の方法の改善、食品の残さの飼料としての利用、必要な資金の確保その他の飼料の自給度の向上を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国は、第一項の制度が導入されるまでの間において生じた配合飼料の価格の高騰等の状況に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野菜、果樹等に係る支援制度)

第十九条 国は、野菜、果樹等に係る支援制度について、経営の安定の確保、競争力の強化、消費者の需要に即した商品の安定的な供給等を図る観点から、必要な見直しを行うものとする。

(直接支払等による農業集落等への支援)

第二十条 国は、農業生産の維持及び増進に資するとともに、農業及び農村の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、次に掲げる方針に従い、農業集落等への法律に基づく支援措置を講ずるものとする。

- 一 集落が行う農地、農業用の水路等の保全、管理等の取組について、交付金を交付する制度を設けること。
 - 二 環境保全型農業に取り組む農業者に対し、第十七条第二項の交付金の額の算定において環境の保全に資する度合の要素を勘案して行うこととの調整に留意しつつ、交付金を交付する制度を設けること。
 - 三 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)における生産条件の格差を是正するため、中山間地域等において農業生産活動を行う農業者に対し、交付金を交付する制度を設けること。
- 2 国は、前項に掲げるもののほか、農村地域の活性化を図るため、農村地域における就業機会の拡大、教育及び医療サービスの向上、公共施設等への移動の利便の増進その他の生活の質の向上を図るために必要な支援を行うものとする。

第二節 農地制度の改革及び農業への参入促進

(農地総量の設定)

第二十一条 (略)

(農地制度の抜本的な改革)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

(農地制度の当面の改革)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第四章 森林の整備及び保全並びに林業の活性化のための改革に関する方針

(木材自給率の目標)

第二十六条 国は、林業を振興することにより地域の再生を図るため、我が国の木材の自給率については、この法律の施行の日の属する年度から十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする。

(雇用機会の増大)

第二十七条 国は、次条から第三十二条までに定める措置その他の山村の活性化に資する措置を総合的かつ有効適切に講ずることにより、山村等における雇用機会の増大を図るものとする。

(直接支払等による適正な森林管理の促進)

第二十八条 国は、森林の有する林産物の供給の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行にも資するよう、森林の所有者に対して森林の適正な管理を義務付けることを前提とした上で、森林を適正に管理する森林の所有者等に対して、森林の適正な管理に必要な費用に相当する額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 国は、森林の所有者による森林の整備及び保全が困難となっている現状にかんがみ、森林組合、素材生産業を営む者等の民間の団体等(以下この項において「民間の団体等」という。)による森林の整備及び保全を促進するため、民間の団体等の育成、必要な人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、民間の団体等による森林の整備及び保全が困難な場合には、国において適正な森林の整備及び保全を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(木材産業の活性化のための基盤整備等)

第二十九条 (略)

(木質バイオマスの活用の推進)

第三十条 (略)

(国有林野事業の改革)

第三十一条 (略)

(地域材の利用の拡大)

第三十二条 (略)

第五章 漁業の活性化のための改革に関する方針

(総漁獲可能量の設定及び漁獲可能量の割当て等)

- 第三十三条 国は、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、第四項の調査及び研究の結果に基づき、排他的経済水域等（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二条第一項に規定する排他的経済水域等をいう。以下同じ。）において採捕することができる水産資源の種類ごとの年間の数量の最高限度としての数量（以下「総漁獲可能量」という。）を設定するものとする。ただし、科学的知見の蓄積が不十分であること等の理由により総漁獲可能量の設定が困難な水産資源にあっては、その種類ごとに、総漁獲可能量の設定に代えて、漁業者団体等が策定する資源管理に関する計画（以下「資源管理計画」という。）の基準を設定するものとする。
- 2 国は、総漁獲可能量が設定された水産資源の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者に、その登録に係る水産資源について、総漁獲可能量を踏まえ、漁業者ごとの排他的経済水域等において採捕することができる年間の数量の最高限度としての数量（以下「漁獲可能量」という。）の割当てを行うことができるようにするため必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 国は、前二項の措置を実施するため、水産資源の適切な保存及び管理の観点から、漁業生産に関する基本的制度その他の関連制度について、必要な見直しを行うものとする。
 - 4 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、地方公共団体と連携し、排他的経済水域等における水産資源に関する調査及び研究その他必要な措置を講ずるものとする。

(漁業に係る所得補償制度の導入等)

- 第三十四条 国は、漁獲可能量の割当て又は資源管理計画を遵守して操業を行う漁業者が、国民共通の財産である水産資源の管理を行っていること並びに国民への食料の安定供給並びに環境の保全、海難救助その他の漁業及び漁村の有する多面的な機能の発揮において重要な役割を担っていることにかんがみ、当該漁業者に対して、生産に要する費用と漁業収入との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。
- 2 国は、前項の制度が導入されるまでの間において生じた燃油の価格の高騰等の状況に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(漁場環境の保全及び整備)

- 第三十五条 国は、水産資源の回復に資するため、藻場又は干潟の造成その他の漁場環境の保全及び整備のために必要な措置を講ずるほか、水域の環境と密接な関係を有する地域の森林の保全及び整備のために必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の保存及び管理のための輸入の制限等)

- 第三十六条 (略)

(直接支払による漁業集落に対する支援)

第三十七条 国は、漁業生産の維持及び増進を図るとともに、漁業及び漁村の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組に対し、交付金を交付する制度を設けるものとする。

(内水面漁業に対する支援)

第三十八条 (略)

(養殖業に対する支援)

第三十九条 (略)

第六章 六次産業化の促進等のための改革に関する方針

(六次産業化の促進)

第四十条 (略)

(バイオマス産業の振興等)

第四十一条 (略)

(教育等の場としての農山漁村の活用)

第四十二条 (略)

(農業協同組合等の改革)

第四十三条 (略)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産

農業者戸別所得補償制度の導入

米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に農業者戸別所得補償制度を導入します。この制度は、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付するものです。交付金の交付に当たっては、品質、流通（直売所等での販売）・加工（米粉等の形態での販売）への取り組み、経営規模の拡大、生物多様性など環境保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物（米粉用、飼料用等の米を含む）の生産の要素を加味して算定します。これにより、食料の国内生産の確保および農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させ、農業の多面的機能を確保します。

畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入

畜産・酪農については、輸入飼料に依存し、規模拡大、効率性を優先させた現行の対策を抜本的に見直し、国産飼料を有効活用し、食料自給率の向上と環境負荷低減を図るため、農業者戸別所得補償制度の仕組みを基本にした「畜産・酪農所得補償制度」を創設します。これにより、生産コストの上昇や畜産物価格の下落等の事態に機動的な対応が可能となり、所得の確保が図られるとともに、畜産物の計画的な生産により食料自給率の向上を図ります。併せて、適地適作を基本とする自給飼料生産や飼料用米の利用、食品残さの飼料化等を促進するとともに、国産チーズ等の高付加価値化など流通・加工分野の取組を推進して所得の向上を図り、多様な畜産・酪農経営の実現を目指します。

野菜・果樹等に対する新たな支援措置の確立

野菜・果樹等については、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、新たな支援策を講じます。

資源管理の強化と「漁業所得補償制度」の創設

日本の漁業は、水産資源の状況に比べ、漁獲量が過剰の状態にあります。両者のバランスを確保するため、「個別漁業者ごとの漁獲可能量の割り当て（個別TAC）」と「資源管理計画」の制度を導入し、「漁業所得補償制度」を創設します。

すなわち、個別TACの対象となる漁業者又は資源管理計画に即した生産を行う漁業者に対しては、国民への食料安定供給の責務を担っていることを勘案し、生産に要する費用と漁業収入との差額を基本とする交付金を交付することとします。

また、適正な資源管理を行う上で必要となる休漁、減船については、漁業所得補償の水準をベースに補償を実施します。

「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林吸収源対策等の確実な実行

国土の保全・水源のかん養等、森林の有する公益的機能を十分に発揮させ、京都議定書の削減目標達成に必要な森林吸収量を確保するためには、適正な森林管理が必要です。そのため、森林所有者に対して森林の適切な経営を義務付け、間伐等の森林整備を実施する上で森林所有者が負担する費用相当額を交付する「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を導入します。

また、公共事業のうち治山治水事業の内容を抜本的に見直し、環境・緑を守る持続可能な事業（みどりのダム構想）に転換して、積極的に推進します。

直接支払いを通じた農村集落への支援

日本の農村は、多様な農業の担い手が重層的に営農にいらしむことで、伝統文化や環境を守り、良好なコミュニティを維持するなど、多面的機能を備えています。こうした多面的機能は農業の担い手以外の国民全体が享受するものですから、多面的機能が維持・発揮されるよう農村振興策を講じます。

具体的には、現行の「農地・水・環境保全向上対策」

を抜本的に見直した(1)農村集落に対する「資源保全管理支払」(2)環境保全型農業の取組に対する「環境直接支払」(3)条件不利地域に対する「中山間地域等直接支払」の三つの直接支払を、法律に基づく措置として実施します。

なお、有機農業については「有機農業の推進に関する法律」に基づき、積極的な推進を図ります。

漁村集落の活性化

漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組みに対して、「漁村集落直接支払(仮称)」を実施します。

また、水産資源の回復と多面的機能の発揮のため、森林の保全・整備のほか、「海の森構想」等の積極的な推進により、藻場、干潟を造成します。

国家戦略目標としての食料自給率向上

食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率目標」を設定します。

食料自給率は、米、麦、大豆等の農産物に加え、牛肉、乳製品等の主要農畜産物の生産数量目標を設定し、10年後に50%、20年後に60%を達成することを目標とします。

最終的には「国民が健康に生活していくのに必要な最低限のカロリーは、国内で全て生産する」ことが可能となる食料自給体制を確立します。

水田農業の再生と米の安定供給体制の確立

水田直播をはじめとする生産技術やニーズに応じた多様な品種の開発と普及を図るとともに、必要な地域における水田の汎用化を推進し、水田農業の再生を図ります。

米を作らせない形での現行の生産調整を廃止し、主食用のほか米粉用、飼料用等多用途の米の計画的な生産・流通を推進します。

なお、食料安全保障の観点から、米の備蓄方式を「棚上方式(*)」に転換し、300万トン(国内産以外を含む)備蓄体制を確立します。

*棚上方式：不作等により備蓄米を放出する機会がない場合、一定期間経過後に主食用以外の飼料用等として販売する方式。

食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革

牛海綿状脳症(BSE)の発生を契機にリスク分析システムが導入されましたが、リスク評価機関(食品安全委員会)もリスク管理機関(農林水産省、厚生労働省)も食品をめぐる数々の問題・事故に適切な対応ができていません。食品安全委員会は、米国産牛肉の輸入再開に際し、リスク評価を事実上放棄するに等しい結論を出すなど、その在り方について様々な問題が指摘されてきました。また、リスク管理機関は、農林水産省と厚生労働省に分かれ、責任の所在が不明確なため、中国産餃子中毒問題、食品表示偽装問題、事故米穀不正規流通問題等の事件への機動的な対応ができませんでした。

こうした現状を踏まえ、わが国の食品安全行政の在り方を抜本的に改革するため、まず、食品安全委員会については、リスク管理機関からの独立性を担保し、リスク評価機能が十全に果たせるよう組織体制を強化します。また、農場から食卓までのリスク管理の一貫性を確保するために、農林水産省消費安全局と厚生労働省食品安全部とを統合し、リスク管理機能を一元化した「食品安全庁」を創設します。

食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入

トレーサビリティは、生産者と消費者との距離が拡大する経済社会の下では、食品事故発生時の原因究明や製品回収に、また、表示などの情報の正しさの検証に有効な仕組みです。

すべての食品にベーシックなトレーサビリティを義務付けているEUの例を参考に、わが国においても、一定期間経過後にすべての食品について、仕入先、仕入日、販売先、販売日を記録・保管するトレーサビリティを義務付けます。

事故米穀不正規流通問題を受け国会に提出された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」は、米および米加工品にのみトレーサビリティを義務付ける内容でしたが、民主党の主張により「政府は全食品のトレーサビリティ導入等を検討する」旨の条文を追加する修正が行われました。

なお、トレーサビリティの義務化の時期を踏まえ、食品の製造工程での安全管理や品質管理を図るための措置

として、農業生産工程管理工程（GAP）や危害分析重要管理点（HACCP）への対応も義務化します。

食品表示の拡大等

食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品や外食における原料原産地表示の義務付けを拡大します。ただし、一定規模に満たない中食・外食業者に対しては現実的対応を行います。

また、遺伝子組換え食品及びクローン動物由来食品については、その旨の表示等を義務付けます。

トレーサビリティ（追跡可能性）等とリンクした輸入検疫体制の強化等

日本は、食料の6割を輸入に依存しており、食品及び動植物の検疫体制の強化・拡充が必要です。輸入食品について国産の食品と同等の安全性を確保するためにわが国への主要な輸出国に「国際食品調査官（仮称）」を配置できるように検討を行うほか、トレーサビリティや危害分析重要管理点（HACCP）等を義務化して、事前に「国際食品調査官」が生産地における施設の検査を行えるようにします。原則として、「国際食品調査官」の検査を受けた施設以外の食品の輸入は認めないこととします。

また、国内の牛海綿状脳症（BSE）対策として、2008年に打ち切られた全頭検査に対する国庫補助金を復活します。

農地総量の目標設定

農地は、現在および将来の国民のための貴重な資源として不可欠なものです。食料自給率目標を達成するとともに、有事においても必要最低限の食料を国民に供給し得る食料自給力の指標として、確保すべき農地面積の目標となる農地総量を設定します。

農地制度の改革

国民が幅広く農業に参入できるようにし、農業の一層の活性化を図るため、農地の所有者等に対して耕作等を行う義務を賦課し、農地以外の用途に転用することを厳格に規制すること（出口規制）を前提に、農地制度については、できる限り参入規制（入り口規制）を緩和しま

す。

また、農地を耕作する者に対して農地の権利を取得させるという現在の「耕作者主義」の考え方を、農地所有者等は、耕作等農地の有効利用を行う義務を有するという「新たな耕作者主義」に改めます。

また農地について、一筆毎に規制する方式からゾーニング規制（地域別規制）の方式を基本とする制度に転換します。さらに、地域住民参加型による農業的土地利用（農業振興地域整備法）と非農業的土地利用（都市計画法）とを一体化した総合的な「都市・農村地域土地利用計画制度（仮称）」を創設します。

農地制度の当面の改革方向

農地制度の抜本改革が可能となるまでの間は、現行農地制度の基本的構造を維持し、農地政策の基本として、農地を耕作する者に対して農地の権利を取得させるという「耕作者主義」を堅持します。また、耕作放棄地の解消・防止のため、農地の権利を有する者は、自ら耕作するか又は耕作目的での利用権を設定することによって、「農地の農業上の利用を確保する責務」を有することを明確化します。

自然人、法人を問わず、意欲と能力のある者が農業へ新規に参入することを促進します。この場合、「認定農業者制度」や「品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）」の対象農家のように、「所得目標」や「経営規模」を設定することや就業時の年齢制限等を条件とする「入り口規制」は行いません。

路網の整備と林業機械の導入による林業経営の安定化

施業意欲の低下した森林所有者に代わり、森林組合や素材生産者等の民間事業者を林業経営の中心的担い手として位置付け、その育成を図ります。民間事業者による対応が困難な場合には、国が森林整備等を行うセーフティネット機能を確保します。

また、林業の生産性向上を図るため、高規格でコストがかさむ林道整備に代え、路網の計画的な整備を促進し、高性能林業機械を積極的に導入します。

木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

木材自給率50%を目標として設定し、零細で多段階の木材流通体制を大胆に見直し、効率化を図ります。それにより、木材関連産業を活性化し、中山間地域を中心に100万人の雇用拡大を実現します。

また、木の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築します。

さらに、エネルギー自給率の向上と地球温暖化防止に大きく貢献する観点から、太陽光（熱）、風力、地熱、小水力、木質バイオマス等を持続可能な自然エネルギーとして利活用することとし、エネルギー素材の供給という役割により山村の活性化を推進します。

なお、違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ（追跡可能性）システム」を導入します。

国有林野事業の改革

国有林野事業について、農林水産行政と環境行政を一体的に推進する観点から、国有林野事業特別会計を廃止し、その組織・事業の全てを一般会計で取り扱う等、その在り方を抜本的に見直します。

水産に関するトレーサビリティ（追跡可能性）・システムの導入

適正な資源管理の実施、安全・安心を担保するために、水産物にトレーサビリティ・システムを導入します。

輸入水産物については、国産と同程度の資源管理を行っているもののみを輸入することにより、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の根絶を図ります。

養殖業・内水面漁業に対する支援

養殖業・内水面漁業について、国民への食料安定供給等に資する観点から、長期的に安定した養殖生産の維持・増大や、水産資源の維持・増殖を可能とするための支援を行います。

捕鯨対策

十分な資源量が確認された種の鯨類については、適切

な管理を行うことを条件に、商業捕鯨の再開を図ります。

なお、調査捕鯨は国際捕鯨委員会（IWC）条約第8条に基づく正当な権利です。

農山漁村の「6次産業化」

農山漁村では、農林漁業を中核として、加工・製造業、卸・小売業、飲食業、情報サービス業、観光・宿泊業など、さまざまな産業が営まれています。

こうした農山漁村において、(1)農林漁業サイドが加工（2次産業）や販売（3次産業）を主体的に取り込むことや加工・販売部門の事業者等が農林漁業に参入する(2)農山漁村という地域の広がりの中で集落等による1次・2次・3次産業の融合に新たに取り組むことによる「農山漁村の6次産業化」（*）を実現し、地域における雇用と所得を確保します。そのため、財源と権限の地方への移譲、金融・税制・補助金・規制の見直し等を総合的かつ一体的に実施します。

これにより、地域の自立した経済圏を確立し、付加価値の多くの部分を地域に帰属させます。

なお、農林水産物の国内生産の維持・拡大及び農山漁村の再生と、世界貿易機関（WTO）における貿易自由化協議や各国との自由貿易協定（FTA）締結の促進とを両立させます。

*6次産業化：農林漁業者・農山漁村と2次業者・3次業者との融合・連携による新たな業態の創出など

バイオマスを基軸とする新たな産業の振興と農山漁村地域の活性化

農山漁村地域に豊富に存在する木質バイオマス（*）稲わら等の未利用資源や食品残さ等の廃棄物等のバイオマスを活用して、エネルギー、プラスチック等を生産する新たな産業を振興し、分散型高効率小規模プラントを中心とするバイオマスコンビナートを全国的に整備します。

生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用し、ゴミゼロ社会を目指します。また、バイオマス利活用の先進地域として、新たな価値を農山漁村に付加することにより活性化を図ります。

* バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念であり、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身障がいの回復・機能向上や健康の維持・増進、食育など、農林漁業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に着目し、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用します。

農山漁村を支える女性の支援

農村女性は農業就業人口299万人の5割以上を占め、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしています。こうしたことから、女性が農地を取得したり、その他のビジネスを起業したりすることを積極的に支援するとともに、農山漁村子育て支援ヘルパー制度の創設を行います。

また、農山漁村において女性の声をより反映させるため、農協・森林組合・漁協等の理事、農業委員、土地改良区理事について地域の実態に合わせて女性登用の数値目標を設定し、その実現に努めます。

都市型農業の振興

消費地である都市近郊の農地で生産された農産物を都市に供給することは、食卓と農地の距離の短縮、鮮度の維持、輸送にかかるコストの軽減といったメリットがあります。また、都市の農地は緑地帯としての役割という生活環境に関する効用や、食品廃棄物の飼・肥料化によるリサイクルに取り組みやすいという利点があります。こうした都市型農業のさまざまな役割に着目し、その振興を進めます。

諫早湾干拓事業

諫早湾干拓事業については、干拓事業と有明海の環境変化との因果関係について科学的知見を得た上で、地域の意見によって有明海の再生に向けた取り組みを推進します。潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます。

農協等の改革

農協、漁協、土地改良区、森林組合等の活動に関しては、組合員の利便性等の観点から、事業の総合的・一体的運営を確保するとともに、経営の健全性・透明性を確保します。

また、協同組合原則に則り、農協等の政治的中立を確保するほか、新たな農協組織等が活発に設立されるよう、条件整備を図ります。

4 地域主権

31. 戸別所得補償制度で農山漁村を再生する

【政策目的】

農山漁村を6次産業化（生産・加工・流通までを一体的に担う）し、活性化
する。

主要穀物等では完全自給をめざす。

小規模経営の農家を含めて農業の継続を可能とし、農村環境を維持する。

国土保全、水源かん養、水質浄化、温暖化ガス吸収など多面的な機能を有す
る農山漁村を再生する。

【具体策】

農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」を販
売農家に実施する。

所得補償制度では規模、品質、環境保全、主食用米からの転作等に応じた加
算を行う。

畜産・酪農業、漁業に対しても、農業の仕組みを基本として、所得補償制度
を導入する。

間伐等の森林整備を実施するために必要な費用を森林所有者に交付する「森
林管理・環境保全直接支払制度」を導入する。

【所要額】

1.4 兆円程度

民主党政権が政策を実行する手順をご説明します。

政権政策の 実行手順

1 マニフェストで国民に約束した重要政策を、政治の意志で実行する。



2 「税金のムダづかい」を再生産している今の仕組みを改め、新たな財源を生み出す。



3 その他の政策は、優先順位をつけて順次実施する。



4 政策の効果を検証し、次の年度に反映させる。

マニフェストの工程表

マニフェストの実現により、家計で使えるお金を増やし、生活不安を解消します。

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども手当・出産支援 年額31.2万円の子ども手当、出産一時金	子ども手当の半額実施 2.7兆円	5.5兆円		
公立高校の実質無償化 私立高校生にも相当額助成	0.5兆円			
年金制度の改革 年金記録問題への対応、新たな年金制度の創設	記録問題への集中対応期間(0.2兆円) (年金制度に関する国民的合意)		制度設計	新たな制度の決定 (法案作成・関連法案成立)
医療・介護の再生 医師不足の解消、新型インフルエンザ対策等、介護労働者の待遇改善	医師不足解消など段階的实施 1.2兆円		1.6兆円	
農業の戸別所得補償 販売農家を対象に所得を補償	調査・モデル事業・ 制度設計	1.0兆円		
暫定税率の廃止 ガソリン税などの暫定税率の廃止・減税	2.5兆円			
高速道路の無料化 原則として、高速道路を無料化	段階的实施		1.3兆円	
雇用対策 雇用保険を非正規労働者に拡大適用、求職者支援等	0.3兆円	0.8兆円		
所要額概算	7.1兆円	12.6兆円	13.2兆円	13.2兆円
上記以外の政策 (後期高齢者医療制度廃止、大学奨学金拡充、最低賃金引き上げ、 中小企業支援等)	財源を確保しつつ、順次実施			3.6兆円

平成25年度の所要額: **16.8兆円**

第 7 水田・畑作経営所得安定対策関係資料

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
(平成十八年六月二十一日法律第八十八号)

最終改正：平成二十一年六月二四日法律第五七号

(目的)

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの
- 二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。
- 三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして

政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を

緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

- 2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。
- 3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付の申請等）

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（交付金の返還）

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告及び検査）

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。

（面積単価等に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。

（施行のために必要な準備）

第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二一年六月二四日法律第五七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

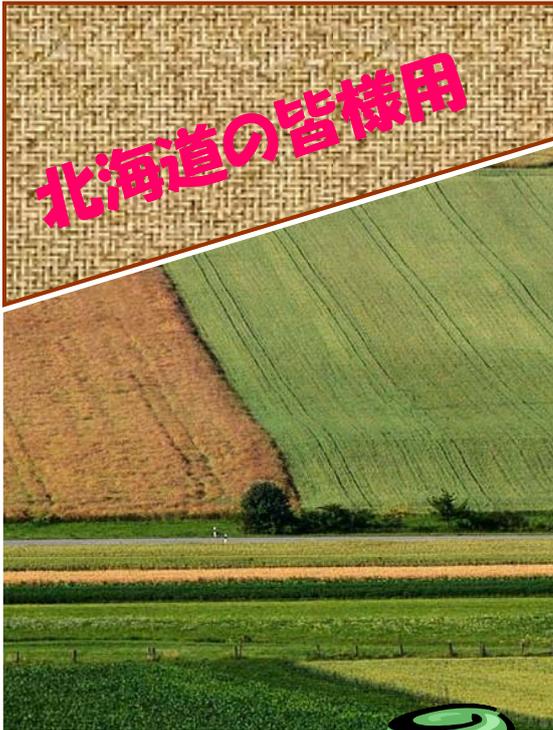
水田・畑作

詳しく知りたい方へ!

経営所得安定対策の概要

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

北海道の皆様用



Ver.2.1

このパンフレットは、随時更新します。(平成22年4月1日現在。22年産の「作付拡大条件不利補正交付金」(P14)、「固定払の辞退」(P15)、「収入減少補てん」(P16)等について更新しました。)最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ／担い手と集落営農(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/>)を御確認下さい。

農林水産省

はじめに

農林水産省では、我が国の土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持・発展を図るため、平成19年4月から水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を導入しました。

また、対策導入後に生産現場の皆さんからいただいた意見を踏まえ、地域の実態により即したものとなるよう見直し・改善を行いました。

ここでは、本対策の内容について詳しく説明していきます。

～ 目 次 ～

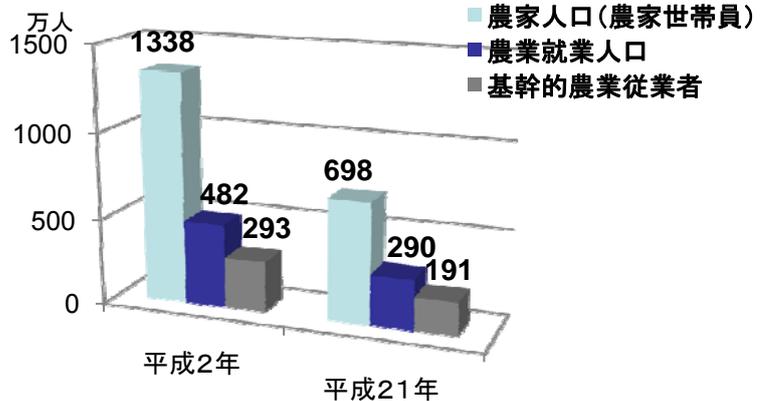
	頁
1. 我が国の農業の現状	1
2. 対策の内容	3
3. 支援対象者	4
(1) 認定農業者になるには	4
(2) こんな集落営農が対象になります	5
4. 経営規模要件	6
(1) 市町村特認の内容	7
(2) 特例・特認の活用フロー	8
5. 具体的な支援の内容	9
(1) 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）	9
① 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）	10
② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）	11
③ 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）のモデル試算例	12
④ 過去の生産実績の移動	13
⑤ 過去の生産実績がない場合に対する支援	14
⑥ 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）の辞退	15
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）	16
○ 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）のモデル試算例	17
6. 対策の加入手続等	19
7. 農業経営基盤強化準備金制度	21
○ 「水田・畑作経営相談窓口」一覧	22

1. 我が国の農業の現状

○ 我が国の農業の現状は、農業者の数が急速に減り、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。また、耕作放棄地も増え、農業所得は大きく減少しています。

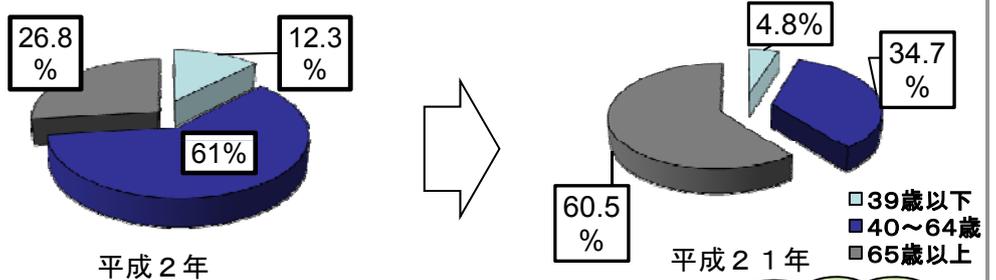
農家人口が減少しています！

農家人口等の推移



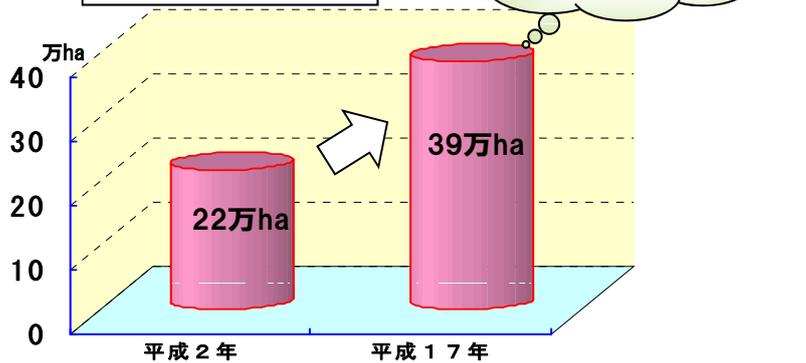
高齢化が進行しています！

年齢階層別基幹的農業従事者数割合



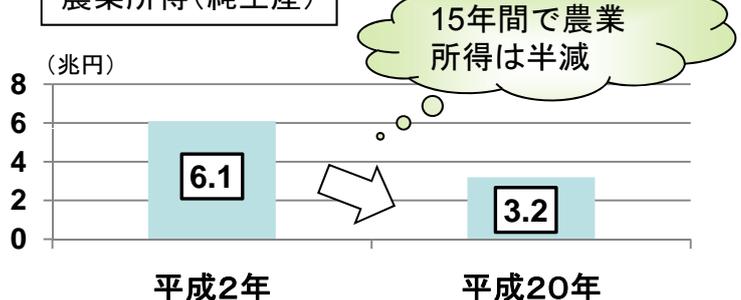
耕作放棄地が増えています！

耕作放棄地面積



農業所得が減少しています！

農業所得(純生産)



- 特に、米を中心とした水田農業など、土地利用型の農業については、依然、生産構造がぜい弱なままの状況であり、体質強化を図ることが重要な課題となっています。

部門別の規模拡大の進展状況

	昭和35年	平成17年	17年／35年	各部門別産出額に占める 主業農家の割合
水 稲 	0.55ha	0.96ha	1.7倍	38%
野 菜 	0.09ha	0.53ha	6.2倍	82%
果 樹 	0.2ha	0.61ha	3.0倍	67%
乳用牛 	2.0頭	60頭	30倍	95%
養 豚 	2.4頭	約1,100頭	約450倍	92%
採卵鶏 	27羽	約33,500羽	約1,200倍	90%

注：養豚の17年は16年の値。
採卵鶏の35年は40年、17年は16年の値。
主業農家とは、農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

強い土地利用型農業をつくるための「水田・畑作経営所得安定対策」

- **本対策は、**
- ① 将来にわたって安定的な農業経営を展開できるよう、その対象者について、他産業並みの所得を目指す観点から一定の経営規模要件を設け、この**経営規模要件をクリアする努力をテコに、土地利用型農業の体質を強化すること（※）**
 - ② 経営の安定化により、**経営者が創意工夫を活かした経営を展開し、消費者等のニーズに応えた生産が行われ、食料の安定供給が図られること**
 - ③ WTOルールの下でも安定的な支援を行えるようにすることを目的としています。

※ **小規模・高齢農家**の中で、事情により経営規模要件を直ちにクリアすることが困難な場合でも、**集落営農を組織し、参加すれば、対策の対象となる途も用意しています。**

2. 対策の内容

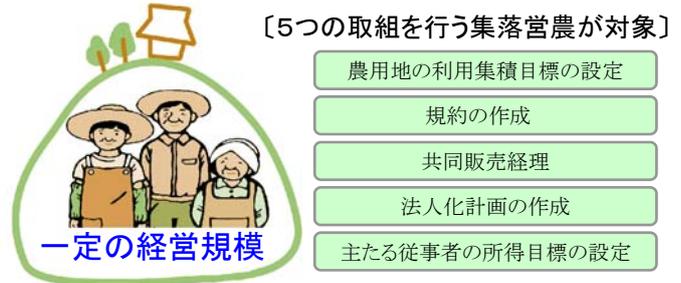
○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で**一定の経営規模**（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、**地域の実態に即した様々な特例・特認も準備**（P6参照）されています。

認定農業者



集落営農組織



○ 支援の内容

生産条件不利補正対策

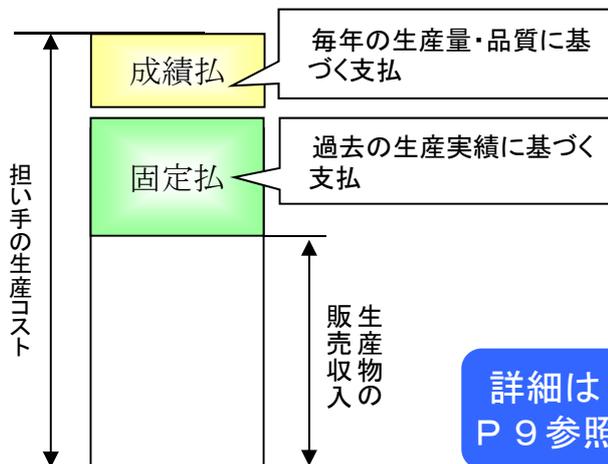
（麦・大豆等直接支払）

- 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
- 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払があります。

〔※ 固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある方が対象になります。〕

【対象品目は4品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



詳細は
P 9 参照

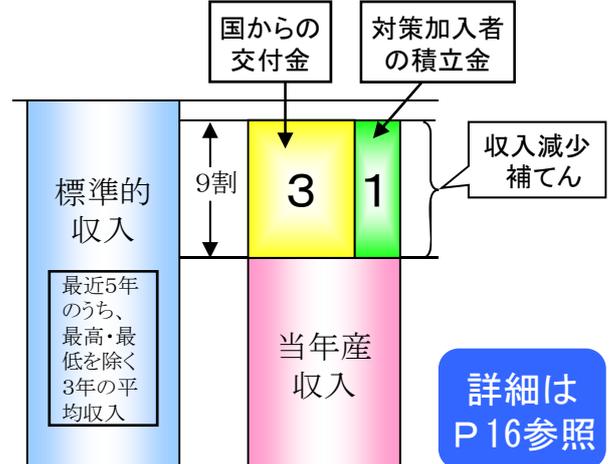
収入減少影響緩和対策

（収入減少補てん）

- 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
- 対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。対策加入者1：国3）していただく必要があります。

【対象品目は5品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



詳細は
P 16 参照

3. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

- 認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として**一律の年齢制限は設けていません**。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを**廃止するか、または弾力的な運用**を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が10ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、**市町村基本構想で示す目標所得等を目指して**農業経営の**改善を図ろうとする方**であれば、**認定の対象**となります。

(2) こんな集落営農が対象になります

- 地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えること**が必要です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2/3以上**を集積(農作業を受託)する**目標(5年後)**を定めます。

〔 **地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1/2以上**の集積で足りす。 〕

※「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲(集落など)で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

①**集落営農組織の口座**を設けて、②**対象品目について組織名義**で出荷し、③その**販売代金を組織の口座**で受け取ります。

法人化計画を作成すること

法人となる**計画(5年以内)**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません

「主たる従事者を特定できない場合は？」

→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

4. 経営規模要件

- 経営規模の要件は原則、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、①物理的特例、②所得特例、③生産調整特例、④市町村特認が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に参加することができます。

① 面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ないなど**、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

② 所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。

〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

③ 生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。

〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

④ 市町村特認の対象になる場合

詳しくは次頁参照

※ 経営規模として算入できる面積

- 農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。
- 「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

(1) 市町村特認の内容

- 面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

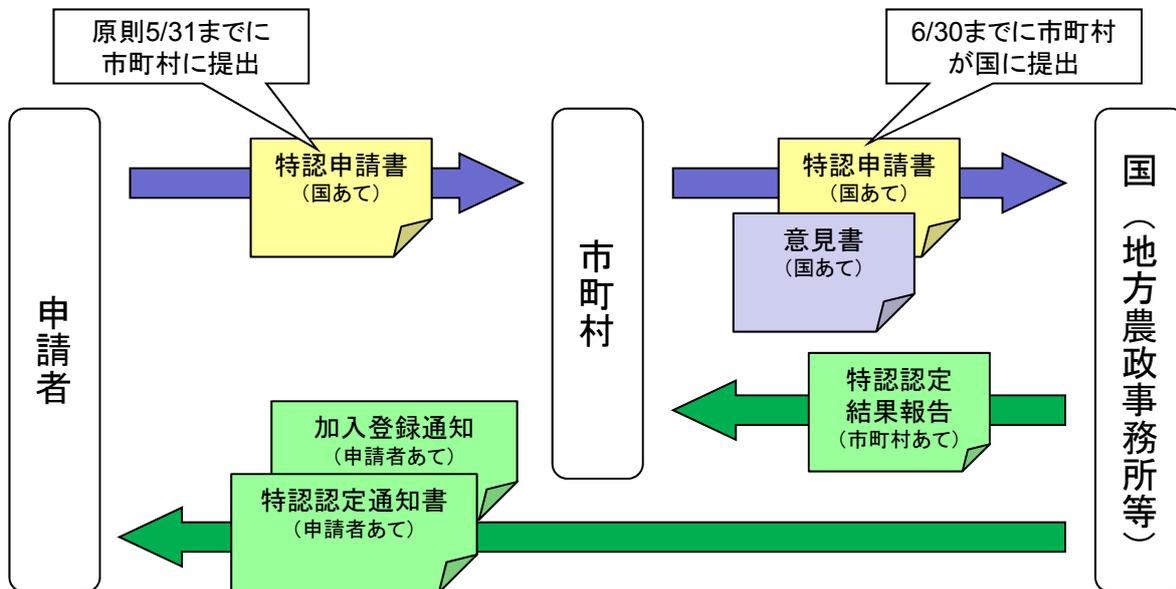
地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

- 地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織
(※ 集落営農組織は、P 5の5つの要件を満たしていることが必要です。)

その他市町村が特に必要と認めた者

- 加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



※ 地域水田農業ビジョンの担い手リストの点検・更新等を行いましょう。

- 将来にわたって地域農業を担っていく者の育成方針等の点検
- 担い手リストの更新（認定農業者、集落営農組織等の経営形態、営農類型、経営面積等の明確化）

(2) 特例・特認の活用フロー

あなたは、認定農業者ですか？
または、集落営農組織の構成員ですか？

YES

NO

規模要件(原則)を満たしていますか？

認定農業者	10ha
集落営農組織	20ha

認定農業者又は集落営農組織の構成員になることをご検討下さい。

NO

規模要件の特例を活用することができますか？

■ 所得特例	■ 物理的特例	■ 生産調整特例								
<p>① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、</p> <p>② 対象農産物の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上</p> <p>※ あなたの地域の目標農業所得額は、 _____万円です。</p>	<p>規模拡大が困難な地域については、実態に即して規模要件が緩和されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">認定農業者</td> <td style="padding: 2px;">6.4~10ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">集落営農組織</td> <td style="padding: 2px;">平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha</td> </tr> </table> <p>※ あなたの地域の物理的特例は、 _____haです。</p>	認定農業者	6.4~10ha	集落営農組織	平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha	<p>地域の生産調整面積の過半を受託している集落営農組織の場合、地域ごとの生産調整率に応じて規模要件が緩和されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">下限：平場</td> <td style="padding: 2px;">7ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">中山間</td> <td style="padding: 2px;">4ha</td> </tr> </table> <p>※ あなたの地域の生産調整特例は、 _____haです。</p>	下限：平場	7ha	中山間	4ha
認定農業者	6.4~10ha									
集落営農組織	平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha									
下限：平場	7ha									
中山間	4ha									
※ 各地域の目標農業所得額等は、北海道農政事務所等にお問い合わせください。										

YES

NO

YES

「市町村特認」の活用
「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに
位置付けられていますか？

YES

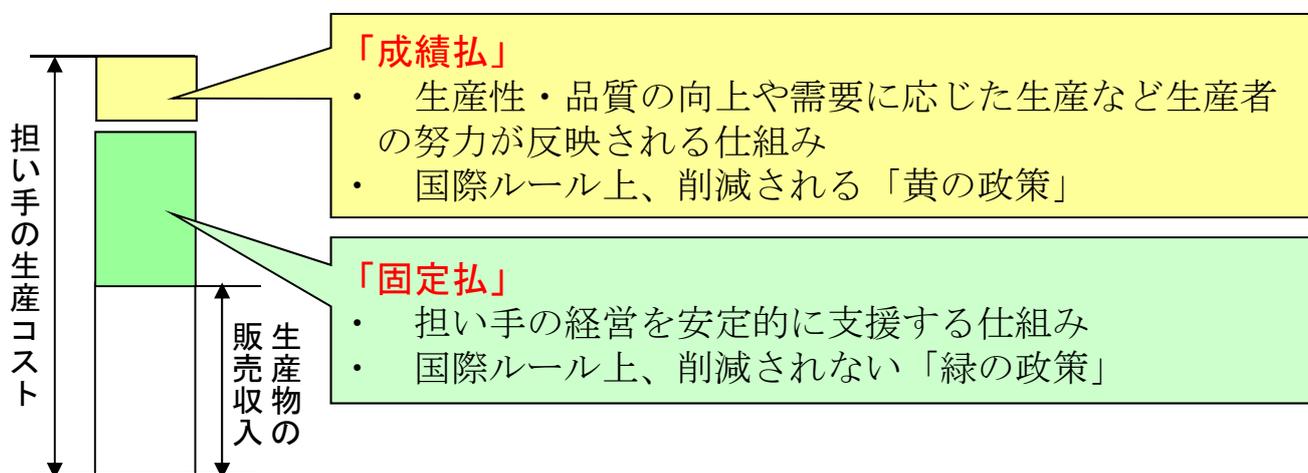
市町村の意見を踏まえ、
国が特認の適用を認定

水田・畑作経営所得安定対策に加入できます

5. 具体的な支援の内容

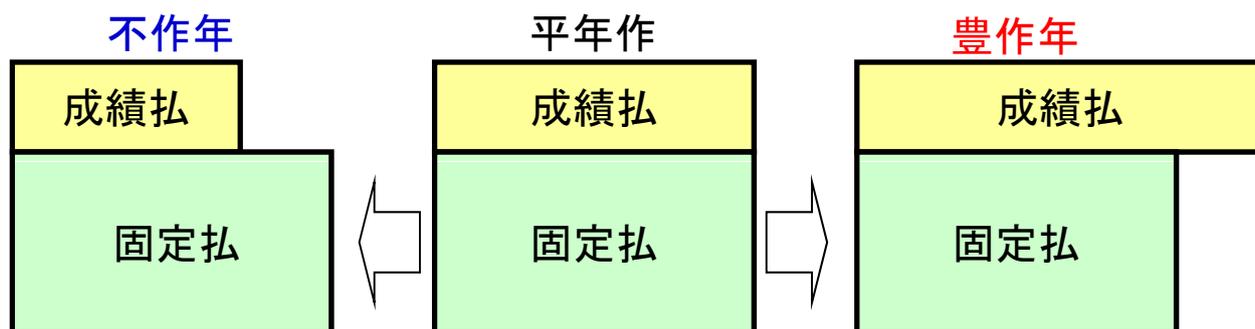
(1) 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）

- 担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件の格差から生じる不利）を
 - ① 過去の一定期間の生産実績に基づく交付金（固定払）
 - ② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）
 の2つの支払で補てんします。
- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆は支援対象外）です。



支払の特徴(10a当たり)

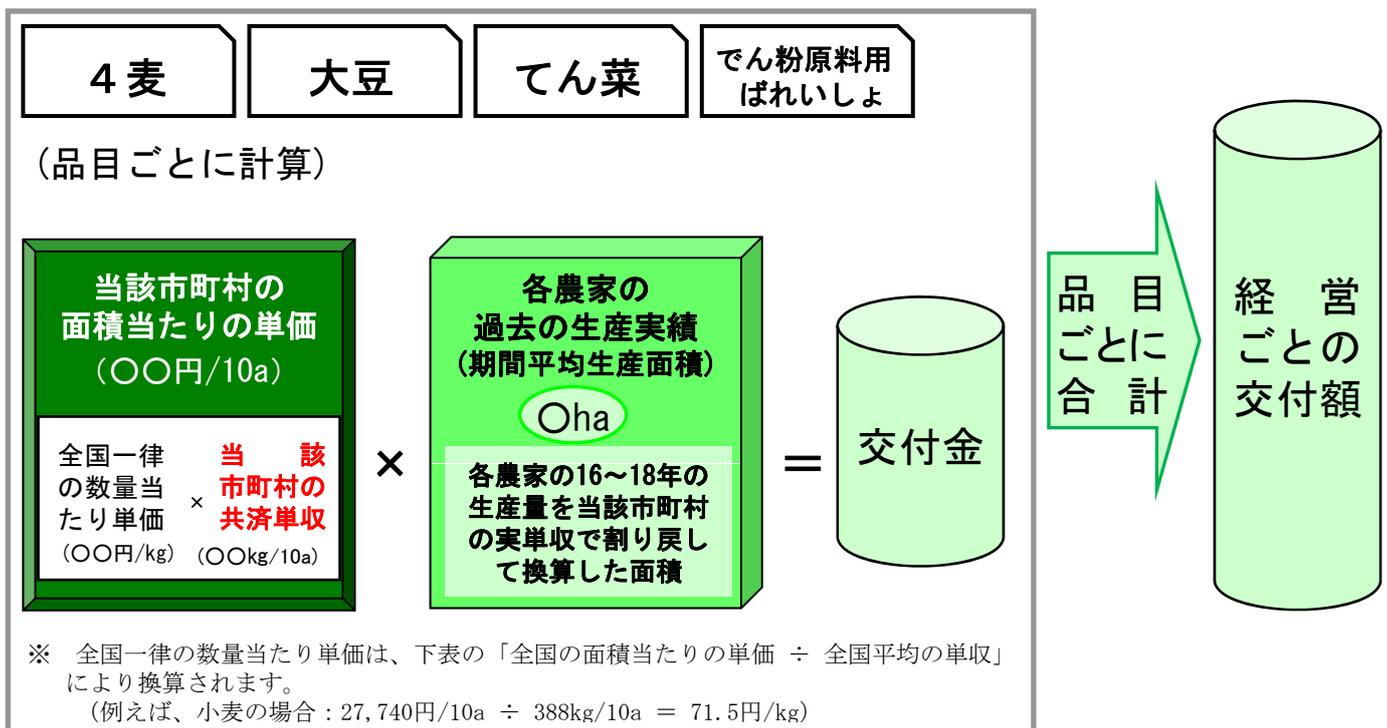
- 固定払は、年々の豊作・不作にかかわらず、対策加入者の過去の一定期間（平成16～18年）の生産実績に基づき、毎年一定額が支払われます。不作年でも一定の手取りが確保され、確実に計算できる固定収入があるメリットを活用すれば、経営上の創意工夫が発揮しやすくなります。
- 成績払は、その年の品質や生産量に応じて支払われます。品質や生産量が高ければ、より高い手取りが確保されます。



① 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）

○ 固定払については、対象品目ごとに面積当たりの単価と過去の生産実績を掛け合わせ、全品目を合計した額が交付額となります。

- ・ **面積当たりの単価**は、地域の生産力を反映したものとなるよう、**共済単収**を用いて**市町村別に設定**します。
- ・ **過去の生産実績**は、**基準期間（平成16～18年）の生産量**を市町村の実単収で割って**面積に換算**します。



<「面積当たりの単価(全国平均)」と「全国平均の単収水準」>

○ 実際の面積当たりの単価は、市町村ごとに異なります。

単位（単価：円/10a、単収：kg/10a）

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
面積当たりの単価	27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030
全国平均の単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

※ 各市町村の面積当たりの単価は、各地方農政事務所等で縦覧されているほか、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/kokuzi_1108/index.html) でも御覧になれます。

※ 過去の生産実績は、経営規模の拡大等に伴い、農地の出し手から受け手に移動することができます。（P13）

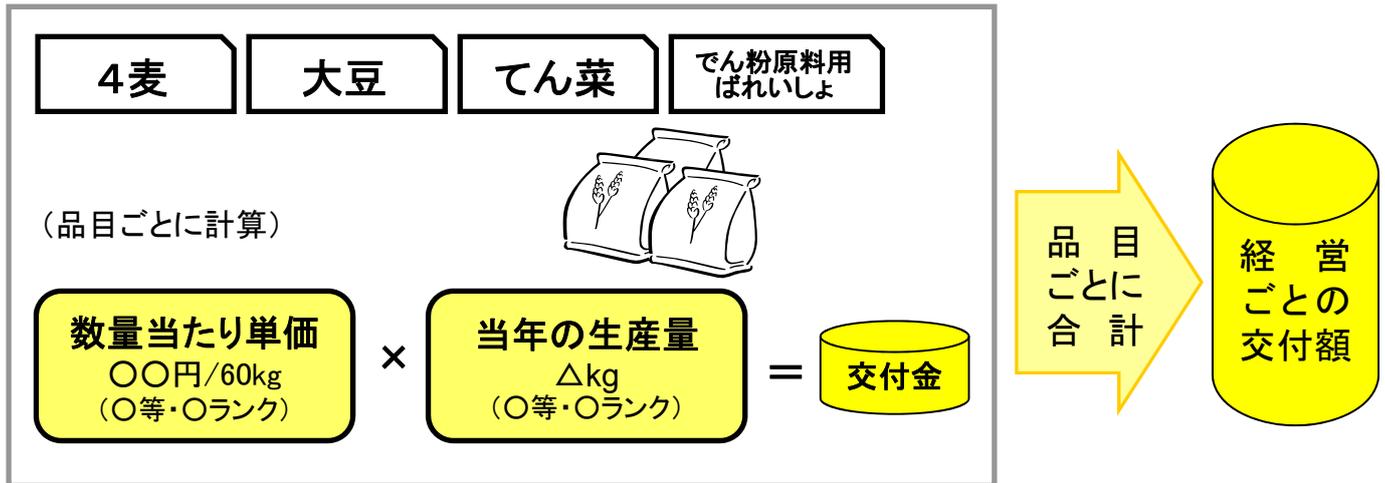
※ 19年以降、生産調整が拡大されたり新規参入をしたことにより、過去の生産実績がない場合は、別途支援が行われます。（P14）

② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）

○ 成績払については、対象品目ごとに数量当たりの単価と当年の生産量を掛け合わせ、全品目の合計が交付額となります。

数量当たりの単価は、

- ・ 品質に応じた格差を設定します。



<数量当たり単価（全国一律）>

(円/単位量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

(円/トン)

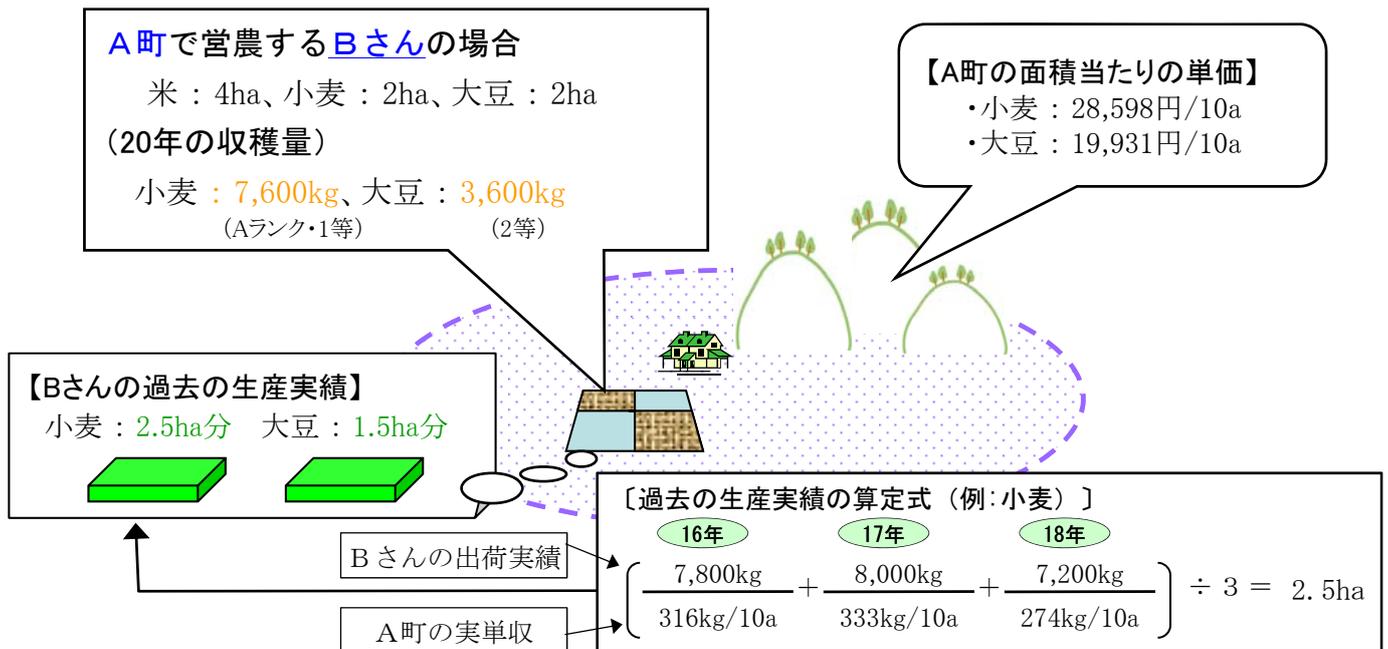
(円/トン)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲ 67	2,150	+ 67

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	17.4%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしよ	▲ 70	3,650	+ 70

③ 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払） のモデル試算例

- ○○県A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）の場合の試算例。
- この例では、Bさんは**1,445千円**の交付金が受け取れます。



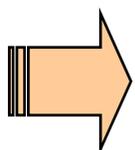
<固定払>

	A町の面積当たり単価		過去の生産実績	＝		Bさんへの支払額
小麦	28,598円/10a	×	2.5ha分	＝	715千円	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; font-weight: bold; color: red;">1,014千円</div> </div>
大豆	19,931円/10a	×	1.5ha分	＝	299千円	

面積単価は市町村ごとに定められています。

<成績払>

	数量当たり単価		その年の生産量	＝		Bさんへの支払額
小麦	2,110円/60kg (Aランク・1等)	×	7,600kg	＝	267千円	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; font-weight: bold; color: red;">431千円</div> </div>
大豆	2,736円/60kg (2等)	×	3,600kg	＝	164千円	

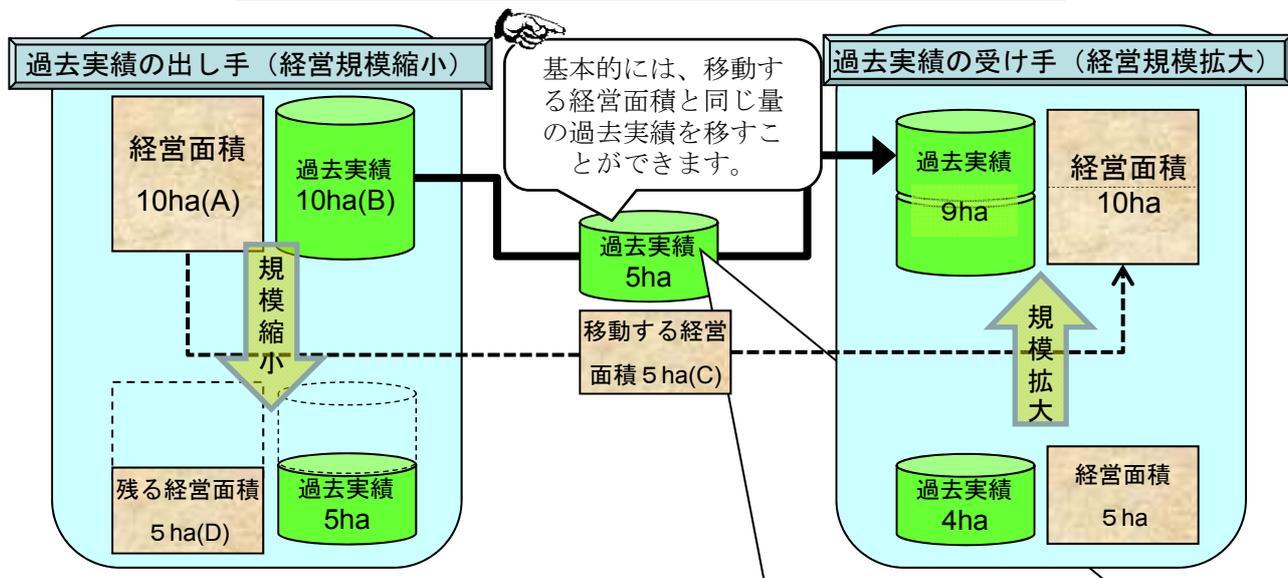


このケースでは、合計で **1,445千円** の交付金が受け取れます。

④ 過去の生産実績の移動

- 過去の生産実績は、平成16～18年の間に麦・大豆等を生産した方が保有しています。
しかし、生産した方に保有を限定すると、これから、麦・大豆を生産する方や、作付けを拡大して交付金を必要とする方に交付金を交付することができなくなってしまいます。
- このため、**過去の生産実績を保有する方から、経営を引き継ぐ**（田畑を買い受ける、借りる、農作業を受託する）場合には、**過去の生産実績も移動することができます。**
- 移動する過去の生産実績の量（面積）は、**基本的には、移動する経営面積と同じ量**となりますが、
 - ① **移動できる過去の生産実績にも、**
 - ② **出し手に残すことができる過去の生産実績にも、**
 それぞれ、**上限**が決められており、上限の範囲内で任意に決めることができます。

過去の生産実績の移動のイメージ



- ① 移動できる過去の生産実績の上限は、基本的には移動する経営面積と同じ量ですが、出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、
【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】×【移動する経営面積】が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{移動する経営面積 (C)}$$

- ② 出し手に残すことができる過去の生産実績の上限は、基本的には出し手に残る経営面積と同じ量ですが、出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、
【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】×【残る経営面積】が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{残る経営面積 (D)}$$

過去実績の移動の計算や方法などでお悩みの場合は、お気軽に農政事務所等にご相談ください。

⑤ 過去の生産実績がない場合に対する支援 (作付拡大条件不利補正交付金)

- **経営規模の拡大**や**米の生産調整の拡大**などに伴って作付拡大を行う場合、固定払相当額を麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの**拡大面積**に応じて**助成**します。

<助成単価及び助成額の算出方法>

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価} \quad (\text{円}/10\text{a})$$

小麦、てん菜、 でん粉原料用ばれいしよ	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

助成単価は、原則として全国一律とします。

<対象となるケースと助成対象面積の基本的な考え方>

① 新規参入

17年産以降に新規参入を行った者の当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計

② 米の生産調整の拡大への対応

当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計から、18年産の麦・大豆等の作付面積の合計を除いた面積

③ 経営規模の拡大

当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計から、18年産の麦・大豆等の作付面積の合計を除いた面積

④ 調整水田等不作付地への新規作付

18年産における調整水田等の不作付地に、麦・大豆等を新規作付した面積の合計

<助成を受けるための主な要件>

- ① 播種前契約の締結等により、需要に応じた生産を実施していること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

<助成を受けるための申請先>

地域水田農業推進協議会または地域担い手育成総合支援協議会等

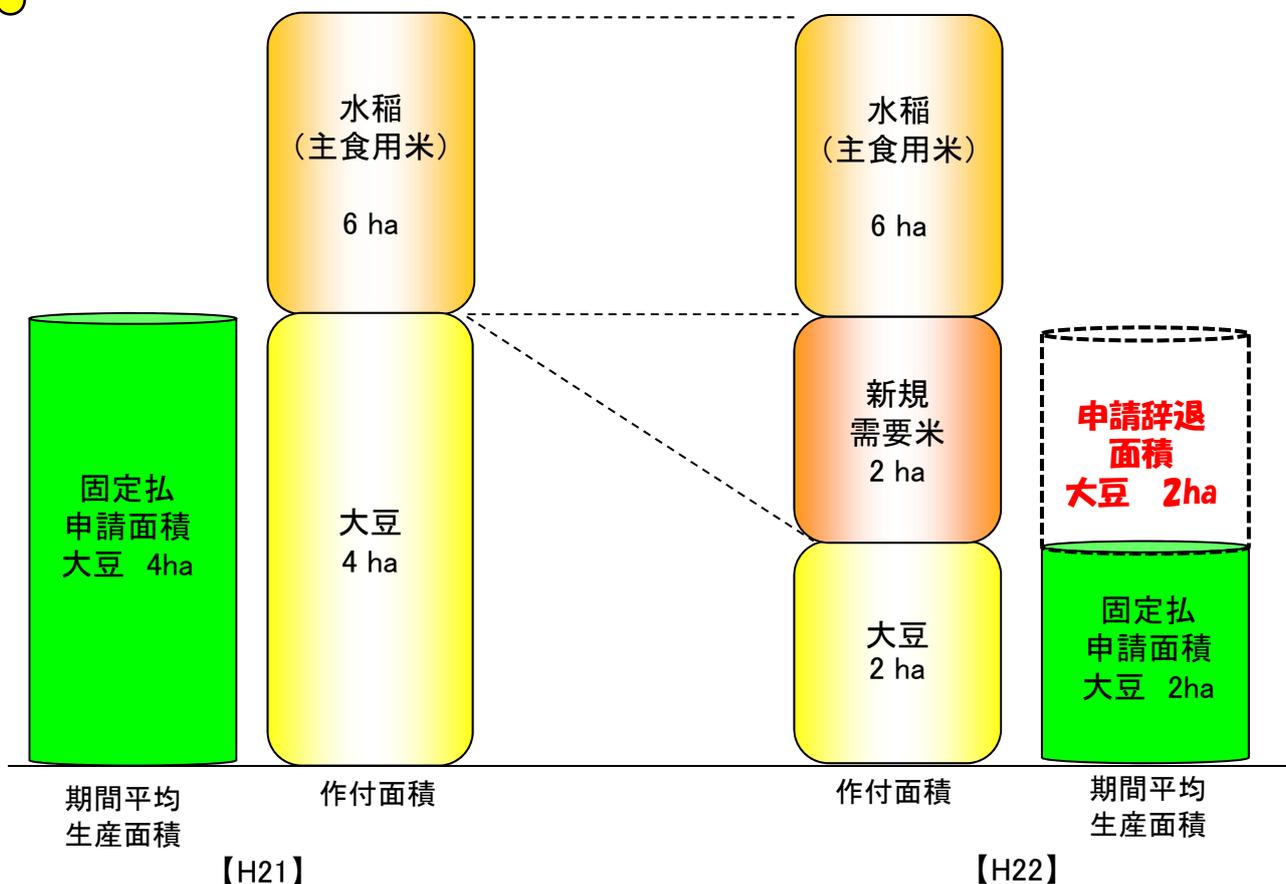
(申請先は地域によって異なりますので、市町村やJAにお問い合わせください。)

⑥ 過去の生産実績に基づく交付金(固定払)の辞退

- 戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、新規需要米を作付した方には、8万円/10aを助成することとしています。
- ただし、**固定払の交付を受けている方が、この助成を受けるために麦・大豆から新規需要米に作付転換した場合には、作付転換分の固定払を辞退**することとしています。

固定払交付申請時に作付転換面積相当を辞退するイメージ

【例】大豆を2ha減らし、新規需要米に作付転換



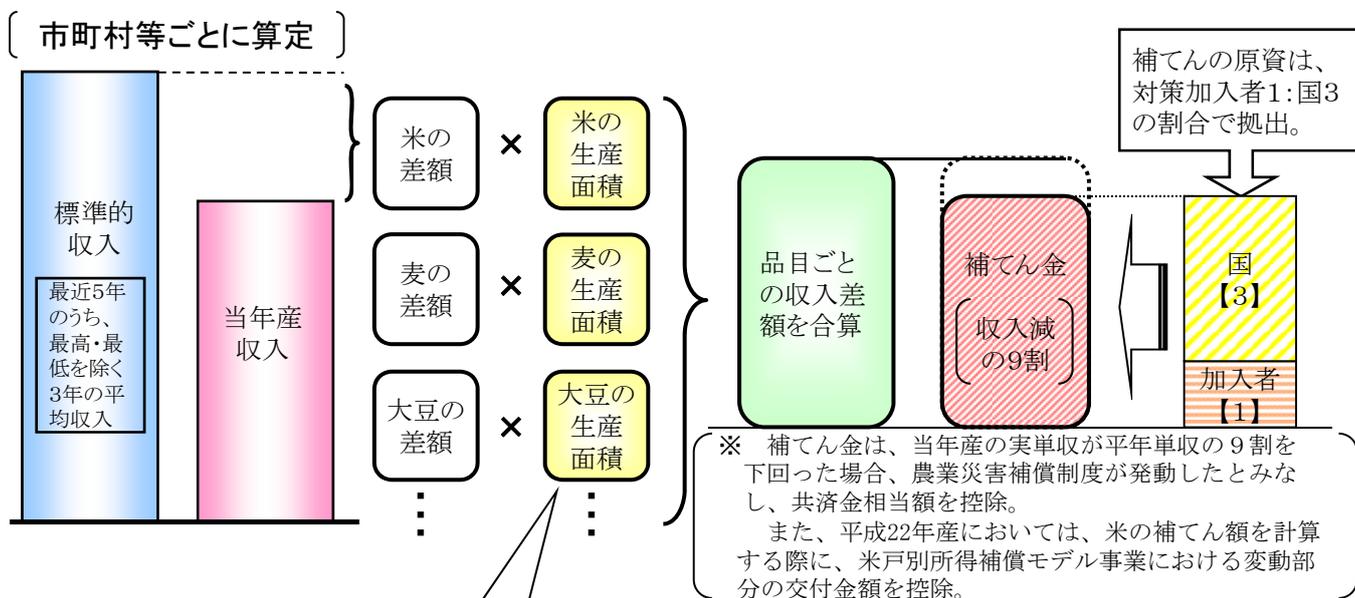
- 固定払を受けている方が、麦・大豆から新規需要米に作付転換して水田利活用自給力向上事業の助成を受ける場合は、同事業で定めている様式「**経営所得安定対策固定払交付辞退申告書**」を固定払の交付申請時に提出して下さい。
- 辞退を申出た後、新規需要米への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- **固定払を辞退しても、保有する期間平均生産面積は減少しません。**

(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

- 対策加入者の**収入減少による農業経営への影響を緩和**するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その**差額の9割を補てん**します。
- 補てんを受けるには、**対策加入者も**予め一定額の**積立金を拠出**（**20%の収入減少に備えた額が上限**。対策加入者1：国3）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

- **米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**の5品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。



$$\text{当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）} \div \text{当年産の実単収（市町村等ごと）}$$

＜補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀）＞

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

- ① 対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 対策加入者又は対策加入者から委託を受けた者（JAや集荷業者以外）

が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

※なお、米穀以外の対象品目の生産実績数量は、成績払と同じ範囲です。

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん） のモデル試算例

- A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。
- この例では、Bさんは**142千円の拠出**で、**504千円の補てん**が受けられます。
- また、収入減少による補てんが行われなかった積立金（2万円）については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

A町で営農するBさんの場合

米：4ha、小麦：2ha、大豆：2ha

（当年産収穫量）

米：21,000kg、小麦：7,600kg、大豆：3,600kg
 (1等) (Aランク・1等) (2等)

【A町のデータ】

標準的収入(5中3)

- ・米：140千円/10a
- ・小麦：15千円/10a
- ・大豆：21千円/10a

当年産収入

- ・米：126千円/10a
- ・小麦：13千円/10a
- ・大豆：23千円/10a

【A町のデータ】

当年産実単収(〇〇県)

- ・米：525kg/10a
- ・小麦：380kg/10a
- ・大豆：180kg/10a

<加入時の対策加入者の拠出額>

拠出額 = 品目ごとの「標準的収入 × 生産予定面積」の合計 × 10% × 9割 × 1/4

米	140千円/10a	× 4ha =	5,600千円	} × 10% × 9割 × 1/4	Bさんの拠出額	
小麦	15千円/10a	× 2ha =	300千円			
大豆	21千円/10a	× 2ha =	420千円			
					拠出額	142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、補てん原資は、対策加入者1:国3の割合で拠出するので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

<収入減少が起きたときの補てん額>

補てん額 = 品目ごとの「収入増減額 × 生産面積」の合計 × 9割

米 ▲14千円/10a × 4ha = ▲560千円

小麦 ▲2千円/10a × 2ha = ▲40千円

大豆 2千円/10a × 2ha = 40千円

合計 ▲560千円 × 9割 Bさんの補てん額

国からの交付金:378千円
積立金の返納額:126千円

補てん額 504千円

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円-126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補てん額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

米 …… 126千円/10a - 140千円/10a = ▲14千円/10a

小麦 …… 13千円/10a - 15千円/10a = ▲2千円/10a

大豆 …… 23千円/10a - 21千円/10a = 2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

米 …… 21,000kg ÷ 525kg/10a = 4ha

小麦 …… 7,600kg ÷ 380kg/10a = 2ha

大豆 …… 3,600kg ÷ 180kg/10a = 2ha

Bさんの当年産収穫量

A町の当年産実単収

6. 対策の加入手続等

22年産のスケジュール

	申請手続	支払時期
22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・21年産収入減少補てん交付申請 (4/1～4/30) ・対策加入申請 (全品目) (4/1～6/30) ・収入減少補てん積立申出 (全品目) (4/1～6/30) ・固定払交付申請 (4/1～9/30) ※1 	収入減少補てん 交付金 (21年産)
5月		
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少補てん積立金納付期限 (7/31) 	固定払交付金
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請 (麦) ※2 	成績払交付金 (麦)
11月		
12月		
23年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請 (麦以外) (~3/5) 	成績払交付金 (麦以外)
2月		
3月		

※1 固定払の交付申請期限は9月30日までですが、4月1日以降早めに申請いただくことで交付金の早期支払が可能です。

2 麦の成績払は11月末までに申請いただくことで、交付金の年内支払が可能です。また、大豆と合わせて年明けに申請することも可能ですが、その場合交付金の支払は大豆と同時期となります。

- 申請用紙や記入例は、農政事務所等に用意してあります。
- 書類の作成・準備等に当たっては、関係機関が支援しますので、市町村、農協、担い手協議会等に御相談ください。
- 農協等を通じて手続を行うこともできます。

加入申請手続

- 加入申請には、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

◎加入申請書

◎農業経営改善計画認定書（写）

◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

→ 継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

集落営農組織の場合

◎加入申請書

◎法人化等計画書

◎定款又は規約（写）

◎特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）

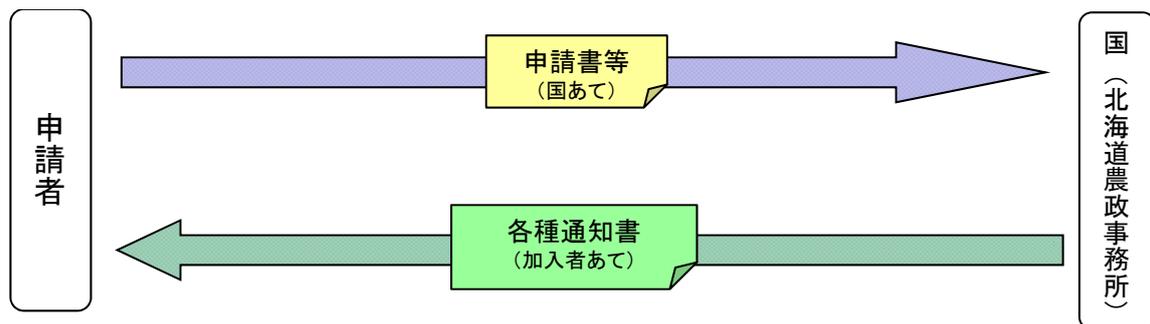
◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

→ 継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

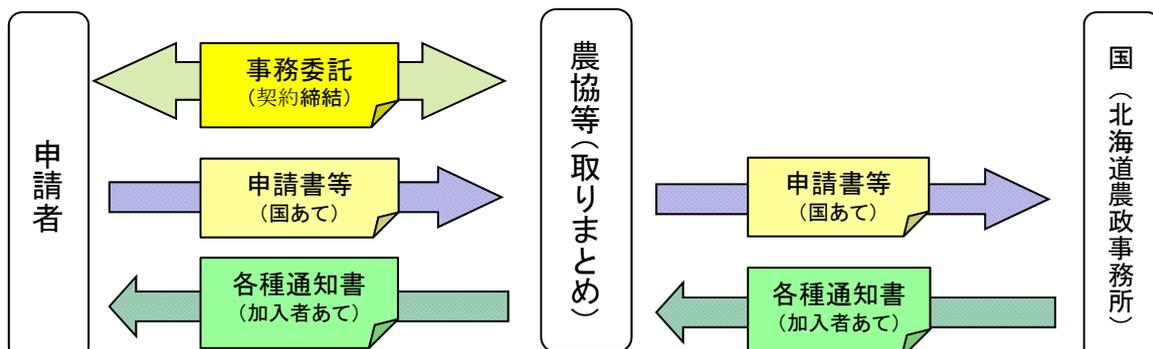
◎法人化計画等取組状況報告書（2年目以降提出してください。）

- 申請等の手続は、農政事務所で行っていただくほか、農協等に委託することもできます（代理申請）。

～ 申請者自らが手続を行う場合 ～



～ 代理申請の場合～



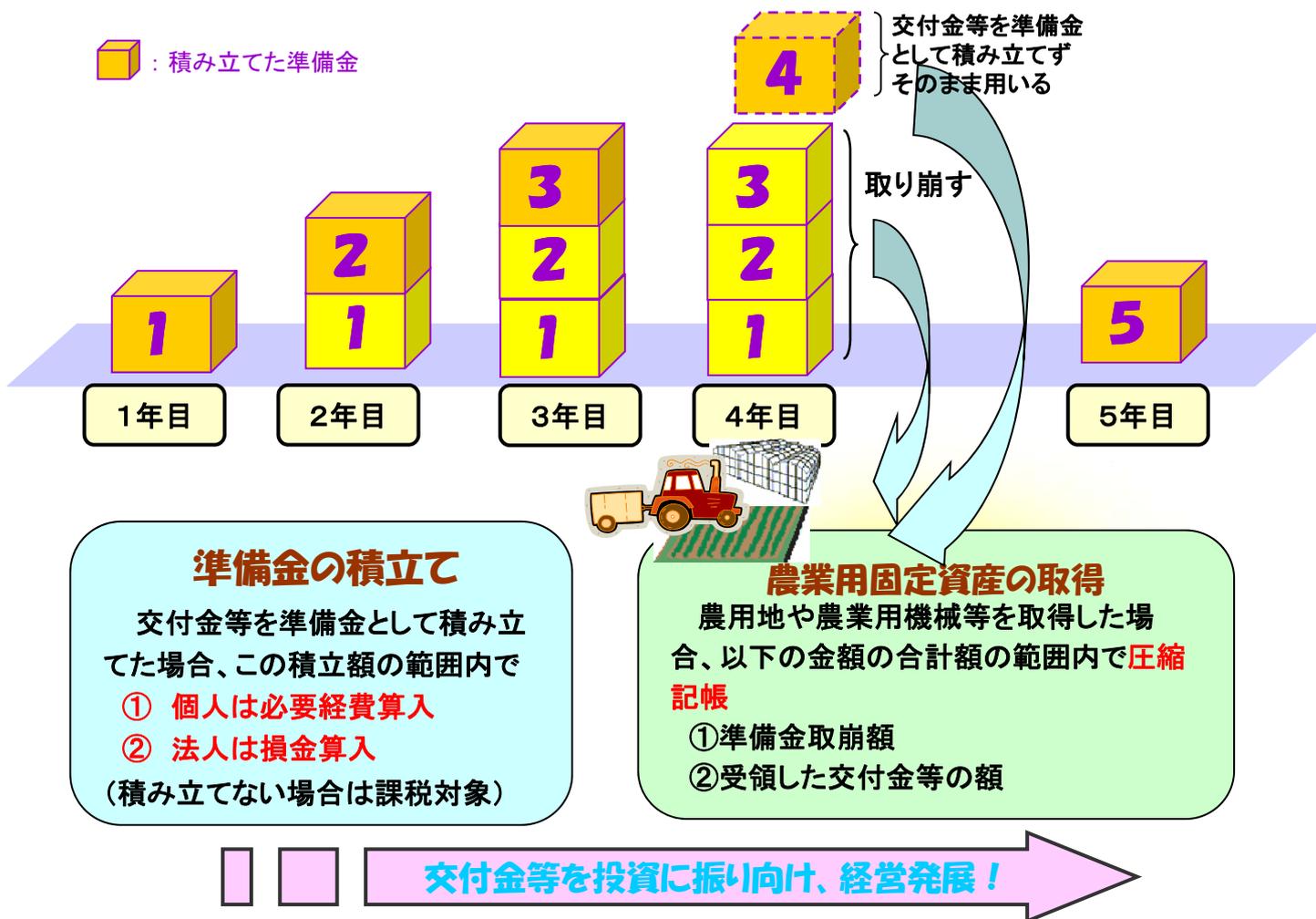
7. 農業経営基盤強化準備金制度

- **認定農業者**や**特定農業法人**が、水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金※1を農業経営改善計画などに従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の**固定資産を取得した場合**、**圧縮記帳**※2できます。
- 特例を受けようと思う方は、一定の方法で記帳※3し、**確定申告を青色申告で行う**必要がありますので、ご注意ください。

※1 農業経営基盤強化準備金制度は、水田・畑作経営所得安定対策のほか、戸別所得補償モデル対策の交付金や農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の交付金や補助金も対象となります。

※2 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※3 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。



（注意事項等）

- ① 特例の適用を受けるためには、確定申告の書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。農林水産大臣の証明書は農政事務所が発行します。詳しくは、北海道農政事務所などにお問い合わせください。
- ② 積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額（益金）に算入されます。

「水田・畑作経営相談窓口」一覧

「水田・畑作経営相談窓口」（愛称：**農政安心ダイヤル**）では、水田・畑作経営所得安定対策のほか、米政策改革、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談・ご要望を受け付けています。農業経営に関する個別のご相談も含め、お気軽にご連絡ください。

■ 北海道農政事務所 農政推進課 TEL 011-642-5462 FAX 011-642-5509

※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

■ 農林水産本省 経営局 経営政策課 TEL 03-6744-2339 FAX 03-3502-6007

※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 10:00～18:00（12:00～13:00を除く）

